平成１９年（判）第３号

審　　決

東京都港区港南二丁目１６番５号
被審人　三菱重工業株式会社
同代表者　代表取締役　大　宮　英　明
同代理人　弁　護　士　川　合　弘　造
同　　弘　中　聡　浩
同　　紺　野　博　靖
同　　島　田　まどか
同　　一　場　和　之
同　　宇　野　伸太郎
同　　藤　井　康次郎
同　　大　賀　朋　貴
同復代理人　弁　護　士　平　家　正　博

公正取引委員会は，上記被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第３５号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく課徴金納付命令審判事件について，公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第８２条の規定により審判長審判官大久保正道，審判官佐藤郁美から提出された事件記録及び規則第８４条の規定により被審人から提出された異議の申立書に基づいて，同審判官らから提出された別紙審決案を調査し，次のとおり審決する。

主　　文

被審人は，課徴金として金６４億９６１３万円を平成２３年１月１１日までに国庫に納付しなければならない。

理　　由

１　当委員会の認定した事実，証拠，判断及び法令の適用は，いずれも別紙審決案の理由第１ないし第７と同一であるから，これらを引用する。

２　よって，被審人に対し，独占禁止法第５４条の２第１項及び規則第８７条第１項の規定により，主文のとおり審決する。

平成２２年１１月１０日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水

委　員　濵　田　道　代

別紙

平成１９年（判）第３号

審　　決　　案

東京都港区港南二丁目１６番５号
被審人　三菱重工業株式会社
同代表者 代表取締役　大　宮　英　明
同代理人 弁　護　士　川　合　弘　造
同　　弘　中　聡　浩
同　　紺　野　博　靖
同　　島　田　まどか
同　　一　場　和　之
同　　宇　野　伸太郎
同　　藤　井　康次郎
同　　大　賀　朋　貴
同復代理人 弁 護 士　平　家　正　博

上記被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第３５号。以下「改正法」という。）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく課徴金納付命令審判事件について，公正取引委員会から独占禁止法第５１条の２及び公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第３１条第１項の規定に基づき担当審判官に指定された本職らは，審判の結果，次のとおり審決することが適当であると考え，規則第８２条及び第８３条の規定に基づいて本審決案を作成する。

主　　文

被審人は，課徴金として金６４億９６１３万円を国庫に納付しなければならない。

理　　由

第１　本件審判事件の概要等

１　排除措置命令

公正取引委員会は，別添平成１１年（判）第４号審決書（写し）記載のとおり，被審人が，日立造船株式会社（以下「日立造船」という。），株式会社タクマ（以下「タクマ」という。），ＪＦＥエンジニアリング株式会社（日本鋼管株式会社が平成１５年４月１日付けで商号変更したものである。以下「日本鋼管」という。）及び川崎重工業株式会社（以下「川崎重工業」という。）の４社（以下「４社」という。）と共同して，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するごみ焼却施設の新設，更新及び増設工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注することができるようにすることにより，公共の利益に反して，上記工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって，これは独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し，同法第３条の規定に違反するものであるとして，被審人及び４社に対し，平成１８年６月２７日，審判審決にて排除措置を命じた（以下，この審決を「本案審決」といい，本案審決において命じられた排除措置を「本件排除措置」という。）。

被審人は，東京高等裁判所に対し，本案審決の取消しを求める訴えを提起し，東京高等裁判所は，平成２０年９月２６日，被審人の請求を棄却する旨の判決をした。被審人は，これを不服として最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしたが，最高裁判所は，平成２１年１０月６日，上告棄却及び上告不受理の決定をし，本件排除措置は確定した。

２　課徴金納付命令

公正取引委員会は，本案審決を前提として，平成１９年３月２３日，被審人に対し，別紙記載の各工事（以下，個別の工事については，別紙「工事名」欄記載の略称を使用して「『三原市』工事」などといい，すべての工事を総称して「本件各工事」という。）を課徴金算定対象工事として課徴金納付命令（以下「本件課徴金納付命令」という。）を発し，平成１９年５月２１日に本件課徴金納付命令に係る審判開始決定をした（これが本件審判である。）。

第２　事実等（争いがない事実及び本案審決〔本案審決に引用される第１次審決案をいう。以下同じ。〕により認定された事実）

１　被審人の概要等

(1) 被審人は，ごみ焼却施設の建設等を行う者である。（争いがない）

(2) ４社は，被審人と同様にごみ焼却施設の建設等を行う者であり，これら４社に被審人を併せた５社（以下「５社」という。）は，プラントメーカーといわれている。（本案審決別紙１審決案３頁）

２　ごみ焼却施設の発注方法等（本案審決別紙１審決案３頁ないし６頁）

(1) ごみは，家庭生活の営みに伴って排出される一般廃棄物と，事業者の事業活動に伴って排出される産業廃棄物とに区分され，廃棄物の処理及び清掃に関する法律により，一般廃棄物は市町村が処理することになっている。このため，市町村は，その区域内で排出される一般廃棄物を処理するために単独で又は他の市町村とともに「一部事務組合」又は「広域連合」（いずれも地方自治法に定める地方公共団体の組合である。）を結成してごみ処理施設を整備しており，国は，市町村，一部事務組合及び広域連合（以下「地方公共団体」という。）が一般廃棄物を円滑かつ適正に処理するために行うごみ処理施設の整備事業について，補助金を交付している。

なお，地方公共団体が整備するごみ処理施設は，ごみの処理方法により，①ごみ焼却施設，②ごみ燃料化施設，③粗大ごみ処理施設，④廃棄物再生利用施設及び⑤高速堆肥化施設に区分される。

(2) ごみ焼却施設は，燃焼装置である焼却炉を中心に，ごみ供給装置，灰出し装置，排ガス処理装置等の焼却処理設備を配置し，ごみの焼却処理を行う施設であり，上記各設備に加えて，灰溶融設備や余熱利用設備が付帯して設置される場合がある。

また，地方公共団体は，ごみ焼却施設を建設するに当たって，粗大ごみ処理施設及び廃棄物再生利用施設を併設することもある。

(3) ごみ焼却施設は，１日当たりの稼働時間により，①２４時間連続稼働する全連続燃焼式（以下「全連」という。），②１６時間稼働する准連続燃焼式（以下「准連」という。）及び③８時間稼働するバッチ燃焼式に区分される。

また，ごみ焼却施設は，採用される燃焼装置の燃焼方式により，①ストーカ式燃焼装置（ごみをストーカ上で乾燥して焔燃焼させ，次に，おき燃焼させて灰にする装置をいう。）を採用する焼却施設（以下「ストーカ炉」という。），②流動床式燃焼装置を採用する焼却施設及び③ガス化溶融式燃焼施設がある。

(4) 地方公共団体は，全連及び准連ストーカ炉の新設，更新及び増設工事（以下「ストーカ炉の建設工事」という。）を指名競争入札，一般競争入札，指名見積り合わせ又は特命随意契約の方法により発注している。

前記のとおり，地方公共団体がごみ焼却施設建設に際して，粗大ごみ処理施設及び廃棄物再生利用施設を併設する場合には，当該地方公共団体は，これらの施設をごみ焼却施設と一体として一括発注することがある。

地方公共団体は，同団体が競争入札参加の資格要件を満たす者として登録している者の中から指名競争入札の参加者を指名している。また，一般競争入札に当たっても，資格要件を定め，一般競争入札に参加しようとする者が当該資格要件を満たすかどうかを審査し，資格要件を有する者だけを一般競争入札の参加者としているため，プラントメーカーといえども容易に同入札に参加できるものではない。

3　ストーカ炉の建設工事市場における５社の地位（本案審決別紙１審決案６頁ないし１０頁）

(1) 平成６年度から平成１０年度までの間におけるストーカ炉の建設工事のプラントメーカーとしては，５社のほかに，株式会社荏原製作所（平成６年１０月に荏原インフィルコ株式会社を吸収合併した。以下「荏原製作所」という。），株式会社クボタ（以下「クボタ」という。），住友重機械工業株式会社，石川島播磨重工業株式会社及びユニチカ株式会社等が存在していた（以下，５社以外のプラントメーカーを「アウトサイダー」という。）。

(2) ５社は，ストーカ炉の建設工事の施工実績の多さ，施工経歴の長さ，施工技術の高さからストーカ炉の建設工事について，プラントメーカーの中にあって「大手５社」と称されており，地方公共団体が実施するストーカ炉の建設工事の指名競争入札等において指名を受ける機会が多く，指名競争入札等に数多く参加していた。

平成６年度から平成１０年度までの間に，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事の総発注件数は８７件（発注トン数〔１日当たりのごみ処理能力トン数〕２３，５２９トン，発注金額約１兆１０３１億円）であり，このうち，５社のいずれかの者が受注した工事は６６件である。

4　本件違反行為（本案審決別紙１審決案１０頁及び１１頁）

５社は，遅くとも平成６年４月以降，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事について，受注機会の均等化を図るため，以下(1)ないし(3)の合意（以下「本件合意」という。）をしていた。

(1) 地方公共団体が建設を計画していることが判明した工事について，各社が受注希望の表明を行い

ア 受注希望者が１名の工事については，その者を当該工事の受注予定者とする

イ 受注希望者が複数の工事については，受注希望者間で話し合い，受注予定者を決定する

(2) ５社の間で受注予定者を決定した工事について，５社以外の者が指名競争入札等に参加する場合には，受注予定者は自社が受注することができるように５社以外の者に協力を求める

(3) 受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注することができるように協力する

そして，５社は，本件合意の下に，次の方法で受注予定者を決定し，受注予定者が受注することができるようにしていた（以下「本件違反行為」という。）。

５ 本件違反行為の実施方法（本案審決別紙１審決案１７８頁及び１７９頁）

本件違反行為の実施方法は，以下のとおりである。

なお，以下の(3)に関していえば，被審人及び川崎重工業の営業担当社員の中には，５社又は５社に荏原製作所及びクボタを加えた７社の受注に関して工事のトン数を加算した数値を算出していた者もあった。

(1) ５社は，平成６年４月以降，随時，５社の営業責任者クラスの者が集まる会合で，地方公共団体が建設を計画しているストーカ炉の建設工事について各社が把握している情報を，その１日当たりの処理能力の規模別等に区分してリストを作成した上で，その情報を交換し，その情報を共通化するようにする。５社は，この情報交換により得られた情報を基に，受注希望表明の対象となる工事を「確定」する。

(2) ５社は，随時，５社の営業責任者の会合で，処理能力の規模別（大型，中型，小型等）により３種に区分された工事ごとに，各社が受注を希望する工事を表明する。各社が受注希望を表明した工事について，希望者が重複しなかった工事はその希望者を受注予定者とし，希望者が重複した工事

は希望者間で話し合い，受注予定者を決定する。

(3) 受注予定者は各社の受注の均等を念頭において決定する。この受注の均衡は，各社が受注する工事のトン数を目安とする。

(4) アウトサイダーが入札に参加した場合，受注予定者等は，自社が受注することができるよう協力を求め，その協力を得るようにする。

(5) 受注予定者は，自社の受注価格を定め，他社が入札する価格をも定めて各社に連絡する。受注予定者以外の者は，受注予定者から連絡を受けた価格で入札し，受注予定者がその定めた価格で受注することができるように協力する。

6　競争の実質的制限（本案審決別紙１審決案１８０頁）

５社は，平成６年４月１日から平成１０年９月１７日までの間において，地方公共団体の発注するストーカ炉の建設工事の過半について，受注予定者を決定し，これを受注することにより，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

7　本件違反行為の終了（本案審決別紙１審決案１１頁）

５社は，平成１０年９月１７日に公正取引委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を開始したところ，同日以降，５社の会合を開催しておらず，本件合意に基づき受注予定者を決定し，受注予定者が受注することができるようにする行為を行っていない。

第３　争点

本件審判は本件課徴金納付命令に係るものであり，争点は下記１ないし４のとおりである。

なお，被審人は，本件違反行為が存在しない旨をも主張しているが，本件違反行為の存否に関しては，公正取引委員会は，既に，審判手続を経た上で，本件違反行為の存在を認定し，独占禁止法第５４条第２項及び規則第８７条第１項の規定により本案審決を行っている。その後，本件違反行為について同一の被審人に対して課徴金納付命令が発せられたことにより，これを不服として，本件審判が申し立てられたものである。被審人は，既に，本案審決に係る審判手続において本件違反行為の存否を争う機会を与えられており，公正取引委員会は，被審人の主張立証を踏まえて本件違反行為の存在を認定して本案審決を行ったものである。このような場合には，課徴金に係る審判

において，被審人が重ねて本件違反行為の不存在を主張することは許されないと解するのが相当であるから，本件違反行為が存在しない旨の被審人の主張はそれ自体失当であり，本件審判においては，本案審決の認定に係る本件違反行為の存在を前提とした上で，判断すべきこととなる。

1　本件各工事が独占禁止法第７条の２第１項に規定する「当該役務」に該当するものとして課徴金算定の対象となるか。

2　本件違反行為が終了した平成１０年９月１７日以後に契約が締結された「名古屋市（五条川工場)」工事及び「高知市」工事の売上げは，独占禁止法第７条の２第１項の実行期間内の売上額に含まれるか。すなわち同項の「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日」は，本件違反行為の終了日である平成１０年９月１６日か，それとも「高知市」工事に係る契約締結日である同年１２月１８日か。

3　「湖北広域行政事務センター」工事に係る「契約により定められた対価の額」は，原契約において定められた契約金額のほか，その後締結された変更契約により増額された後の金額を含むか。

4　課徴金算定の基礎となる売上額には消費税相当額も含まれるか。

第４　争点についての双方の主張

1　争点１（本件各工事の「当該役務」該当性）について

(1)　審査官の主張

ア　独占禁止法第７条の２第１項に規定する「当該役務」とは，違反行為の対象となった役務，すなわち，違反行為の対象役務の範ちゅうに属する役務であって，当該違反行為による拘束が及んだものを指す。そして，本件のような受注調整による違反行為の場合，当該違反行為の対象役務の範ちゅうに属する役務であって，当該違反行為による拘束が及び，具体的に競争制限効果が発生するに至ったものを指すと解される。

本案審決において被審人が違反行為を行っていたことが認定されている場合，違反行為の対象となった役務の範ちゅうに属する役務については，特段の事情がない限り，当該違反行為による拘束が及んだものであり，具体的に競争制限効果が発生するに至ったものと推定されると解すべきである。したがって，審査官としては，課徴金の対象とする工事について，違反行為の対象となった役務の範ちゅうに属することを主張立証すれば足り，当該工事について具体的に競争制限効果が発生するに

至ったことを個別に主張立証することは必要ではない。

被審人が受注した本件各工事は，いずれも本件違反行為の対象役務の範ちゅうに属する役務であって，当該違反行為による拘束が及び，競争制限効果が発生するに至ったものであるから，「当該役務」に該当する。

違反行為の認定から特段の事情がない限り個別工事についての競争制限効果の発生が推定されることは，違反行為の性質からの論理的帰結であり，同項の規定振り及び課徴金制度の趣旨にも合致する上，過去の審判決にも沿っており，合理的なものであることは明らかである。

イ　また，本件では，以下の個別具体的な事情が存在するのであり，これら個別具体的な事情を基に本件について検討しても，違反行為の認定から個別工事における競争制限効果の発生が推定されるものである。

(ア) 本件合意の対象工事は，発注者，発注方法及び対象工事のいずれにおいても特定されて明確となっている。したがって，本件合意は当事者を強く拘束しており，基本合意の内容が個別工事について実行に移される蓋然性は極めて高いことから，その範ちゅうに属する工事については，原則として本件合意が実施されていたものとみることができる。

(イ) 受注予定者決定の基準が明白なものであり，５社を強く拘束していたものとみられるから，本件合意が個別工事について実行に移される蓋然性は極めて高いということができる。

(ウ) 本案審決が認定しているとおり，本件合意は，「受注機会の均等化を図るため」のものであり，また，５社は，地方公共団体のごみ焼却施設の建設計画について，情報交換を行い，まずは情報を共通化した上で，各社の受注の均等を念頭において受注予定者を決定しており，５社の各社の受注実績等を指数化して把握していた者までいたというのである。

そして，すべての工事を受注調整の対象とするのでなければ，受注機会の均等化は図れないのであるから，本件合意が，その範ちゅうに属するすべての工事について個別調整を行うことを前提としていたことが明らかである。

(エ) 本件合意の実施状況からみても，本件合意は当事者を強く拘束しており，相当の実効性をもって実施されていたことが明白である。

ウ(ア)　被審人に対して課徴金の納付を命ずるに際し，排除措置に係る審決において被審人が違反行為を行っていたことが認定された場合，違反行為の対象となった商品又は役務の範ちゅうに属する商品又は役務については，特段の事情がない限り，当該違反行為による拘束が及び，具体的に競争制限効果が発生するに至ったものと推定される。個別工事の入札に参加したアウトサイダーへの協力要請の事実や，アウトサイダーがそれに応じたという事実は，「違反行為による拘束が及」んでいたことに内包される事実であって，課徴金を賦課するにつき必ずしも個別工事ごとに具体的な事実を主張立証しなければならないというものではない。

(イ)　本来，入札参加者全員の間で行われるべき競争が行われず，競争単位が減少するという事実自体が当該事案における競争制限効果の発生を示すものである。また，本件の場合，市場において有力な地位を占めていた５社がアウトサイダーを相当程度コントロールできる状況にあったことや，被審人が受注した各工事の落札率に照らせば，アウトサイダーは入札に参加しても有効な競争者として機能していなかったとみることができ，アウトサイダーへの協力要請が奏功したと考えられるから，アウトサイダーが入札に参加していたという事実は，それのみでは当該工事に違反行為の拘束が及び，競争制限効果が発生するに至ったことの推定を揺るがすに足りるものではない。

入札制度は本来，すべての入札参加者が当該入札の条件に従って公正な競争を行うことを予定するものであり，入札参加者間における競争放棄を内容とする合意の介入は一切許されていないのであるから，たとえ入札参加者の一部の者の間であっても本件合意が実施されていれば競争はもはや制限されていると考えるのが原則である。

エ　また，仮に，審査官において競争制限効果の発生を個別工事ごとに立証する必要があるとの被審人の主張を前提としても，以下のとおり，本件各工事はいずれも「当該役務」に該当し課徴金算定の対象となる。

(ア)　「三原市」工事，「湖北広域行政事務センター」工事，「福知山市」工事，「いわき市」工事及び「新城広域事務組合」工事

査第３号証（川崎重工業の担当社員が所持していた「年度別受注予想」と題する書面，以下「川崎重工業のリスト」という。）は，５社

が受注予定者を決定した結果を記載したと推認されるものであって，これによれば，５社の間で被審人が上記各工事の受注予定者と決定されたことは明らかである。

㈠　「津島市ほか十一町村衛生組合」工事

査第４号証（日本鋼管の担当社員が所持していた手帳であり，受注予定者が記載されたものと推認されるもの，以下「日本鋼管のメモ」という。）及び第３６号証（日本鋼管の担当社員が前任者からの引継内容を記載したノート，以下「日本鋼管のノート」という。）によれば，被審人が５社の間で，受注予定者と決定されたことは明らかである。

㈡　「名古屋市（五条川工場）」工事

川崎重工業のリスト及び査第５号証（日立造船に保管されていた文書であり，この当時日立造船が把握していた各工事の受注予定者を記載したものと推認されるもの，以下「日立造船のリスト」という。）によれば，被審人が５社の間で，受注予定者と決定されたことは明らかである。

㈢　「高知市」工事

日立造船のリストによれば，被審人が５社の間で，受注予定者と決定されたことは明らかである。

(2)　被審人の主張

ア　独占禁止法第７条の２第１項は，不当な取引制限等に係る「当該商品又は役務」の売上額を基礎として算定した課徴金の納付を命ずる旨を規定している。そして，個別工事が「当該商品又は役務」に当たり，課徴金の対象となるためには，本件各工事について，基本合意に基づいて受注予定者として決定され受注するなど，受注調整手続に上程されることによって具体的に競争制限効果が発生したことが必要である（東京高等裁判所平成１６年２月２０日判決・金融商事判例１１８９号２８頁）。

審査官は，基本合意の認定から本件各工事における競争制限効果の発生が推定されるとの独自の理論を述べるが，約６５億円もの巨額の課徴金を課そうとする以上は，被審人に対する適正手続の保障（憲法第３１条）からしても，本件各工事については，それぞれの工事ごとに個別具体的な証拠により，被審人が直接又は間接に関与した受注調整の結果，

競争制限効果が発生したことを主張立証するべきである。

また，本件審判における従前の審判長も，上記の見解に基づいて，審査官に対し，「始期と終期を特定して，その間の違反行為についてすべて競争制限効果があるという価格カルテルと同様の主張では不十分である。」，「個別物件ごとの具体的な競争制限効果について主張されたい。」との審判指揮をしている。

イ　東京高等裁判所平成２１年１０月２日判決（平成２０年（行ケ）第１４号）や同平成１９年１１月２８日判決（査第４２号証）も上記見解を前提としている。公正取引委員会平成１２年４月２１日審決（同審決集第４７巻３７頁）や同平成２０年７月２９日審決（同審決集第５５巻３５９頁）は，本件について審査官主張の「推定理論」を採る根拠となるものではない。

また，本件合意は，基本合意の内容である受注予定者決定の基準も明白なものではなく，一定の範囲に明確に限定されているとはいえず，同平成１２年４月２１日審決（同審決集第４７巻３７頁）における推定の根拠としての基準を充足せず，推定は働かない。

審査官の主張するように，基本合意のみによって個別工事についての具体的な競争制限効果を推定することができるのであれば，地方公共団体が発注したストーカ炉の建設工事のうち審査官が違反行為認定工事から除外したものについては，除外を正当化する合理的な基準が存在するはずであるところ，査第２号証記載の工事のうち「北信保健衛生施設組合」工事，「知多南部衛生組合」工事，「可茂衛生施設利用組合」工事，「南宇和衛生事務組合」工事，「有明広域行政事務組合」工事及び「児玉郡市広域市町村圏組合」工事の計６工事について，審査官は，上記の合理的な基準を主張することすらできていない。このような状況で審査官主張の「推定理論」に沿った認定が行われた場合には，被審人の防御権を侵害することにもなる。

ウ　５社において，ごみ焼却施設の建設計画を把握した段階で受注予定者を決定していたとしても，そのような段階ではストーカ炉に機種選定されるかどうか，そもそも発注されるのかどうか等の不確定要素が多分にあるため，仮に受注予定者に決定されたとしても，直ちに受注に結びつくものではない。川崎重工業のリストを受注予定者が決定された結果と

解するとしても，直ちに具体的な競争制限効果がそれだけで発生するとはいえないのであって，受注予定者が決定された事実とは別に具体的な競争制限効果が発生した事実について具体的に主張立証される必要がある。

エ　本件合意に基づき５社の間で受注予定者を決定したという事実がたとえ認定されたとしても，アウトサイダーがそれよりも安い値段で入札すれば，アウトサイダーが落札してしまい，受注調整は失敗に終わるのであるから，アウトサイダーが入札に参加した工事については，基本合意に基づき５社の間で受注予定者を決定したという事実に加えて，受注予定者がアウトサイダーに協力を要請し，その同意を取り付けたとの事実が，具体的に主張立証されなければならない。上記協力要請に関しては，少なくとも，いつ，どこで，誰が，どのように協力を求めたのかが主張立証されなければならない。査第９号証の「その物件に５社以外のメンバーが入った時は，タタキ合いとなる」との記載は，アウトサイダーの協力が存在しないことを裏付けている。にもかかわらず，審査官は，アウトサイダーが入札に参加した「三原市」工事，「福知山市」工事，「いわき市」工事，「新城広域事務組合」工事，「津島市」工事及び「名古屋市（五条川工場）」工事の６工事について，アウトサイダーに対して，具体的に，いつ，どこで，誰が，どのような協力を求め，いつ，どこで，誰から，どのような協力を得たのかを一切明らかにしていない。

特に，「福知山市」工事は，アウトサイダーである株式会社川崎技研（以下「川崎技研」という。）の入札価格（４２億９０００万円）が予定価格（４４億３１８９万円）を大きく下回っており，被審人の落札価格との差も僅か４０００万円であることから，川崎技研と被審人との間で特に熾烈な競争が行われたことが金額にも表れている。

したがって，アウトサイダーが入札に参加した６工事について，具体的に競争制限効果が発生した事実は具体的に主張立証されておらず，いずれの工事も課徴金の対象とならない。

オ　被審人が本件各工事の受注に成功したのは，以下のとおり，いずれも，被審人の優れた技術力と信頼，早期の情報収集等の営業活動，案件ごとの思い入れに基づく徹底的なコストダウン及び利益を薄くしてでも受注しようという全社を挙げた必注の機運によるものである。被審人は，

この成果として本件各工事の落札に成功したのであり，受注調整の結果として落札したものではない。仮に，具体的な競争制限効果が発生していれば，そもそも被審人が早期の営業活動をする必要はないのであり，被審人が早期の営業活動をしていたことは，具体的な競争制限効果の発生を否定する事実である。かかる営業上の努力，熱意及び技術力が存在したという事実は，これらの事情により他事業者よりも価格競争力で優れていたために被審人が落札することができたということを強く推認させるものであることは明らかである。

㈠　「三原市」工事について

上記工事の被審人の落札価格は５４億６０００万円であるが，これを単純に処理能力１トン当たりの建設単価に換算すると，４５５０万円である。被審人に次ぐ価格で入札した日立造船の入札価格が５９億円であることからしても，被審人は，当時の水準からすると非常に低い金額で落札したものであることは明らかである。

また，上記工事には手段を選ばない熾烈な競争が繰り広げられたが，最終的に被審人が，地元企業としての情報ルートを駆使して早期の情報収集を行うとともに，地元案件に対する思い入れに基づき，徹底的なコストダウンを実現して落札したものであり，審査官が主張する受注調整は存在せず，上記工事は課徴金算定の対象とならない。

㈡　「湖北広域行政事務センター」工事について

上記工事の被審人の落札価格である６５億８０００万円は，概算事業費約８８億円という新聞報道を踏まえて決定されたものであり，処理能力１トン当たりの建設単価に換算すると，５８７５万円となり，平成７年度の施設規模５０～９９トンのごみ焼却炉の実勢価格である６０００万円程度を下回るものであり，その他の要因を考慮すると，相当思い切った低い価格であったと言わざるを得ない。

また，上記工事は，被審人が，特にダイオキシン対策に関する技術的な優位性を発揮し，徹底的なコストダウンを実現して落札したものであり，審査官が主張する受注調整は存在せず，課徴金算定の対象とならない。

㈢　「福知山市」工事について

上記工事における被審人の落札価格である４２億５０００万円は，

トン当たり単価を計算しても，４２５０万円に相当し，いわゆる世間水準からしても非常に低い価格である。さらにいえば，被審人に次ぐ入札価格は，川崎技研の４２億９０００万円であり，僅か４０００万円差，割合としても１パーセントにも満たない差であり，非常にきわどい勝負であった。

被審人は，ダイオキシン対策において技術的に優位な立場にあるとともに，地元の最有力ゼネコンと組むことができたことなどから情報収集及び土木建築工事費用のコスト競争力においても優位な立場にあり，かつ，それらに基づき徹底的なコストダウンを実現して落札したものであって，審査官が主張する受注調整は存在せず，上記工事は課徴金算定の対象とならない。

(ｴ) 「いわき市（南部清掃センター）」工事について

上記工事の被審人の落札価格２１４億８０００万円を焼却炉３９０トンと電気式灰溶融設備４０トンを合わせた処理能力１トン当たりの建設単価に換算すると，約５０００万円であり，最新設備である電気式灰溶融設備が設置されていることなどからすると，相当思い切った低い金額である。

また，被審人は，既設炉を有することによるいわき市からの信頼や情報収集の優位性を有するとともに，電気式灰溶融設備の受注実績をつけるために全社一丸となってコストダウンに取り組み，直近に発注されクボタが落札した宇都宮市発注のストーカ炉建設工事との詳細な比較等に基づき思い切って２１５億円を少し切った金額で勝負をかけたのであって，このことが落札につながったものであり，審査官が主張する受注調整は存在せず，上記工事は課徴金算定の対象とならない。

(ｵ) 「新城広域事務組合」工事について

上記工事の被審人の落札価格３３億３０００万円は，土木建築工事部分も含めたトン当たり建設単価に換算すると５５００万円レベルに相当するところ，当時の小規模炉のトン当たり建設単価は６０００万円を若干下回る水準であった。上記工事は，より小規模である上に，廃熱回収ボイラ設備を設置することを勘案すれば，非常に低い価格である。

また，被審人は，情報収集や土木建築費用のコスト競争力における優位性とともに，小規模全連炉の受注実績を早期につけるべく全社一丸となって徹底的なコストダウンに取り組んだことが落札につながったものであり，審査官が主張する受注調整は存在せず，上記工事は課徴金算定の対象とならない。

(カ) 「津島市ほか十一町村衛生組合」工事について

上記工事の被審人の落札価格２３８億円は，処理能力１トン当たりの建設単価に換算すると，約４５５４万円であり，最新設備である電気式灰溶融設備が設置されていること，大型，かつ，高性能のリサイクルプラザが併設されていること，通常は２炉で計画するところ３炉が発注されていること等の要因を考えれば，相当思い切った低い価格であった。

また，上記工事の既設炉は被審人が納入したものであり，発注者から高い信頼を得ていたこと，被審人にとって初めてバグフィルタを実機投入してダイオキシン対策の効果を確認し，その後の商談におけるＰＲに活用したことなどから非常に思い入れの強い案件であり，また，情報収集の点でも優位性があったため，徹底的なコストダウンを実現して落札したものであり，審査官が主張する受注調整は存在せず，上記工事は課徴金算定の対象とならない。

(キ) 「名古屋市（五条川工場）」工事について

上記工事の被審人の落札価格１９６億円を，処理能力１トン当たりの建設単価に換算すると，約３１１１万円であり，最新設備である電気式灰溶融設備が設置されていること，非常に高度な技術を要求されるピロティ方式が採用されていること等の要因も考えれば，相当思い切った低い価格であった。

なお，落札率が１００パーセントだったのは，名古屋市がその技術知見に基づき非常に厳しい予定価格を設定したからである。

また，被審人は，名古屋市に対する２件の焼却炉の納入実績を有し信頼されていたことから早期に具体的な検討依頼があるなど情報収集において有利な立場にあり，ピロティ方式という非常に高度な技術を要求されたものの早期に詳細な検討を行って徹底的にコストを下げ，また，計画の早い段階から関与していたことによる思い入れに基

づき徹底的なコストダウンを実現して落札したものであり，審査官が主張する受注調整は存在せず，上記工事は課徴金算定の対象とならない。

(ｸ) 「高知市」工事について

a 上記工事の被審人の落札価格２８５億円を，処理能力１トン当たりの建設単価に換算すると，約４１９１万円であり，最新設備である電気式灰溶融設備が設置されていること，当時の数百トン規模のごみ焼却炉の相場はトン当たりで単純に計算するとおよそ５０００万円～５５００万円であることからすると，当時の水準からしても破格に低い価格であった。

また，被審人は，高知市に対して良好な稼働実績を有する既設炉を納入し信頼されていたことから情報収集において有利な立場にあり，また地元のナンバー１とナンバー２の有力ゼネコンと共同企業体を結成することにより土木建築工事費用のコストダウンを実現することができた上，三菱発祥の地である高知市の期待に応えようという思い入れに基づき徹底的なコストダウンを行い落札に結び付いたものであり，審査官が主張する受注調整は存在せず，上記工事は課徴金算定の対象とならない。

b 「高知市」工事は川崎重工業のリストに記載がない上に，査第６３号証によれば，川崎重工業は「高知市」工事の受注確度を「チャレンジ案件」，「チャン無案件」，「フリー案件」を意味する「Ｂ」と認識していたのであるから，「高知市」工事には受注予定者が存在しない，すなわち，被審人が受注予定者とされていないことが明確である（なお，審査官の手元にある川崎重工業の資料中には，「案件一覧」のほかに「Ｂランク案件」と題するファイルが存在し，かかるファイル中には，他の課徴金対象工事についても，受注調整の対象となっていなかったことがより端的に示される資料が含まれている可能性がある。かかる資料について文書提出命令を申し立てたが，却下された。）。

仮に，審査官が主張するような受注調整が存在し，入札の時点で他社の入札金額が分かる，あるいは，他社に入札金額を指示することができたのであれば，被審人としては，１回目の入札で他社と６

億円もの差をつけているのに，さらに７億円もカットした２８５億円で２回目に入札する必要はない。すなわち，例えば２９０億９０００万円で入札し，少しずつ入札金額を下げれば，利益を最大化することができた。被審人がかかる行動を採らなかったことは並々ならぬ被審人の受注意欲の現われであり，受注調整の不存在は裏付けられている。

２　争点２（「名古屋市（五条川工場）」工事及び「高知市」工事に係る売上げが実行期間内の売上額に含まれるか）について

(1)　審査官の主張

ア　独占禁止法第７条の２第１項は，課徴金算定の基礎となる売上げの確定に当たり，「当該行為の実行としての事業活動を行った日」及び「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日」を基準としている。

課徴金算定の基礎となる売上額確定のための「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日」との基準は，「当該行為（違反行為）がなくなった日」とは全く別の概念であって，「一定のカルテル行為による不当な経済的利得をカルテルに参加した事業者からはく奪することによって，社会的公正を確保するとともに，違反行為の抑止を図り，カルテル禁止規定の実効性を確保する」という課徴金制度の趣旨に沿うよう解釈されるべきものであり，これらが合致しない場合があることは当然に予定されている。

本件のような受注調整事案において，違反行為がなくなる日より前に，基本合意に基づいて受注予定者が決定され，入札が行われ，当該受注予定者が落札した工事について，同日より後にその契約が行われた場合，当該工事には違反行為の拘束が及んでおり，当該工事について事業者の得る利得は違反行為による不当な経済的利得にほかならないから，これを課徴金算定の対象とすることが課徴金制度の上記趣旨にかなう。

また，このような場合において，受注予定者とされた者が，違反行為がなくなったにもかかわらず，違反行為に基づいて落札した工事について，契約辞退をすることなく漫然と契約を締結することは，当該工事における違反行為の実施を確定的にするための積極的な行為であるから，違反行為との関係においては，当該契約締結行為は入札と一体のものとして捉えることができる。

そこで，上記のような場合においては，入札から契約までを一連のものとみて，違反行為の「実行としての事業活動」が契約時点まで続いていると考え，当該契約締結日を「実行としての事業活動がなくなる日」と認めるべきである。

以上の見解は，株式会社アベ建設工業に対する課徴金の納付を命ずる審決（公正取引委員会平成１６年６月２２日審決・同審決集第５１巻６８頁）の判断とも整合する。

イ　「名古屋市（五条川工場）」工事及び「高知市」工事は，違反行為による拘束が及んだ工事であるところ，これらの工事については，本件違反行為が終了した平成１０年９月１７日より前に入札が執行され，同日より後に工事請負契約が締結されているので，このうち，最後に締結された「高知市」工事の工事請負契約締結日である平成１０年１２月１８日が「実行としての事業活動がなくなる日」となる。

なお，５社のうち，被審人以外の４社については，審判開始決定書において，「実行期間」は平成７年９月１７日から平成１０年９月１６日とされているが，「実行期間」は違反行為者ごとに判断すべきところ，被審人のみが違反行為の「実行としての事業活動」たる行為を平成１０年１２月１８日まで継続していたのであるから，かかる差異が生ずるのも当然である。

(2)　被審人の主張

ア　本件違反行為の実行期間の終期，すなわち「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日」は，本件違反行為がなくなった日である平成１０年９月１６日である。違反行為を実行していないのであれば，「違反行為の実行」は存在せず，「違反行為の実行としての事業活動」も存在し得ない。

そして，「名古屋市（五条川工場)」工事の契約日は，平成１０年１０月７日，また，「高知市」工事の契約日は，平成１０年１２月１８日であり，両工事は，違反行為の実行としての事業活動がなくなる日である平成１０年９月１７日よりも後である。課徴金の対象となる実行期間内に契約が締結されていない以上，当該各工事に係る「売上げ」は存在しない。

したがって，そもそも，「名古屋市（五条川工場）」工事及び「高知

市」工事は，課徴金算定の対象となる「当該役務」に該当しない。

イ　審査官は，５社のうち被審人を除く４社については，実行期間の終期を平成１０年９月１６日としている。しかし，被審人が受注した工事だけ，実行期間を後ろにずらすことは論理的一貫性を欠く。

ウ　独占禁止法施行令（改正法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成１７年政令第３１８号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令をいう。以下「施行令」という。）第６条が，課徴金算定の対象となる売上額の合算方法について，「実行期間において締結した契約」との基準を定めており，落札日基準ではなく，契約日基準が取られている。したがって，落札日が実行期間に含まれていても，契約日が実行期間に含まれていない以上，課徴金算定の対象とすることは許されない。同条は「実行期間において締結した契約」と規定しており，実行期間によって「契約」の範囲を限定しようとしているところ，審査官の主張するように実行期間の終期が契約日まで延伸されるものと解した場合には，「契約が締結された日までに締結された契約」というトートロジカルな概念となり，上記限定が無意味になってしまう。

エ　平成１０年当時の企業会計原則注解は，長期の請負工事に関する収益の計上について，工事進行基準又は工事完成基準のいずれかを選択適用することができる旨，また，企業会計原則は，売上高計上基準について「売上高は，実現主義の原則に従い，商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る」としており，これらによれば，長期の請負工事だけでなく，請負工事一般についても契約時に売上げとして計上することは許されていない。よって，平成１０年１２月１８日までに売上げが計上されていない「名古屋市（五条川工場）」工事及び「高知市」工事は，課徴金算定の対象に入り得ない工事である。

オ　ごみ焼却炉建設請負工事に係る事業活動は，発注者から焼却炉建設工事の受注後，設計・製造・据付を行い，発注者に引き渡すという一連の活動によって構成されており，受注により事業活動が終了するわけではない。この点で，契約を締結するのとほぼ同時に引き渡しもなされて取引が完了する商品の販売とは異なる。したがって，「違反行為の実行と

しての事業活動がなくなる日」と「違反行為の終了日」との概念を区別する審査官の解釈を論理的に一貫させるのであれば，ごみ焼却炉建設工事に関し当該事業活動が終了するのは，落札した工事を発注者に引き渡した時となる。そうすると，「名古屋市（五条川工場）」工事の引渡し（検査）がなされた平成１６年８月９日が「違反行為の実行としての事業活動がなくなる日」となる。

カ　実行期間の終期は，除斥期間の起算点という事業者にとって重要な利害関係を有する要件としても機能しており，その認定は法的に安定したものであることが必須であるが，審査官の主張によると，議会の議決を要する契約の場合などの例では，議決が行われるまで実行期間が終了しないということになり，起算点が不定期に遅れることになり事業者に著しく不利益である。

３　争点３（「湖北広域行政事務センター」工事に係る「契約により定められた対価の額」は，変更契約後の金額か）について

(1)　審査官の主張

ア　被審人及び湖北広域行政事務センター（以下「湖北センター」という。）は，「湖北広域行政事務センター」工事に関し，平成８年９月１２日，工事請負代金額を６７億７７４０万円（消費税を含む。）とする工事請負契約（以下「湖北原契約」という。）を締結した。その後，湖北センターが，被審人に対し，湖北原契約で合意されていた工事（「湖北広域行政事務センター」工事。以下「湖北当初工事」ということもある。）に加えて，灰溶融施設及びガラス工房の整備工事（以下「湖北第１次工事」という。）を追加発注し，湖北センターと被審人は，平成９年１２月２２日，これに伴い湖北原契約の工事請負代金額を４億３６９０万円（消費税を含む。）増額する旨の契約（以下「湖北第１次契約」という。）を締結した。さらに平成１０年６月５日，湖北センターが被審人に対し，管理棟昇降装置整備及びガラス工房の位置変更工事（以下「湖北第２次工事」という。）を追加発注し，これに伴い，湖北第１次契約で増額された工事請負代金額を２７８９万６０００円（消費税を含む。）増額する旨の契約（以下「湖北第２次契約」という。）を締結した。

これにより，「湖北広域行政事務センター」工事の請負契約金額は，７２億４２１９万６０００円（消費税含む。）となった。よって，「湖

北広域行政事務センター」工事に係る「対価の額」は，７２億４２１９万６０００円である。

イ　一般に変更契約は，原契約内容の一部の変更を合意するものであるから，両契約は実質的に一体のものとして当然に関連性を有している。

変更契約は原契約と無関係に締結されることはなく必ず原契約の存在を前提とするものであるから，変更契約及びその内容に関して独立に違反行為の実施状況を検討するかのような判断を行う必要はない。被審人が湖北第１次工事及び湖北第２次工事を受注することとなったのは，受注調整の結果，湖北当初工事を受注することができたことによるものであるから，上記各工事について改めて受注調整の有無や意思の連絡の有無を問うなどという仮定の議論は無意味である。

また，事業者は変更契約により定められた契約金額に従って不当な経済的利得を得るのであるから，これを課徴金算定の対象とすることは課徴金制度の趣旨にも合致する。

したがって，違反行為による拘束の下に受注した工事につき締結された契約における契約金額が，実行期間内に原契約の一部変更という方法で増減した場合には，契約金額変更の原因を問わず，定型的に変更契約により定められた契約金額が当該工事における課徴金算定の対象たる「対価の額」となると考えるべきである。

以上の見解は，公正取引委員会の一般の運用と合致しており，また，公正取引委員会平成１８年９月２１日審決（同審決集第５３巻４３０頁）の判断とも整合する。

ウ　湖北第１次工事及び湖北第２次工事は，以下(ｱ)及び(ｲ)のとおり，いずれも本来的に本件違反行為の予定する対象役務そのものに含まれるものであるから，上記各工事は，湖北当初工事と実質的にも一体であり関連しているといえる。そうすると，これらの各工事が湖北当初工事とともに同時に発注された場合はもとより，後になって追加発注された場合であっても「一体として発注」されたものと評価できるのである。したがって，本件における具体的な事実関係に基づいても，湖北第１次契約及び湖北第２次契約により定められた契約金額が課徴金算定の対象たる「対価の額」となる。

(ｱ)　湖北第１次工事

a　灰溶融施設の整備工事について

湖北第１次工事に係る灰溶融施設（以下「本件灰溶融設備」という。）は，可燃ごみを焼却処理する際に発生する焼却灰等を，高温で溶融し，これらに含まれるダイオキシンを無害化するとともに，焼却灰等を減量化して再利用可能なスラグという素材に変えるための施設である。本案審決において認定された本件違反行為の対象役務は，前記第２の４のとおり，地方公共団体発注の全連及び准連ストーカ炉の建設工事であり，その中には「当該ごみ焼却施設と一体として発注されるその他のごみ処理施設」も含まれる。そして，本案審決において，ごみ焼却施設には「灰溶融設備…が付帯している場合がある」旨認定されている（本案審決別紙１審決案４頁）。したがって，本件灰溶融設備の整備工事（以下「本件灰溶融整備工事」という。）は，本件違反行為の対象役務の範ちゅうに属する役務に当たる。

本件灰溶融設備は，焼却炉から排出される焼却灰等を直接受け入れる構造で焼却炉と連結されており，その処理能力規模は焼却炉からの焼却灰等の排出量に応じて設定される関係にあるなど，ごみ焼却施設である焼却炉と構造的・機能的に一体化しており，ごみ焼却施設から独立しては機能しないという性質を有することが明らかである。

また，平成９年１月２３日，旧厚生省の「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」において，焼却灰等に含まれるダイオキシン類削減のため溶融固化等の無害化処理を推進するとの方針が示され，これを受けて，湖北センターにおいて，同年７月ころ，本件灰溶融設備の整備計画が確定した。

本件灰溶融設備は，「リサイクルプラザ」の一環として国庫補助金の交付対象となるものであり，国庫補助金事業たる施設整備を行う上で，その追加整備は不可避であった。このことは，「湖北広域行政事務センター」工事の入札当時の被審人も認識していたと考えられる。

b　ガラス工房の設備工事

湖北第１次工事に係るガラス工房（以下「本件ガラス工房」とい

う。）は，収集したガラスびん等を再利用してガラス工芸を体験する場を地域住民に提供することにより，地域住民のリサイクルに対する問題意識を啓発すること等を目的とするものである。本案審決において認定された本件違反行為の対象役務には「当該ごみ焼却施設と一体として発注されるその他のごみ処理施設」も含まれるところ，「ごみ処理施設」の１つとして「④廃棄物再生利用施設」が挙げられており（本案審決別紙１審決案４頁），本件ガラス工房もこれに含まれる。以上によれば，本件ガラス工房の整備工事（以下「本件ガラス工房整備工事」という。）は，本件違反行為の対象役務の範ちゅうに属する役務に当たる。

また，「湖北広域行政事務センター」工事の発注の時点で，本件ガラス工房の基本設計，実施設計等は既に請負業務の範囲に含まれており，当該工事の入札参加者においても，本件ガラス工房の整備工事が追加発注される予定であることは認識されていた。本件ガラス工房は，ごみ処理施設及び「リサイクルプラザ」の敷地のほぼ中央（管理棟隣）に設置された。

本件ガラス工房も，本件灰溶融設備と同様「リサイクルプラザ」の一環として国庫補助金の対象となるものであり，国庫補助金事業たる施設整備の一環として設置されたものであった。

㈠ 湖北第２次工事

本件ガラス工房の設置位置の変更（管理棟と別棟とする設計を，管理棟と一体とする設計に変更するもの）及び管理棟へのエレベータの追加整備を内容とするものであって，そもそも「湖北広域行政事務センター」工事及び湖北第１次工事との一体性に疑問を生ずる余地はない。

(2) 被審人の主張

ア 「湖北広域行政事務センター」工事は，平成８年８月２６日に，指名競争入札で，被審人が落札した後，平成９年１２月１８日に，被審人と湖北センターとの間で，湖北第１次工事について湖北第１次契約が，随意契約として締結された。また，平成１０年６月５日，湖北第２次工事について湖北第２次契約が随意契約として締結された。

以上のとおり，湖北第１次工事及び湖北第２次工事は，被審人が湖北

センターから随意契約によって受注したものであって，受注調整の余地はなく，また，本件違反行為の対象となる「指名競争入札，一般競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注」された工事ではないのであるから，湖北第１次工事及び湖北第２次工事にまで「湖北広域行政事務センター」工事についての受注調整による具体的競争制限効果が及ぶ余地はない。

さらに，湖北第１次工事及び湖北第２次工事は，いずれも「湖北広域行政事務センター」工事の統一仕様書において受注者の施工すべき工事の範囲に含まれておらず，入札後相当期間が経過してから生じた事情の変更により，湖北センターの都合で，湖北当初工事とは全く別個の工事として発注されたものであり，後記イのとおり，「湖北広域行政事務センター」工事の入札の際にはおよそ想定されていなかった工事であるから，被審人において将来自らが追加受注できると予測することは不可能であって，「当該ごみ焼却施設と一体として発注され」るごみ処理施設にも該当しない。

イ　本件灰溶融設備については，審査官も主張しているとおり，平成９年１月にガイドラインを受けて計画されたものであり，その整備計画が確定したのは同年７月ころである。

「湖北広域行政事務センター」工事を受注後，湖北センターからバーナ式灰溶融炉の実証施設の設置について提案を受けたため，被審人は，前向きに話を進め，通常は約１０億円にもなる湖北第１次工事を半額以下の４億１６０９万５２３９円で受注した。本件ガラス工房については，平成８年１２月になって，湖北センターから，元請になってもらいたいとの特別の依頼があったものである。

「湖北広域行政事務センター」工事の発注の時点で本件ガラス工房の設計のみが請負業務の範囲に含まれていたという事実は，むしろ，発注者が，本件ガラス工房の施工や機器製作は他の業者に発注するという意向であったことを示すものである。また，平成９年１２月２２日に開催された湖北センターの議会臨時会等においても，「湖北広域行政事務センター」工事の発注時には湖北第１次工事及び湖北第２次工事が全く想定されていなかったことを示す問答がある（審三菱第２０号証の３及び４）。

ウ　審査官は，湖北第１次工事及び湖北第２次工事について，湖北当初工事と「実質的にも一体であり関連している」等と述べて物理的な一体性を主張するが，そもそも，本件審判の対象となり，本件合意の対象となるのは，本件審判開始決定書に記載のとおり，ごみ焼却炉施設と「一体として発注」された工事であり，「実質的に」一体として発注された工事ではない。審査官の主張は，「一体」でないものを含める基準を勝手に定立して審判開始決定書記載の範囲を権限無く拡張するものであって失当である。

また，追加工事が課徴金の算定対象に含まれるか否かの基準は，物理的な一体性ではなく，「意思の連絡」の対象であったか否かである。入札に際して発注者から提示された発注仕様書等において，付随的な施設が物理的に一体な施設として含まれていれば，原則として「意思の連絡」の対象となったと言いうるが，事後的に計画の対象となった工事は，受注調整に際して「意思の連絡」の対象になったとはいえない。

湖北第１次工事及び湖北第２次工事は，「湖北広域行政事務センター」工事の発注仕様書に含まれているものではなかった以上，「一体として発注」された工事ではなく別途発注されたものが結果的に結合されたものであって，一体として発注された実質すら有していない。

エ　以上により，湖北第１次工事及び湖北第２次工事に係る売上額は課徴金算定の対象にならない。

４　争点４（売上額算定における消費税相当額の処理）について

(1)　審査官の主張

ア　消費税相当額が施行令第６条第１項にいう「対価」に含まれることは，判例上確定的になっており（最高裁判所平成１０年１０月１３日判決・公正取引委員会審決集第４５巻３３９頁，東京高等裁判所平成１８年２月２４日判決・公正取引委員会審決集第５２巻７４４頁），被審人の主張は明らかに失当である。

イ　被審人は，最高裁判所平成１７年９月１３日判決（民集第５９巻１９５０頁。以下「日本機械保険連盟事件最高裁判決」という。）を援用し，課徴金の額を定めるために用いられる売上額は，企業会計上の概念である売上高と同義であると解すべきである旨主張するが，同最高裁判決では，保険料が非課税とされているため，消費税の取扱いは全く争点とさ

れていなかったのであり，同判決はそもそも本件とは無関係である。

また，上記判決における「企業会計上の概念である売上高」という判示も，損害保険会社の会計処理上費用項目に計上されている支払保険金を課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきか否かという争点について，その必要はないとの結論を導く過程で，「事業者が取引の相手方から契約に基づいて受け取る対価である代金ないし報酬の合計から費用項目を差し引く前の数値」が「企業会計上の概念である売上高」であり，かつ，独占禁止法第７条の２の売上額も「費用項目を差し引く前の数値」を意味するとの解釈を示したものと理解すべきである。

上記判決は消費税相当額の取扱いについて何らの判断も示していないのであるから，これを援用する被審人の主張は失当というほかない。

ウ　また，消費税法第２８条第１項の「対価」の定義は，同条第１項及び第２項において妥当するところ，それが当然にはその他の法律における「対価」の意義を確定させる根拠とはなり得ない（東京高等裁判所平成１８年２月２４日判決・公正取引委員会審決集第５２巻７４４頁）。

(2)　被審人の主張

本件各工事の落札価格の消費税相当額は，独占禁止法第７条の２第１項の「売上額」には含まれない。したがって，本件各工事の落札価格の消費税相当額は課徴金算定の対象から除外されるべきである。

ア　日本機械保険連盟事件最高裁判決は，「売上額」は企業会計上の概念である売上高を意味する旨判示する。そして，被審人は，売上高の算定において，消費税を含めない税抜方式を採用しており，かかる税抜経理方式が，日本においては原則的な処理方法とされている。

したがって，「売上高」に消費税相当額を含めるべきではない。

イ　独占禁止法第７条の２第１項は課徴金算定において売上額に乗ずる比率を６パーセントと定めているところ，独占禁止法平成３年改正に係る公正取引委員会事務局官房企画課長による解説によれば，課徴金の比率は，「売上高営業利益率の平均」を基に設定されているものである。売上高の算出に当たって税抜方式を採っている日本の企業会計上の実務を前提とすれば，「売上高営業利益率の平均」の算出に際して用いられた売上高は，当然，消費税を含まない金額である。

したがって，課徴金の算定に当たっては，消費税相当額を「売上高」

に含めずに課徴金を算定することが，課徴金制度の趣旨に沿った解釈である。

ウ　消費税法第２８条及び消費税法基本通達（１０－１－１１）は，消費税について，「利用者等が納税義務者となっているのであるから対価の額に含まれない」としている。すなわち，消費税は利用者等が納税義務者となっており，事業者にとっては一時的な預かり金にすぎないのであるから，消費税の課税標準を考える際には，対価の額には含まれないとしている。

本件各工事に関して生じる消費税は，発注者が納税義務者となっており，被審人はかかる金額を一時的に預かっているにすぎないのであって，被審人の収益や不当利得にはなり得ない部分であり，課徴金の算定に際しても，同様に，対価の額に含むことは論理的にあり得ない。

また，消費税に対して課徴金を課す場合には，日本政府が消費税に対する課徴金相当額を二重取りすることとなるところ，日本の法令は，消費税に対して課徴金が課されることを前提に制定されておらず，日本政府による二重取りを防止するためにも，消費税相当額に対して課徴金を課すことは許されない。

第５　審判官の判断

１　争点１（本件各工事の「当該役務」該当性）について

(1)　独占禁止法第７条の２の「当該役務」の解釈

ア　独占禁止法第７条の２第１項は，事業者が商品又は役務の対価に係る不当な取引制限をした場合には，公正取引委員会は，事業者に対し，当該行為の実行としての事業活動が行われた期間における当該商品又は役務の売上額を基礎として計算された額の課徴金の納付を命ずる旨規定している。

同項にいう「当該商品又は役務」とは，原則として，不当な取引制限の対象とされた商品又は役務全体を指すものと解すべきであるが，本件合意のような入札談合の場合にあっては，基本合意の成立が認められ，この基本合意によって対象となる商品又は役務が特定されたとしても，各商品又は役務について個別の入札が実施されるため，基本合意の成立によって発生した競争制限効果が当然に各商品又は役務に及ぶこととはならない。このような場合の「当該商品又は役務」とは，基本合意の

対象となった商品又は役務全体のうち，個別の入札において基本合意の成立により発生した競争制限効果が及んでいると認められるものをいうと解するべきである。そして，個別の入札において基本合意に基づき受注予定者が決定されたことが認められれば，当該入札の対象工事には，自由な競争を行わないという基本合意の成立によって発生した競争制限効果が及んでいるものと認められるから，当該個別の入札に係る工事は，「当該商品又は役務」に該当するものと認められる（公正取引委員会平成１５年６月１３日審決・同審決集第５０巻３頁，同平成１７年９月２８日審決・同審決集第５２巻１００頁，同平成１８年４月２８日審決・同審決集第５３巻９９頁，同平成２０年１１月１９日審決・同審決集第５５巻４８０頁）。

イ　前記第２の１ないし５及び査第２号証によると，①５社は，ストーカ炉の建設工事について，施工実績の多さ，施工経歴の長さ，施工技術の高さから，プラントメーカーの中にあって大手５社と称されていること，②本件違反行為が実施された期間において地方公共団体が発注したストーカ炉の建設工事は８７件（発注金額は１兆１０３１億円）であるところ，すべての入札について５社のうち大半のものが指名されて参加しており，このうち５社全社が入札に参加した工事は６７件にも上ること，③５社は，随時，５社の営業責任者クラスの者が集まる会合を開催し，当該会合で地方公共団体が計画するストーカ炉の建設工事の情報を共通化した上で，各社が受注する工事のトン数を目安に各社が均衡して受注することができるように発注トン数の規模別に受注予定者を決定していたこと，④５社の営業担当社員の中には，５社の受注状況を指数化して把握していた者もいたこと及び⑤５社は，アウトサイダーが入札に参加した場合には，当該アウトサイダーに協力を求めるようにしていたこと，以上の事実が認められる。加えて，本件合意に参加し，本件合意の詳細を最もよく知り得る立場にある被審人において，いまだに本件合意及び本件違反行為の存在を否定し，本件合意の詳細（とりわけ，合意の対象工事が「地方公共団体発注のストーカ炉の建設工事」であること以外に何らかの限定があったのか否かについて）を明らかにしないことをも総合考慮すると，本件合意は，地方公共団体が発注するすべてのストーカ炉の建設工事を受注調整の対象とするものであったと推認する

ほかない。

そうすると，地方公共団体が発注するストーカ炉の建設工事で，かつ，５社のうちいずれかが入札に参加し受注した工事（本件各工事は，すべてこれに該当する。）については，何らかの特段の事情がない限り，本件合意に基づいて５社間で受注予定者が決定され，本件合意によって発生した自由な競争をしないという競争制限効果が個別の工事に及んでいたものと推認するのが相当である。

この推認を覆すに足りる特段の事情があるというためには，この当時本件合意が存在していたにもかかわらず，何らかの事情があって個別の工事において受注予定者が決定されなかったこと，受注予定者が決定されたがこれが覆されたことなど，当該工事の入札実施前に本件合意の対象から除外されたこと（以下「本件特段の事情」という。）をうかがわせるに足りるだけの反証をする必要があるというべきである。

なお，この種の事件において，しばしば被審人の側から，個別の工事の入札参加者の中にアウトサイダーが存在したことを指摘し，「アウトサイダーとの間で価格競争があったから，当該入札に関しては基本合意の競争制限効果が及んでいない。」との趣旨の主張がなされることがある。しかし，入札制度は，本来，すべての入札参加者が当該入札の条件に従って公正な競争を行うことを予定するものであり，入札参加者間における競争回避を内容とする合意の介入は一切許されていないのであるから，入札参加者全員の間で行われるべき競争が行われないこととなって，独立して意思決定を行う競争者が減少するということ自体に競争制限効果が認められるべきものである。

そうすると，入札参加者にアウトサイダーが存在した場合においても，一部とはいえ同じく入札参加者である５社の間で本件合意が実施され受注予定者が決定されているのであれば，本件の具体的事情の下では競争制限効果は発生しているのであって，実際の入札において，上記受注予定者とアウトサイダーとが価格競争を行ったとしても，既に発生した競争制限効果を消滅させるような影響はないと解するべきである。そうすると，上記のようなアウトサイダーとの間で価格競争があったとの主張は，本件特段の事情の主張としては，主張自体失当である。

(2) 被審人の主張について

ア　被審人は，過去の判例や審決によれば，本件各工事が「当該役務」に該当すると認められるためには，本件各工事について個別具体的な証拠により，被審人が直接又は間接に関与した受注調整の結果，競争制限効果が発生したことを主張立証すべきである旨主張し，さらに，この主張を前提にして，個別の入札においてアウトサイダーが存在する場合には，審査官は，被審人がアウトサイダーに協力を要請し，その同意を取り付けたことについても，具体的に主張立証する必要がある旨主張する。

しかしながら，独占禁止法第７条の２第１項の「当該役務」は前記(1)で述べたとおり解釈されるべきである。また，「当該役務」該当性の判断において，「個別の工事において受注調整が実施され，その結果，受注予定者が決定されたこと」を立証する方法は種々存在するのであって，個別の工事ごとに受注予定者が決定された際の具体的な経緯まで証拠をもって明らかにしなければ「当該役務」に該当すると認定することができないと解するべき理由はなく，不当な取引制限に該当する意思の連絡により相互拘束（本件事案においては本件合意）の存在が認められる場合に，この事実と他の証拠とを総合して，個別の工事において受注予定者が決定されたことを推認することは，事実認定の手法として，当然に許容されるものである。

また，前記(1)のとおり，個別の入札において受注予定者が決定された場合には，入札において本来予定されていた入札参加者全員による自由な競争が制限されるのであるから，受注予定者が決定されていたにもかかわらず，入札参加者全員による自由な競争が行われた等の本件特段の事情が認められない限り，その競争制限効果は明らかである。よって，アウトサイダーに協力を要請し，その同意を取り付けたことについての主張立証が常に必要となるものではない。

被審人は，本件審判においては，交代前の従前の審判長により「始期と終期を特定して，その間の違反行為についてすべて競争制限効果があるという価格カルテルと同様の主張では不十分である。」旨の審判指揮がなされたことを指摘する。

しかしながら，上記審判長の審判指揮は，入札談合の場合には，前記(1)アのとおりカルテルとは別個の考慮が必要とされる場合があることから，そのことを述べたにすぎないものと解される。なお，原則として，

審判手続中の審判長の審判指揮が，審判手続終結後の審判体の事実認定を拘束するものではないから，被審人の主張するような事情があったとしても，本件審判手続が違法となる余地はない。

イ　被審人は，前記(1)イの推認を用いる立証方法は被審人の適正手続の保障を侵害する旨主張するが，自社が入札に参加して受注した工事が，本件合意の対象となった工事であるのか否かについて，最もよく把握しているのは被審人であるから，被審人に本件特段の事情をうかがわせるに足りるだけの反証を行わせることは不当ではない。

ウ　被審人は，公正取引委員会平成１２年４月２１日審決（同審決集第４７巻３７頁）において公正取引委員会が示した基準を充足しない場合においては推認が働かない旨の主張をする。

しかしながら，受注予定者が決定されたか否かを認定するに当たり基礎とされるべき事実は，当然ながら事案ごとに異なるのであり，上記審決において当該認定の基礎として掲げられた事実のみをもって受注予定者が決定されたかどうかを判断すべきであるとする被審人の主張は，独自の見解に基づくものであって，失当である。

(3)　本件特段の事情の存否について

ア　そこで，まず，本件各工事について，本件特段の事情があるか否かについて検討する。

イ　被審人は，本件特段の事情として，本件各工事について，①被審人が早期に営業活動を開始していたこと，強い受注意欲を有していたこと，価格競争力において優位な地位にいたことなどを詳細に主張するほか，②本件各工事の落札金額が相場等に比して非常に低いものであったこと，③アウトサイダーが存在していたため，厳しい価格競争となったことなどを主張し，被審人の従業員等の陳述書（審三菱第１０号証ないし第１３号証，第１４号証の１，第１５号証の１，第１６号証，第１７号証の１）にも，これに沿う供述等があると主張する。

しかしながら，上記①の主張に係る事情は，地方公共団体から指名又は入札参加資格を受けるためやストーカ炉を採用してもらうための営業活動ともなり得るものであり（査第１８号証，第４３号証），５社間において被審人が受注予定者として決定されるための要因とも考えられることから，被審人が受注予定者として決定されたことと相反するも

のではない。したがって，これらの事情は，本件各工事の入札が行われた当時において本件合意が存在していたにもかかわらず，本件各工事が本件合意の対象から除外されたことをうかがわせるに足りるだけの事情とはいえない。

上記②の主張については，単に結果としての落札価格が相場より低額であったということのみでは，本件合意が存在していたにもかかわらず，合意の対象から除外されたことを根拠付ける事情とはいえず，上記推認を左右するほどのものとはいえない。

なお，被審人が援用する証拠（被審人の従業員等の陳述書）によっては，当時のストーカ炉の建設工事の相場価格を認定することは到底できず，そのためには鑑定等の客観的証拠が必要であると解されるから，結局のところ，本件各工事の落札価格と当時の相場価格との関係は不明であると言わざるを得ない。かえって，本件合意が存在していたことに加えて「高知市」工事を除く本件各工事の落札率（「高知市」工事の落札率は不明である。）がいずれも９５パーセントを超える高率であることにかんがみると，本件各工事の落札価格が相場に比して非常に低額であったということについては疑問が残る。

上記③の主張に関しては，個別の入札においてアウトサイダーが存在していたとしても，それだけでは５社間で受注予定者を決定することの障害となるものではないから，アウトサイダーが入札に参加したという事情のみでは，５社間で被審人が受注予定者として決定されたとの上記推認は左右されない（公正取引委員会平成２０年１１月１９日審決・同審決集第５５巻４８０頁）。むしろ，本件合意では，アウトサイダーが存在する場合にはその協力を求めることが合意されていた（前記第２の５(4)）というのであって，本件合意は，そもそもアウトサイダーの存在を前提としたものであったと推認されるから，個別の工事についてアウトサイダーが存在したことだけを主張しても，それだけでは，本件特段の事情には当たらないというべきである。被審人は，アウトサイダーとの間で厳しい価格競争となった旨主張するが，被審人の従業員等がそのように述べているだけであって，そのような事実をうかがうに足りる鑑定等の客観的な証拠はない上に，前記(1)イで述べたとおり，受注予定者とアウトサイダーとが価格競争を行ったとしても，既に発生した競

争制限効果を消滅させるような影響はないと見るべきであるから，当該主張する事情は本件特段の事情とはいえない。

ウ　以上検討したところによれば，被審人が主張する事情は，いずれも本件特段の事情をうかがわせるに足りるものではなく，他に，本件審判に提出されている全証拠を総合しても，本件特段の事情をうかがわせるに足りるだけの事情を認めることはできない。

(4)　本件各工事について

上記(1)及び(3)で検討したところによれば，本件各工事については，本件合意に基づき被審人が５社間で受注予定者として決定され，受注したものであって，本件合意による競争制限効果が及んでいると推認されるところ，この推認を揺るがす本件特段の事情をうかがわせるに足りる事実の主張立証はないから，本件各工事は課徴金算定の対象となるものである。

なお，本件各工事に関しては，上記一般原則論に加えて，個別に，上記推認を強める事情が存在するので，事案にかんがみ，以下，該当する本件各工事それぞれについてこれを指摘する。

ア　「三原市」工事

「三原市」工事は，「一般廃棄物ごみ処理施設整備事業ごみ焼却施設建設工事」として，三原市が指名競争入札の方法により発注した処理トン数１２０トンの准連ストーカ炉の更新工事であり，平成８年６月３日に入札が行われ，被審人が５４億６０００万円で落札（落札率は９９．３３パーセント）している（査第１号証，第２号証）。

川崎重工業のリスト（査第３号証）の，被審人の略称を示す「M」とストーカ炉の略称を示す「S」によって表される「M―S」欄に「三原市」「１２０」（「１２０」は，上記の処理トン数と一致する。）との記載があること及び落札率が９９．３３パーセントであることは，上記工事について，本件合意に基づき被審人が受注予定者として決定されたとの推認を裏付けるものである。

イ　「湖北広域行政事務センター」工事

「湖北広域行政事務センター」工事は，「湖北広域行政事務センターごみ焼却処理施設・リサイクルプラザ建設工事」として，湖北センターが指名競争入札の方法により発注した処理トン数９８トンの准連ストーカ炉の更新工事であり，平成８年８月２６日に入札が行われ，被審

人が６５億８０００万円で落札（落札率９９．４０パーセント）している（査第１号証，第２号証）。

川崎重工業のリストの「M―S」欄に「湖北広域」「９８」（「９８」は，上記の処理トン数と一致する。）との記載があること及び落札率が９９．４０パーセントであることは，上記工事について，本件合意に基づき被審人が受注予定者として決定されたとの推認を裏付けるものである。

ウ　「福知山市」工事

「福知山市」工事は，「福知山市ごみ焼却施設建設工事」として，福知山市が指名競争入札の方法により発注した処理トン数１００トンの准連ストーカ炉の更新工事であり，平成９年５月２０日に入札が行われ，被審人が４２億５０００万円で落札（落札率９５．９０パーセント）している（査第１号証，第２号証）。

川崎重工業のリストの「M―S」欄に「福知山市」「８０」との記載があること及び落札率が９５．９０パーセントであることは，上記工事について，本件合意に基づき被審人が受注予定者として決定されたとの推認を裏付けるものである。

なお，上記工事の入札参加者には，アウトサイダーとして川崎技研が存在するが，アウトサイダーが存在するだけでは本件特段の事情をうかがわせる事情とはならないことは既に述べたとおりである。上記工事の入札参加者であるタクマ，日本鋼管及び日立造船は，それぞれ被審人の落札価格である４２億５０００万円を大きく上回る４９億５０００万円，５１億円及び４９億８０００万円で入札していること（査第２号証）からすると，タクマ，日本鋼管及び日立造船による被審人への協力がうかがわれる。

エ　「いわき市（南部清掃センター）」工事

「いわき市（南部清掃センター）」工事は，「いわき市南部清掃センター建設工事」として，いわき市が指名競争入札の方法により発注した処理トン数３９０トンの全連ストーカ炉の更新工事であり，平成９年８月１９日に入札が行われ，被審人が２１４億８０００万円で落札（落札率９９．８６パーセント）している（査第１号証，第２号証）。

川崎重工業のリストの「M―S」欄に「いわき市」「３９９」（「３

９９」は，上記の処理トン数と近似する。）との記載があること及び落札率が９９．８６パーセントであることは，上記工事について，本件合意に基づき被審人が受注予定者として決定されたとの推認を裏付けるものである。

オ　「新城広域事務組合」工事

「新城広域事務組合」工事は，「新城広域クリーンセンター建設工事」として，新城広域事務組合が指名競争入札の方法により発注した処理トン数６０トンの全連ストーカ炉の更新工事であり，平成９年１２月２４日に入札が行われ，被審人を構成員とする三菱・三河建設共同企業体が３３億３０００万円で落札（落札率９９．４９パーセント）している（査第１号証，第２号証，第３４号証）。

川崎重工業のリストの「M―S」欄に「新城市」「５０」（「５０」は，上記の処理トン数と近似する。）との記載があること及び落札率が９９．４９パーセントであることは，上記工事について，本件合意に基づき被審人が受注予定者として決定されたとの推認を裏付けるものである。

カ　「津島市ほか十一町村衛生組合」工事

「津島市ほか十一町村衛生組合」工事は，「弥富工場（仮称）建設工事」として，津島市ほか十一町村衛生組合が指名競争入札の方法により発注した処理トン数３３０トンの全連ストーカ炉の更新工事であり，平成１０年６月１０日に入札が行われ，被審人が２３８億円で落札（落札率９９．５６パーセント）している（査第１号証，第２号証）。

日本鋼管のメモ（査第４号証）において津島（愛知）と記載された欄に，「３３０Ｔ」（上記の処理トン数と一致する。）に加えて丸で囲まれた「M」が記載されていること，同じく日本鋼管のノート（査第３６号証）に「津島」の記載の下に「元々Mのはりつけ物件」と記載されていること及び落札率が９９．５６パーセントであったことは，上記工事について，本件合意に基づき被審人が受注予定者として決定されたとの推認を裏付けるものである。

キ　「名古屋市（五条川工場）」工事

「名古屋市（五条川工場）」工事は，「名古屋市五条川工場新築焼却設備工事」として，名古屋市が一般競争入札の方法により発注した処理

トン数５６０トンの全連ストーカ炉の新設工事であり，平成１０年７月３０日に入札が行われ，被審人が１９６億円で落札（落札率１００パーセント）している（査第１号証，第２号証）。

川崎重工業のリストの「Ｍ―Ｓ」欄に「名古屋五条」「６００」（「６００」は，上記の処理トン数と近似する。）との記載があること，日立造船のリスト（査第５号証）の「愛知県名古屋市」の欄と「焼却」の欄の交差する箇所に「５６０」に加えて手書きで被審人の略称を示す「Ｍ」が記載されていること及び落札率が１００パーセントであることは，上記工事において，本件合意に基づき被審人が受注予定者として決定されたとの推認を裏付けるものである。

ク　「高知市」工事

「高知市」工事は，「高知市新清掃工場本体整備工事」として，高知市が指名競争入札の方法により発注した処理トン数６００トンの全連ストーカ炉の更新工事であり，平成１０年８月１７日に入札が行われ，被審人を構成員とする三菱・大林・大旺・ミタニ建設工事共同企業体が２８５億円で落札（予定価格未公表。）している。（査第１号証，第２号証，第３９号証）

被審人は，川崎重工業の溝口行雄（以下「川崎重工業の溝口」という。）の供述調書（査第６３号証）によれば，「高知市」工事の受注確度を川崎重工業は「Ｂ」と認識しており，かかる「Ｂ」とは，「チャレンジ案件」，「チャン無案件」，「フリー案件」を意味するから，「高知市」工事は課徴金算定の対象とならない旨主張する。しかしながら，「Ｂ」とは「チャレンジ案件」であるとの川崎重工業の溝口の供述からは，川崎重工業も上記工事の受注を希望していたことがうかがわれるにすぎず，当該供述は本件合意にかかわらず受注予定者が決定されなかったことまではうかがわせるものではない。

むしろ，日立造船のリストに，「高知市」の欄と「焼却」の欄の交差する箇所に「６００」に加えて手書きで被審人の略称を示す「Ｍ」と記載されていることは，上記工事において，本件合意に基づき被審人が受注予定者として決定されたとの推認を裏付けるものである。

なお，被審人は受注調整が行われていたのであれば，被審人としては，１回目の入札価格で他社に６億円もの差をつけているのに，２回目の入

札価格でさらに７億円もカットする必要はないとも述べるが，入札価格の高低は５社の中で受注予定者が決定されたとの上記推認を左右するものではない。加えて，査第２号証によれば，他の入札参加者もいずれも大幅に値下げして２回目の入札に応札していることからすれば，２回目の入札価格の値下げは，むしろ予定価格を意識したものとも認められるのであり，到底上記推認を左右するような事情とはいえない。

(5) 以上によれば，本件各工事について，受注予定者が決定されることにより本件合意による競争制限効果が及んだことが認められるのであり，本件各工事はいずれも独占禁止法第７条の２第１項所定の「当該役務」に該当する。

２　争点２（「名古屋市（五条川工場）」工事及び「高知市」工事の売上げが実行期間内の売上額に含まれるか）について

(1) 独占禁止法第７条の２第１項は，違反行為に関する課徴金の賦課基準について，「当該行為の実行としての事業活動を行った日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは，当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼって三年間とする。以下「実行期間」という。）」と規定しており，違反行為の実行としての事業活動がなくなる日を実行期間の終了日としている。

被審人は，違反行為の実行としての事業活動がなくなる日とは，違反行為が終了した日を意味し，したがって，本件違反行為が終了した平成１０年９月１７日以後に契約が締結された「名古屋市（五条川工場）」工事及び「高知市」工事に係る売上げは，実行期間以後の売上げとなるから，課徴金計算の基礎とすべきではない旨主張する。

しかしながら，実行期間は，違反行為の対象となった商品又は役務に係る売上額を算定するための基準であるところ，上記条項が「実行としての事業活動がなくなる日」と定めて違反行為の終了日と明確に区別して規定していること，違反行為終了時をもって実行期間終了日と解すると，違反行為による売上げが違反行為終了後に発生した場合に一律課徴金の対象から除外されてしまうことになり適切ではないこと及び売上額の確定に係る実行期間を違反行為者間で同時期とすべきものとも解されないことから，同項にいう「実行としての事業活動がなくなる日」とは，違反行為の終了日とすべきではなく，違反行為者につき，それぞれ違反行為に係る

事業活動が終了したと認められる日と解するべきである。

また，契約が締結されれば，当該契約に基づく対価に係る債権債務関係が発生するのが通常であるから，施行令第６条により契約基準が適用される場合において，違反行為終了前に受注調整に係る入札が行われて受注予定者が落札し，その後の落札物件の契約を違反行為終了後に締結された時には，契約締結時をもって事業活動の終了日と解し，当該契約における対価を課徴金算定の基礎とするのが相当である（公正取引委員会平成１６年６月２２日審決・同審決集第５１巻６８頁）。

被審人が本件違反行為の対象とした工事のうち，本件違反行為が終了した後に，発注者との間で契約が締結したものは，「名古屋市（五条川工場）」工事と「高知市」工事であるところ，「名古屋市（五条川工場）」工事の契約締結日は平成１０年１０月７日であり，「高知市」工事の契約締結日は同年１２月１８日であるから，被審人について，「本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日」とは，最終の契約締結日である平成１０年１２月１８日となる。

(2) 被審人の主張について

ア　被審人は，施行令第６条が「実行期間において締結した契約」との基準を定めて，課徴金算定の対象となる売上額を限定しているにもかかわらず，審査官の主張によれば契約締結時によって課徴金算定の対象とする売上げが決まることになり，施行令第６条の規定に反する等と主張する。

しかしながら，施行令第６条は課徴金算定の対象となる「売上額」の算定方法について定めるものであり，課徴金算定の対象となる売上額を計上する期間を限定する趣旨の規定ではないから，前記(1)の解釈は施行令第６条の趣旨に反するとの被審人の主張は理由がない。

イ　被審人は，実行期間の終期は，除斥期間の起算点という事業者にとって重要な利害関係を有する要件としても機能しており，その認定は法的に安定したものであることが必須であると主張する。しかし，違反行為に基づいて受注した工事の契約締結の時期によって除斥期間の起算点が前後することが法的安定性に欠けるとはいえないし，また事業者に著しく不利益を与えるものともいえない。

ウ　被審人はその他実行期間の終了時期について種々主張するが，いずれ

も前記(1)の認定を左右しない。

(3) 以上より，本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日は平成１０年１２月１８日となる。

よって，被審人については，本件違反行為の実行としての事業活動を行った日から本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が３年を超えるため，独占禁止法第７条の２第１項の規定により，実行期間は，平成７年１２月１９日から平成１０年１２月１８日までの３年間（以下「本件実行期間」という。）となる。

３　争点３（「湖北広域行政事務センター」工事に係る「契約により定められた対価の額」は，契約変更後の金額か）について

(1) 施行令第６条は，「契約により定められた対価の額」をもって課徴金の基礎とすべき売上額を算定すべきことを定めているところ，実行期間内において違反行為の対象となった工事（「当該役務」に該当する工事）について契約金額が変更された場合には，違反行為の実行期間中の事業活動の結果を反映させることを図る施行令第６条の趣旨に照らし，変更後の契約金額をもって，契約により定められた対価の額に該当すると解するべきである（公正取引委員会平成１６年５月１９日審決・同審決集第５１巻４３頁参照）。

また，違反行為の対象となった工事について追加工事が発注された場合であっても，当該追加工事が違反行為の対象となった工事に係る業務内容の変更と認められる場合には，当該追加工事は当初工事と同一性を有するものとして，その変更後の契約金額をもって契約により定められた対価の額に該当すると解するのが相当である。

(2) そこで検討するに，「湖北広域行政事務センター」工事について以下のとおり認められる。

ア　「湖北広域行政事務センター」工事に係る契約

(ｱ) 「湖北広域行政事務センター」工事は，湖北センターが，ごみ焼却処理施設及びリサイクルプラザ建設工事として指名競争入札の方法により発注したものであり，前記第２の２(2)に記載する廃棄物再生利用施設をごみ焼却施設として一体として一括発注した工事である（前記１(4)イ）。

当該工事の入札は，平成８年８月２６日に行われ，被審人がこれを

受注し，同日付けで，当該工事に係る「工事請負仮契約書」を取り交わした。湖北センターの議会は，平成８年９月１２日，上記仮契約書に係る湖北原契約の締結議案を可決し，被審人は，湖北センターとの間で，工事請負代金額を６７億７７４０万円（消費税含む）とする工事請負契約を締結した（査第２号証，第４３号証ないし第４５号証，第５２号証）。

なお，「湖北広域行政事務センター」工事に係る統一仕様書（平成８年７月付け。以下「発注仕様書」という。）の第３章第１節の１の「一般事項」には，「本仕様書は，土木・建築工事（建築設備含）の基本的事項を定めたものであり，その詳細については，入札後の協議により決定する。当局の指示等により内容を変更する場合はその指示により設計するものとし，軽微な変更に伴う請負額の変更（増額）及び工期の変更は行わず，受注者の負担とする。」旨の記載がある。また，同第３章第１節の２の「工事範囲」には，「１）工場棟（ごみ焼却処理施設），２）リサイクルプラザ選別棟，３）リサイクルプラザ管理棟，４）計量棟，５）煙突，６）その他　（１）車庫棟（１），（２）車庫棟（２），（３）ガラス工房（設計のみ）…（基本・実施設計，設備設計，構造設計，積算，見積）」と記載されている（査第４３号証，第４５号証，第５０号証）。

⑷　その後，湖北センターと被審人は，平成９年１２月１８日に，湖北第１次工事に伴い，湖北原契約における請負代金額について，金４億３６９０万円増額する旨の変更仮契約を取り交わし，湖北センターの議会は，平成９年１２月２２日，上記仮契約の締結議案を可決した（査第４５号証，第４６号証，第５３号証）。

さらに，湖北センターと被審人は，平成１０年５月１５日，湖北第２次工事に伴い，湖北原契約及び湖北第１次契約における請負代金額について，金２７８９万６０００円増額する旨の変更仮契約を取り交わし，湖北センターの議会は，平成１０年６月５日，上記仮契約の締結議案を可決した（査第４５号証，第４７号証，第５１号証，第５４号証）。

イ　湖北第１次工事

湖北第１次工事は，本件灰溶融整備工事と本件ガラス工房整備工事に

分けられる。

(ア) 本件灰溶融整備工事

a　本件灰溶融設備は，可燃ごみを焼却処理する際に発生する焼却灰等を高温で溶融し，これらに含まれるダイオキシンを無害化するとともに，焼却灰等を減量化して再利用可能なスラグという素材に変えるための施設であり，国庫補助金の交付対象であった。

旧厚生省は，湖北当初工事の入札日に先立つ平成８年６月５日付けで，各都道府県一般廃棄物行政担当部（局）長宛てに「廃棄物処理施設整備費国庫補助金取扱要領の一部改正について」と題する通知文書を発し，ごみ処理施設にばいじん及び焼却灰を溶融・固化する設備を付設するとなるとごみ処理施設整備の単価が増加することを考慮して，国庫補助金の単価を改正し，これを平成８年４月１日以降に新規に着工するごみ焼却施設から適用させることを通知し，併せて平成８年度以降国庫補助を受けて新規に着工するごみ焼却施設については，必要に応じて計画設計内容の見直しを行い，灰溶融・固化設備の付設を行うことを指導した（査第４３号証，第４５号証，第４８号証，第４９号証）。

平成８年８月２６日に入札が実施された湖北当初工事は，上記工事に該当するため，今後，灰溶融設備の整備が予想されていた。

b　平成９年１月２３日，旧厚生省は，ごみ焼却により発生する溶融固化等の無害化処理を推進する方針を示した。これを受けて，湖北センターは，補助金申請のため平成７年１１月１４日付けで国及び滋賀県へ提出した整備計画書では計画されていなかった本件灰溶融設備及び本件ガラス工房を追加するため，平成９年７月ころまでに，リサイクルプラザ設備計画を一部変更して，ごみ焼却処理施設工場棟内に本件灰溶融設備を，またリサイクルプラザ整備区域内に本件ガラス工房を設置する計画を策定の上，「平成８年度廃棄物循環型社会基盤施設（リサイクルプラザ）整備計画書の一部変更について」と題する文書を国と滋賀県に提出し，被審人との間でこれら追加の工事について調整を進めた（査第４３号証，第４５号証，第４９号証，審三菱第２０号証の３）。

c　被審人が施工した本件灰溶融設備は，ごみ焼却施設である焼却炉

（ストーカ炉）から排出される焼却灰等を直接受け入れる構造で焼却炉と連結されており，本件灰溶融設備の処理能力規模は，焼却炉からの焼却灰等の排出量に応じて設定される関係にある等ごみ焼却施設である焼却炉と構造的機能的に一体化している。

また，ごみ焼却施設本体は平成１０年８月ころには完成し，施設全体の竣工前に先行して稼働開始していたところ，灰溶融設備をごみ焼却施設に付設するには，ごみ焼却施設本体が設置されている工場棟の建屋が完成する前に据え付け，焼却炉と連結する必要があったため，本件灰溶融設備も焼却炉の工事と並行して施工され，焼却炉が稼働を開始した平成１０年８月ころには据付けを完了していた（査第４５号証，第４８号証）。

㈠　本件ガラス工房整備工事

本件ガラス工房は，国庫補助金交付申請に関する区分である「リサイクルプラザ」に分類される施設であり，収集したガラスびん等を再利用してガラス工芸を体験する場を地域住民に提供することにより地域住民のリサイクルに対する問題意識を啓発すること等を目的にするものであり，クリスタルプラザ（湖北センターのごみ焼却処理施設及びリサイクルプラザの総称）の敷地内に設置された。

なお，本件ガラス工房の設計，見積等が湖北当初工事における業務内容に含まれていたことは前記ア㈠のとおりである。

ウ　湖北第２次工事

湖北第２次工事は湖北当初工事及び湖北第１次工事の設計及び仕様を変更し，当初管理棟と別棟とする計画であった本件ガラス工房の設置位置を変更し管理棟と一体化（合棟）する設計とした上，管理棟にエレベータを追加整備したものである。すなわち，湖北第２次工事のうち「管理棟昇降装置整備工事」は，管理棟の「階段室横に６人乗りエレベータを設置する」ことを内容とするものであり，また，「ガラス工房の位置変更工事」は本件ガラス工房の設置位置を「南側に約６メートル移動させ，管理棟との一体化を図る」ことであった（査第４５号証，第５１号証）。

(3)　以上のとおり，本件灰溶融整備工事及び本件ガラス工房整備工事はいずれも湖北当初工事の請負業務の一部であったリサイクルプラザの建設工

事に係る工事である。湖北センターが，湖北第１次工事について，湖北当初工事に係る整備計画内容の変更とし，湖北第１次工事を湖北原契約に係る請負金額の変更として契約処理していること，本件灰溶融設備はごみ処理施設内に設置され，ごみ処理施設と構造的及び機能的に一体化していること並びに本件ガラス工房はクリスタルプラザの敷地内に設置され，湖北当初工事の発注時からその設計及び見積が請負業務の内容に含まれていたことに照らすと，本件灰溶融整備工事及び本件ガラス工房整備工事は，いずれも「当局の指示等により内容を変更する場合」（発注仕様書第３章第１節の１）に該当し，湖北当初工事に係る請負業務を変更するものと認められる。

また，湖北第２次工事は湖北当初工事及び湖北第１次工事の設計及び仕様の変更であるから，湖北第２次工事はこれらの工事を変更するものであることは明らかである（査第４５号証）。

以上より，湖北第１次工事及び湖北第２次工事はいずれも湖北当初工事と同一業務を対象とするものと認められる。したがって，湖北第１次契約及び湖北第２次契約はいずれも湖北当初工事に係る契約金額の変更と認められ，施行令第６条により変更後の契約金額が課徴金算定の基礎となる売上額となる。

なお，前記(2)イ（ア）ａのとおり，旧厚生省の平成８年６月５日付け通知により，湖北当初工事の入札参加者は，入札後，湖北当初工事に追加して本件灰溶融整備工事及び本件ガラス工房整備工事が発注される可能性を認識し得たことが認められるから，湖北第１次工事に係る契約金額に対して課徴金を課せられることは，被審人にとって不測の事態ともいえない。

(4) 被審人の主張について

ア　被審人は，湖北第１次契約及び湖北第２次契約はいずれも随意契約として締結されたものであること及び湖北第１次工事及び湖北第２次工事は５社の意思の連絡の対象ではなかったことから，湖北当初工事の競争制限効果はこれらの追加工事には及ばない旨主張する。

しかしながら，湖北第１次工事及び湖北第２次工事は，ともに湖北当初工事の変更と認められるのであるから，湖北第１次工事及び湖北第２次工事自体が５社による受注調整の対象となったか否か及び意思の連絡の対象とされたか否かは前記(3)の認定を左右するものではない。

イ　被審人は，湖北第１次工事及び湖北第２次工事は，いずれも湖北当初工事の受注者の施工すべき範囲に含まれておらず，入札後相当期間が経過してから生じた事情の変更により，湖北センターの都合で，湖北当初工事とは全く別の工事として発注されたものであると主張する。

しかしながら，湖北センターが湖北第１次工事及び湖北第２次工事を湖北当初工事を変更する工事として発注したことは，湖北第１次契約及び湖北第２次契約の内容からも明らかであり，全く別の工事として発注されたとの被審人の主張は採用することができない。また，湖北第１次工事及び湖北第２次工事が湖北当初工事の変更と認められることは前記のとおりであり，入札時において受注者の施工すべき範囲に含まれていたか否かの事情は前記認定を左右しない。

ウ　被審人は，湖北当初工事の発注時点で本件ガラス工房の設計のみが請負業務の範囲に含まれていたことは本件ガラス工房の施工については他の業者に発注する意向を示すものである旨主張する。

しかしながら，湖北当初工事の入札仕様書において本件ガラス工房の設計，見積等のみが記載されていたからといって，このことが，湖北当初工事の受注者に本件ガラス工房の施工を受注させない意向を示すものとは認められない。むしろ，当該記載は，湖北当初工事の受注者に対し，自社が設計及び見積りをした本件ガラス工房整備工事が，将来的に追加工事として発注される可能性があることを認識させるものといえる。したがって，被審人の主張は採用することができない。

(5)　以上のとおり，湖北第１次契約及び湖北第２次契約はいずれも湖北当初工事に係る契約（湖北原契約）の変更に該当するところ，上記両契約はいずれも本件実行期間内において締結されたものであるから，「湖北広域行政事務センター」工事の請負契約の対価の額は，上記両契約による契約変更後の金額である７２億４２１９万６０００円となる。

４　争点４（売上額算定における消費税相当額の処理）について

(1)　役務の「対価」とは，一般に請負や委託代金を指すと考えられるところ，消費税法は，役務の提供等の資産の譲渡等について当該役務の提供を行った事業者を消費税の納税義務者としており（消費税法第２条第１項，第５条第１項），役務の提供を受ける側は消費税相当額を経済的に転嫁されて負担する立場にとどまり法律的には納税義務者ではない。役務の受益者が

支払う消費税相当額は請負等の代金相当額の金員と同一の法的性質を有する金員として一体的に事業者に支払われ，事業者が，当該受益者から受領した金員の中から，自らの義務として消費税を納付することが予定されているのである。したがって，消費税相当額は，法的性質上，役務に対する対価の一部であり，施行令第６条にいう役務の「対価」に含まれると解するべきである（最高裁判所平成１０年１０月１３日判決・判例タイムズ９９１号１０７頁，公正取引委員会平成１７年２月２２日審決・同審決集第５１巻２９２頁，東京高等裁判所平成１８年２月２４日判決・公正取引委員会審決集第５２巻７４４頁参照）。

(2) 被審人は，日本機械保険連盟事件最高裁判決を援用し，同判決は，独占禁止法第７条の２第１項の「売上額」は企業会計上の概念である売上高を意味する旨判示していると主張するが，同判決は消費税について何らの判断も行っていない。

被審人は，課徴金の比率は，「売上高営業利益率の平均」を基に設定されていることからすれば，消費税を売上額に含めないことが課徴金制度の趣旨に沿うものであると主張するが，課徴金制度が売上額の範囲に消費税を含めないことを前提に設計されているとの主張に沿う立法事実はない。

被審人は，消費税法第２８条・消費税法基本通達（１０－１－１１）は，消費税は「対価」に含まれないとしているとも主張するが，消費税法第２８条は，消費税の課税標準に係る対価の範囲を定めたものであることは文言上明らかであり，当該条項における定めが施行令における対価の範囲を拘束するものとは解されない。

その他，被審人は，消費税額相当分は被審人の収益になり得ず，被審人の不当利得とはならない旨及び日本の法令は消費税に対して課徴金が課されることを前提に制定されておらず，日本政府による二重取りを防止するためにも，消費税相当額に対して課徴金を課すことは許されない旨種々主張する。しかし，独占禁止法は，課徴金を課すべき売上額の認定において，現実に発生した不当な経済的利得を算定することを求めるものではないし，消費税に係る法制度と課徴金に係る法制度は別個の法制度であるから，被審人の主張は根拠がない。

したがって，被審人の主張はいずれも理由がなく採用することはできない。

第６　課徴金の計算の基礎

以上のとおり，本件各工事の売上額はいずれも課徴金の計算の基礎となるところ，本件実行期間における被審人の売上額は，施行令第６条の規定に基づき算定すると，本件各工事の契約により定められた対価の額を合計した１０８２億６８９９万６０００円となる。

前記第２の１(1)のとおり，ごみ焼却施設に係る被審人の業種は製造業に該当するから，上記売上額を前提にして独占禁止法第７条の２第１項の規定により課徴金の額を算出すると，被審人が国庫に納付すべき課徴金の額は，前記１０８２億６８９９万６０００円に１００分の６を乗じて得られる額から，同条第４項の規定により１万円未満の端数を切り捨てて算出される６４億９６１３万円となる。

第７　法令の適用

以上によれば，本件については，独占禁止法第７条の２第１項及び第４項の規定を適用して，被審人に対し，同法第５４条の２第１項の規定により，主文のとおり審決することが相当であると判断する。

平成２２年９月１０日

公正取引委員会事務総局

審判長審判官　　大久保　正　道

審判官　　佐　藤　郁　美

審判官秋吉信彦は転任のため署名押印できない。

審判長審判官　　大久保　正　道

別　紙

課徴金算定対象物件一覧

番号	発注者	工事名　（略称）	入札日	契約日	実行期間内に金額に係る契約内容の変更があった場合における当該変更が行われた年月日	実行期間内の契約金額（消費税込，円）（契約内容に変更があった場合には変更後の契約金額，共同企業体の場合には出資比率を乗じた金額又は分担工事金額）
1	三原市	一般廃棄物ごみ処理施設整備事業ごみ焼却施設建設工事（「三原市」工事）	平成8年6月3日	平成8年6月28日	－	5,623,800,000
2	湖北広域行政事務センター	湖北広域行政事務センター　ごみ焼却処理施設・リサイクルプラザ建設工事（「湖北広域行政事務センター」工事）	平成8年8月26日	平成8年9月12日	平成10年6月5日	7,242,196,000
3	福知山市	福知山市ごみ焼却施設建設工事　（「福知山市」工事）	平成9年5月20日	平成9年6月30日	－	4,462,500,000
4	いわき市	いわき市南部清掃センター建設工事（「いわき市」工事）	平成9年8月19日	平成9年9月11日	－	22,554,000,000
5	新城広域事務組合	新城広域クリーンセンター建設工事（「新城広域事務組合」工事）	平成9年12月24日	平成9年12月25日	－	2,236,500,000
6	津島市ほか十一町村衛生組合	弥富工場（仮称）建設工事　（「津島市ほか十一町村衛生組合」工事）	平成10年6月10日	平成10年7月30日	－	24,990,000,000
7	名古屋市	名古屋市五条川工場新築焼却設備工事（「名古屋市（五条川工場」工事）	平成10年7月30日	平成10年10月7日	－	20,580,000,000
8	高知市	高知市新清掃工場本体整備工事　（「高知市」工事）	平成10年8月17日	平成10年12月18日	－	20,580,000,000
合　計						108,268,996,000

別　添

平成１１年（判）第４号

審　　決

大阪市住之江区南港北一丁目７番８９号
被審人　日立造船株式会社
同代表者　代表取締役　古　川　　実
同代理人　弁　護　士　寺　上　泰　照
同　　岩　下　圭　一
同　　佐　藤　水　暁
同復代理人　弁　護　士　中佐古　和　宏

東京都千代田区丸の内一丁目１番２号
被審人　ＪＦＥエンジニアリング株式会社
（旧商号　日本鋼管株式会社）
同代表者　代表取締役　齊　藤　　脩
同代理人　弁　護　士　伊集院　　功
同　　内　藤　　潤
同　　浅　野　左也香
同復代理人　弁　護　士　中　島　菜　子
同　　墳　崎　隆　之

大阪市北区堂島浜一丁目３番２３号
被審人　株式会社タクマ
同代表者　代表取締役　手　島　　肇
同代理人　弁　護　士　寺　上　泰　照
同　　岩　下　圭　一
同　　佐　藤　水　暁
同復代理人　弁　護　士　中佐古　和　宏

東京都港区港南二丁目１６番５号
被審人　三菱重工業株式会社
同代表者　代表取締役　佃　　和　夫

同代理人　弁　護　士　大　岸　　聡
同　　川　合　弘　造
同　　紺　野　博　靖
同復代理人　弁　護　士　弘　中　聡　浩
同　　一　場　和　之
同　　宇　野　伸太郎

神戸市中央区東川崎町三丁目１番１号
被審人　川崎重工業株式会社
同代表者　代表取締役　田　﨑　雅　元
同代理人　弁　護　士　寺　上　泰　照
同　　岩　下　圭　一
同　　佐　藤　水　暁
同復代理人　弁　護　士　中佐古　和　宏

公正取引委員会は，上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第３５号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく平成１１年（判）第４号独占禁止法違反審判事件について，公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第８２条の規定により審判長審判官梶山省照，審判官金子順一及び同相関透から提出された事件記録，規則第８４条の規定により被審人らから提出された異議の申立書及び規則第８６条の規定により被審人らから聴取した陳述に基づいて，同審判官らから提出された別紙１平成１６年３月２９日付け審決案（以下「第一次審決案」という。）を調査し，並びに平成１６年８月３日に審判手続を再開した後の審理の結果規則第８２条の規定により審判長審判官中山顕裕，審判官相関透及び同高橋省三から提出された事件記録，規則第８４条の規定により被審人らから提出された異議の申立書及び規則第８６条の規定により被審人らから聴取した陳述に基づいて，同審判官らから提出された別紙２平成１８年３月２８日付け審決案（以下「第二次審決案」という。）を調査し，次のとおり審決する。

主　　文

1　被審人日立造船株式会社，同ＪＦＥエンジニアリング株式会社，同株式会社タクマ，同三菱重工業株式会社及び同川崎重工業株式会社の５社は，遅くとも平成６年４月以降行っていた，地方公共団体が指名競争入札，一般競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の新設，更新及び増設工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた行為を，平成１０年９月１７日以降行っていないことを確認しなければならない。

2　前記５社は，次の事項を地方公共団体に通知し，自社の従業員に周知徹底させなければならない。この通知及び周知徹底の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

⑴　前項に基づいて採った措置

⑵　今後，共同して，地方公共団体が指名競争入札，一般競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の新設，更新及び増設工事について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

3　前記５社は，今後，それぞれ，相互に又は他の事業者と共同して，地方公共団体が競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の新設，更新及び増設工事について，受注予定者を決定してはならない。

4　前記５社は，前３項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

理　　由

1　当委員会の認定した事実，証拠及び判断は，次のとおり訂正するほかは，いずれも，別紙１第一次審決案の理由第１ないし第５並びに別紙２第二次審決案の理由第２及び第３と同一であるから，これらを引用する。

別紙１第一次審決案１２４ページ２８行目の「４件」を「２件」に，同１３０ページ２０行目，同１３２ページ２２行目から２３行目にかけて及び同２６行目の「及び同年１０月１６日」をいずれも「，同年１０月１６日及び同月２９日」に改め，同１３３ページ１行目から２行目にかけての「同年１０月１６日」の次

に「，同月２９日」を加え，同１３行目の「平成１１年」を「平成１０年」に，同２６行目の「右端欄」を「左端欄」に，同１３４ページ１７行目の「平成９年１２月」を「平成９年」に，同１４９ページ１１行目の「(ｴ)」を「(ｲ)」に，同１２行目の「右端欄」を「左端欄」に，同１５０ページ４行目の「(ｷ)e」を「(ｷ)f」に，同１５６ページ５行目の「及び第５１号証」を「，第５１号証及び第１７９号証添付資料」に，同１５９ページ３行目及び８行目の「(ｸ)」をいずれも「(ｶ)」に改め，同１７１ページ２７行目の「工事につき」の次に「，査第１３４号証により「流山市」工事につき」を加え，同１８４ページ１３行目及び同１８５ページ２０行目の「前記１(7)ウ(ｲ)」をいずれも「前記１(7)イ(ｲ)」に改める。

２　以上によれば，被審人日立造船株式会社，同ＪＦＥエンジニアリング株式会社，同株式会社タクマ，同三菱重工業株式会社及び同川崎重工業株式会社の５社は，共同して，地方公共団体発注の全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の新設，更新及び増設工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，地方公共団体発注の全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の新設，更新及び増設工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって，これは，独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し，独占禁止法第３条の規定に違反するものであり，かつ，独占禁止法第５４条第２項に規定する「特に必要があると認めるとき」の要件に該当するものと認められる。よって，被審人らに対し，独占禁止法第５４条第２項及び規則第８７条第１項の規定により，主文のとおり審決する。

平成１８年６月２７日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

別紙１

平成１１年（判）第４号

審　　決　　案

大阪市住之江区南港北一丁目７番８９号
被審人　日立造船株式会社
同代表者　代表取締役　重藤毅直
同代理人　弁　護　士　寺上泰照
同　　岩下圭一
同　　楠森啓太
同　　佐藤水暁

東京都千代田区丸の内一丁目１番２号
被審人　ＪＦＥエンジニアリング株式会社
（旧商号　日本鋼管株式会社）
同代表者　代表取締役　土手重治
同代理人　弁　護　士　伊集院功
同　　内藤　潤
同　　浅野左也香
同復代理人　弁　護　士　佐川聡洋

大阪市北区堂島浜一丁目３番２３号
被審人　株式会社タクマ
同代表者　代表取締役　西田常男
同代理人　弁　護　士　寺上泰照
同　　岩下圭一
同　　楠森啓太
同　　佐藤水暁

東京都港区港南二丁目１６番５号
被審人　三菱重工業株式会社
同代表者　代表取締役　佃　和夫
同代理人　弁　護　士　大岸　聡
同　　川合弘造

同　　紺野博靖
同復代理人　弁護士　一場和之

神戸市中央区東川崎町三丁目１番１号
被審人　川崎重工業株式会社
同代表者　代表取締役　田﨑雅元
同代理人　弁　護　士　寺上泰照
同　　岩下圭一
同　　楠森啓太
同　　佐藤水暁

上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）違反事件について，公正取引委員会から独占禁止法第５１条の２及び平成１３年１２月２６日公正取引委員会規則第８号による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則第２６条の規定に基づき担当審判官に指定され，同改正後の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）附則第２項により規則第３１条第１項の規定に基づき担当審判官に指定されたものとみなされる審判官梶山省照及び同金子順一並びに公正取引委員会から独占禁止法第５１条の２及び規則第３１条第１項の規定に基づき担当審判官に指定された審判官相関透は，審判の結果，次のとおり審決することが適当であると考え，規則第８２条及び第８３条の規定に基づいて本審決案を作成する。

主　　文

１　被審人日立造船株式会社，同ＪＦＥエンジニアリング株式会社，同株式会社タクマ，同三菱重工業株式会社及び同川崎重工業株式会社の５社は，遅くとも平成６年４月以降行っていた，地方公共団体が指名競争入札，一般競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の建設工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた行為を，平成１０年９月１７日以降行っていないことを確認しなければならない。

２　前記５社は，次の事項を地方公共団体に通知し，自社の従業員に周知徹底させなければならない。この通知及び周知徹底の方法については，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1) 前項に基づいて採った措置

(2) 今後，共同して，地方公共団体が指名競争入札，一般競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の建設工事について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

3　前記５社は，今後，それぞれ，相互に又は他の事業者と共同して，地方公共団体が競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の建設工事について，受注予定者を決定してはならない。

4　前記５社は，前３項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

理　　由

第１　事実

１　被審人の概要等

(1) 被審人の概要

被審人日立造船株式会社（以下「日立造船」という。），同ＪＦＥエンジニアリング株式会社（日本鋼管株式会社が平成１５年４月１日付けで商号変更したものである。以下「日本鋼管」という。），同株式会社タクマ（以下「タクマ」という。），同三菱重工業株式会社（以下「三菱重工業」という。）及び同川崎重工業株式会社（以下「川崎重工業」という。）の５社（以下「５社」という。）は，それぞれ，審判開始決定書記載の肩書地に本店を置き，ストーカ式燃焼装置を採用する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ごみ焼却施設（当該ごみ焼却施設と一体として発注されるその他のごみ処理施設を含む。以下「全連及び准連ストーカ炉」という。）を構成する機械及び装置の製造業並びに建設業法の規定に基づき建設大臣の許可を受け，清掃施設工事業を営む者である。

ごみ焼却施設は，焼却処理設備，電気・計装設備，建築物及び建築設備並びに外構施設から構成されるが，５社は，全連及び准連ストーカ炉を構成する機械及び装置を製造し，これらを有機的に機能させるための据付工事を行うとともに，設備機器を収容する工場棟その他の土木建築工事も行って，当該ごみ焼却施設の建設を行う者であり，プラントメーカーといわれている。（争いがない。）

(2) ごみ焼却施設の概要

ア　ごみは，家庭生活の営みに伴って排出される一般廃棄物と，事業者の事業活

動に伴って排出される産業廃棄物とに区分され，廃棄物の処理及び清掃に関する法律により，一般廃棄物は市町村（東京都特別区にあっては，本件当時，東京都である。以下同じ。）が処理し，産業廃棄物は排出した事業者が自らの責任において処理することになっている。このため，市町村は，その区域内で排出される一般廃棄物を処理するために単独で又は他の市町村とともに「一部事務組合」又は「広域連合」（いずれも地方自治法に定める地方公共団体の組合）を結成してごみ処理施設を整備しており，国は，市町村，一部事務組合及び広域連合（以下「地方公共団体」という。）が一般廃棄物を円滑かつ適正に処理するために行うごみ処理施設の整備事業について，補助金を交付している。

イ(ｱ)　地方公共団体が整備するごみ処理施設は，ごみの処理方法により，①ごみ焼却施設，②ごみ燃料化施設，③粗大ごみ処理施設，④廃棄物再生利用施設及び⑤高速堆肥化施設に区分される。

このうち，ごみ焼却施設は，燃焼装置である焼却炉を中心に，ごみ供給装置，灰出し装置，排ガス処理装置等の焼却処理設備を配置し，ごみの焼却処理を行う施設であり，その施設には灰溶融設備や余熱利用設備が付帯している場合がある。また，地方公共団体は，ごみ焼却施設を建設するに当たって，粗大ごみ処理施設及び廃棄物再生利用施設を併設することもあり，その場合にはこれらの施設をごみ焼却施設と一体として一括発注することがある。

(ｲ)　ごみ焼却施設は，１日当たりの稼働時間により，①２４時間連続稼動する全連続燃焼式（以下「全連」という。），②１６時間稼動する准連続燃焼式（以下「准連」という。）及び③８時間稼動するバッチ燃焼式に区分される。

また，ごみ焼却施設は，採用される燃焼装置の燃焼方式により，①ストーカ式燃焼装置（ごみをストーカ上で乾燥して焔燃焼させ，次に，おき燃焼させて灰にする装置をいう。）を採用する焼却施設（以下「ストーカ炉」という。），②流動床式燃焼装置（けい砂等の不活性粒子層の下部から，加圧した空気を分散供給して，不活性粒子を流動させ，その中でごみを燃焼させ，灰にする装置をいう。）を採用する焼却施設（以下「流動床炉」という。），③ガス化溶融式焼却施設（以下「ガス化溶融炉」という。）があり，ストーカ炉及び流動床炉が主要機種であるが，ガス化溶融炉も導入されるようになってきている。

(ｳ)　地方公共団体が発注するストーカ炉の建設工事には，新設，更新，増設，

改造及び補修工事がある。

「新設工事」とは，ごみ焼却施設を新たに建設することであり，「更新工事」とは，老朽化したごみ焼却施設の建替えや老朽化した焼却炉などの入替えを行うことであり，「増設工事」とは，既設のごみ焼却施設の処理能力を増加させるため，当該施設の一部として焼却炉等を新たに増設することであり，新設，更新及び増設工事のいずれも，ごみの焼却処理に必要な施設又は設備を新たに建設又は整備することである。また，「改造工事」とは，ダイオキシン対策推進等のため，既設のごみ焼却施設の一部を改造すること，「補修工事」とは，既設のごみ焼却施設の一部を補修することである。（争いがない。）

(3) ごみ焼却施設の発注方法等

ア　発注までの概略

地方公共団体は，ごみ処理施設を建設する実行年度の前々年度以前にごみ処理基本計画を策定する。ごみ処理基本計画において，地方公共団体は，将来の人口の増減予測に基づいてごみの種別ごとの排出量を推計し，リサイクルできるごみの量や地域内で処理が必要なごみの量などを把握した上，その処理のために設置すべき施設の整備計画の概要を取りまとめている。

地方公共団体は，その後，ごみ処理施設の建設用地の選定，環境アセスメント，都市計画の決定等の手続を経た上で，実行年度の前年度にごみ処理施設整備計画書を作成し，都道府県を経由して国に同整備計画書を提出する。その際，工事費用を把握するため，将来の入札に参加させられる施工業者を選定し，工事の仕様を提示して「参考見積金額」を徴している。そして，国が国庫補助事業として予算計上した地方公共団体のごみ処理施設整備事業については，予算計上後に内示が行われ，当該地方公共団体は，この内示を受けた後に一般競争入札，指名競争入札，指名見積り合わせ又は特命随意契約のいずれかの方法により，発注している。

地方公共団体は，整備すべきごみ処理施設が焼却施設である場合，通常，ごみ処理施設整備計画書の作成時点までに，あらかじめ当該施設の燃焼方式をいずれとするか定めているが，燃焼方式を一つに定めずに発注手続を実施する場合もある。（争いがない。）

イ　発注方法

(ｱ)　地方公共団体は，全連及び准連ストーカ炉の新設，更新及び増設工事（以下「ストーカ炉の建設工事」という。）を「指名競争入札」，「一般競争入

札」，「指名見積り合わせ」又は「特命随意契約」の方法により発注しているが，ほとんどすべては「指名競争入札」，「一般競争入札」又は「指名見積り合わせ」（以下「指名競争入札等」という。）の方法によっている。

また，地方公共団体は，ストーカ炉の建設工事の発注に当たり，ほとんどの場合，ごみ焼却施設を構成する機械，装置の製造及び据付工事並びに土木建築工事を一括して，５社らプラントメーカー又はプラントメーカーと土木建築業者による共同企業体（以下「ＪＶ」という。）に発注しているが，ごみ焼却施設を構成する機械，装置の製造及び据付工事と土木建築工事とを分離して，前者を５社らプラントメーカーに，後者を土木建築業者に，それぞれ発注する場合もある。（争いがない。）

(ｲ)　地方公共団体は，指名競争入札又は指名見積り合わせの方法で発注するに当たっては，入札参加資格申請した者のうち，地方公共団体が競争入札参加の資格要件を満たす者として登録している有資格者の中から指名競争入札又は指名見積り合わせの参加者を指名している。

また，一般競争入札に当たっても，資格要件を定め，一般競争入札に参加しようとする者の申請を受けて，その者が当該資格要件を満たすかどうかを審査し，資格を有する者だけを一般競争入札の参加者としているため，プラントメーカーといえども容易に同入札に参加できるものではない。（査第１２号証，第１４号証，第１７号証，第２９号証，審Ａ第６号証）

ウ　発注件数及び金額

平成６年度から平成１０年度までの間に，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事の契約件数は８７件，発注トン数（１日当たりのごみ処理能力トン数）は２３，５２９トンであり，発注金額（受注業者の落札金額による。以下同じ。）は約１兆１０３１億円である。このうち５社が受注した件数は，８７件中６６件であり，その割合は受注トン数で約８７．３％（２０，５３４トン），受注金額（落札金額による。以下同じ。）で約８７．０％（約９６０１億円）である。（査第２９号証）

(4) ストーカ炉の建設工事市場における５社の地位

ア　プラントメーカー

平成６年度から平成１０年度までの間に，５社のほかに，ストーカ炉の建設工事のプラントメーカーとしては，株式会社荏原製作所（平成６年１０月に荏原インフィルコ株式会社を吸収合併，以下「荏原製作所」という。），株式会社クボタ（以下「クボタ」という。），住友重機械工業株式会社（以下「住友

重工業」という。），石川島播磨重工業株式会社（以下「石川島播磨重工業」という。），ユニチカ株式会社（以下「ユニチカ」という。），株式会社川崎技研（以下「川崎技研」という。），三機工業株式会社（以下「三機工業」という。），三井造船株式会社（以下「三井造船」という。），日本車輌製造株式会社（以下「日本車輌製造」という。），東レエンジニアリング株式会社（以下「東レエンジニアリング」という。），三井金属エンジニアリング株式会社（以下「三井金属」という。），バブコック日立株式会社（以下「バブコック日立」という。），株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」という。），内海プラント株式会社（以下「内海プラント」という。），川崎製鉄株式会社（以下「川崎製鉄」という。），三和動熱工業株式会社（以下「三和動熱工業」という。）等が存在していた。（査第２０号証，第２９号証，第３１号証，第３３号証，第４５号証）

イ　「大手５社」と称される存在であること。

(ｱ)　５社の位置付け

５社は，ストーカ炉の建設工事の施工実績の多さ，施工経歴の長さ，施工技術の高さからストーカ炉の建設工事について，プラントメーカーの中にあって「大手５社」と称されていた。（査第１４号証，第１８号証，第２０号証，第２８号証，第３１号証，第３３号証）

(ｲ)　５社の事業能力

５社は，平成１０年９月１７日までの間，ストーカ炉の建設工事について，同工事に係る製造能力，指名実績等において５社以外のプラントメーカーと比べて優位にある。

a　５社の製造能力

ストーカ炉を製造する技術能力も５社が高く，特に１炉につき１日当たりのごみ処理能力トン数が２００トン以上の焼却炉を製造する能力については他社に比べて優位性を有していた。（査第２９号証，第３４号証，第４５号証）

ところで，審査官は，１炉につき２００トン以上のストーカ炉の製造能力を有していたのは５社のみであると主張する。しかしながら，援用にかかる小林利三郎の供述調書（査第４５号証）の該当個所は「大手５社くらいでしか製造出来ないと思います」という曖昧なものにすぎず，また，平成６年度から平成１０年度までの間の地方公共団体の発注にかかる１炉につき２００トン以上のストーカ炉の入札につき，例えば，「東京都（港地

区清掃工場）」工事には荏原製作所及びクボタが，「東京都（中央地区清掃工場）」工事には荏原製作所，クボタ，住友重工業及び石川島播磨重工業がそれぞれ入札に参加している（査第２９号証）など，地方公共団体が資格審査の上入札参加業者を限定している状況の下で５社以外の各社が入札に参加していることに照らしても，審査官の同主張は採用できない。

b　５社の情報収集力

５社は，地方公共団体のごみ焼却施設の建設計画や保有するごみ焼却施設の稼動状況等の情報が掲載された業界紙等を基に，各地方公共団体ごとのごみ焼却施設の建設計画の有無及びその既存施設の耐用年数によるおおむねの更新時期を把握していた。

さらに，５社は，これらの情報を基に本社及び支店等の営業担当者が，地方公共団体のごみ処理施設建設に関係する部署の担当者，地方公共団体がごみ処理基本計画などの作成を委託しているコンサルタント会社，建設計画に影響力のある政治家や地元の有力者等から，あるいは関連会社及び代理店を介して，地方公共団体のごみ焼却施設の建設計画について情報収集をしていた。また，地方公共団体がごみ焼却施設整備計画書を作成するに当たり，当該計画に係る参考見積書又は見積設計図書の作成依頼を受けることにより，ごみ焼却施設の建設計画についてより詳細な情報を把握していた。

このようにして，５社は，地方公共団体のごみ焼却施設の建設計画について，建設計画が判明した初期の段階から具体化される過程において，ごみ焼却施設の機種（ストーカ炉か流動床炉かなど），処理能力，建設予定時期等様々な情報を順次収集することにより把握していた。（査第１３号証，第１８号証，第２４号証，第４２号証，第４７号証，第５０号証ないし第５３号証，第１２０号証，第１２３号証，第１５６号証ないし第１５９号証）

c　５社の指名実績

(a) 発注手続実施前の実績

地方公共団体は，ごみ焼却施設に係る整備計画書を厚生省（本件当時）に提出するに当たり，その資料の一つとして見積設計図書を作成する必要があるところ，プラントメーカーとしては，その作成依頼を受けることは，施設の規模（トン数），選定機種（ストーカ炉，流動床炉，ガス化溶融炉等），稼動時間（全連，准連等）等が把握でき，発注仕様書に自

社が製造するストーカ炉の仕様を反映できる可能性があるとともに，加えて当該ごみ焼却施設に係る指名競争入札等が実施される場合に入札参加業者として指名を受ける確率が高まることから，非常に重要なものと認識し，見積設計図書の作成依頼を受けられるようにすることをまず目標として営業活動を行っていた。実際に，５社はごみ焼却施設の建設を計画する地方公共団体から見積設計図書の作成依頼を受けることが多かった。（査第１８号証，第２０号証，第２３号証，第２４号証，第３４号証，参考人磯部映美）

(b) 発注手続実施時の実績

５社は，地方公共団体が実施するストーカ炉の建設工事の指名競争入札等において指名を受ける機会が多く，指名競争入札等に数多く参加していた。一方，５社以外のプラントメーカーが指名を受ける機会は少なく，５社と５社以外のプラントメーカーには格差があった。もっとも，平成３年度から平成６年度までは，５社は７０％台ないし９０％台の物件に指名され，荏原製作所及びクボタは２０％台ないし３０％台の指名率にとどまっていたが，平成７年度から平成９年度は，５社が依然として高い指名率を維持する一方で，荏原製作所及びクボタの指名率も５０％台ないし７０％台と上昇し，平成９年度においては，川崎重工業の指名率は，クボタの指名率を下回り，荏原と同率であった。（査第２９号証，第１４９号証）

d　５社の受注実績

(a)　５社は，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事を数多く受注していた。平成６年度ないし平成１０年度の地方公共団体の上記ストーカ炉の契約における５社の受注トン数及び受注金額に占める割合は前記(3)ウのとおりであり，５社以外のプラントメーカーが同工事を受注することは少なく，５社と５社以外のプラントメーカーには格差があった。（査第２９号証，第１６０号証）

(b)　ごみ焼却施設の規模（１日当たりのごみ処理能力トン数）は，当該施設を設置する地方公共団体の区域内の一人当たりのごみ排出量等に基づいて算出されることから，当該地方公共団体の人口に比例して大型化するところ，東京都や政令指定都市などが発注する規模の大きなストーカ炉の建設工事は，平成６年度から平成１０年９月１７日までの間，これを受注したのは５社だけであった。そして，いわゆる地方都市に当たる

地方公共団体は，ストーカ炉の建設工事を発注するに当たって東京都や政令指定都市の同工事の発注に係る動向をみて発注内容を検討する傾向にあることから，５社だけが東京都や政令指定都市が発注するストーカ炉の建設工事を受注していたことは，ごみ焼却施設の建設を計画するその他の地方公共団体に対する営業を行う上で５社にとって有利であった。（査第１１号証，第２９号証，第３４号証，第１１８号証）

e　５社以外のプラントメーカーの地位

５社以外のプラントメーカーも，５社と同様に，地方公共団体発注のストーカ炉の建設工事の入札に参加すべく営業活動を行っており，前記ｃ(b)のとおり，平成７年度以降，指名率は上昇したが，５社の営業活動が強力なために，受注実績には結びついておらず，平成８年ないし平成１０年ころ，５社と協調した行動をとることによりストーカ炉の受注実績を得ることを検討していたプラントメーカーもあった。（査第３９号証，第４８号証，第１１０号証ないし第１１２号証，第１１４号証ないし第１１８号証）

ところで，審査官は，５社以外のプラントメーカーは，地方公共団体が発注するストーカ炉の建設工事を受注するためには，５社が同工事を受注できるよう協力し，５社に自社が受注することを認められる必要がある旨主張する。しかしながら，上記各証拠からは上記事実が認定されるにとどまり，５社以外のプラントメーカーは，地方公共団体発注のストーカ炉の建設工事につき，入札に参加する業者として地方公共団体から指名を受けた場合であっても，５社の許諾がない限り落札できないとする業界の決まりや商慣習があったとまでは認めるに足りず，他にこれを認めるに足りる証拠はない。したがって，審査官の同主張は採用できない。

２　違反行為

(1) 違反行為

５社は，遅くとも平成６年４月以降，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事について，受注機会の均等化を図るため

①　地方公共団体が建設を計画していることが判明した工事について，各社が受注希望の表明を行い

a　受注希望者が１名の工事については，その者を当該工事の受注予定者とする

b　受注希望者が複数の工事については，受注希望者間で話し合い，受注予定者を決定する

② ５社の間で受注予定者を決定した工事について，５社以外の者が指名競争入札等に参加する場合には，受注予定者は自社が受注できるように５社以外の者に協力を求める

③ 受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意の下に,受注予定者を決定し,受注予定者が受注できるようにしていた。（そのように認められる理由については,後記「第５　審判官の判断」で述べる。）

(2) ５社の受注状況等

５社が本件違反行為を行っていた平成６年４月１日以降平成１０年９月１７日までの間に，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事の総発注件数は８７件（発注トン数２３，５２９トン，発注金額約１兆１０３１億円）であり，このうち，５社のいずれかの者が受注した工事は６６件である。（査第２９号証）

５社は，本件合意に基づいて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。（そのように認められる理由については，後記「第５　審判官の判断」で述べる。）

(3) 違反行為の取りやめ

５社は，平成１０年９月１７日に公正取引委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を開始したところ，同日以降，５社の会合を開催しておらず，本件合意に基づき受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を行っていない。（査第１０４号証，第１３９号証，第１４３号証）

第２　主な争点

５社が，遅くとも平成６年４月以降，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事について，受注機会の均等化を図るために前記第１の２（1）の合意の下に，受注予定者を決定し,受注予定者が受注していたか否かが主な争点である。

第３　審査官の主張

１　違反行為

(1) ５社は，遅くとも平成６年４月以降，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事について，受注機会の均等化を図るため

① 地方公共団体が建設を計画していることが判明した工事について，各社が受注希望の表明を行い

ａ　受注希望者が１名の工事については，その者を当該工事の受注予定者とする

ｂ　受注希望者が複数の工事については，受注希望者間で話し合い，受注予定者を決定する

②　５社の間で受注予定者を決定した工事について，５社以外の者が指名競争入札等に参加する場合には，受注予定者は自社が受注できるように５社以外の者に協力を求める

③　受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨合意していた。

(2)　そして，５社は，次の方法で本件合意を実施していた。

①　受注予定者の決定は，地方公共団体が建設を計画していることが判明した工事を３つに区分して行う。区分は規模（１日当たりのごみ処理能力）別に「４００トン以上の大型」，「２００トン以上４００トン未満の中型」，「２００トン未満の小型」とする（平成８年末ころより以前は「４００トン以上の全連工事」，「４００トン未満の全連工事」，「准連工事」としていた。）。

②　受注予定者の決定は，各社が受注を希望する工事を表明して行う。これに先立って，地方公共団体が建設を計画している工事について各社が把握している情報を明らかにし合い，情報交換を行って各社の認識を一致させる。

③　各社は，情報交換によって明らかになった工事の中から受注を希望する工事を表明する。各社が受注希望を表明した工事について，希望者が重複しなかった工事はその希望者を受注予定者とし，希望者が重複した工事は希望者間で話し合い，受注予定者を決定する。

④　受注予定者は各社の受注が均等になるようにすることを念頭において決定する。これは，各社が受注する工事のトン数の合計が均等になるようにし，各社の受注実績等を基にあらかじめ算出した数値を勘案して行う。

⑤　５社以外のプラントメーカー（以下「アウトサイダー」という。）が入札に参加することとなる場合，受注予定者は，自社が受注できるよう協力を求め，その協力を得る。時には，相当受注に協力したアウトサイダーに受注させることもある。この場合は４社に了解を得る。もとより，アウトサイダーが入札参加者とならないよう，発注者に対して５社のみを指名するよう働きかける。

⑥　受注予定者になった者は，自社の受注価格を定め，他社が入札する価格も定めて各社に連絡する。受注予定者以外の者は，受注予定者から連絡を受けた価

格で入札し，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する。

2　受注予定者を決定すること

(1) 受注希望表明を行う対象工事の選定

５社は，受注予定者を決定するに当たり，５社の会合において，各社が収集した地方公共団体のごみ焼却施設の建設計画に関する情報から，ストーカ炉の建設計画が判明したものについて，受注予定者を決定する区分に応じて，各社が受注希望表明を行う際の対象とする工事のリストアップを行っていた。５社は，リストアップの会合において，各社が把握している建設計画に関する情報を開示し合い，その情報交換を通じて，地方公共団体が，いつごろ，どの程度の規模のストーカ炉の建設を計画しているかを明確にし，各社の認識を一致させていた。

リストアップされた工事は，建設計画の具体性に応じて加除訂正の見直しが行われ，受注希望工事を表明して受注予定者を決定する会合（以下「張り付け会議」ともいう。）に先立って，各社が受注希望を表明することができる対象工事として確定されていた。

ア　対象工事のリストアップ

５社が，対象工事をリストアップしていた事実は，各社のリストの記載から明らかである。これらのリストは，挙げられている工事（リストに記載されているのはストーカ炉の建設を計画している地方公共団体名であるが，当該地方公共団体が建設を計画する工事という意味で，以下「工事」ともいう。）及びそのトン数が共通しており，また，リストの作成時点は当該受注工事の営業活動の最中であるにもかかわらず，リストには，作成した社が作成後１ないし２年の間に受注した工事を記載していないことからすれば，各社のリストに挙げられた工事が営業上の重点物件ではなく，これから受注予定者を決定しようとしている工事，すなわち，５社のリストアップの会合による情報交換の結果を元に記載した工事とみるほかない。そして，これらの工事は，各社のリストからほぼ同時期に抹消され，あるいは掲載されなくなり，その後は，リストに掲載されることはないという点において共通しているのである。

イ　区分

(ｱ) 平成８年末ころより以前の区分

５社は，リストアップを，受注予定者を決定する区分に対応して行っており，平成８年末ころより以前は，ストーカ炉の建設工事を①４００トン以上の全連工事，②４００トン未満の全連工事，③准連工事の３つに区分して行っていた。（査第３５号証）

(ｲ) 平成８年末ころ以降の区分

５社は，平成８年末ころ以降は，ストーカ炉の建設工事を①４００トン以上の大型工事，②２００トン以上４００トン未満の中型工事，③２００トン未満の小型工事（以下，それぞれ「大型工事」，「中型工事」，「小型工事」という。）の３区分により，リストアップを行っていた。（査第４６号証，第９５号証）

ウ　リストアップの具体的状況

(ｱ)　平成８年７月ころのリストアップ

５社は，平成８年７月ころに，各社が受注希望表明を行う対象工事のリストアップを行った。（査第３５号証，第６５号証）

(ｲ)　平成８年１２月ころの中型工事及び小型工事の確定

５社は，平成８年１２月ころにリストアップを行い，中型工事及び小型工事について，各社が受注希望表明を行う対象工事を確定した。（査第４６号証，第５７号証，第６５号証，第６７号証，第７６号証）

(ｳ)　平成８年１２月ころまでの大型工事の確定

５社は，平成８年１２月ころまでにリストアップを行い，大型工事について，各社が受注希望表明を行う対象工事を確定した。（査第４６号証，第６６号証，第６７号証）

(ｴ)　平成９年９月ころの大型工事，中型工事及び小型工事の確定

５社は，平成９年９月１日ころにリストアップを行い，それを同月１１日ころに見直し，大型工事，中型工事及び小型工事それぞれについて，各社が受注希望表明を行う対象工事を確定した。（査第６０号証，第６２号証，第６３号証）

(ｵ)　平成９年１２月から平成１０年１月ころの中型工事の確定

５社は，平成９年１２月１７日ころに受注希望表明の対象工事のリストアップを行い，平成１０年１月２０日にその見直しを行い，中型工事について，各社が受注希望表明を行う対象工事を確定した。（査第５５号証，第５８号証，第５９号証）

(ｶ)　平成１０年３月ころの中型工事及び小型工事の確定

５社は，平成１０年３月１６日ころ以前にリストアップを行い，中型工事及び小型工事について，各社が受注希望表明を行う対象工事を確定した。（査第５５号証，第５６号証，第７３号証，第１４５号証）

(ｷ)　平成１０年９月ころのリストアップ

５社は，平成１０年９月１４日に，受注希望表明を行う対象工事をリストアップする会合を行い，その後，同月３０日にその見直しを行うこと，同年１０月１４日に受注希望表明の対象工事を確定することを，それぞれ予定していた。（査第３３号証，第５４号証，第６１号証，第６８号証，第７４号証，第１０４号証，第１３９号証，第１４３号証，第１５０号証，第１５１号証）

エ　受注希望表明を行う対象工事の共通化

５社は，地方公共団体が計画するストーカ炉の建設工事についてリストアップするための会合を開催し，各社が把握している情報を開示し合うことにより情報を交換し，各社が受注希望を表明することができる対象工事をリストアップして，各社の認識を一致させていた。（査第４６号証）

(ｱ)　建設計画の情報に対する認識が一致していること。

５社は，地方公共団体が計画するストーカ炉の建設工事について，共通の認識を有していた。（査第５７号証，第６５号証）

(ｲ)　対象工事を共通化させていたこと。

「張り付け会議」に向けてリストアップされた日立造船と日本鋼管のリストでは，これに記載されている工事が一致しており，これら２社の受注希望表明をする対象工事について認識が一致していた。また，これら２社のリストでは，同じ工事が追加して記載されており，工事を追加する前のリストに記載された工事も一致している。さらに，これら２社のリストによれば，平成９年９月ころ時点の工事から平成１０年９月ころ時点の工事が，それぞれほぼ一致しており，日本鋼管と日立造船は，約１年の間を通して，継続的に，ほぼ同じ工事をリストに記載し，受注希望表明を行う対象工事を共通化していた。（査第５４号証，第５５号証，第５８号証，第５９号証，第６１号証，第６２号証）

(ｳ)　受注予定者を決定した工事を除外していること。

５社は，受注希望表明を行い，受注予定者を決定した工事について，その後に作成したリストから共通して除外しており，リストアップする必要がなくなった工事を除外することにより，受注希望表明の対象工事について，共通の認識を持っていた。（査第５４号証ないし第６７号証，第７６号証，第７７号証，第８９号証，第１５５号証）

(ｴ)　まとめ

以上のとおり，５社は，各社が受注希望を表明することができる対象工事を共通して認識していた。

(2) 受注希望工事の表明

ア　受注希望表明の方法

５社は，自社が受注を希望する工事について，「張り付け会議」と称する会合において，受注希望表明を行っていた。

５社は，「張り付け会議」を，原則として，受注予定者を決定する大型工事，中型工事及び小型工事の区分（平成８年末ころより以前は４００トン以上の全連工事，４００トン未満の全連工事及び准連工事の区分）ごとに，毎年１回開催することとしており，その時点で建設計画が判明している工事について，あらかじめ，区分ごとのリストアップによって，各社が受注希望を表明することができる対象工事として確定した中から，自社が受注を希望する工事について受注希望表明を行っていた。

５社は，「張り付け会議」に先立って，各社が受注希望表明できる工事の件数を定めており，「張り付け会議」では各社順番に一件ずつ受注を希望する工事を表明し，あらかじめ定めた件数分の周回を繰り返し行っていた。

なお，５社は，受注希望表明が重複することを予定しており，その場合の対処についてもあらかじめ決めていた。

５社は，受注希望表明が行われなかった工事を，次回以降の受注希望表明に向けて引き続きリストアップの対象にしていた。（査第３５号証，第４４号証，第４６号証，第５４号証ないし第５６号証，第５８号証ないし第６３号証，第６７号証，第６８号証，第７３号証，第７４号証，第７６号証ないし第７８号証，第９６号証，第１５５号証）

イ　受注希望工事の選定

受注希望工事の表明は，各工事が実際に発注される以前の段階で行うため，５社が受注希望表明を行おうとする工事は，トン数や機種，発注年度など未確定要素があり，必ずしもその時点で判明している計画どおり発注されないリスクを伴っていた。このため，５社は，受注を希望する工事の選定に当たり，リストアップまでに収集した情報，リストアップで確定した段階のトン数，発注年度を基に，社内で情報を再確認し，建設計画が順調に進むかどうか，発注される見込み，その時期だけでなく，トン数の変更やストーカ炉から他機種に変更される可能性がないかなども慎重に検討し，確実性の高い工事を選定するようにしていた。

また，自社が受注予定者になったとしても，当該工事がストーカ炉の建設工事として発注され，入札に参加することができなければ受注することはできず，

さらに，アウトサイダーが入札に参加することになればその協力が得られないときは容易に受注することができないことから，５社は，受注希望表明を行うまでの自社の営業活動の状況から，発注者に対して自社を指名し，ストーカ炉を採用し，アウトサイダーではなく５社を指名するよう働きかけ，これらを支援してくれる有力な人脈があり，活用できるかどうか，これらを達成できるかどうかも十分考慮して，自社が入札に参加できる確度が高く，かつ有利に営業を進められる工事を選定するようにしていた。（査第３５号証，第４４号証，第５９号証，第６１号証ないし第６３号証，第６９号証ないし第７１号証，第８３号証，第８５号証，第９６号証，第１０２号証，第１０３号証，第１１９号証，第１２３号証，第１３４号証ないし第１３８号証）

ウ　「張り付け会議」の開催

５社は，工事の区分ごとに，毎年１回「張り付け会議」を開催することとしていたが，実際は，建設計画が判明した件数に応じて年に複数回開催すること，また，中型工事と小型工事とを同日に行うこともあった。

なお，工事の区分が平成８年末ころ変更されたことは前記２（1）イのとおりである。（査第３５号証，第４４号証，第４６号証，第５５号証，第５８号証，第６０号証，第６２号証，第６３号証，第６７号証，第６８号証，第７３号証，第７６号証ないし第７８号証，第８３号証，第８５号証，第１５５号証）

(ｱ)　平成８年１２月の「張り付け会議」

５社は，平成８年１２月９日に，中型工事と小型工事について，「張り付け会議」を行った。（査第４６号証，第６６号証，第６７号証）

(ｲ)　平成９年９月及び１０月の「張り付け会議」

５社は，平成９年９月２９日に小型工事について，同年１０月１６日に大型工事について，同月２９日に中型工事について，それぞれ「張り付け会議」を行った。（査第４６号証，第６０号証，第６２号証，第６３号証）

(ｳ)　平成１０年１月の「張り付け会議」

５社は，平成１０年１月３０日に，中型工事について，「張り付け会議」を行った。（査第４６号証，第５５号証，第５８号証，第５９号証）

(ｴ)　平成１０年３月の「張り付け会議」

５社は，平成１０年３月２６日に，中型工事と小型工事について，「張り付け会議」を行った。（査第４６号証，第７３号証，第９６号証，第１０２号証，第１０３号証，第１４５号証）

(ｵ)　平成１０年１１月の「張り付け会議」の開催予定

５社は，平成１０年１１月１１日に，「張り付け会議」を行う予定であった。（査第４６号証，第６１号証，第７４号証）

エ　受注希望表明の具体的状況

(ｱ)　平成９年９月の受注希望表明

５社は，平成９年９月２９日に「張り付け会議」を開催し，小型工事について，三菱重工業は「江南丹羽」工事，「横手平鹿」工事及び「江別市」工事，日本鋼管は「高萩市」工事，「北上地区」工事及び「坂町熊野町」工事，川崎重工業は「福島市」工事，「八千代市」工事及び「久喜宮代」工事，日立造船は「西村山」工事，「上牧河合」工事及び「国立」工事，タクマは「常陸太田」工事及び「松阪市」工事につき，それぞれ受注希望表明を行った。（査第２９号証，第４６号証，第５５号証，第５８号証ないし第６０号証，第６２号証，第６３号証，第１３４号証，第１５５号証）

(ｲ)　平成１０年３月の受注希望表明

５社は，平成１０年３月２６日に「張り付け会議」を開催し，小型工事及び中型工事について，日本鋼管は「西海岸」工事及び「磐南」工事，日立造船は「西海岸」工事及び「恵庭」工事，タクマは「沼津」工事，三菱重工業は「県央」工事及び「豊田加茂」工事について，それぞれ受注希望表明を行い，川崎重工業は工事名は不明ながら２件の工事について受注希望表明を行った。（査第４６号証，第５４号証，第５６号証，第５８号証，第６１号証，第７７号証，第７８号証）

(3) 受注予定者の決定

ア　受注予定者の決定

５社は，各社が受注希望表明を行った工事について，受注希望者が１名の場合にはその希望者を受注予定者とし，受注希望者が重複した工事については，受注希望者間で話し合い，受注予定者を決定していた。

受注希望者が重複した場合における受注予定者の決定は，原則として希望者間の話合いによることとされており，決着がつかない場合には，各社の受注実績等を基にあらかじめ定めた一定の方式により算出した数値を勘案して決定することとしていたが，平成６年４月以降，受注希望者間の話合いによって受注予定者が決まらなかったことは一度もなかったため，受注希望者が重複した個々の工事について，実際に数値を勘案して受注予定者を決定した事例はない。そして，希望者間の話合いの結果は各社に周知されていた。（査第２８号証，第３５号証，第４４号証，第４６号証，第５５号証，第５８号証，第６７号

証，第７３号証，第７７号証，第７８号証，第８１号証ないし第８５号証，第８８号証ないし第９０号証，第１０６号証，第１０７号証，第１０９号証，第１１１号証，第１１２号証，第１１４号証ないし第１１８号証，第１２４号証，第１２５号証，第１２９号証，第１３４号証ないし第１３８号証，第１４７号証，第１５５号証）

イ　受注予定者を決定した工事

５社は，別紙１の「地方公共団体名（施設名）」欄記載の工事について，同別紙の「受注予定者」欄記載の者を受注予定者に決定した。

(ｱ) 受注希望表明を行った２０工事

a　査第１５５号証の１４工事

５社は，前記 (2) エ(ｱ)のとおり，平成９年９月２９日，小型工事の１４工事について，それぞれ受注希望表明を行った。

これら１４工事は，各社の受注希望が重複していないことから，５社は，当該１４工事について，各工事の受注希望を表明した

① 三菱重工業を「江南丹羽」工事（江南丹羽環境事務組合：愛知県），「横手平鹿」工事（横手平鹿広域市町村圏組合：秋田県）及び「江別市」工事（北海道）の，

② 日本鋼管を「高萩市」工事（高萩市・十王町事務組合：茨城県），「北上地区」工事（北上市などの広域組合で計画中：岩手県）及び「坂町熊野町」工事（坂町などの広域組合で計画中：広島県）の，

③ 川崎重工業を「福島市」工事（福島県），「八千代市」工事（千葉県）及び「久喜宮代」工事（久喜宮代衛生組合：埼玉県）の，

④ 日立造船を「西村山」工事（西村山広域行政事務組合：山形県），「上牧河合」工事（上牧町と河合町による広域化で計画中：奈良県）及び「国立」工事（国立市：東京都）の，

⑤ タクマを「常陸太田」工事（常陸太田地方広域事務組合：茨城県）及び「松阪市」工事（三重県）の，

受注予定者に決定した。

b　査第７７号証及び査第７８号証の６工事

５社は，前記 (2) エ(ｲ)のとおり，平成１０年３月２６日，小型工事及中型工事について，それぞれ受注希望表明を行った。

このうち，日本鋼管と日立造船の受注希望が重複した「西海岸」工事（西海岸衛生処理組合：青森県）を除く工事名の判明している５工事は，各社

の受注希望が重複していないことから，５社は，当該５工事について，各工事の受注希望を表明した

① 日本鋼管を「磐南」工事（磐南厚生施設組合：静岡県）の，

② 日立造船を「恵庭」工事（恵庭市：北海道）の，

③ タクマを「沼津」工事（沼津市：静岡県）の，

④ 三菱重工業を「県央」工事（県央広域圏西部地区塵芥処理一部事務組合：長崎県）及び「豊田加茂」工事（豊田加茂広域市町村圏事務処理組合：愛知県）の，

受注予定者に決定した。

そして，「西海岸」工事については，その後，日本鋼管と日立造船との話合いで日立造船が受注予定者となった。（査第１２９号証）

(ｲ)「指数」算出のためにトン数を加算した１０工事

５社は，後記（5）アのとおり，受注予定者を決定した工事について，当該工事のトン数を基に，当該工事を受注する又は受注した者には「分子」に，当該工事の指名競争入札等に参加する又は参加した者には「分母」に数値を加算していた。（査第１０６号証・１枚目）

査第１０６号証・１枚目の「分子／分母」式の数値の増減によれば，５社は，受注予定者に対してその受注した工事ないし受注する工事のトン数を加算しており，数値の加算に先立って，それぞれ数値を加算した者，すなわち川崎重工業を「千葉」工事（千葉市「新港工場」）の，タクマを「富山」工事（富山市：富山県）の，日立造船を「中央」工事（東京都「中央地区清掃工場」）の，日本鋼管を「賀茂」工事（賀茂広域行政組合：広島県）及び「春日井」工事（春日井市：愛知県）の，三菱重工業を「名古屋」工事（名古屋市「五条川工場」）の，受注予定者に決定していた。そして，「米子」工事と「新城」工事の２工事は数値を減算しているが，あらかじめ減算前の数値を日本鋼管と三菱重工業に加算しており，日本鋼管を「米子」工事（米子市：鳥取県）の，三菱重工業を「新城」工事（新城広域事務組合：愛知県）の，受注予定者に決定していた。

また，査第１０６号証・１枚目の記載によれば，前回，数値を加減算した時点で「秋」工事（秋田市：秋田県）まで加減算を終えていること，また末尾の「高知」との記載は，次回の数値の加減算を「高知」工事（高知市：高知県）の分から行うこととされており，５社は，「秋田市」工事及び「高知市」につき，前記「千葉」工事ほか７工事と同様に，５社のいずれかの者を

受注予定者に決定していた。

(ｳ) アウトサイダーに協力要請を行った４７工事

a　査第１０９号証，　査第１１１号証等の２工事

５社は,後記３（1）アのとおり,南河内清掃施設組合「第２清掃工場」工事及び東京都「中央地区清掃工場」工事について，アウトサイダーに協力要請を行い,両工事につき，それぞれ日立造船を受注予定者に決定した。

b　荏原製作所及びクボタに協力要請を行った４７工事

５社は，後記３（1）イのとおり,５社が決定した受注予定者が協力要請をする機会の多いアウトサイダーの荏原製作所とクボタについて,受注予定者が協力要請を行った結果,両社の協力を得て受注した工事又は両社から協力を得る代償として両社に受注させた工事を対象に,５社とともに両社にトン数を積み上げていた(査第１０６号証･２枚目及び査第１０７号証･１枚目)。このことから,５社は,次の４７工事について,受注予定者を決定していた。

(a) 査第１０６号証・２枚目の４工事

５社が決定した受注予定者が荏原製作所とクボタに協力要請を行った結果，両社の協力を得て受注した工事について，当該受注予定者に当該工事のトン数を加算（７社の数値を算出する「分子／分母」の数式の分子に加算）した（査第１０６号証・２枚目）。

査第１０６号証・２枚目の「分子／分母」式の数値の増減によれば，５社は，数値の加算に先立って，それぞれ「分子」に数値を加算した者，すなわち日立造船を「西村山」工事（西村山広域行政事務組合：山形県）の，日本鋼管を「米子」工事（米子市：鳥取県）の，三菱重工業を「津島」工事(津島市ほか十一町村衛生組合:愛知県)の受注予定者に決定していた。

また，査第１０６号証・２枚目の記載によれば，「西村山」工事，「米子」工事及び「津島」工事の加算を行う前の時点で「中央」工事まで加算を終えており，「中央」工事（東京都「中央地区清掃工場」工事）についても，前記「西村山」工事ほか２工事と同様に，５社のいずれかの者を受注予定者に決定していた。

(b) 査第１０７号証・１枚目の１９工事

５社は，５社が決定した受注予定者が荏原製作所とクボタに協力要請を行った結果，両社の協力を得て受注した工事は受注予定者である５社それぞれの者に，両社から協力を得る代償として両社に受注させた工事は受注させた両社のいずれかの者に，当該工事のトン数を加算（７社の数値を算

出する「分子／分母」の数式の分子に加算）した（査第１０７号証・１枚目）。

査第１０７号証・１枚目の「分子／分母」式の数値の増減によれば，５社は，「阿見」工事（阿見町：茨城県），「草津」工事（草津市：滋賀県）及び「湯河」工事（湯河原町真鶴町衛生組合：神奈川県）の３工事は川崎重工業を，「尾三」工事（尾三衛生組合：愛知県）及び「港」工事（東京都「港地区清掃工場」）の２工事は三菱重工業を，「田辺」工事（田辺市：和歌山県），「結城」工事（旧「結城郡衛生組合」，現在は下妻地方広域事務組合：茨城県），「亀岡」工事（亀岡市：京都府）及び「長岡」工事（長岡地区衛生処理組合：新潟県）の４工事は日立造船を，「鳥取」工事（鳥取中部ふるさと広域連合：鳥取県）は日本鋼管を，「芸北」工事（芸北広域環境施設組合：広島県），「山口」工事（山口県中部環境施設組合：山口県），「安中」工事（安中松井田衛生施設組合：群馬県），「松任」工事（松任石川広域事務組合：石川県）及び「東金」工事（東金市外三町清掃組合：千葉県）の５工事はタクマを，それぞれ受注予定者に決定していた。また，「安城」工事（安城市：愛知県），「堺」工事（堺市：大阪府），「比謝」工事（比謝川行政事務組合：沖縄県）及び「太田」工事（太田市：群馬県）の４工事についても，５社のいずれかの者を受注予定者に決定していた。

(c) 数値の積み上げ結果から認められる２５工事

査第１０７号証・１枚目と査第１０６号証・２枚目で積み上げられた数値には，後記３（1）イ(ｳ)のとおり連続性が認められるので，査第１０７号証・１枚目における最後の積み上げ工事（「東金」工事）の後，査第１０６号証・２枚目で積み上げる前まで（「中央」工事まで）の間に発注された別紙２記載の２５工事（１ないし２５を付した工事）についても，５社が決定した受注予定者が荏原製作所及びクボタに協力要請を行い，両社の協力を得て受注できた工事は，受注予定者である５社のいずれかの者に，両社に協力を得る代償として受注させた工事は，受注した両社のいずれかの者に，それぞれ加算していたことになる。

そこで，別紙２記載の２５工事（１ないし２５を付した工事）のうち，５社が受注した１６工事（別紙２の５社の縦列において網掛けした工事）は，各工事を受注した者（網掛けした各工事につき該当列の者）が，それぞれ受注予定者に決定されていたのである。そして，荏原製作所及びクボ

タが受注した９工事（別紙２の両社の縦列において網掛けした工事）についても，受注予定者は特定できないものの，５社のいずれかの者が，受注予定者に決定されていたのである。

(ｴ)　入札価格の連絡を行った２工事

「賀茂広域行政組合」工事について日本鋼管が，また，「佐渡広域市町村圏組合」工事について川崎重工業が，それぞれ，他の入札参加業者に対して入札価格を連絡し，両工事について他の入札参加者が日本鋼管，川崎重工業が受注できるよう連絡を受けた価格で入札した。（査第１２４号証，第１２５号証）

入札価格の連絡は，その連絡をする者が当該工事を自社が定めた価格で落札するため，他の入札参加業者に自社より高い価格で入札してもらうために行うものであるから，入札価格を連絡した者が，その連絡に先立って受注予定者に決定されていたのである。

したがって，５社は，日本鋼管を「賀茂広域行政組合」工事の，川崎重工業を「佐渡広域市町村圏組合」工事の受注予定者に決定していた。

(ｵ)　受注予定者を決定した工事と認められる９７工事

a　査第８９号証の７９工事

ストーカ炉の営業担当者である川崎重工業の溝口が所持していた，平成７年９月２８日ころ作成された書面（査第８９号証）に記載された７９工事は，平成７年９月２８日の時点でストーカ炉の建設工事として発注が見込まれる工事を記載したものである。

そして，その後に５社が作成したリスト（日立造船のリストである査第５４号証ないし第５６号証，日本鋼管のリストである査第５７号証ないし第６３号証，川崎重工業のリストである査第６４号証及び第６５号証，三菱重工業のリストである査第６６号証及び第６７号証）には，査第８９号証・１枚目に記載されている７９工事が１つも記載されていないことからすると，査第８９号証・１枚目に記載された７９工事は，既に受注予定者を決定した工事であると認められ，５社は，別紙１の「証拠（査号証）」欄に「８９」と記載した「工事名」欄に記載の工事について，平成８年度から同１２年度以降までに発注されるとの見込みの下，「受注予定者」欄に記載の者を，それぞれ受注予定者に決定していたことが認められる。すなわち，査第８９号証・１枚目に記載された７９工事について，「京都市－北」工事ほか１５工事は川崎重工業を，「久居」工事ほか１８工事は三

菱重工業を，「大阪－舞洲」工事ほか１４工事は日立造船を，「苫小牧市」工事ほか１５工事は日本鋼管を，「置賜市」工事ほか１２工事はタクマを，それぞれ受注予定者に決定していた。

なお，「東京都（中央地区清掃工場）」工事は，アウトサイダーの石川島播磨重工業等に協力を求める過程で，受注予定者がタクマから日立造船に変更されたが，査第８９号証・１枚目が作成された時点では，同工事の受注予定者はタクマであった。

b　査第８８号証等の９工事

査第８８号証，第９０号証及び第１４７号証は，いずれも平成１０年度に発注が予定される工事を記載したものであり，５社は，各工事に共通に記載された者を受注予定者に決定していた。

(a)　査第８８号証の８工事

５社は，「秋田市」工事はタクマを，「八千代市」工事（入札日：平成１０年５月２５日）は川崎重工業を，「名古屋市（五条川工場）」工事（入札日：平成１０年６月１０日），「豊橋市」工事，「津島市ほか十一町村衛生組合」工事（入札日：平成１０年６月１０日）及び「高知市」工事（入札日：平成１０年８月１７日）は三菱重工業を，「米子市」工事（入札日：平成１０年６月２日）及び「賀茂広域行政組合」工事（入札日：平成１０年８月３１日）は日本鋼管を，それぞれストーカ炉の工事と見込んで受注予定者に決定していた（なお,「秋田市」工事と「豊橋市」工事はガス化溶融炉として発注された。）。（査第８８号証）

(b)　査第９０号証の４工事

５社は，「秋田」工事（秋田市：秋田県）はタクマを，「西村山」工事（西村山広域行政事務組合：山形県）は日立造船を，「津島」工事（津島市ほか十一町村衛生組合：愛知）及び「豊橋」工事（豊橋市：愛知）は三菱重工業を，それぞれ受注予定者に決定していた。（査第９０号証）

(c)　査第１４７号証の９工事

５社は，「秋田市」工事はタクマを，「西村山広域行政事務組合」工事は日立造船を，「八千代市」工事は川崎重工業を，「名古屋市（五条川工場）」工事，「豊橋市」工事，「津島市ほか十一町村衛生組合」工事及び「高知市」工事は三菱重工業を，「米子市」工事及び「賀茂広域行政組合」工事は日本鋼管を，それぞれ受注予定者に決定していた。（査第１４７号証）

c　査第８１号証の９工事

５社は，「有明工場」工事は三菱重工業を，「千歳工場」工事は川崎重工業を，「江戸川工場」工事は日本鋼管を，「台船工場」工事は日立造船を，「江東工場」工事はタクマを，「墨田工場」工事は日立造船を，「港工場」工事は三菱重工業を，「中央工場」工事はタクマを，「多摩川工場」工事は川崎重工業を，それぞれ受注予定者に決定していた（なお，「中央工場」工事は，受注予定者がタクマから日立造船に変更された。）。（査第８１号証）

d　査第８５号証の「津島市ほか十一町村衛生組合」工事

５社は，「津島市ほか十一町村衛生組合」工事について，三菱重工業を受注予定者に決定していた。（査第８５号証）

e　査第１３６号証の札幌市「第５清掃工場」工事

５社は，札幌市「第５清掃工場」工事について，タクマを受注予定者に決定していた。（査第１３６号証）

f　査第８４号証等の「国分地区衛生管理組合」工事

５社は，「国分地区衛生管理組合」工事について，川崎重工業を受注予定者に決定していた。（査第８２号証ないし第８４号証）

g　査第１３７号証等の「弘前地区環境整備事務組合」工事

５社は，「弘前地区環境整備事務組合」工事について，日本鋼管以外の者を受注予定者に決定していた。（査第１３７号証，第１３８号証）

h　査第１３４号証の「流山市」工事

５社は，「流山市」工事について，日本鋼管以外の者を，受注予定者に決定していた。（査第１３４号証）

(ｶ) 受注予定者が決定された工事が相当数あること。

５社は，恒常的に，ストーカ炉の建設工事として発注が見込まれる相当数の工事について，受注予定者を決定していた。（査第３８号証，第６０号証，第６２号証，第８９号証，第１０６号証・１枚目）

(4)　会合の開催

５社は，毎月１回程度，各社の持ち回りで会合を開催していた。開催日は出席者の都合がつく日が適宜選ばれており，持ち回りで当番となり，持ち回りの順は５０音順として，川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業の順になっており，当番となった会社の会議室で開催されていた。平成６年４月１日以降平成１０年９月１７日までの会合出席者は，日立造船の平野，日本鋼管の林，

タクマの松村，三菱重工業の原田，川崎重工業の松江（平成８年４月以前は環境装置第一営業部長の田中）であった。（査第２８号証，第３３号証，第３５号証，第４４号証，第４６号証，第５４号証ないし第５６号証，第５８号証，第６０号証ないし第６３号証，第６７号証，第７３号証，第９６号証，第９７号証，第１０２号証ないし第１０５号証，第１３９号証，第１４３号証，第１４５号証，第１５０号証，第１５１号証）

(5)　指数の勘案による受注予定者の決定

５社は，各社の受注が均等となることを基本理念として，これを念頭に，受注予定者を決定した工事のトン数を基に各社ごとに算出した数値を勘案して，受注予定者を決定していた。（査第３５号証，第３７号証，第４０号証，第４２号証ないし第４４号証，第４６号証，第４７号証，第９５号証，第１０６号証・１枚目）

ア　指数の算出

(ｱ) 数値の算出方法

５社は，受注予定者を決定した工事について，各社ごとに，受注予定者が受注する（ないし受注した）工事のトン数（以下「受注数値」という。）と各社が入札に参加する（ないし参加した）工事のトン数（以下「参加数値」という。）をそれぞれ積み上げていた。そして，各社ごとに，受注数値を参加数値で除した数値（以下「指数」という。）を算出していた。

５社は，受注数値及び参加数値を積み上げる際，「土建分離工事」（焼却炉の製造及び据付工事部分と土木建築工事部分とが分離して発注される工事）と「ＪＶ工事」（土建分離工事として発注されないまでも土木建築業者とプラントメーカーとの共同企業体に発注される工事。以下同じ。）については，当該工事のトン数に０．７を乗じて加算し（以下あわせて「修正数値」という。），その余の工事はトン数のまま加算することとしていた。また，各社への加算を行った後，建設計画の変更によってトン数が増減した場合は，入札の時点で増減分を加減算し，受注数値と参加数値の修正を行っていた。

(ｲ) 継続して指数の算出を行っていたこと

査第１０６号証・１枚目に記載された各社の指数等からすると，各社の受注数値，参加数値は，分子，分母ともに５桁に達しており，分母の数値から延べ７万トン分以上の工事が積み上げられていることから，工事ごとのトン数又は修正数値の算出・積み上げは相当の長期にわたって継続的に行われてい

たものと認められる。仮に１件当たり３５０トンとみても２００以上の工事が積み上げられたこととなり，年間２０件発注があるとみても１０年近く積み上げが継続されてきたことになる。

イ　指数の勘案

(ｱ) 指数の均等化と各社の受注の均等化

５社による受注予定者決定の基本理念は，各社が均等に受注することである。すなわち，各社の受注するストーカ炉のトン数の合計が均等になるということである。（査第３５号証, 第４６号証）

しかしながら，これはあくまでも理念に過ぎず，実際に発注される工事の状況，各社の営業・人脈等の社内事情，発注者側の事情等からすると，現実的なものではない。

そこで，５社は，実際に受注予定者を決定する際には，単に各社の受注件数，受注トン数又は受注金額を均一化することではなく，工事の形態，各社の営業努力，すなわち受注予定者が受注できるような状況を作り出すことをも加味して指数を算出していた。

a　工事の形態に応じた修正

５社は，指数の基となる受注数値，参加数値を算出するに当たり，各工事のトン数を積み上げていたが, 単純に「トン数」だけを積み上げた場合，必ずしも同規模の工事の受注金額が同程度にならない場合があるため，前記ア(ｱ)のとおり修正数値を用いて，トン数の均衡を図ると同時に，金額較差の修正ができるようする，すなわち受注金額をも加味して均衡を図るようにしていた。

b　入札参加状況を考慮していたこと。

指数は，各工事のトン数を積み上げて各社の受注数値と参加数値を算出し，受注数値を参加数値で除して算出されるものであることから，単純に受注の状況（受注数値：分子）だけを比較するものではなく，入札参加の状況（参加数値:分母）と合わせみて各社の較差をみるものとなっている。

(ｲ) 指数の勘案の意味合い

このようにして算出された指数を勘案して受注予定者を決定することとは, 各社の指数が均等となるようにすることを念頭に受注予定者を決定するということである。それは具体的には，受注希望工事を表明し，受注希望者が重複し，希望者の間で話合いを行ったが，なお，決着がつかない場合にこの指数を念頭において決定するということである。

しかしながら,この数値を勘案して受注予定者を決定することは,ほとんどなく，まさに伝家の宝刀であった。

指数がこのようなものであるとすれば，現実に指数は均等化しないことになり，「指数が均等となることを念頭に」とそごを来すようにもみえるが，指数の均等化を目指すことと各社が均等に受注することを目指すこととは，本質的に何ら異ならず，均等に受注することと指数の均等化は，本質的に合致している。

そして，現実の発注は，工事ごとに規模や金額が区々であり，同規模でも金額が同程度にならない場合もあり，かつ，各社の入札参加の機会も同じでないから，単純に受注トン数や受注金額を積み上げても各社の均衡をみることができない。したがって，各社の均衡を発注の実態に即して数値化し，比較対照できるようにしたものが指数の仕組みである。そして，このことを表したのが「指数の均等化」である。

指数の均等化は，現実に即して各社が均等に受注することを目的とするものであり，受注の均等化が実現できないことから，受注と指名を数値化することで，これに代えたものである。そして，指数が均等になるようにすることを念頭において受注予定者を決定するとは，正に各社が均等に受注することを目指すが，実現方法としては，実現可能性のある指数の均等化にとどまるのである。

そして，５社は，各社の受注が均等になることを目的として，指数を勘案し，指数が均等になるように受注予定者を決定していたのである。

３　受注予定者が受注できるようにしていたこと。

(1)　アウトサイダーへの協力要請

５社は，アウトサイダーが指名競争入札等に参加する場合，その協力が得られなければ受注予定者に決定されても受注することができない，あるいは，いわゆる「タタキ合い」により自社の積算より低い価格での受注を余儀なくされるため，自社が受注予定者となった工事について，アウトサイダーに対し，自社が受注できるよう協力要請を行っていた。

そして，５社は，アウトサイダーに協力要請を行った結果，時には，他の競合する工事で協力を得られるよう受注予定者が受注を放棄し，他の４社の了解を得てアウトサイダーに受注させること，また，他の工事を受注させることを条件に協力を得ることもあった。

アウトサイダーは，ストーカ炉の建設工事を行う５社以外のプラントメーカー

すべてであり，具体的には，荏原製作所，クボタ，ユニチカ，石川島播磨重工業，住友重工業，三機工業，川崎技研，三井造船，日本車輌製造，東レエンジニアリング，三井金属，バブコック日立，神戸製鋼所，内海プラント，川崎製鉄及び三和動熱工業（平成６年４月から平成１０年９月１７日までの間に地方公共団体が行ったストーカ炉の建設工事の指名競争入札等に参加した５社以外の者）である。（査第２９号証，第３５号証，第３９号証，第４４号証，第４６号証，第４８号証，第８１号証，第８９号証，第１０９号証ないし第１１２号証，第１１４号証ないし第１１８号証）

住友重工業は，５社が決定した受注予定者からの協力要請に応じ，受注予定者が受注できるように協力していた。（査第３９号証，第４８号証，第１１０号証）

ア　受注予定者による協力要請

(ｱ) 南河内清掃施設組合「第２清掃工場」工事

「南河内清掃施設組合（第２清掃工場）」工事について，受注予定者に決定されていた日立造船は，アウトサイダーであるユニチカ，荏原製作所，クボタ及び住友重工業に対して，自社が受注できるよう協力を求めた。（査第１０９号証）

(ｲ)　東京都「中央地区清掃工場」工事

東京都発注の「中央地区清掃工場」工事については，５社間で受注予定者として決定していたタクマが，同工事の入札参加業者が判明した後，同工事の入札に参加するアウトサイダーに対して自社が受注できるように協力を求めた。その後，同工事についてはタクマに代わって日立造船が受注予定者となり，石川島播磨重工業は日立造船が受注できるように協力した。（査第８１号証，第８９号証，第１１１号証，第１１２号証，第１１４号証ないし第１１８号証）

イ　荏原製作所及びクボタへの協力要請に係る数値の算出

５社は，アウトサイダーのうち，荏原製作所及びクボタについては，受注予定者が協力要請をする機会が多いことから，次の(ｱ)ないし(ｳ)のとおり，荏原製作所及びクボタからどの程度協力を得たか及びその代償として両社にどの程度受注させたかを数値化していた。（査第２９号証，第１０６号証・２枚目，第１０７号証，第１４９号証）

この数値を踏まえ，５社は，荏原製作所とクボタに受注させるタイミング，受注させる工事の規模（トン数）の適否を見定めるとともに，両社に受注させることとなる受注予定者が偏ることがないようにしていた。

(ｱ) 数値の算出方法とその持つ意味（査第１０６号証・２枚目）

a　数値の算出方法

５社は，５社が受注予定者を決定した工事について，５社とともに荏原製作所とクボタのいずれかの者が入札に参加した工事のうち，５社又は荏原製作所とクボタのいずれかが受注した工事について，入札における協力結果が確認できた後，入札日以降，各社ごとに，受注した工事のトン数と，入札に参加した工事のトン数を積み上げ，前者の数字で後者の数字を除した数値，すなわち，分母を入札に参加した工事のトン数，分子を受注した工事のトン数とした数値を算出していた。

５社は，トン数を積み上げる際，「ＪＶ工事」については，当該工事のトン数に０．７を掛けて算出した数値（修正数値）を加算し，これら以外の工事はトン数をそのまま加算することとしていた。

b　数値の持つ意味

アウトサイダーが指名され入札等に参加した工事については，５社の間で受注予定者に決定された者は，アウトサイダーに対し自己が受注できるよう協力を求め，協力を得ていた。また，入札等に参加する回数が多く，協力を得ることの多かったアウトサイダーには，５社のうちの受注予定者は他の４社の了解を得た上，受注させることもあった。特に，荏原製作所とクボタにおいては，他のアウトサイダーに比べ入札等に参加することが多く，他のアウトサイダーに比べ協力を得ることも受注させることも多かった。

査第１０６号証・２枚目は，５社とともに荏原製作所とクボタが入札に参加した工事について，入札結果が判明した後，入札に参加した者の分母に当該工事のトン数を加算し，荏原製作所とクボタに協力させて受注した工事について，受注予定者に決定されていた者の分子に当該工事のトン数を加算しているものである。

(ｲ) 数値の算出方法とその持つ意味（査第１０７号証・１枚目）

５社は，５社が受注予定者を決定した工事について，受注予定者が荏原製作所とクボタの協力を得て受注した工事を査第１０７号証・１枚目の５社の各列に記載し，その協力を得る代償として荏原製作所とクボタに受注させた工事を受注した者の列に記載し，各社ごとに，入札に参加した工事のトン数を加算し，受注した工事のトン数を加算し，前者を分母，後者を分子とする数値を積み上げて，数値を算出し，受注予定者がどの程度荏原製作所とクボ

タの協力を得て受注し，両者に受注させたかを数値化していた。５社は，算出された数値により，５社と荏原製作所あるいは５社とクボタとの関係をみるとともに，５社のうちで各社が荏原製作所及びクボタからどの程度協力を受けているか，あるいはどの程度受注させているかの状況をみていた。

５社は，数値を積み上げる際，「ＪＶ工事」については，当該工事のトン数に０．７を掛けて算出して加算し，「入替工事」（焼却炉の部分を入替える工事）については，当該工事のトン数に０．５を掛けて算出した数値を加算し，これら以外の工事はトン数をそのまま加算することとしていた。

(ｳ) 数値の算出の継続性

査第１０６号証・２枚目と査第１０７号証・１枚目は，いずれも５社と荏原製作所及びクボタについて，それぞれ受注した工事と入札に参加した工事のトン数又は修正数値を積み上げ，各社ごとに受注した工事の累積トン数の数値を入札に参加した工事の累積トン数の数値で除した数値（以下「７社の数値」という。）を算出したものである。そして，査第１０６号証・２枚目における積み上げ対象の工事は，前記２(3)イ(ｳ)ｂ(a)のとおり平成１０年１月２６日に入札が行われた東京都「中央地区清掃工場」工事の後に入札が行われた３工事であり，一方，査第１０７号証・１枚目における積み上げ対象の工事は，前記同(b)のとおり平成７年１１月３０日に入札が行われた「東金市外三町清掃組合」工事（査第１０７号証・１枚目）以前の１９工事である。

そこで，査第１０７号証・１枚目の時点で積み上げられた５社と荏原製作所及びクボタの数値を起点に，その後，査第１０６号証・２枚目で７社の数値が算出された「津島」の加算時点までに発注された工事（積み上げの対象工事と認められる２８工事：別紙２記載の１ないし２８を付した工事）について，入札に参加した者の分母と受注した者の分子（別紙２では各社縦列の右側が分母，左側が分子）に，それぞれ査第１０６号証・２枚目及び査第１０７号証・１枚目における加算方法に従い，

① ＪＶ工事は０．７掛けして積み上げる
② 入替工事は０．５掛けして積み上げる
③ 土建分離工事については，ＪＶ工事と同様に０．７掛けして積み上げる
④ その余の工事は，トン数をそのまま積み上げる
⑤ 荏原製作所とクボタ以外のアウトサイダーが入札に参加した工事については，トン数をそのまま積み上げる

方法によりトン数を順次積み上げると，その結果算出された各社の数値，すなわち各社が受注した工事の累積トン数の数値（分子）及び入札参加した工事の累積トン数の数値（分母）は，別紙２のとおり，査第１０６号証・２枚目に積み上げられた，「分子」，「分母」の数値とそれぞれ一致する。

すなわち，査第１０６号証・２枚目の「分母」及び「分子」は，査第１０７号証・１枚目の平成７年１１月３０日の各欄に記載された数値に引き続いて，平成７年１２月以降（すなわち１１月３０日の「東金」工事の後）に発注された積み上げ対象とすべき工事のトン数又は修正数値を積み上げたものである。

したがって，査第１０７号証・１枚目と査第１０６号証・２枚目の数値は連続性があり，５社が，７社の数値の算出を継続して行っていたのである。

つまり，査第１０７号証・１枚目で最後に積み上げられた「東金」工事の後，査第１０６号証・２枚目で積み上げる前すなわち「中央」工事までの間に発注された別紙２記載の２５工事（１ないし２５を付した工事）は，査第１０７号証・１枚目及び査第１０６号証・２枚目における工事と同様に，７社の数値を算出する積み上げ対象の工事になっており，５社は，当該２５工事についても，受注予定者を決定し，当該受注予定者は，荏原製作所及びクボタに協力要請を行っていたのである。

ウ　アウトサイダー対策（５社指名の働きかけ）

５社は，自社が受注予定者となった工事について，アウトサイダーが指名競争入札等へ参加する場合，その協力が得られないリスクがあるため，アウトサイダーが入札に参加しないように，発注者である地方公共団体に対して，極力５社を指名するよう働きかけを行っていた。また，計画段階における参考見積書や設計図書の作成の引合いを受けることは指名に結び付く可能性が高いことから，アウトサイダーがその引合いを受けないように，発注者である地方公共団体に対して，５社だけに引合いを求めるよう働きかけを行っていた。

アウトサイダーが入札に参加しないようにすることは，受注予定者が受注できるようにする上で極めて効果的であり，５社は本件合意の実効性を上げるため，これを行っていた。（査第３５号証，第３７号証，第４４号証，第１０８号証，第１１９号証，第１２１号証ないし第１２３号証）

(2)　受注予定者による入札価格の連絡

５社は，自社が受注予定者に決定された工事について，自社の入札価格を積算するとともに，自社の入札価格が最低となるよう他の入札参加者の入札価格を設

定し，入札前に，電話等により，各社に連絡を行っていた。受注予定者から連絡を受けた者は，連絡された価格で入札することにより，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力していた。

また，５社は，地方公共団体から入札前の段階で参考見積の提出を求められた場合，当該工事の受注予定者が，各社が提出する見積金額を定めて連絡し，その価格で地方公共団体に見積書を提出するように要請していた。これは，受注予定者が他社の分の見積金額まで算定することにより，各社が提出する見積金額の較差を一定の範囲に収め，かつ，全体の見積金額のレベルを受注予定者が受注を見込んでいる金額にそろえるために行っているものであり，単に受注予定者が他社の積算作業を肩代わりするというものではない。すなわち，発注者である地方公共団体がプラントメーカーから提出された見積価格を基に計画するストーカ炉の建設工事の費用（予算）を把握しているところ，費用を低く見積もることがないようにすることで，後の入札において発注者が予定価格を設定する際，予定価格を低く設定し，結果として，受注予定者が受注する価格が低くなることがないようにしているものである。（査第４５号証，第４６号証，第１２４号証ないし第１２６号証，第１２８号証ないし第１３２号証）

「賀茂広域行政組合」工事について受注予定者である日本鋼管が，また，「佐渡広域市町村圏組合」工事について受注予定者である川崎重工業が，それぞれ，他の入札参加業者に対して入札価格を連絡し，両工事について他の入札参加者が日本鋼管，川崎重工業が受注できるよう連絡を受けた価格で入札したことは前記２（3）イ(ｴ)のとおりである。

４　５社が本件合意に基づいて受注予定者となって受注した工事

５社が本件違反行為を行っていた平成６年４月１日以降平成１０年９月１７日までの間に，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事の総発注件数は８７件である。（別紙３）

このうち，５社が受注した６０件の工事（別紙３において網掛けした工事）が，本件合意に基づいて受注予定者を決定し，受注予定者が受注したものである。このことは，次のとおり明らかである。

まず，本件合意の内容をみれば，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事について，会合を開催して，規模別の区分ごとに受注希望表明を行う対象工事をリストアップし，確定し，受注希望する工事を表明し，受注予定者を決定するという一連の手順を経て受注予定者を決定し,受注予定者は,受注予定者が定めた価格で受注できるように，他の入札参加者の入札価格を定めて

各社に連絡し，受注予定者が受注できるようにするというものである。また，本件合意に従わなかった場合のペナルティはないものの，当該取引分野の構造にかんがみれば，当事者を拘束する程度は相当強いものといえる。このように，合意が，違反行為当事者を拘束する程度が強く，個別工事について実施に移される蓋然性が高い場合には，個別工事が合意の対象に属することの立証をもって，特段の事情がない限り，合意に基づいて，受注予定者の決定が行われたものと推定されるということができる。

これを８７件についてみれば，いずれも地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事であり，本件合意の対象と認められるところ，５社が受注した６０件は，特段の事情が認められないことから，合意の拘束を受け，受注予定者の決定が行われたものとの推定が及ぶ。

そして，当該６０件については，合意の拘束を受け，受注予定者の決定が行われたとの推定が及ぶとともに，これに一致する証拠があることから「本件合意に基づいて」受注予定者の決定がなされ，受注予定者が受注したと認めることができる。

すなわち，前記６０件のうち４０件については，受注予定者の決定が行われたとの推定が及ぶこと，本件合意に基づいて受注予定者の決定がなされ，受注予定者が受注したことを認める旨の三菱重工業の原田の供述（査第２８号証，第４６号証）があることに加え，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた「個々の行為」に係る証拠があり，本件合意に基づいて，５社が受注したものであると認めることができる。また，その余の２０件についても，経験則に照らして全証拠を総合検討すれば，通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであり，かつ，それで足りるのであるから，当該２０件についても，本件合意に「基づき」受注したものであると認めることができる。

(1) 総発注件数・金額等に占める比率

５社が本件違反行為を行っていた平成６年４月１日以降平成１０年９月１７日までの間に，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事の総発注件数は８７件（発注トン数２３，５２９トン，発注金額約１兆１０３１億円）であり，このうち，５社のいずれかの者が受注した工事は６６件である。（査第２９号証）

そして，５社が受注した６６件のうち，後記（なお書き）の５件及び「南宇和衛生事務組合」工事を除く６０件（別紙３において網掛けした工事）は，５社が，それぞれ受注予定者となって受注した工事であると認められる。当該６０件は，トン数にして１９，７５３トン，受注金額にして約９２６０億円であり，総発注

件数８７件に対し，件数でみて約６８．９％，トン数でみて約８３．９％，金額でみて約８３．９％を占めており，いずれでみても大部分を占めている。

また，総発注件数８７件のうち，予定価格が不明な「双三清掃施設組合」工事，「安中・松井田衛生施設組合」工事，「高知市」工事の３件を除く８４件について落札率をみると，５社が受注予定者となって受注した５７件（６０件から予定価格が不明な３件を除いた。）は，その余の２７件に比べ高率となっており（特に５社が受注した後記（なお書き）の５件との較差が顕著である。），落札率が９５％以上となる５３件中，９８％以上のものが３７件，うち際立って高い９９％以上のものが２７件である。

なお，５社が受注した「北信保健衛生施設組合」工事，「知多南部衛生組合」工事，「可茂衛生施設利用組合」工事，「有明広域行政事務組合」工事及び「児玉郡市広域市町村圏組合」工事の５件は，５社がアウトサイダーの協力を得られずに受注した工事であり，５社が，本件合意に基づいて受注した工事ではない。また，タクマが受注した「南宇和衛生事務組合」工事については，その入札状況からみて，いわゆる「タタキ合い」になった形跡はないが，これまでの審判手続での主張の経緯にかんがみ，５社が本件合意に基づいて受注した工事には含めない。

(2) ５社が受注予定者となって受注した工事

ア　受注希望表明を行った２工事

前記２（3）イ(ｱ) a のとおり，「八千代市」工事は川崎重工業が，「西村山広域行政事務組合」工事は日立造船が，それぞれ，本件合意に基づいて受注予定者となって受注した工事である。

イ「指数」算出のためにトン数を加算した５工事

前記２（3）イ(ｲ)のとおり，「新城広域事務組合」工事及び「名古屋市（五条川工場）」工事は三菱重工業が，「東京都（中央地区清掃工場）」工事は日立造船が，「賀茂広域行政組合」工事及び「米子市」工事は日本鋼管が，それぞれ受注予定者に決定され，各社が，それぞれ，本件合意に基づいて受注予定者となって受注した工事である。

ウ　アウトサイダーに協力要請を行った３０工事

アウトサイダーが入札に参加した「南河内清掃施設組合（第２清掃工場）」工事及び「東京都（中央地区清掃工場）」工事の２工事はそれぞれ日立造船が受注予定者に決定され（前記２（3）イ(ｳ) a ），「西村山広域行政事務組合」工事は日立造船が，「米子市」工事は日本鋼管が，「津島市ほか十一町村衛生組

合」工事は三菱重工業がそれぞれ受注予定者に決定され（前記２（3）イ(ｳ) b (a)），「阿見町」工事及び「湯河原町真鶴町衛生組合」工事の２工事は川崎重工業が，「尾三衛生組合」工事及び「東京都（港地区清掃工場）」工事の２工事は三菱重工業が，旧「結城郡衛生組合」（現「下妻地方広域事務組合」）工事，「亀岡市」工事及び「長岡地区衛生処理組合」工事の３工事は日立造船が，「山口県中部環境施設組合」工事，「安中松井田衛生施設組合」工事，「松任石川広域事務組合」工事及び「東金市外三町清掃組合」工事の４工事はタクマが，それぞれ受注予定者に決定され（前記２（3）イ(ｳ) b（ｂ）），それぞれ，本件合意に基づいて受注予定者となって受注した工事であり，別紙２記載の２５工事のうち５社が受注した１６工事（別紙２の５社の縦列において網掛けした工事）は，各工事を受注した者（網掛けした各工事につき該当列の者）が，それぞれ，本件合意に基づいて受注予定者となって受注した工事である（前記２（3）イ(ｳ) b（ｃ））。

エ　入札価格の連絡を行った２工事

前記２（3）イ(ｴ)のとおり，「賀茂広域行政組合」工事は日本鋼管が，「佐渡広域市町村圏組合」工事は川崎重工業が，それぞれ，本件合意に基づいて受注予定者となって受注した工事である。

オ　査第８９号証・１枚目の１７工事

前記２（3）イ(ｵ) a のとおり，「三原市」工事，「湖北広域行政センター」工事，「福知山市」工事，「いわき市（南部清掃センター）」工事，「新城広域事務組合」工事及び「名古屋市（五条川工場）」工事の６工事については三菱重工業が，「苫小牧市」工事，「熱海市」工事及び「龍ヶ崎市地方塵芥処理組合」工事の３工事については日本鋼管が，「宇城八か町村清掃施設組合」工事，「京都市（東北部清掃工場）」工事及び「佐世保市（新東部クリーンセンター）」工事の３工事については川崎重工業が，「置賜広域行政事務組合」工事，「札幌市（第５清掃工場）」工事及び「名古屋市（猪子石工場）」工事の３工事についてはタクマが，「尼崎市」工事及び「福岡市（臨海工場）」工事の２工事については日立造船が，それぞれ本件合意に基づいて受注予定者となって受注した工事である。

カ　査第８８号証等の７工事

前記２（3）イ(ｵ) b のとおり，「西村山広域行政事務組合」工事は日立造船が，「八千代市」工事は川崎重工業が，「名古屋市（五条川工場）」工事，「津島市ほか十一町村衛生組合」工事及び「高知市」工事の３工事は三菱重工業が，

「米子市」工事及び「賀茂広域行政組合」工事の２工事は日本鋼管が，それぞれ本件合意に基づいて受注予定者となって受注した工事である。

キ　査第８１号証の３工事

前記２（3）イ(ｵ) ｃのとおり，「新江東清掃工場」工事はタクマが，「墨田清掃工場」工事は日立造船が，「港地区清掃工場」工事は三菱重工業が，それぞれ本件合意に基づいて受注予定者となって受注した工事である。

ク　査第８５号証の「津島市ほか十一町村衛生組合」工事

前記２（3）イ(ｵ) ｄのとおり，「津島市ほか十一町村衛生組合」工事は三菱重工業が，本件合意に基づいて受注予定者となって受注した工事である。

ケ　査第１３６号証の札幌市「第５清掃工場」工事

前記２（3）イ(ｵ) ｅのとおり，「札幌市第５清掃工場」工事はタクマが，本件合意に基づいて受注予定者となって受注した工事である。

コ　５社が受注したその余の２０工事

前記１ないし３のとおり，本件違反行為に係る５社の合意が認められることから，前記アないしケの各工事以外に５社が受注した２０工事についても，各工事を受注した者，すなわち「多摩ニュータウン環境組合」工事，「秩父広域市町村圏組合」工事，「豊栄郷清掃施設処理組合」工事，「松本市」工事及び「日立市」工事の５工事は日立造船が，「八幡浜市」工事及び「加須市・騎西町衛生施設組合」工事の２工事はタクマが，「八王子市（戸吹清掃工場）」工事，「一宮市」工事，「盛岡市」工事，「上尾市」工事，「中巨摩地区広域事務組合」工事，「横浜市（金沢工場）」工事及び「印西地区環境整備事業組合」工事の７工事は日本鋼管が，「横浜市（旭工場）」工事，「茅野市」工事及び「糸満市・豊見城村清掃施設組合」工事の３工事は三菱重工業が，「多摩川衛生組合」工事，「双三清掃施設組合」工事及び「神戸市（第１０次クリーンセンター）」工事の３工事は川崎重工業が，それぞれ，本件合意に基づいて受注予定者となって受注したものであると推定される。これら２０工事の入札にはアウトサイダーが参加しておらず，５社又は５社のいずれかの者だけが入札に参加した工事であるから，５社で受注予定者を決定すれば，当該受注予定者が受注できたことは明らかである。

5　三菱重工業の原田の供述調書（査第２８号証及び第４６号証）の任意性及び信用性

三菱重工業の原田の供述調書（査第２８号証及び第４６号証）は，いずれも，公正取引委員会が本件についてごみ焼却施設の製造施工業者に対して立入検査を実施し

た平成１０年９月１７日の当日に，高橋克美審査官が，三菱重工業の原田から事情聴取した結果，三菱重工業の原田が自ら認めて供述した内容を録取し，三菱重工業の原田に読み聞かせ，同人に対し内容に誤りがないかどうかを問い，同人は誤りがないことを申し述べたので署名指印を求め，同人が署名指印し，供述調書として作成されたものである。

その作成の経緯に不自然な点はなく，両供述調書の任意性は認められるべきものである。

また，三菱重工業の原田が立入検査当日すなわち本件に関する記憶が一番鮮明であり，供述する内容を他の者に一切相談することなく，かつ，他の者から示唆あるいは指示を受けることのない状況において供述したものであること，その供述内容は他の証拠と符合していること及びそれ以降に作成した三菱重工業の原田の供述調書等のうち当初の供述に反するものが信用が措けないものであることからすれば，当初の両供述調書（査第２８号証及び査第４６号証）が十分に信用が措けるものであることは明らかである。

三菱重工業の原田の平成１１年３月３日以降の供述調書（査第１６１号証ないし第１７６号証，第１７９号証ないし第１８９号証）における供述は，自己に不都合なことについて「覚えていません」と供述を回避しようとしたり，当然に承知しているはずの事実について「分かりません」と不自然に供述を回避したり，審査官の同じ質問に対して異なる答えをしたり，物証や他の者の供述と相容れない事実を述べるなど信用が措けないものであることは明らかであり，何よりも，三菱重工業の原田が本件審判段階を通じて沈黙を続けていることが，これらの調書の供述内容について信用が措けないことの証左である。これらの調書のうち，査第１７６号証及び第１８３号証ないし第１８９号証は，原田の平成１１年３月３日以降の供述が不自然であることから，独占禁止法第９４条の２第２号（独占禁止法第４６条第１項第１号）に規定する「虚偽の陳述」に該当する疑いも払拭できず，審査官は「虚偽の陳述」行為として同条の適用もあることを視野に入れて，原田の供述内容が事実と異なることを承知の上でこれを録取したものである。

６　本件合意の実効性

(1)　５社間で受注予定者を決定すれば，受注予定者は，５社間では，競争を回避することができることになる。さらに，アウトサイダーに協力要請し，交渉し，協力を得られれば同工事を受注できる。

ところで，５社で受注予定者を決定した場合，アウトサイダーとしては，これを尊重し争わず，協力するのが通例である。そして，それは次のような理由によ

る。５社は，アウトサイダーに協力を求めることを本件合意の内容とし，アウトサイダーの協力を得て受注し，その代償として時にはアウトサイダーに受注させていた。つまり，５社は，アウトサイダーが一緒に入札に参加することとなる場合には，個別に協力を求めることになるが，アウトサイダーはこれに応じて５社に協力をすると，時には受注させてもらえるのである。これは，本件ストーカ炉の建設工事に係る市場構造にかんがみれば，このような状況が認められることは明らかである。すなわち，ストーカ炉の建設工事について，そもそも，技術的にみてアウトサイダーには受注できない，若しくは受注することが極めて困難な工事があるし，受注実績からみて，到底指名されないような工事もあるなど，５社とアウトサイダーでは，技術力，指名実績，受注実績等に大きな差異があるのである。このような状況で，アウトサイダーも，５社が受注予定者を決定すれば，受注することが技術的に不可能あるいは困難な工事はもちろん，そうでない場合でもそれをあえて，挑むようなことはしなかったものである。それは，あえて，挑むとすれば，受注予定者とアウトサイダーの間で競争になり，いわゆるタタキ合いになることは自明であり，そうなると，工事の受注価格が下がり，ひいては，市場全体の相場を下げることになり，アウトサイダーにとってもマイナスになることはあってもプラスにはならないのである。入札談合事件においては，受注価格の低落を防止すること，すなわち，市場価格を維持することは究極の目的であり，その本質であることは，経験則上，明らかである。このようなことからすると，アウトサイダーの協力が得られることは明らかであり，本件合意の前提であったといえる。

したがって，本件合意において，受注予定者の地位が意味のあるものであったこと，すなわち実効性あるものであったことは明らかである。

(2)　５社が本件違反行為を行っていた平成６年４月１日以降平成１０年９月１７日までの間に，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事の総発注件数は８７件であり，これが本件合意の対象工事であり，発注トン数にして２３，５２９トン，発注金額にして約１兆１０３１億円となるところ，５社が本件合意に基づいて受注した工事は６０件であって，件数にして約６８．９％，トン数にして約８３．９％，受注金額にして約８３．９％となるが，これらは，本件合意が競争を実質的に制限するかどうかを判断する要素となる。「競争が実質的に制限される」とは，競争自体が減少して，特定の事業者又は事業者集団が，その意思である程度自由に，価格，品質，数量，その他各般の条件を左右することによって，市場を支配することができる状態をもたらすことをい

うと解される（東京高等裁判所昭和２６年９月１９日判決・高民集４巻１４号４９７頁（東宝・スバル事件判決））。そして，競争を実質的に制限するかどうかは，受注予定者決定事件では，シェアがどの程度かを第一にみることになるが，一定の取引分野の構造，違反行為の特質，違反行為の結果を総合的にみて判断されることになる。

本件においてシェアをみる場合，合意の対象となる工事の総数と合意に基づいて受注した物件の数の割合だけで判断するというものではない。すなわち，本件のように，工事規模の較差が大きく，件数では，そのシェアを計ることができない場合には，トン数，あるいは受注金額をもってそのシェアをみるべきである。

仮にシェアのみからでは競争を実質的に制限するかどうか明らかでないとしても，本件の「一定の取引分野」の構造（市場構造），本件違反行為の特質及び本件違反行為の結果からみれば，本件合意は競争を実質的に制限するものであることは明らかである。

第４　被審人らの主張

１　日立造船，タクマ及び川崎重工業の主張

(1)　総論

ア　違反事実が立証されていないことについて

審査官の主張の多くは，その根拠とする各証拠の取捨選択及びその証拠評価において極めて偏頗的かつ恣意的なものであって，経験則その他の客観的な証拠評価方法に照らせば，到底説得力がなく，違反事実は証拠によって立証されておらず，「実質証拠」は存在しない。

審判手続において，違反事実（要件事実）の立証責任は審査官が負担しており，その証明の程度は民事上の立証水準である「高度の蓋然性」になるのである。また，独占禁止法第８０条の実質証拠の制度の下でも，証拠の取捨選択が経験則に反していないかどうかの問題は，当然裁判所の審査対象になるのであり，審判手続においても証拠の評価自体は民事訴訟手続における経験則等の客観的な証拠評価方法に基づかなければならない。

審査官が主張する本件合意のうち，「５社間で受注予定者を決定した工事について，アウトサイダーが指名競争入札等に参加する場合には，受注予定者は自社が受注できるようにアウトサイダーに協力を求める」との部分は，実質的な証拠が皆無であって全く立証されていない。

本件合意の目的であるはずの「受注機会の均等化を図るため」や，本件合意

の実行方法であるはずの「各社の受注実績等を基にあらかじめ定めた一定の方式により算出した数値を勘案して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた」との部分に至っては，審査官も立証できないことを自認している。

イ　審査官の本件審判対応が適正手続に反することについて

審査官が最終意見で主張した受注調整は，「受注機会の均等化を図るため」の受注調整でもなく，「各社の受注実績等を基にあらかじめ定めた一定の方式により算出した数値を勘案して，受注予定者を決定」することを問題とするものでもなく，審査官の主張に係る受注調整は，従前の審査官の主張とは異なるものである。本件審判で最も重要な争点として当事者が議論し，最大の攻防の対象として審理を尽くしてきた問題点である「指数」に関し，審査官が，審判最終段階において突如として一方的に主張変更することが容認され，そのまま終結することは，従前の審判経過や争点整理手続を無視し，被審人らの防禦権を侵害するものであり，法の適正手続に反する。

審判官としては，審査官の最終意見にかかわらず，「受注機会の均等化」及び「指数の均等化」については，審査官の主張は変更前のものをもって判断すべきである。審判官が，審査官の主張変更を容認し，審判開始決定書記載の基本合意と異なる受注調整合意を最終的な審判対象として容認して存否の判断対象として扱うのであれば，審理手続の法令違反である。最終的に，審査官の従前の主張によれば，それらは証拠によって立証できないのであるから，本件の基本合意も立証できないという結論となるのである。「受注機会の均等化を図るため」の受注調整合意は，受注価格以前に「均等化」による受注調整上の制約が存在するのであって，それは単なる目的ではなく受注調整合意と一体化されたルールそのものである。また，「指数を勘案して」については，「単なる手段」というよりは受注調整の方法そのものであり，具体的な受注調整の上で当事者を拘束するはずのものであって，受注調整合意の存否と一体をなす事実である。このことは，審査官の従前の主張からも明らかである。

ウ　本件の「一定の取引分野」と「競争の実質的制限」について

本件審判における審判対象は，「地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事」という「一定の取引分野」における５社間の基本合意の存否である。そして，当該「一定の取引分野」には多数のアウトサイダーが存在し，それらアウトサイダーの何社もが総合事業能力の点におい

てタクマや日立造船をはるかに上回る巨大企業である。審査官が受注調整対象物件であると主張する６０件の工事のうち，５社だけ又は５社の一部だけが入札に参加した物件は半数に達しない。したがって，本件審判において，「地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事のうち５社だけ又は５社の一部だけが入札に参加した工事」などという「一定の取引分野」を想定することは理論上も不可能である。

審査官は，「一定の取引分野」における５社の優位的地位を不当に強調し，５社以外のプラントメーカーとの間に隔絶した市場競争力の差異があり，５社に上記の「一定の取引分野」における市場支配力があると主張するが，本件審判の対象である「一定の取引分野」はあくまでも個々の入札等が集積した市場であり，その他のメーカーに個々の入札において価格競争で敗れることがあり得るので，本件審判において，審査官が，市場自体の性格上，被審人各社が５社以外の他の入札参加メーカーを各入札において恒常的にコントロールしていた事実を十分に立証できなければ，判例（東京高等裁判所昭和２８年１２月７日判決（東宝株式会社外１名に対する件））にいう「市場支配力」を立証したことにはならない。

審査官の「競争の実質的制限」に関する主張は，本件の「一定の取引分野」において先発した５社の指名実績や受注実績の多さによる憶測にすぎないのである。

(2)　各論

ア　ストーカ炉の建設工事市場における５社の地位について

「５社の製造能力」及び「５社の情報収集力」に関する審査官の主張は，客観的事実に反し，全く説得力がない。

また，「発注手続実施時の実績」について，審査官は，５社とそれ以外のプラントメーカーとの間に指名実績の大きな開きがある旨主張するが，平成９年度においては，川崎重工の指名率は，クボタを下回り，荏原と同率であるなど，指名率の近年における変化や動向を踏まえれば，審査官の主張は，市場動向をも無視した不当なものである。

さらに，「５社の受注実績」においても，審査官は，先発メーカーである５社とその他のメーカーとの受注実績の数値を単純に比較して，極めて偏頗的な証拠評価による主張を展開している。審査官は，「５社を一体視」して立論し，５社それぞれの間の較差を意図的に無視している。

イ　違反行為について

審査官は，違反行為に関する主張について，まず，査第２８号証及び第４６号証の原田供述並びに査第３５号証及び第４４号証の山田メモとそれに係る山田供述を掲げ，それらによって違反行為が認定できる旨主張するが，これは，審査官主張の本件基本合意に直接関係すると思われる証拠が，それらしかないためであり，審査官が上記各証拠を最重要視していることを端的に物語っている。

しかし，上記各証拠の信用性は相当低く，証拠価値を有しない。審査官自らの最終主張と相反する又は相矛盾する内容を含む供述証拠等を自己の主張の最も有力な根拠とする立論は，説得力を欠く虚しいものである。

査第２８号証，第４６号証（原田供述）及び第４４号証（山田供述）の各供述調書は，いずれも本件立入検査当日に作成されたものであるが，それら供述調書は，審査着手前の審査官の先入観や偏見のために，作成後５年間も経てからその記載内容が全くの誤りであることが判明し，審査官自らが主張を放棄せざるを得ない事態を招いている。審査官自らも立入検査当日の供述調書の証拠価値をそれほど重視していなかったはずである。立入検査後１年近くにわたり，審査官は，５社の関係者のみならず，多くのアウトサイダーの関係者についてもヒアリングを実施し，多数の事件関係者に対し事情聴取や提出命令等によって調査を行ったはずであるが，これらの供述調書以上に審査官の主張を裏付ける証拠を得られなかったということは，審査官の主張が真実であれば，あり得ないことである。

ウ　受注希望表明を行う対象工事の選定について

(ｱ)　審査官は，三菱重工業（査第６６号証及び第６７号証），日本鋼管（査第５７号証ないし第６０号証），川崎重工業（査第６５号証）の各リストは，５社のリストアップの会合による情報交換の結果を基に記載されたものであると主張する。しかしながら，作成時期も記載内容も全く異なり，対象工事も全く違う３社のみのリストの比較によって，審査官のように５社のリストアップについて主張することは，経験則等の合理的な証拠法則によっては到底説明できない。

(ｲ)　審査官は，「平成８年末ころより以前の区分」と「平成８年末ころ以降の区分」について主張する。

しかし，審査官が引用する原田の供述（査第４６号証）は，平成６年４月以降全般の「区分」について供述したものと証拠評価する方が素直であり，また，仮に審査官が主張するような区分が５社のうちの１社に存在していたとしても，

区分の変更を５社が同時に行ったという立証はない。

また，そもそも規模別には記載されていないリスト（査第８９号証）があり，日本鋼管は処理能力６０トン以下の「超小型」の区分を継続的に考慮しており（査第６２号証），川崎重工も「全連６０Ｔ未満」との分類を行っていた（査第１５５号証）。ところが，査第６２号証等より後に作成されたとされるリスト（査第５４号証ないし第５６号証）では，日立造船は２００トン以下の工事について特段の分類をしていない。さらに，工事を規模別に区分することについては，５社で共通認識があったといえる程度の立証はなされておらず，審査官の主張と矛盾する証拠も存在するのであるから，５社が規模別区分について同一の基準を有していたことさえ認められないのである。

(ｳ) 審査官は，「平成８年７月ころのリストアップ」について主張する。

しかし，審査官の主張する査第６５号証の作成時期が「平成８年７月」であること，外部情報が５社の会合におけるリストアップの結果得られたものであることについては，一切立証されていない。査第６５号証（日本鋼管）を最も時間的に近い査第６６号証及び査第６７号証（三菱重工業）と比較すると，査第６５号証が作成されてから，１か月ないし５か月の間に，９０件もの工事の計画が消滅または受注予定者の決定によりリストから除外され，１９件の工事計画が新たに判明したこととなり，あまりにも不自然であり，審査官の主張が単なる憶測にすぎないことは明らかである。

(ｴ) 審査官は，「平成８年１２月ころの中型工事及び小型工事の確定」について主張する。

しかし，審査官の援用する査第６７号証には，審査官主張の５６工事のうち９件に「流？」，「ＲＤＦ？」，「溶？」などと記載時点において流動床炉等として発注されるのかどうか判断できないと推認される記載があるのに，審査官はこれを無視している。また，審査官の主張の重要な根拠となっている「１２／９」や「１２／１８」の記載が「平成８年１２月」であるとの点は，審査官がその作成時期の根拠とする同号証と査第６５号証及び第６７号証に記載された工事を比べると，その対象工事には数多くのそごがあり，証拠の裏付けに欠けるものであって理由がない。

審査官は，日本鋼管の査第７６号証につき，「①２００Ｔ／日以上」との記載が中型工事に限ったものであるとか，「２件①②双方から」などの記載が受注希望表明の「順目」を意味するとか，「１２／９」が「平成８年１２月９日」

であるなどと主張するが，これらは，一方的な決め付けであり，理由がない。

審査官は，査第６７号証及び第７６号証に係る審査官主張の「リストアップ」が５社の共通認識であった旨主張するが，結局のところ，その根拠は査第４６号証の原田供述のみであり，審査官の主張は根拠がない。

(ｵ) 審査官は，「平成８年１２月ころまでの大型工事の確定」について主張する。

しかし，審査官の主張の根拠は，査第６６号証が第６７号証と同一のノートの記載であること，査第６６号証の「大型確定」との記載が査第６１号証及び第６８号証の各記載中にある「確定」の記載と共通していることに尽きており，結局は原田供述（査第４６号証）を持ち出さざるを得ないのであって，審査官の主張は，経験則等の客観的な証拠の評価方法に反する。

(ｶ) 審査官は，「平成９年９月ころの大型工事，中型工事及び小型工事の確定」について主張する。

しかし，審査官の援用する査第６０号証（日本鋼管）には「対象物件確定」としか記載されておらず，一体何の対象物件を確定するのかは記載上不明であり，日本鋼管では営業上の「重点物件」，「準重点物件」を決定していたというのであるから，それらの「対象物件」を「確定」するための資料であった可能性を否定できない。

審査官は，査第６０号証に記載のない「名寄」等１５工事が査第６２号証及び第６３号証に記載されていることから，当該１５工事が平成９年９月１１日ころに確定した工事であると主張するが，査第６０号証に記載があるが査第６２号証，第６３号証には記載がない工事が１８工事あり，査第６０号証に記載がなく査第６２号証，第６３号証に記載がある工事は審査官主張の１５工事のほかに１４工事ある。審査官は，それらの相違の理由を主張，立証しておらず，恣意的な証拠評価である。これらのリストは，いずれも日本鋼管社内の営業上の「重点物件」等確定のための社内会議資料である可能性を否定できない。

日本鋼管が作成した３つの表（査第６０号証，第６２号証及び第６３号証）の記載を比較しただけで，５社で共通するリストアップが行われたとの審査官の主張は，経験則等の客観的な証拠評価方法に反する。

(ｷ) 審査官は，「平成９年１２月から平成１０年１月ころの中型工事の確定」について主張する。

審査官は，日本鋼管の査第５８号証１枚目の「〈社内〉」の記載の有無や「１／２０」や「１／３０」に係る記載から，平成１０年１月２０日及び同月３０

日の「社外」の「５社の会合」の予定であったと主張するが，これは，受注調整のための「社外の５社の会合」なるものの存在を決め付けて初めていえることであって，そのような「社外の５社の会合」の存在それ自体が審査官が立証責任を負担する要証事実である。したがって，審査官の上記主張は立証すべき要証事実の存在を前提にした立論であって，合理的な証拠評価とはいえない。

審査官は，日立造船の査第５５号証を援用して，同号証と査第５８号証及び第５９号証の「中型工事」欄のみを比較して１件の工事を除き一致する旨主張するが，そもそもリストアップされる工事の情報を交換していたのであれば各社のリストは完全に一致していなければならない。また，査第５５号証の「大型」欄や「小型」欄に記載されている工事であっても後に「中型」と分類される可能性があるのであるから，「中型」欄だけを抜き出して比較することにも意味はない。「大型」,「小型」欄を比較すると，これら３つの書証には審査官の主張にそぐわない矛盾する記載があるのに，自らの主張に合致する部分だけことさらに取り上げる審査官の主張は恣意的である。

矛盾した内容を含む日本鋼管のリスト（査第５８号証）と日立造船のリスト（査第５５号証）を比較するだけで，５社に共通するものであったという審査官の主張は，経験則等の合理的な証拠評価方法に反する。

(ｸ)　審査官は，「平成１０年３月ころの中型工事及び小型工事の確定」について主張する。

日立造船の査第５６号証がリストアップの結果である旨の審査官の主張は，査第５５号証がリストアップの結果によるものであることを前提とするが，その前提自体が誤りである。また，審査官は，査第５６号証の左肩に「㊐」の記載があることをもって，「㊐」は５社の会合を意味すると主張するが，書証の断片的な記載や曖昧な供述だけで「５社」と結び付けることはできない。さらに，審査官は，査第５６号証の「中型」欄の「盤南（組）」等４工事に付されている書き込みは，受注希望表明の結果を書き込んだものと認められるなどとも主張するが，その根拠は薄弱であり理由がない。

(ｹ)　審査官は，「平成１０年９月ころのリストアップ」について主張する。

審査官は，三菱重工業の立川のノート（査第６８号証）と日立造船の藤本の手帳（査第１５０号証）のわずかな語句の記載と日付の一致だけで，５社の会合の開催を主張しており，合理的な推認の範囲を越えている。また，査第６８号証の記載からすれば，「大型」工事の「調査」のための会合が開かれる予定

であったことになるが，審査官は，「大型，中型及び小型工事」についての会合であったと主張するなど，合理的な証拠評価に基づく主張ではない。さらに，審査官は，査第５４号証及び第６１号証はほとんどすべて一致すると主張するが，査第５４号証又は第６１号証に記載されている工事１７４件のうち２７件はトン数が一致していない。また，両書証の記載にはその余の点についても，多くの不一致があるのに，審査官は，これらの不一致の記載を無視しており，不当である。

(ｺ) 審査官は，受注希望表明対象工事を５社間で共通させていた旨をるる主張しているが，その主張の根拠は，三菱重工業の原田の供述（査第４６号証）に尽きる。各社が作成したリストの記載から認められることは，自社内で収集された情報と自社以外の情報源から得られた情報との比較だけであり，自社以外の情報源から得られた情報が他の４社から得た情報であることの立証はない。

ａ 審査官は「建設計画の情報に対する認識が一致していること」を主張するが，これは，極めて短絡的に決め付けた主張である。査第５７号証及び第６５号証について，ほかからの情報は「すなわち他社」との情報交換による情報であると断定するが，業界紙や発注者からの情報など，ほかから情報はいくらでも存在するのであり，審査官の主張は独断にすぎない。

ｂ 審査官は，「対象工事を共通化させていたこと」について，各社のリストを比較して主張する。

（ａ）審査官は，日立造船の査第５５号証と日本鋼管の査第５８号証及び第５９号証を比較して，日本鋼管と日立造船は，受注希望表明を行う対象工事について，認識は一致していたなどと主張するが，記載の一致しない特定の工事を除いて主張しており，５社が「受注希望表明対象工事を共通化していた」との審査官自らの主張に決定的に矛盾することは明白である。一方，各社が独自の調査活動によって情報を収集しリストを作成したのであれば，その程度の相違が生じるのはむしろ当然である。

（ｂ）審査官は，日本鋼管の査第６２号証と日立造船の査第５５号証の比較において，「天理」等の５件の工事が追加されていることについて一致すると主張するが，「９７．９．１１」と記された査第６２号証に当該５工事は既に記載されていたが，査第５５号証の書き込み時期が審査官主張のように平成１０年１月２０日から２７日の間であるとすれば，その間には４ヵ月半にもおよぶ時差があり，かかる５工事について，日本鋼管と日立造

船が同時期に情報を入手していないことは明白であって，５社が発注予定工事の情報を共有化していたとは認め難い。

（ｃ）審査官は，査第５８号証及び第６２号証と第５５号証とを比較して，リストに「追加する前の工事が一致していること」，並びに日立造船の査第５４号証と日本鋼管の査第６１号証とを比較して，「記載されている工事が継続的に一致していること」について主張するが，審査官の主張どおりであれば，各リスト間に一件たりとも相違があるはずがなく，逆に相違があっては「共通化」など意味がないが，審査官は，「それぞれほぼ一致する」ことを根拠として主張しており，審査官の冒頭の主張と矛盾する。そもそも２社だけの社内資料を比較して５社全部に係る事実を推認すること自体誤りである。

ｃ　審査官は，「受注予定者を決定した工事を除外していること」について主張する。

（ａ）審査官は，まず，川崎重工業のリスト（査第８９号証）の１枚目は，その作成時点である平成７年９月２８日において，５社が，既に受注予定者を決定していた工事を一覧表にしたものと認められると主張するが誤りである。査第８９号証の１枚目はストーカ炉のみならず流動床炉も含めた一覧表であり，平成７年９月２８日段階では川崎重工業を除く他の被審人４社は流動床炉市場に未だ参入しておらず，査第８９号証は当時既に流動床炉の製造も行っていた川崎重工業独自の社内資料であることは明白である。また，同１枚目には，将来にわたって受注調整が不可能な純粋な技術提案審査方式による発注が見込まれていた大阪市の工事が３件（「大阪－舞洲」「大阪－平野」「大阪－東淀」）も記載されており，また，査第８９号証の記載と実際の発注状況（査第２９号証）とを比べると，工事名で４９件，トン数で５４件，受注業者で５０件，年度で５２件もの相違がありながら，１８件の工事の一致のみで上記のように断定することは偏頗的かつ恣意的な証拠評価以外の何物でもない。

また，審査官は，５社が受注予定者を決定した工事についてリストから除外していたと主張するが，「受注予定者決定工事」が既に存在することを前提としてかかる工事の記載がなくなったことをリスト共通化の根拠とすること自体，一種の循環論法であり，説得力がない。

さらに，審査官は，査第８９号証に記載されている工事が後のリストに

１件も記載されていない旨主張するが，「札幌市」等の５工事については記載があり，「大阪－平野」についても，査第６０号証に「平の」と記載されていることから，かかる主張は全く裏付けを欠き失当である。

審査官は，「小野市・社町・東条町」等２工事については違反行為認定対象物件であるとし，「高梁広域」工事についても５社のいずれかが受注予定者として決定されていた旨主張するが，平成８年度には合計１５件の発注しかないにもかかわらず，査第８９号証の記載によれば，５社は平成８年度に入る約６か月前である平成７年９月２８日時点で上記３工事について未だ受注予定者を決定していなかったこととなり，一方で実際には競争入札による発注が行われなかった「大阪－舞洲」等の３工事について実効性のない受注予定者の決定を行っていたこととなり不自然である。

「日南地区」工事，「久居地区」工事の２工事は審査官の主張によれば日本鋼管又は三菱重工業が受注予定者に決定されていたことになるが，いずれもクボタが受注している。これら２工事は審査官主張のように日本鋼管又は三菱重工業が他の４社の了解を得て，クボタに受注させることとしたとすれば，審査官の主張による査第１０７号証・１枚目の数値の記載と整合せず，いずれにせよ，審査官の主張は誤りである。

査第８９号証には，実際には平成９年にストーカ炉で発注された「玉名」（有明広域行政事務組合）が流動床炉で「H」（日立造船）とされているが，５社で受注予定者を決定したのであれば，あり得ない誤りであり，同書面は，川崎重工業の社内の予想をまとめた資料にすぎないのである。

（ｂ）審査官は，川崎重工業のリストである査第１５５号証の記載から，平成９年９月２９日の「張り付け会議」で受注希望表明がなされ，受注予定者が決定されたと主張するが，その前提が全く誤りであるばかりか，審査官自らの主張と決定的に矛盾する。すなわち，審査官の主張によれば，リストアップされず確定もされていなかった「西村山」工事と「八千代」工事の２工事が日立造船と川崎重工業から受注希望の場で突然希望表明されたことになり，審査官のリストアップに関する従前の主張と明らかに矛盾する。受注希望の場で突然表明することがあり得るとしても，川崎重工業が同月に作成された自社の査第１５５号証に，自社が受注希望を表明する予定の工事をリストアップしていなかったことは明らかに不自然である。

また，審査官の希望順序に関する主張は裏付けに欠け，さらに，タクマ

の３順目は「パス」されたとの主張についても，タクマが受注希望を表明する機会を自ら逃すような行動をするとは通常考えられない上，５社の受注機会を均等化するという観点からも全く不自然である。したがって，これらの矛盾点，不自然さを一切考慮せず何の説明も立証も行わない審査官の上記主張は全くの失当である。

審査官は，査第８９号証の平成１０年度欄以降に記載されている工事についてすべて受注予定者を決定していたかのように主張するが，査第８９号証の作成日以降に作成された他の査号証に記載がない工事は１０件しかなく，そのうち「油崎」と「宮里」の２件は正確な工事名が明らかでないし，「東京－台船」については査第８１号証に「Ｈ９．中止を含めて計画見直し中」と記載されている。したがって，５社が受注予定者を決定した工事については後のリストアップから除外していたとの審査官の主張と照らし合わせても，査第８９号証における記載が受注予定者を記載したものであるとの審査官の主張は立証を欠くものであり，失当である。

（ｃ）審査官は，平成１０年３月２６日に５工事について受注希望工事の表明がされたとして，査第５６号証にアルファベットの書き込みがある工事がその後作成された査第５４号証から抹消されていると主張するが，査第５４号証で抹消されている工事は１８工事もあり，審査官の主張を前提とすれば残りの１３工事についても受注予定者が決定されたことになるはずである。また，審査官の主張によれば，査第５４号証の２日後に作成されたとされる査第６１号証では，査第５４号証で抹消された「石巻」等の３工事が再び記載されており，審査官はかかる３工事がどのような経緯でいったん抹消され再度記載されるに至ったかについて主張･立証すべきである。

ｄ　審査官は，タクマについては物証はなく，同社の５社の会合出席者による供述もないが，三菱重工業の原田の供述（査第４６号証）から，受注希望表明の対象工事について各社と共通の認識を有していたものと認められると主張するが，これは５社の共通認識が既にあったことを前提として他社の従業員である原田の供述とタクマとを結びつけるものであって，合理的な証拠評価方法に基づかない暴論である。

審査官は，５社が受注予定者を決定した工事については後のリストアップから除外していた旨主張するが，審査官の主張と異なり，受注予定者を決定したとされる時期以降にも記載がある工事は８１件あるなど，受注予定者を

決定したからその後のリストから記載がなくなるとの証拠評価は誤りである。

エ　受注希望工事の表明について

(ｱ) 審査官は，５社は，自社が受注を希望する工事について，「張り付け会議」と称する会合において，受注希望表明を行っていたなどと主張する。

a　しかし，審査官の主張の根拠が，原田供述（査第４６号証）と山田供述（査第４４号証）及び山田メモ（査第３５号証）であることは，審査官の主張自体からも明らかである。

b　審査官は，上記主張の根拠として原田のノートである査第６７号証を援用して一方的な主張をする中で，同号証の「バッティングしたら１２／１８までに結着」との記載から，「１２月１８日までに決着させることとして，あらかじめ対処方法を定めていた」と主張するが，どのように「対処」し，どのように「決着」させるかについては一切詳細を述べておらず，同号証の記載を審査官の主張に合わせて都合よく「このように読める」と決め付けただけの主張となっており，受注希望表明する際の方法を記載した旨の主張としては全く不十分である。

c　審査官の平成８年１２月の会議に関する査第６７号証と第７６号証とを比較しての主張は，事実の根拠に欠ける。また，審査官は，平成９年９月の会議に関して，川崎重工業のリストである査第１５５号証を援用するが，１年に１回しかない張り付け会議において，受注希望の機会をみすみす逃すようなタクマの行動は不自然極まりないのであって，審査官の主張はおよそ説得力がない。そもそも同号証は「全連６０－２００Ｔ未満」と記載されており，審査官のいう「小型工事」の区分と合致しない。

d　平成１０年３月の会議に関する査第７７号証及び第７８号証は，５社の会合出席者ではない三菱重工業の立川のノートの一部であるから５社の会合の内容との関連性は明らかではないし，さらにその記載内容には重要な不整合がある。

(ｲ) 審査官は，「受注希望工事の選定」につき，「勘案していた事情」や「具体的状況」について主張する。

a　審査官は，山田メモ（査第３５号証）の記載や山田供述（査第４４号証）から，５社の受注希望表明の方法等について主張するが，上記メモや供述には，これに見合う記載はなく，そのような事実を推認することはおよそ不可

能である。

b　審査官は，各社が「人脈を含めストーカ炉の建設工事を計画する地方公共団体に対する営業力を重視していた」と主張するが，その内容は日本鋼管が有する人脈を利用して営業活動の展開を図ろうとしていたこと及び三菱重工業が営業活動を強化するに当たり人脈を調査していたということだけであり，２社のこれらの事実は適法な営業行為の一環であり，違反事実の成否とは関係ないのである。

(ｳ) 審査官は，５社は，工事の区分ごとに，毎年１回「張り付け会議」を開催することとしていたが，実際は，年に複数回開催したり，中型工事と小型工事とを同日に行っていたと主張する。

a　しかし，「張り付け」なる語句はそれ自体一般的であり，その時々に色々な意味に使われ得るものなのであるから，単に３社の留置資料中に上記のわずかな同音語の記載がある事実を示したところで，自らの主張を立証したことにはならない。そもそも査第５８号証及び第８５号証の所持者である日本鋼管の加藤は，「はりつけ」，「はりつけ物件」の意味はわからないと供述している上，タクマおよび川崎重工業については「はりつけ」という語句を一切使用していないのであるから，「はりつけ」及び「張り付け会議」が５社共通の認識でないことは明らかであり，この点を無視した審査官の主張は失当である。

b　審査官は，原田のノートである査第６６号証の記載から，平成８年１２月ころに大型工事に関して受注調整が行われ，「富山」等の４工事について受注予定者が決定されたかのような主張をするが，少なくとも「広島中」以外の３件についてはその後も日本鋼管においてリストアップされていることは明らかであるから，審査官の同主張は失当である。

c　審査官は，平成９年９月及び１０月に「張り付け会議」が行われたことの根拠として，査第６０号証，第６２号証及び第６３号証を挙げるが，これらはすべて日本鋼管から留置された同一人作成と思われる証拠であり，仮にそれらの記載に一致があったとしても，そのことから審査官主張の５社の「張り付け会議」と結びつくものでない。

d　審査官は，査第５５号証，第５８号証，第５９号証等から，平成１０年１月の「張り付け会議」について主張するが，前出の主張の単なる繰り返しである。

e　審査官は，平成１０年３月２６日の「張り付け会議」について主張する。

審査官は，査第７３号証の日本鋼管の加藤の手帳の「㊐〈中小型物件はりつけ〉」の記載をその根拠とするが，加藤は「はりつけ」の意味については知らないと供述しており，また，「㊐」との記載がストーカ式ごみ焼却施設のプラントメーカーの業界のことを表すといえないことは明らかであり，審査官の主張は合理的な証拠評価方法に基づかない一方的な主張である。

審査官は，「張り付け会議」に係る主張の論拠である山田のメモ（査第３５号証）中の「１年に１回」との記載及び同人の供述（査第４４号証）中の「張り付け会議と呼ばれる会議を年１回開催」する旨の供述を完全に無視して，「実際は，建設計画が判明した件数に応じて年に複数回開催する」などと主張するが，これは査第３５号証及び第４４号証自体の信用性がいかに低いかを端的に物語っている。また，三菱重工業の中原や光永からの伝聞を基に推測を述べたにすぎない大森供述（査第１０２号証）及び単に大森メモの記載について感想を述べたにすぎない光永供述（査第１０３号証）は，証拠価値（証明力）がない。

f　審査官は，平成１０年１１月１１日の「張り付け会議」の開催予定について主張する。

審査官は,既に平成１０年３月２６日に中型工事及び小型工事に関して「張り付け会議」があったと主張しながら，同年１１月に再度「張り付け会議」を行う予定であったと主張する。審査官の主張によれば「張り付け会議」は各区分に対応して年１回しか開催されないはずであるから,同年１１月の「張り付け会議」の対象は大型工事に限られるはずであるが，審査官が援用する査第６１号証には「大型」,「中型」及び「小型」の各工事がリストアップされているというのであるから，審査官の主張は既に破綻している。

審査官は，査第６１号証の「社内」等の記載から，「平成１０年９月３０日」は５社の会合の日程を記載したものであるなどの主張をしているが，この主張が不当なものであることは，前記ウ(ｷ)と同様である。

(ｴ)　審査官は，平成９年９月と平成１０年３月の「張り付け会議」における受注希望表明について主張する。

a　まず，審査官は，平成９年９月２９日の「張り付け会議」での受注希望表明について主張するが，審査官の援用する書証により，受注希望を表明した事実は推認できない。審査官は，川崎重工業の平成９年９月ころのリストと

する査第１５５号証に「M」，「N」，「K」，「H」，「T」及び「１」から「３」までの記号が付された１４工事が，日本鋼管の平成９年１２月１７日付のリストとする査第５８号証及び第５９号証にて抹消されている旨主張するが，当該１４工事以外にも「札幌新厚別」等９工事について査第１５５号証には記載があるが査第５８号証又は第５９号証に記載がないなど，審査官の主張は各証拠中の自らに都合のよい部分だけを抽出してことさらに強調するものであり，恣意的な証拠評価である。

b　審査官は，平成１０年３月２６日の「張り付け会議」での受注希望表明について主張するが，いずれも前出の主張の繰り返しにすぎず，誤りである。

オ　受注予定者の決定について

(ｱ)　審査官の受注予定者の決定についての主張は，従前の審査官の基本的主張であった「指数の勘案」等を実質的に放棄するものであり不当である。

審査官は，上記主張の根拠として，査第６７号証，第７７号証及び第７８号証を挙げるが，それらから主張に係る事実は推認できない。また，審査官の援用する査第１２９号証の証拠評価も，日立造船の受注予定者決定の事実を前提にしたものであり，合理的な証拠評価の範囲を逸脱する。

(ｲ)　次に，審査官は，別紙１記載の工事について受注予定者を決定した旨を主張する。

a　審査官は，査第１５５号証記載の１４工事並びに査第７７号証及び第７８号証記載の６工事の合計２０工事について，「それぞれ受注希望表明を行ったことが認められる」などと主張するが，上記各査号証の記載からそのような推認をすることはできず，審査官の主張は合理的な証拠評価方法に反する。審査官の主張を前提にしても，各書証の記載とも５社が同数の工事について受注希望を表明しておらず，山田供述（査第３５号証）及び原田供述（査第４６号証）と矛盾している。

b　審査官は，査第１０６号証・１枚目記載の１０工事は，「指数」算出のためにトン数を加算しているから，受注予定者を決定していたなどと主張するが，一方で，審査官は，「平成６年４月以降，実際に数値を勘案して受注予定者を決定した事例はない」旨断言しているのであり，「指数」の修正を「受注予定者の決定」の推認根拠とすることは明らかに自己矛盾である。査第１０６号証は，審査官主張の５社の会合出席者ではない立川が作成したものであり，その作成時期，作成経緯などおよそ立証されていない。平成９年１２

月２４日に入札が行われた「新城」工事から立入検査のあった平成１０年９月１７日までの期間に入札が行われた「八千代」，「西村山」の２工事についても山積みが行われているはずであるが，査第１０６号証・１枚目にはかかる記載は一切なく，審査官の主張・立証は一貫しない。

以上により，審査官の上記主張は，自らに都合の良い「記載」だけに基づく一方的な決め付けにすぎない。

c　審査官は，査第１０６号証・２枚目記載の４工事及び査第１０７号証・１枚目記載の１９工事等合計４７工事について，アウトサイダーに協力要請を行って受注予定者を決定していたなどと主張する。

しかしながら，審査官は，荏原製作所及びクボタに対する協力要請の具体的事実を全く立証できないまま，査第１０６号証・２枚目記載の４工事について指数を加算したなどと主張しているのであり，事実に基づかない主張である。

また，査第１０７号・１枚目記載の１９工事についても，審査官は，書証の記載を自らの主張に合わせて「読むことができる」と述べるに止まり，要証事実の立証とはおよそ程遠いものである。のみならず，査第１０７号証・１枚目の記載に係る工事は，審査官が協力の代償としてクボタに受注させたと主張する「堺」工事は入札において激しい競争があり（審Ａ第１２号証），また，「亀岡」工事についても，発注者は談合防止目的で入札日直前に「くじ引きにより入札参加者を決定」する方法を採る（審Ａ第１３号証）など，審査官の主張とは客観的事実の面で相反しており，審査官の主張事実を証明するものではない。

審査官は，さらに，査第１０７号証・１枚目における最後の積み上げ工事の後，査第１０６号証・２枚目で積み上げる前までの間に発注された２５工事についても，それぞれ加算していたものと認められるなどと主張するが，実質的に主張を放棄した「指数」の「山積み」をもって２５件もの工事について「受注予定者の決定」の事実を立証すると主張するものであって，およそ合理的な証拠評価とはかけ離れたものである。

d　審査官は，査第８９号証等の各社のリストに記載された合計９７工事が「受注予定者を決定した工事と認められる」などと主張する。

（ａ）まず，審査官は，査第８９号証の７９工事につき受注予定者が決定されたと主張するが，査第８９号証・１枚目についての審査官の証拠評価が誤

っていることは，前記ウ(ｺ) c （ａ）のとおりである。

（ｂ）次に，審査官は，査第８８号証，第９０号証及び第１４７号証の９工事につき受注予定者を決定していたなどと主張するが，これらの書証で共通して５社の頭文字が記載された工事は，「秋田市」工事，「中央区」工事，「豊橋市」工事及び「津島市他」工事の４つであるところ，「秋田市」工事にはタクマと三菱重工の頭文字と思われる「T」，「M」が記載されているが，いずれも受注していない上，同工事は新日本製鐵株式会社（以下「新日本製鐵」という。）製のシャフト式直接溶融炉として発注されたものであり，ストーカ炉などではない。審査官は査第１４７号証の「秋田市」欄の「M」は三井造船を指すなどと主張するが，この「M」だけを三菱重工業ではなく，三井造船を指すとすべき理由がない。また，「豊橋市」工事は「M」が記載されているが，前後に「？」が付されており，また，三井造船を示す「三造」とも記載されていて，これらが受注予定者を記載したものとみることはできない。さらに，「中央区」工事は平成９年度発注のものであるから，受注予定者を記載したものとは認められないし，「津島市他」工事にあっても，日立造船が荏原製作所に対し同工事を譲ることを知っていたのであれば日本鋼管も当然同様の情報を得ていたはずであるのに，同社の書証にはそのような記載はない。

以上のように，記載が共通な４工事についてはいずれも受注予定者を記載したものとは解釈できないから，審査官の主張は全くの失当である。

そもそも，審査官の証拠評価の基本姿勢は，上記各査号証の記載を初めから「受注予定者」の記載と決め付けた前提に立つものであって，一種の循環論法となっており，およそ正当な証拠評価とはいえない。他の競争事業者の営業動向を常にチェックしているのが常識であり，ある会社の社内資料に営業面で先行している他社を示す資料があったとしても何ら不思議はないのであって，それらの可能性を立証面で何ら配慮せずに，資料の「記載」で上記のように決め付ける審査官の主張は不当である。

（ｃ） 審査官は，査第８１号証記載の９工事について，５社が受注予定者を決定していた旨を主張するが，査第８１号証は川崎重工業の社内の検討用資料であり，受注予定者を記載したものとはいえず，「（予）」との記載は「予想」と解すべきである。「台船工場」についても，他社の営業動向を分析した結果の記載である。審査官は，東京都発注工事については，各社

で順番に受注していたかのように主張するが，これでは，５社間で「指数の均等化」を実現することなど不可能であり，このような主張は従前の審査官の主張と決定的に矛盾するものである。

（ｄ）　審査官は，査第１３６号証記載の札幌市「第５清掃工場」工事についても受注予定者を決定していたなどと主張するが，同査号証の作成者や関係者からの記載内容に関する説明供述も一切なく，立証を伴わない一方的な決め付けにすぎない。

（ｅ）　審査官は，査第８２号証ないし第８４号証の記載から，「５社は，『国分地区衛生管理組合』工事について，川崎重工業を受注予定者に決定していたと認められる。」などと主張するが，同査号証には審査官の主張と矛盾する記載もあるなど，５社間の受注調整の事実を立証したことにはならない。

（ｆ）　審査官は，査第１３７号証等記載の「弘前地区環境整備事務組合」工事及び第１３４号証記載の「流山市」工事についても，５社が受注予定者を決定していた旨を主張するが，立証すべき「５社の受注調整」の事実の存在を先に決め付けて，それを前提にした証拠評価を行っており本末転倒も甚だしい。

ｅ　審査官は，「５社は，恒常的に，ストーカ炉の建設工事として発注が見込まれる相当数の工事について，受注予定者を決定していた。」などと主張する。

（ａ）　川崎重工業から留置された査第３２号証の記載には，「Ａランク案件」とは「必注を目指すもの」であり，「Ｂランク案件」とは「Ａに格上げを目指すもの」とされ，「Ｂランク案件」は「チャレンジ案件」であると考えられ，審査官が主張するような「受注予定者が決まっていない工事」などを意味するとは解されない。また，川崎重工業の１営業担当者について，「岸貝」等の５工事及び和歌山県内の地方公共団体が発注するごみ焼却施設のうち数工事を担当させる旨の記載が同査号証にはあり，１営業担当者だけでも少なくとも６工事について「チャレンジ」する予定であったことが明らかである。よって，川崎重工業全体を考えれば相当数の「チャレンジ案件」が存在することは容易に推認できるから，既に受注予定者が決定している工事が相当数ある旨の審査官の主張は失当である。

（ｂ）　審査官は，査第６０号証及び第６２号証から，「受注予定者を決定した後，当該工事が広域化された場合の工事の取扱いを検討していた」旨主張

するが，かかる主張は審査官が従前主張してきた受注調整の方法にはないものであるばかりか，査第６２号証の「※　６０Ｔ以下の物件は超小型の為，別枠とする。」との記載も従前の審査官の「区分」に関する主張や受注調整の方法に関する主張と矛盾する。

カ　会合の開催について

審査官は，三菱重工業の原田，タクマの松村，日立造船の平野，川崎重工業の松江及び日本鋼管の林の各供述を証拠引用して「会合の開催」について主張するが，会合開催頻度について，上記５名の供述内容は，微妙に違っており，審査官主張の「毎月１回程度」とまで断定する証拠評価はできない。

また，会合の議題については，原田を除く４名の供述はいずれも審査官主張の「リストアップ」や「張り付け」のための会合であることを否定しており，この点については審査官が挙げる多数の査号証によっても全く立証されていない。

キ　指数の勘案による受注予定者の決定について

審査官は，５社は，各社の受注が均等となることを基本理念として，これを念頭に，受注予定者を決定した工事のトン数を基に各社ごとに算出した数値を勘案して，受注予定者を決定していたと主張する。

しかし，審査官は，これと併せて，「実際に数値を勘案して受注予定者を決定した事例はない」などと断言し，実質的に，従前の「受注機会の均等化」のために「指数の均等化」を目指すとの主張を放棄しており，審査官の主張には，以下のとおり，矛盾等がある。

(ｱ)　審査官の援用する査第１０６号証は会合出席者ではない三菱重工業の立川の個人のノートに記載されていたものであり，本件審判対象期間中に「指数を勘案して受注予定者を決定したことがない」という状況の下では，立川の個人的な実績の集計又は５社実績のシミュレーションを記載したものと証拠評価する方が素直である。

(ｲ)　審査官の主張それ自体においても，指数を算出するために必要な「山積み対象工事」が明らかでなく，査第１０６号証がいつ作成されたかも明らかにしていない。このように，同号証の記載を不明な点は無視したまま，自己の主張の都合に合わせて「このように読める」というにすぎず，およそ要証事実の立証とはなっていない。

(ｳ)　「秋田市」工事はガス化溶融炉として発注されアウトサイダーですらない新日本製鐵が特命随意契約により受注している。このようにストーカ炉として競

争入札で発注されていない工事まで積み上げ対象とし，かかる数値を勘案して受注調整を行っていたとの審査官の主張は，審判開始決定書記載の事実の範囲からみても，極めて不当である。

(ｴ) 審査官は，原田供述と査第３５号証の記載が整合するかのような主張をし，何らの理由も示さずに，査第３５号証の「受注トン数／指名件数」の記載は，「受注トン数／指名トン数」の意味であると主張するが，理論上は，どのような方法でも一定の数値は算出できるのであり，審査官の同主張は，自己の主張の都合に合わせた不当な証拠の読み替えである。査第３５号証の記載が５社の会合の出席者である三菱重工業の原田の供述と整合しないということは，査第３５号証，ひいては日本鋼管の山田の供述も含めてそれらの各証拠が相互にいかに信用性が低いかの証左である。

(ｵ) 審査官の主張のように指数を勘案するのであれば，自らが受注予定者でない工事の入札だけに参加すればするほど受注希望の表明に有利になるはずであるが，例えば査第３８号証から明らかなように，「チャレンジ案件」が複数存在している。受注できるかどうかわからない工事にチャレンジするより入札だけに参加しておく方が後に自らが希望する工事を確実に受注できるはずなのであって，同号証の記載は審査官の主張と符合しない。

ク　受注予定者が受注できるようにしていたことについて

(ｱ) a　審査官は，「アウトサイダーへの協力要請」について，原田供述及び山田供述を論拠として主張するが，審査官は，原田供述や山田供述の重要部分に係る従前の主張を実質上放棄しており，審査官の主張は，説得力を欠くものである。

b　原田供述中の「チャンピオンが会に諮って了承を受けた後，メンバー以外の相指名業者に受注させています。」なる部分については，山田供述にも登場せず，原田供述以外にいかなる証拠も一切提出されていない。この点は，原田供述の内容が，審査官の誘導で作成された事実を強く推認させるものであり，原田供述の信用性（証拠価値）を強く疑わせるものである。

c　審査官が５社との関係の上で具体的な主張らしきものができるのは住友重工業，ユニチカ及び石川島播磨重工業に関する査号証の記載に基づく推測主張だけである。荏原製作所とクボタに関しては，両社からの留置資料や両社関係者からの供述調書等の証拠は一切提出されておらず，専ら査第１０６号証・２枚目と第１０７号証の記載だけによる何ら具体的な事実に

基づかない主張にすぎない。アウトサイダーから不利益供述を得ることは容易であるにもかかわらず，本件で違反事実に関する有力な証拠をアウトサイダーから得られなかったことは，本件違反事実が存在しなかったこと，少なくとも本件５社からアウトサイダーに対する「協力要請」の事実が存在しなかったことを強く推認させる。

(ｲ)　審査官は，「南河内清掃施設組合（第２清掃工場）」工事について，受注予定者に決定されていた日立造船は，アウトサイダーであるユニチカ，荏原製作所，クボタ及び住友重工業に対して，自社が受注できるよう協力を求めていたなどと主張する。

しかし，審査官が援用する査第１０９号証からは，ユニチカが自発的にとるべき行動を検討していたことは伺えるが，日立造船から協力要請を受けた事実も，かかる協力要請が奏功したか否かも全く不明であるなど，協力要請に基づく受注調整を立証することはできない。また，ユニチカの関係者から審査官の主張に沿う内容の供述調書が容易に採取できたはずであるのに，そのような供述調書が一つも作成されていないことは，審査官の主張が真実に反することの何よりの証左である。

(ｳ)　審査官は，東京都発注の「中央地区清掃工場」工事については，５社は「足立工場」工事を石川島播磨重工業に受注させることとし，「中央地区清掃工場」工事についてはタクマに代わって日立造船が受注予定者となり，石川島播磨重工業は日立造船が受注できるように協力することとなったなどと主張する。

しかし，査第１１５号証ないし第１１７号証の佐野のダイアリーの記載は，佐野自身が直接体験した事実ではなく，自ら考え出したか，何人からの伝聞又は再伝聞に係る事実を誇張したものであり，その証明力（証拠価値）は低い。

また，審査官の「足立工場」等に係るバーターに関する主張は，審査官自身の「受注機会の均等化」を図っていたとの従前の主張と決定的に矛盾する。

さらに，審査官の主張は，次のとおり，整合性がなく失当である。

ａ　審査官の主張を前提とすれば，受注予定者ではない日立造船が受注予定者であるタクマに協力する必要は全くなかったはずである。また，査第４６号証の記載によれば，５社の担当者の会合に諮った後アウトサイダーに受注させることとなっていたはずであるが，５社担当者間で「中央地区清

掃工場」について話し合ったとの立証は一切ない。

b　査第１１７号証・２枚目の記載については，タクマが「他の４社に諮った」ことは一切立証されていないばかりか，平成１０年１月２１日の９社の対等的な会合が事実であったとすれば，まさに９社による受注調整を行っていたに等しいものであり，審判開始決定書記載の５社の違反事実から逸脱している。

c　審査官は査第８１号証の（予）について「受注予定者を記載したもの」であり「多摩川工場」については川崎重工業が受注予定者であった旨主張しているのであるから，受注予定者がアウトサイダーに対し協力を要請するはずであるが，査第１１１号証によれば，受注予定者であったはずの川崎重工業を無視して日本鋼管，日立造船，タクマの３社が石川島播磨重工業と交渉したこととなり，従前の審査官のアウトサイダーに対する協力要請及び査第８１号証に関する主張と決定的に矛盾する。

(ｴ)　審査官は,専ら査第１０６号証･２枚目及び第１０７号証の記載に基づき，荏原製作所およびクボタの数値を算出していたことをもって両社に対して５社の受注予定者が協力を求めていたと主張するが，５社のいずれかが両社に協力を求めた具体的事実を摘示できておらず，審査官の主張は想像の域を出ない。また，査第１０７号証・１枚目の記載に係る客観的事実は審査官の主張に相反しており，査第１０７号証１枚目は証拠力に欠けるものである。

審査官は，本件審判対象期間中に５社が「指数」を勘案した事実はないと断言した上で，「指数の均等化」に不可欠な手段に関する主張を「撤回」し，既に５社に関する「受注機会の均等化」のために「指数の均等化」，すなわち「指数の勘案」についての従前の主張を実質上放棄した。５社自体に関する「指数の勘案」の主張を実質的に放棄しながら，５社の違反事実の裏付けとして「７社の指数勘案」をなお持ち出すことは自己矛盾であり，その主張は破綻している。

仮に，指数的なものを算出していた事実があったとしても，他社の実力を比較するため，受注実績，指名実績等を調査することがあることは経験則上も明らかであるから，受注調整とは直接関連しない。

(ｵ)　審査官は，５社は，アウトサイダーが入札に参加しないよう，地方公共団体に対して働きかけを行うなどしていたと主張する。

しかし，自社のごみ焼却施設を売り込みたいプラントメーカーとしては，

まずは特命随意契約で契約したいとの意向を持つのが当然であり，次善策として競合相手の数を絞るという営業戦略をとろうとすることは自由競争の一環としてごく当たり前のことである。したがって，各社の営業活動に関する社内資料として，競争事業者の数の絞り込みを発注者に働きかける旨の記載があったとしても，ごく自然なことである。

審査官は，各査号証の「５社に絞り込む」旨の記載をとらえて本件合意の実効性を上げるためのものであると主張するが，根拠のないものである。さらに，審査官はかかる入札参加者の絞り込みが受注調整の実効性を挙げるために効果的であった旨主張するが，査第２９号証記載の８７件の工事のうち，５社だけ又は５社のいずれかのみが入札に参加した工事は２９件であり，かかる絞込みは奏功していなかったことが明らかである。この事実は，５社が他のプラントメーカーを排除するだけの影響力を有していなかったことの証左であり，本件要証事実の間接証拠とはなり得ないものである。

(ｶ)　審査官は，５社は，受注予定者が入札価格の連絡をし，連絡を受けた者は，受注予定者が受注できるように協力していたなどと主張する。

しかし，審査官の主張の論拠は，ここでも原田供述（査第４６号証）であるが，同供述は証拠価値（証明力）の低いものである。審査官はタクマの小林供述（査第４５号証）も援用するが，その援用箇所は，小林が他者から聞いた伝聞内容であって，本来証明力の低いものである。

審査官は，査第１２８号証について，日本鋼管が見積価格を連絡したものである旨主張するが，審査官が主張する見積価格はタクマが一番低くなっており，日本鋼管が受注予定者であれば自らを最も受注可能性の高い会社として最低の見積価格を提出してしかるべきであるから，同査号証にかかる審査官の解釈は一方的なものであり，根拠に乏しい。

審査官は，見積金額を連絡し合っていた証拠として，審査官が「本件違反対象工事と認定した工事ではないもの」と自認する査第１３０ないし第１３２号証も引用するが，全く裏付けを欠いており証明力（証拠価値）がない。

審査官は，査第１２４号証についても主張するが，「記載」の説明に終始しており，同査号証の作成経緯や用途等についての関連性に関する証拠は一切提出されていない。

審査官は，査第１２５号証により，川崎重工業が「佐渡広域市町村圏組合」工事の入札価格を定めて他の入札参加者に連絡したと主張するが，同号証は，

１枚目から３枚目の記載と，５枚目の記載が明らかに異なるから，その一体性は疑わしく，４枚目は入札後その結果を聴取したものを書き留めた可能性があるのであって，審査官の主張はその可能性を覆すだけの立証を伴っていない。

ケ　５社が本件合意に基づいて受注予定者となって受注した工事について

(ｱ)　審査官の主張は，従前の審査官主張に係る「指数の勘案」等による本件合意の内容と異なり，これを変更するものである。

審判開始決定書記載の事実に反するような主張の変更は，被審人らの防禦権を侵害し，法の適正手続の上からも到底容認できるものではない。したがって，本件合意については従前の審査官の主張に係る事実（要証事実）が維持されているものとして，これが立証されているか否かを判断すべきである。

(ｲ)　審査官は，５社が受注した６０件は，特段の事情が認められないことから，合意の拘束を受け，受注予定者の決定が行われたものとして推定が及ぶなどと主張するが，全く立証を伴っていない。５社のみで入札が行われた工事は審査官主張の違反行為認定対象物件計６０工事のうち２７件であり，５社のうち一部のみで入札が行われた工事は２件であるから，少なくともその余の３１件については，５社のみでなくアウトサイダーに対しても支配力を有していることを証明しない限り推定が及ぶことはあり得ないが，そのような事実は全く立証されていない。

審査官が自己の主張の重要な論拠として度々引用する山田供述における査第３５号証（山田メモ）の説明部分では，荏原製作所とクボタの協力を必ずしも得られるかどうか分からない旨が記載されているのであり，審査官は，そのような自己の主張に都合の悪い記載を意図的に無視している。

(ｳ)　同項における審査官の主張の根拠は，原田供述（査第２８号証及び第４６号証）と，６０件中の４０件の工事件名が単に査号証中のどこかに記載されていることだけに尽きるのであり，全く立証されていないといっても過言ではない。

(ｴ)　審査官は，その余の２０件についても，経験則に照らして，本件合意に『基づき』受注したものであると認めることができるなどと主張するが，そのような「経験則」などあり得ず，自らの立証責任の放棄以外の何物でもない。

(ｵ)　審査官は，平成６年４月１日から平成１０年９月１７日までの間の総発注件数８７件のうち，予定価格の判明している８４件については，５社が受注

予定者として受注した工事の落札率が高いと主張するが，同期間にクボタが落札した７件の平均落札率は９８．５９％と，５社を抜いて最も高く，７件のうち５件が９９％を超えている。荏原製作所の５件の平均落札率も，９２．１６％と，５社と同様に高いのである。

コ　三菱重工業の原田の供述調書（査第２８号証及び第４６号証）に任意性が認められないこと

審査官の主張する原田を事情聴取した経緯については，その主張は，客観的立証を伴わないものであり信用が措けない。

審査官は，査第２８号証及び第４６号証の作成の任意性について主張するが，全く立証を伴っていない。

サ　三菱重工業の原田の供述調書（査第２８号証及び第４６号証）が信用が措けないものであること

(ｱ)　審査官は，「客観的事実との整合性がみられること」等から，査第２８号証の「供述内容は信用が措ける」などと主張するが，整合する「客観的事実」は審査官に都合のよい事実が選択されているだけであり，査第２８号証は信用が措けないものである。

ａ　仮に査第３６号証が原田の供述内容を記載したものであって，かつ，査第３６号証の証拠能力が否定されないとしたら，同査号証からは，審査官が決めつけた内容を原田に押し付けて誘導している様子がうかがえる。また，同号証３枚目からは，原田が５社の受注調整を否定する内容の発言をしていたと認められる。

ｂ　査第２８号証については，ごみ焼却施設の発注までの流れ自体は刊行物にも記載されているところであり，同号証の記載が客観的事実と一致するとしても，それが審査官の恣意的な調書作成を否定することにはつながらない。また，審査官は，同号証において，「ストーカ炉の約９割は指名されております」と原田が供述したと主張するが，直近の平成１０年度に発注されたストーカ炉の三菱重工業の入札指名が１００％であることを考えると，むしろ記憶が鮮明であればその旨供述していて然るべきであり，そうなっていない事実は同査号証の任意性を疑わせる。さらに，同号証２枚目における，「私は，現在，ごみ処理施設の官公需部門の営業の実質的な責任者として，受注物件，販売価格等は私が決めております」との原田の供述は，三菱重工業においては，ごみ焼却施設の新設又は更新による建設工

事の入札価格は機械事業本部長又は環境装置部長が決裁することになっているのであるから，明らかに客観的事実に反しており，原田が任意に鮮明な記憶に基づいて供述したとすればあり得ないことである。

(ｲ)　審査官は,本人しか知り得ない事実を供述していること及び供述内容が他の証拠と一致すること等から，査第４６号証の供述内容は信用が措けるなどと主張するが，「供述内容が他の証拠と一致すること」などは，審査官がそのように誘導したからにほかならず，査第４６号証は信用が措けない。

ａ　審査官が主張するように査第３６号証が原田の供述内容を記載したものであって，かつ，査第３６号証の証拠能力が否定されないとしたら，同査号証からは，審査官が決めつけた内容を原田に押し付けて誘導している様子がうかがえる。同査号証によれば，予備調査段階で得た又は第三者の公正取引委員会への申告内容によって審査官が抱いた心証に基づく質問が多数されており，誘導に沿った内容の供述調書が作成されたことが強く推認される。したがって，審査官が当該調書の記載内容と符合するなどといっても全く無意味である。

ｂ　査第３６号証・３枚目からは，原田は５社の受注調整を否定する内容の発言をしていたと認められる。審査官は，自ら主張中に引用する査号証でありながら，自己の主張に都合の悪い記載部分はあえて無視し，恣意的な証拠評価をしている。

ｃ　査第３６号証・４枚目記載の「言わされたこと」とは，原田が実際に述べたこととは異なる内容が調書に記載され，原田がそう発言したこととされてしまったことを意味するとみるべきである。審査官が審判の最終段階においてその主張を実質的に放棄するという自らの主張の変遷からしても，原田供述調書がいかに証拠力（証明力）に乏しいものであるか明らかである。

ｄ　査第４６号証の「５社の会合が毎月一回，各社持ち回りで行われた」との供述内容については，査第３６号証・２枚目に「やらないこともある」と記載されており，強引に作成されたことを推認させる。また，自社で会議を行う場合，訪問者に対して飲み物の費用を請求したり，会議室の予約を行わせることは商慣習上まず考えられないから，かかる記載があったからといって，原田が任意に秘密を暴露したことにはならない。

原田は，会の出席者は，発注予定物件について出席者全員が共通の認識

を持っている旨供述したとされるが，実際には各社の把握していた情報は異なっていた。

e　原田の供述が事実であるとすれば，受注希望が重複した場合，アウトサイダーに工事を受注させる場合は，いずれも原田を含めた５社担当者の会合で決定していたことになるが，そのような証拠は全くないばかりか，審査官自身もそのような立証を一切行っていない。

f　原田は「物件が発注された時点で会のメンバーである５社以外の者が一緒に指名された場合は」と供述したとされているが，「物件が発注された時点」とは通常正式契約が行われた時点を指すと考えられることから，ごみ焼却施設の営業に通暁していた原田が入札を指してこのような供述を行うとは到底考えられない。しかも，受注予定者が入札価格の積算を行うが如く記載されているが，同社は受注できた案件か否かに関わらず，すべての入札においてコストの積算を行っていたのであり，かかる供述は事実と矛盾する。

g　査第４６号証によれば，入札価格の連絡は会合の出席者間でのみ行われるはずであるが，審査官の主張によれば，査第１２７号証・４枚目で，日本鋼管の林が会合出席者ではない日立造船の「小木課長」あてにファックス送信していることとなり，整合しない。さらに，５社の会合出席者のうち,川崎重工業の出席者が田中から松江に変更になったとの主張について，その時期についての供述がそれぞれ異なっており必ずしも符合していない。

h　審査官は，原田供述調書の任意性等を裏付けるものとして援用する査第３６号証及び第８０号証の証拠能力に関し，平成１０年１２月１８日の林の自宅への立入検査については，本人の承諾を得たので合法である旨を主張するが，問題の本質をすり替える議論である。初めからヒアリングの目的でないにもかかわらず，ヒアリングと偽って，審査官の申出を拒否しにくい密室に１人１人を誘い込み，「承諾」を得る前から用意してあった個人タクシーに「承諾」を得たものとして乗せて上記立入検査に至ったのである。審査官は日本鋼管の代理人弁護士の承諾も得ている旨主張するが，電話連絡では弁護士がそのような状況を正確に把握することは全く不可能である。関係者を騙して出頭させて拒否出来ない状況を作出し，「承諾」を得るという手段方法が，客観的に判断して法の適正手続に反し，違法である。また，査第３６号証が，審査事件開始後の被審人関係者の防禦資料

であることはその客観的な記載内容からも明らかである。このような防禦資料を違法な調査手続で留置することは，被審人らの防禦権を不当に侵害するものであって，二重の意味で違法である。

以上により，査第３６号証及び査第８０号証の証拠能力は否定されるべきものである。

シ　三菱重工業の原田の当初調書の供述に反する供述の信用性の有無

審査官は，査第２８号証，第４６号証以外の原田の供述調書が信用が措けない旨縷々主張するが，その主張は査第２８号証及び第４６号証の内容が真実であると決め付けた前提に立っていることが明らかであり，証拠評価の上で不合理的である。仮に査第２８号証及び第４６号証以外の供述調書の信用性が当初よりなかったのであれば，当該供述調書の提出を求めて行った証拠開示の申立てに対して審査官が反対する必要はもとよりなかったはずであり，それを拒む審査官の姿勢は当該供述調書が真実を含んでおり，審査官の主張の論拠である査第２８号証及び第４６号証の供述内容を覆されることを恐れたことを示すものである。審査官が審判指揮，審判の審理促進及び真実追及に反するような態度をとっていることは，当該供述調書が審判の帰趨に重大な意味を持つ極めて重要かつ信用力のある証拠であることを自認するに等しい。

(3)　結論

ア　本件において，審査官は５社の違反事実を証拠によって全く立証できていない。本件審判の要証事実の中核は，５社間の合意の存否であるが，「５社間の共同意思」，「５社間の意思の連絡」を立証する実質証拠は皆無である。

イ　審査官は本件対象工事と主張する６０件のうち，査第１０７号証・１枚目の記載を３９件，査第１０６号証・２枚目の記載を２８件，査第８９号証の記載を２２件もの工事の受注調整の根拠とする前代未聞の書証による立証を試みているが，これらの書証は審査官の主張事実を裏付ける証拠としては証拠価値のないことは既に述べたとおりである。

ウ　本件において実質証拠らしきものは，審査官も自認するとおり，原田供述（査第２８号証及び第４６号証）並びに山田メモ及び山田供述（査第３５号証及び第４４号証）に尽きるが，本件審判過程において，審査官自らがそれら査号証の記載内容から離れて主張を変遷させたことは，上記各査号証の記載に従った主張を維持できなかったということであり，審査官自らが上記各査号証の証拠価値（証拠力）の低さを自認したからにほかならない。原田供述を採用して本件違反事実

を認定するとしたら，審査着手時の立入検査当日に，事件関係人の従業員から，審査官が予備調査等によって抱く心証に合わせて「理想的な形を前提にした」事後の審査過程や審判過程の状況に応じて内容をどのようにも解釈できる柔軟な受注調整に関する供述調書さえ作成できれば，結果としてどのような独占禁止法違反事実をも認定できることになり，法の適正手続を憲法によって保障する我が国の独禁行政上到底許されない。

エ　本件において，審査官最終意見及び審査官補足意見に係る主張の撤回又は主張の変更が，被審人らの防禦権を侵害し，法の適正手続に反することは既に述べたとおりである。

２　日本鋼管の主張

(1) 審査官意見の立論を前提とした反論

審査官意見の立論を前提としても本件違反行為は認定できない。

ア　本件違反対象である６０件の工事について

審査官は，本件違反行為期間に，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事総発注件数は８７件であり，このうち５社のいずれかが受注した６０件の工事が，本件合意に基づいて受注予定者が決定されたものであると主張する。

しかしながら，審査官は，６０件中２０件については「個別証拠」がないことを自認している。審査官が「個別証拠」があると主張する物件についても，たった一つの「個別証拠」しかないものが，多数を占めている。さらに重要なことは，「個別証拠」があるとされる物件のうち，５社のいずれかのみで入札が実施された物件は，わずか９件にとどまるのである。

また，審査官主張の６０件のうち，入札参加業者に５社以外の競争業者である同業他社が含まれていた物件数は３１件にのぼる。これら３１件については，「個別証拠」の有無及び評価を検討するまでもなく，本件対象物件から除外されるべきである。すなわち，審査官は，本件違反行為として５社による入札談合を対象とし，５社以外の同業他社まで談合に参加していたと主張するものではなく，かかる審査官の基本的立論を前提とする限り，５社以外の同業他社が入札に参加した物件は，当該同業他社との間で競争関係が存在しており，仮に５社のみで受注予定者を決定したとしても，当該同業他社が参加している以上，入札における競争は実質的に制限されたとは言えないからである。ちなみに，かかる同業他社は，いずれも独立したライバルメーカーであり，有効な競争単位として本件ごみ焼却

炉市場において機能している。

それにもかかわらず，審査官は，５社以外の同業他社が入札に参加したケースについては，５社で受注予定者とされた者が，自ら受注できるように当該同業他社に協力を求めていたなどと主張するが失当である。受注予定者決定行為について５社以外の同業他社による協力・関与を主張するのであれば，それは当該同業他社も含めた受注予定者決定行為にほかならず，５社のみを対象とした本件審判開始決定自体がそもそも事実を誤認したことになる。審査官の主張は，競争制限行為の合理的な解釈から逸脱しているのみならず，本件証拠に照らしても認められる余地はない。

イ　本件６０件の工事についての実質的な証拠が認められないことについて

本件対象物件６０件のうち，５社以外の同業他社が入札に参加していた３１件及び審査官自らが「個別証拠」がないことを認めている２０件については，その余の点を検討するまでもなく本件違反対象物件から除外されるべきである。

そして，本件６０件中，残りの９件の工事が，審査官意見によれば５社もしくはそのいずれかのみが入札に参加した物件で，かつ，「個別証拠」があるものということになるが，この９件についても，本件違反行為を裏付けるに足りる実質的な証拠はない。

(ｱ)「東京都（墨田清掃工場)」及び「東京都（新江東清掃工場)」について

東京都発注の上記両物件について，審査官は，査第８１号証を「個別証拠」として挙げるが，査第８１号証は，５社共通の書面ではなく，川崎重工業の社内資料にすぎない。また，所持者とされる同社松江が審査官主張のような趣旨の文書であることを認めた事実も一切ない。両物件は，それぞれ平成６年５月に入札が実施されているから，それ以降に作成されたと解される査第８１号証に各工事を受注した会社のイニシャルが記載されていても社内資料としてはむしろ当然のことである。また，入札がまだ実施されていないと解される物件について「（予）」の記載があるとしても，それが５社の調整による「受注予定者」を意味すると一義的に解せるものではなく，作成者の予想を記載したものとも解せられる。さらに，「江東で５社の受注が二巡」との記載から，５社が順繰りに受注調整をしていたと決め付けることは，本件合意に関する審査官のこれまでの基本的な主張である５社が全国の物件を処理能力トン数によって分類し，各分類ごとに受注希望工事の表明を行い受注予定者を決定していたという主張と整合せず，また，都道府県ごとに物件受注予定者を決定していたと主

張したことはないとの主張とも矛盾する。査第８１号証は，むしろ，川崎重工業社内における同業他社の業界動向を取りまとめた資料とみるのが，客観的，合理的な証拠評価である。

(ｲ)「佐渡広域市町村圏組合」について

審査官は，川崎重工業の社内資料である査第１２５号証をもって，川崎重工が他の入札参加業者に対して入札価格を連絡し，他の入札参加業者が川崎重工業から連絡を受けた価格で入札し川崎重工業が受注できるように協力したと主張するが，査第１２５号証の記載内容が，すべて上記佐渡の物件の入札日である平成７年５月９日以前に記載されたものであるとの立証は一切ない。むしろ，同号証においては，川崎重工業社内で本件物件の入札にあたって，入札不調の場合の想定や入札結果に至る過程での二つのパターンの想定等，慎重な検討がなされた上で入札価格が決められたことが示されており，仮に，５社で受注予定者があらかじめ決められていたとしたらこのような検討を経る必要はなかったものと考えられる。審査官の査第１２５号証の証拠評価は予断と偏見に基づき一方的なものである。

(ｳ)「福岡市（臨海工場)」及び「湖北広域行政事務センター」について

審査官は，福岡及び湖北の各物件に関する「個別証拠」として査第８９号証を挙げ，同書面に記載された平成８年度以降の発注物件について，実際に発注された２２工事のうち１８工事が同書面での「発注予想」と受注者が一致することをもって５社が受注予定者を決定していた根拠とするが，査第８９号証に記載された平成８年度以降の発注物件２２件中４件について不一致があること自体，受注予定者があらかじめ決定されていなかったことを端的に示している。仮に受注予定者が話合いによりあらかじめ決定されていたのなら４件もの不一致がでることはあり得ない。また，審査官は，査第８９号証に列挙された９２件の工事のうち，平成１０年９月までに発注された全連及び准連ストーカ炉の建設工事のみ抽出して前述のような比較を行っているが，同書面には審査官の主張するような限定のもとに作成されたことを示す記載は一切なく，また，同書面には，受注予想と実際の受注者が一致しない物件が多数存在しており，これらの記載は，上記９２件についての受注「予想」とみるのが自然かつ合理的である。さらに，査第８９号証に記載されている９２物件のうち，本件立入検査以前の平成１０年９月までに発注された物件３７件についてみても，そのうち記載されているイニシャル会社と実際の受注者が一致しているものは１９件

にとどまり，受注予想の確率としてはまさに五分五分でしかない。さらに付言すれば，査第８９号証には，各年度に発注が予想される物件の全部が記載されている訳ではなく，その記載内容は決して網羅的かつ確定的なものではなく，その受注予想確率は，　全物件との関係でみればさらに下がるのであって，業界動向を調査予想した一社内資料の域を出ないことは明らかである。したがって，査第８９号証は，前記福岡及び湖北の各物件について，５社間であらかじめ受注予定者を決定していたことを示す証拠とはなり得ない。

(ｴ)「札幌市（第５清掃工場)」について

審査官は，査第８９号証及び第１３６号証を「個別証拠」として挙げている。しかしながら，このうち査第８９号証が受注予定者を決定していた証拠ではないことは上記(ｳ)のとおりである。査第１３６号証については，札幌市の入札日から半年以上もあとに作成されたものであり，本件入札日以前にやりとりがされていたことを示すものではない。その記載内容も，再伝聞による極めて曖昧なもので具体性に欠ける。のみならず，日本鋼管が，札幌市の物件の受注に向けて積極的な営業活動を展開していたことは客観的事実であり，コストは技術部門だけでも約１億１５００万円にも達しており，極めて高い受注意欲を有していたのであり，被審人日本鋼管が，本件入札前に「途中で降りた」というような事実は一切ない。したがって，審査官の査第１３６号証に関する証拠評価は，客観的な事実に反しており誤りである。

(ｵ)「八千代市」について

審査官は，八千代市の物件について，査第８８号証，第９０号証，第１４７号証及び第１５５号証を「個別証拠」として挙げているが，査第８８号証の体裁は，平成１０年度厚生省新規内示物件が一覧表形式でタイプされたもので，「備考欄」への手書きによる書き込みが，八千代市の物件入札日以前にすべてなされたとする根拠はない。むしろ，査第８８号証の表形式からすれば，既存の表にその都度判明した業界動向が書き込まれたものとみるべきである。査第９０号証には，八千代市の物件に関する記載は全く見当たらない。また，審査官がほぼ同時期に作成されたと主張する前記査第８８号証と第９０号証を比較しても，両書面に記載された物件内容にはそごがあり，これらの書証は，各社ごとに業界営業情報を個別に収集していたことを端的に示しているものである。仮に，被審人間において受注予定者調整のための情報交換が行われていたとしたなら，そのような調整の前提となる物件名や物件情報が一致共通していなけ

ればならないはずであるが，かかる事実は認められない。

審査官は，査第１４７号証の手書き部分の書き込みが同書類右上部のスタンプ印の日付（１０．４．１３）と同じころになされたものとみられるとの前提の下でるる述べているが，手書き部分が上記スタンプ印の日付と同じ頃に記載されたものであるとの前提自体，何の根拠もない。タイプではなく手書きであるということ自体が，そこに示された情報が確定的なものではなく，また，後日，適宜修正・訂正や補充が予定されていたものであることの何よりの証左である。審査官が援用する査第１５５号証については，そのリスト中にはイニシャルと数字の組合せによる書き込みがあるが，審査官は，審査官の主張と整合しない一部の記載については，何らの根拠もなく誤記であるとか，タクマが希望しなかったなどと一方的に決め付けているのである。審査官の主張する本件基本合意からすれば，受注希望表明の機会を「パス」することなど考え難く，このような審査官の証拠評価は恣意的である。

(カ)「高知市」について

審査官は，査第８８号証，第９０号証及び第１４７号証を「個別証拠」として挙げるが，査第８８号証，第９０号証及び第１４７号証の記載内容に関する審査官の解釈が不当なもので，客観的かつ公正な証拠評価と到底いえないことは前記(オ)のとおりである。

(キ)「賀茂広域行政組合」について

審査官は，査第８８号証，第９０号証，第１０６号証，第１２４号証，第１２５号証及び第１４７号証を「個別証拠」として挙げるが，これらの査号証のうち，査第８８号証，第９０号証及び第１４７号証の記載内容に関する審査官の証拠評価が不当なもので,これらは実質的証拠たり得ないことは前記(オ)のとおりである。また，査第９０号証及び第１２５号証には本件に関する記載はない。査第１２４号証は１枚の走り書き程度のメモであって，賀茂の物件にかかわるものか否か書面上明らかではないうえ，いつ何の目的で作成されたものかも不明である。また，上記賀茂の物件について他社が日本鋼管から入札価格について連絡を受けた事実を示す証拠もない。さらに査第１２４号証に記載された数字自体，後で訂正した跡があり，日本鋼管の賀茂の物件に関する入札金額とも一致しない。仮に，被審人日本鋼管が当初予定していた入札価格からあえて下げて入札したことを示すのであれば，被審人日本鋼管が落札するためには入札価格を当初予定より下げなければ落札できなかったという，他の被審人各

社との競争があった事実を示すものである。

ウ　被審人ら以外の競争業者が入札に参加した３１件についても実質的証拠が認められないこと

審査官主張の６０件のうちいわゆるアウトサイダーが入札に参加した３１件については，そもそも本件違反行為の対象とはなり得ないことは前記アで述べたとおりである。なお，審査官は，これらの３１件の物件に関する主な「個別証拠」として査第１０６号証及び第１０７号証のいわゆる「山積み表」を掲げるが，査第１０６号証及び第１０７号証に基づき審査官が主張していた「指数論」は破綻しており，そのベースとなった査第１０６号証及び第１０７号証のいわゆる「山積み」もその意味を失っている。また，審査官は，査第１０６号証に記載された数値が被審人らの間で共通のものとなっていたかどうかは証拠上明らかではないことを認めているのであり，５社共通の「指数」が存在しなかったことが明らかとなった以上，査第１０６号証や第１０７号証に記載された「指数」の「山積み」を分析して５社による本件合意の対象物件であったか否かを論じても何の裏付けにもならないことは明白である。いわゆるアウトサイダーも入札に参加した前記３１件は，もともと審査官が査第１０６号証及び第１０７号証等の「山積み」を５社に共通のものと解釈して本件違反対象物件に加えたものであるが，審査官のかかる解釈が失当であることは上記のとおりである。

以上のとおり，本件違反対象とされている６０件については，独占禁止法第８０条及び第８２条が求める「事実を立証する実質的な証拠」がすべての物件において存在していない。

エ　随意契約の物件について

審査官は，本件６０物件中，「横浜市（旭工場）」等の６件については，随意契約物件であるにもかかわらず，本件違反対象物件に含めており，その理由として，この６件は，いわゆる入札不調により結果的に随意契約となったもので，「特命随意契約」とは異なる取扱いをするのが当然である旨述べる。

しかしながら，入札不調による随意契約であっても，基本的には随意契約とするか否かは発注者である地方公共団体が決めることであり，その相手方を選択するのも当該地方公共団体である。随意契約である以上，それが特命であろうがなかろうが，契約としては当該地方公共団体が相手方及び契約条件を任意に決することができるのであるから，これを殊更に違反対象物件として区分する審査官の主張は失当である。

(2) 審査官意見の立論自体の問題点

ア　受注予定者の決定に関する５社間の本件基本合意の不存在について

(ｱ)　ごみ焼却炉工事及びその営業の特殊性

ごみ焼却炉建設工事は，物件ごとに機種や発注形態が異なるのはもちろん，同じ機種・発注形態であっても，処理能力が同じであれば同じ工事がなされるというものではない。特にごみ焼却炉の建設工事は，いわゆる性能発注の方法によってなされるため，メーカーの裁量の幅が大きくなり，一般の公共工事とは全く異なる性格を有する。また，個々の地方公共団体の工事の発注時期に統一性はなく，定期的に発注されるようなものではない。のみならず，建設が計画されても，実際の発注までに長期間かかるのが通常であり，計画自体がなくなることも少なくない。さらに，発注されるとしても，その機種や発注形態も直前まで決定されない。入札における指名業者も，物件ごとに異なり，大手メーカーといえども指名からもれることがないわけではない。特にごみ焼却炉は性能発注であり，メーカーごとの技術の特徴や差が焼却炉の建設に大きく反映されることになる。各地方公共団体は，メーカーごとに技術力の違いがあることや，焼却炉の構造がメーカーごとに異なることを把握しており，指名競争入札における指名業者の選定に際しては各業者の技術力や設計内容を重要な判断材料としている。このため，いくら各メーカーの営業担当者が受注に向け努力しても，地方公共団体が技術力や炉の構造等の条件で指名業者を決定してしまうこともあり,必ずしも営業活動だけで指名が獲得できるというものではない。以上の事情に加え，ごみ焼却炉の立地条件も多様であり，その建設工事は，メーカー側にとり，物件ごとの個別性と受注までの不確定要素が非常に大きい。その上,ごみ焼却炉建設工事は,物件ごとの受注金額が巨額となるだけでなく，その費用もまた巨額となるため，一件一件の受注の成否が会社経営に大きな影響を与えるものである。その影響の大きさを考え合わせれば，審査官の主張するような本件違反事実は,営業実態に照らしても実際問題として想定できない。仮に，本件において基本合意及び「指数」が存在したとの前提をとったとしても，そのような基本合意や指数が実際に拘束力あるものとして機能し得たとは到底考えられない。

このような事情に照らしても，審査官があくまでも本件談合の存在を主張するのであれば，個別物件ごとに，いつどこで，どのような話合いと合意がなされたかという談合の要素についての主張立証が必須である。それにもかかわら

ず，審査官は，個別物件ごとの立証を実質的に行っておらず，また，本件基本合意の立証すら欠けている。

ごみ焼却炉工事の受注に向けた営業実態については，５社間のみならず同業他社を含めて熾烈な競争が行われており，また，発注者たる地方公共団体の仕様要求やコスト削減要求にさらされていた。工事内容や機種･仕様についても，主として発注者たる地方公共団体が，当該地域の実情，需要，住民の反対・賛成等の意向を踏まえて，その計画を決定しており，５社がこれをコントロールすることなどできないのである。結局，審査官のいう「５社の優位性」とは，５社が相対的に自社技術において優位性を有していたということにすぎず，５社により本件市場がコントロールされていたかのような審査官の主張は予断と偏見に基づくものである。

(ｲ)　本件基本合意に関する査号証の内容及び信用性に多くの疑義があること

審査官は，本件基本合意の存在を裏付ける直接的証拠として，査第２８号証及び第４６号証（原田供述調書）並びに査第３５号証（山田メモ）及び第４４号証（山田供述調書）を挙げる。

しかし，「基本合意」とされるからには，当然のことながらその内容が一致していなければならないが，原田供述調書（査第２８号証及び第４６号証）と山田メモ（査第３５号証）及び供述調書（査第４４号証）の記載内容は，物件の分類基準について明らかなように一致していない。

山田供述調書及びメモは，再伝聞証拠で，その証明力は極めて乏しい。また，自社が関わる談合についての情報で，営業担当部署内でさえ，営業活動に直接携わらない者には「極秘」としていた情報を，社外で，しかも酒席で話すという事態がどれだけ不自然かつ非常識であるかは論をまたない。さらに，山田に対する事情聴取は長時間にわたる過酷なもので，供述調書の信用力にも疑問がある（査第１５４号証）。さらに，山田メモ及び供述調書は，その内容自体にも矛盾があり，例えば，「エバラ」と「クボタ」は本件違反行為にどのように関係するのか理解できない。加えて，山田メモには，「受注トン数／指名件数」との記載がある。山田は当時大阪支社の一営業担当者であり，「５社の会合」の参加者でもなかったこと及びごみ焼却炉の営業活動の経験がなかったことなどから，山田メモや供述調書の信用性には疑問がある。

原田供述調書（査第２８号証及び第４６号証）についても，審査官が査第１６１号証ないし査第１７６号証として提出した原田の各供述調書及び審訊調書

により，その信用性が疑わしいものであることが明白となった。すなわち，原田供述調書（査第２８号証及び第４６号証）に係る平成１０年９月１７日の原田に対する事情聴取は審査官が本件について立入検査を行った当日に，原田を公正取引委員会に半ば強制的に同行して作成したもので，具体的な事実関係を原田が任意に述べたものではなく，審査官の圧力や先入観が当初の調書の内容に少なからず影響を及ぼしているものである。その後に作成された多数の原田調書の内容こそ，落ち着きを取り戻した原田の認識を録取したもので，そこでは受注調整行為の存在を原田は一貫して否定しているのである。さらに，当初の２通の原田供述調書には，「本件合意」に関し「各社が平等に受注すること」を基本とする旨記載されているが，実際にそのような「平等」もしくは「均等」な受注状況にはない。

以上のように，本件基本合意の存在を裏付けるものとして審査官が依拠する中心的な証拠自体，その内容及び信用性の両面において前述したような多くの疑義が存するのであり，本件基本合意の存在に関する審査官の主張は，その根底からして証拠が極めて薄弱なものであることが明らかである。

(ｳ) 本件基本合意に関する審査官主張の５社の「指数」論は破綻していること

審査官の５社の「指数」論は既に破綻しており，「指数の低い順に，各社１件ずつ同じ件数の受注希望表明をする」旨の主張を，証拠調べの結果，維持することは困難として審査官自ら撤回し，また，実際に「指数」を勘案して受注予定者を決定した事例がないことも審査官は自認している。そうであれば，本件基本合意の内容として，各社の受注が均等になるように「指数」を勘案する，又は各社の受注が均等になるようにすることを念頭に受注予定者を決定するとは具体的に何を意味するのか極めて不明確であり，本件基本合意なるものを受注調整ルールとして位置付ける主張はもはや維持し得ないと言うほかない。この点，審査官は，「指数の均等」はあくまでも理念にすぎず，実際には発注される工事の状況，各社の営業・人脈等の社内事情，発注者側の事情等からして，実現することは考えがたく現実的なものとはいえないなどと述べた上で，審査官の依拠する関係査号証の内容とも整合しない主張をするにまで至っている。審査官のこのような主張は，結局，各被審人においては，営業努力やその他の事情に基づいて任意に受注希望が表明され，かつ，この希望表明が重複したことはなかったということになるが，そのような状況は拘束力のある受注調整ルールとしての基本合意などなかったことを端的に示すと共に，「指数」など共通

のルールとして定めても機能し得ないこと，すなわち，実際の背景には各社の営業段階において競争が存在することを裏付けているというべきである。

そもそも，ごみ焼却炉の受注に向けた営業には長期にわたって多大の手間と費用がかかることからすれば，審査官が主張するような，各物件の受注予定者が，入札直前に行われるたった数回の話合いや，又はその時点の「指数」を勘案して決まるということは，あまりにも合理性を欠く行動である。審査官の主張はごみ焼却炉の営業活動の実態を知らない者の空論である。

以上のとおり，審査官の主張によれば，本件違反行為の目的は「指数の均等化」にあったというにもかかわらず，その核となる「指数」については，根本的な点が依然として不明のままで何ら立証されていない。審査官の主張する「指数」の「勘案」状況は，被審人らが長年にわたりこのような「指数」を尊重して行動する基盤及び営業実態が伴っていなかったことに照らしても，非合理的なものである。被審人らの担当者の中には社内の分析資料の一つとして何らかの「指数」を算出していたことはあり得ても，被審人ら全社が共通のルールとしてかかる「指数」を算出していたということ自体，極めて疑わしく，審査官においてさえ共通の「指数」の存在が証拠上明らかではないことを自認せざるを得ないこととなっているのである。このように審査官の「指数の均等化はあくまでも念頭において」すなわち「勘案して」いたにすぎないとの主張を前提としたとしても，そのような「勘案」の指針となるべき５社共通の「指数」が証拠上認められないことは，審査官も自認しているのである。

さらに，審査官の主張する「指数」の算定方法に基づき，平成元年度から平成１０年度までの５社の「指数」を計算してみても，この１０年間のいずれの期間においても，各社の「指数」が均等化などしておらず，この点においても審査官の主張は，実態からかけ離れた空虚なものであることは明らかである。

そもそも，審査官主張の「指数」に関する「積み上げの対象工事」については，その選別基準が一義的に明らかではなく，これでは審査官の都合によって恣意的に「積み上げ工事」から除外するか否かが決められているに等しく，主張として無意味である。また，審査官は，いわゆる「指数」の加減算，すなわち「山積み」について，一体，具体的にいつ「山積み」が行われたと主張するのか，本件６０件について不明である。入札前に受注できることが確定することは，ごみ焼却炉工事及びその営業の特殊性に照らしても考え難い。

(ｴ)　審査官の７社の「指数」論が不合理であること

審査官は，査第１０７号証に記載された数値を根拠として，５社が受注予定者を決定していたことが認められる旨主張する。

しかしながら，査第１０７号証に記載された審査官の主張するところの「指数」は７つであって，５つではない。審査官主張を前提とすると，７社の「指数」に基づき５社が受注予定者を決定していたことになり，不合理である。この点，審査官は，アウトサイダーのうち荏原製作所及びクボタの協力の程度を数値化していた旨主張するが，荏原製作所及びクボタへの協力要請や両社からの協力の有無については，そのような協力関係が一切なかったことは明白である。

さらに，審査官は，査第１０７号証の「Q」の欄に記載された数値はクボタの，「E」の欄に記載された数値は荏原の受注状況を示すものであるとし，これらに５社を加えた７社間の受注機会の多寡を示すものとして７社の数値が算出されていた旨主張する。もしそうであれば，アウトサイダー２社の数値は５社の数値に比較して低くなっていてしかるべきである。しかし，「Q」欄の数字をみると，査第１０７号証・１枚目及び２枚目のいずれにおいても日本鋼管の値が最も低く，逆にアウトサイダーである荏原及びクボタが中位から上位に位置していることになる。もし５社が審査官主張のようにごみ焼却炉市場で優位にあることを利用してアウトサイダーの協力を得ていたのだとしたら，５社のいずれかがアウトサイダーより下位になることなどあり得ないはずであり，審査官主張は自己矛盾も甚だしい。

そもそも，審査官は，アウトサイダーが指名業者に入っていた場合について，５社の中の受注予定者はアウトサイダーに協力を要請すると主張しているが，何の具体的な見返りも期待できないのにアウトサイダーが協力し受注の可能性を放棄するというのも非現実的である。また，審査官の主張によれば，アウトサイダーも指名を受けている物件の場合は常に，受注予定者はアウトサイダーの協力を得られないリスクを負うことになる。つまり本件対象物件の半数以上である３１件はアウトサイダーも指名を受けていた物件であり，逆にいえば半数以上の物件において受注予定者は自らが受注できるかどうかはアウトサイダー次第だったということになるが，そもそも，そのような不確定な「受注予定者」の地位にどれほどの意味があるのか不明である。

(オ) 「アウトサイダー」への協力要請及び「アウトサイダー」からの協力など存在しないこと

いわゆる「アウトサイダー」への協力要請に関しては，審査官はアウトサイダーの誰が被審人らからの協力要請を受けたのかは不明であることを自認しており，まさに，実質的証拠に基づかない主張である。

また，アウトサイダーたるクボタ及び荏原製作所が，被審人らから協力要請を受けた事実も協力に応じた事実もなく，また，５社の協力を得て受注に成功した事実も無いことは，弁護士法に基づく照会手続によって得られたクボタ及び荏原製作所の各回答書（審Ｃ第５号証，第６号証）からも明らかである。アウトサイダーへの協力要請を内容として本件基本合意の存在を主張する審査官の立論は，この点だけでも完全に崩れている。

さらに，指名競争入札における指名業者を５社に限らずできるだけ絞る方向で営業活動を行うことは，少しでも入札における落札の可能性を高めるために通常行われていることであり，決して被審人間の受注調整によるものでも，ましてや，『受注予定者の決定に関する合意の存在がなければあり得ない事実』でもない。そして，業者側がこのような営業活動を各地方公共団体に対して行ったとしても，どの業者を指名するかは各地方自治地体の決定事項であり，そこに被審人らが介入する余地はないのである。現に，本件対象６０件のうち，過半数を占める３１件もの物件についてアウトサイダーが入札に参加しているのであって，５社において本件基本合意を実効性のあるものとするため指名業者を５社に絞り込むようにしていたという審査官の主張は，事実を無視した机上の空論である。

(ｶ)　審査官の立論が自らの立証責任を転嫁する不当なものであること

審査官は，「本件合意が，違反行為当事者を拘束する程度が強く，個別工事について実施に移される蓋然性が高い場合には，個別工事が合意の対象に属することの立証をもって，特段の事情がない限り，合意に基づいて，受注予定者の決定が行われたものと推定されるということができる」などと，本来審査官自らが負っている立証責任を被審人に転嫁するような本末転倒の論理を展開しており，著しく不当である。

審査官は,本件合意が当事者を拘束する程度が強いなどと決めつけているが,何をもって拘束性が強いというのか全く不明である。審査官は,本件合意には,それに従わなかった場合のペナルティはない旨主張しており,この点だけでも,拘束性が強い合意であるとはいえない。審査官は，その主張の根拠として，アウトサイダーへの協力要請を挙げるが，そのようなアウトサイダーへの協力要

請など存在しなかったことは前記(ｴ)のとおりである。そして，不確定要素が大きい本件ごみ焼却炉の営業実態からして，拘束力のある基本ルールなど実際に想定できないし，また，機能し得ないという事情に照らしても，審査官の上記主張は理由がない。

次に，審査官主張の前記要件のうち，「個別工事について実施に移される蓋然性が高い場合」というのも具体的な意味が不明であり，仮に，受注予定者の決定に当たって審査官の主張する会合の開催，リストアップ，受注表明等の「一連の手順」を経たことをもってかかる「蓋然性が高い」というのであれば，その「一連の手順」が個別具体的に主張立証されなければならないはずである。その一方で，審査官は，本件においてそのような個別具体的な主張立証は必要ないとの基本的立場をとり続けているのであり，これは，結局，審査官の設定した前記要件が充足されていないことを自ずと認める結果を示すとともに，審査官主張の自己矛盾と破綻を如実に示している。

さらに，審査官の設定した前記要件中，「個別工事が合意の対象に属すること」についても，十分な立証がないことは既に述べたとおりである。

イ　いわゆる「間接事実」に対する反論

(ｱ)　物件リストアップについて

審査官は，「物件リスト」に関して，５社のうち２社ないし３社のリストを部分的に比較して一致している部分があると主張しているにすぎない。ごみ焼却炉建設計画及びその受注状況に関する情報は，各社の営業担当が自社の営業活動を進めるに当たって当然のことながら収集する情報であり，その情報源としても，各自治体への訪問によって得られる情報や業界紙が主要なものであって，情報源自体が限られたものであり，そのような共通の情報源をもとに各社が作成した物件リストが自ずと一致する部分を含むことは，むしろ当然の結果である。もちろん，物件情報はその都度更新されるべきものであるから，物件リストに物件が追加されたり，あるいは削除されたり変更されたりすることもあり，それらの更新情報の情報源も結局同様なので，各社における情報の更新に一致する部分があったとしても何ら不自然ではない。重要な点は，５社において共通の書式で物件リストが作成されていないこと，証拠として提出された一部の被審人の物件リストを比較してみても内容がすべて一致するというわけではないこと，リストに記載された物件情報自体にも会社によって異なる部分があることであり，このような事実は，被審人が各社なりに情報を収集してい

たことを示す事実であって，審査官主張のように５社が受注希望表明及び受注調整の前提として物件情報を共通化していたとしたらあり得ない事実である。

(ｲ)　査第５５号証，第５９号証等の比較

審査官は，日立造船のリストとされる査第５５号証と日本鋼管のリストとされる査第５９号証の２社のみの各リストの比較によって，５社全社に共通して物件のリストアップが行われていたかのように主張するが，２社のみの比較によって物件情報が一致する部分が一部あったとしても，それが５社共通の情報として共有されていたことを示すものでないことは明らかである。

また，各リストの記載内容がすべて一致しているわけではなく，むしろ，各社の情報収集能力等の差異によるものと思われるバラツキが認められるのである。結局，審査官の主張する物件リストの比較は，５社が情報交換しながら共通のリストアップを行っていたことを示すものではなく，各社の営業上の社内検討資料としてこれらのリストを各社なりに作成していたことを端的に示すものである。すなわち，査第５５号証と第５８号証を比較すると，両者の間には，物件名，トン数などに看過し得ない違いが２０箇所もあり，その中には物件規模による分類（小型，中型，大型）において異なるものさえある。

審査官は，これら２つのリストについて，平成１０年１月２０日ころに行われた「５社の会合」における見直しの結果である旨主張するが，そもそも平成１０年１月２０日ころに「５社の会合」が行われたこと，同会合で，各リストを基に受注予定者決定対象工事の見直しが行われたこと，かかる見直しを基に査第５５号証が作成されたこと，日本鋼管を含む５社が査第５５号証と同内容のリストを持っていたことを示す証拠はない。

(ｳ)　査第６０号証，第６２号証及び第６３号証について

審査官は，５社が，平成９年９月ころ，大型工事，中型工事及び小型工事のリストアップを行い，各社が受注希望表明を行う対象工事を確定した旨主張し，その根拠として，査第６０号証，第６２号証及び第６３号証により，受注希望表明が行われた工事はその後のリスト（査第５８号証）から削除されているとするが，「５社の会合」によって受注予定者が決定されたとする大型物件及び中型物件については，その削除の件数など審査官の主張に整合しない。また，小型物件についても，「逗子」の工事については，その後のリストに記載がないが，どのように扱われたのか不明である。このように，これらの証拠は，審査官の主張と整合しておらず，審査官の主張するような受注予定者決定行為の

存在を認めることはできない。また，これらの書証はいずれも被審人日本鋼管の社内資料にすぎず，５社共通の物件リストなど存在しないのである。

(ｴ)　５社担当者の会合について

審査官は，５社は「張り付け会議」を開催して多数の物件の受注予定者を決定していたと主張するが，「張り付け会議は３つの区分ごとに年１回ずつ別々に開催することが合意されていた」との主張事実すら，一方で，「張り付け会議」の総開催数は年３回になることを否定したり，同一区分の「張り付け会議」が年２回開催されたとしても何ら不自然ではないと主張するなど，その主張内容は極めて曖昧である。また，審査官は，かかる「張り付け会議」がどのような時期・頻度・区分等で行われることが被審人間で合意されていたか，実際にいつ開催されたかなどの事実を立証していない。

(ｵ)　他社の営業担当者との関係

被審人らの営業担当者が顔を合わせる機会があったこと自体については争いがないが，その目的や話の内容は，審査官の主張するような受注予定者決定などではない。すなわち，他社営業担当者との交流の機会としては，社団法人全国都市清掃会議や社団法人日本環境衛生工業会等の業界団体での総会，各種委員会，懇談会，施設見学会，研究発表会等があるほか，営業担当者の雑談を中心とした私的な集まりもあった。このような集まりは，会社の命令を受けて集まっていたのではなく，共通する問題を抱えている営業担当者同士で，上記業界団体での議題のほか，例えば，ダイオキシン等の環境問題，広告問題，各種イベント参加，各団体からの寄付依頼，共同研究依頼，新型炉についての情報などや，利権がからんだ様々な業者等への対応を話し合ったりしていたものである。

(ｶ)　林の権限

仮に，審査官の主張する５社担当者の会合が，受注予定者決定を目的としたものであったとすれば，その会合へ出席していた各社担当者は，その会合での話合いにおいてどの物件につき受注予定者となりどの物件につき受注を諦めるかに関し，ある程度の決定権限を有していなければ，そのような重大な話合いには臨めないはずである。

本件当時の日本鋼管林の役職は，平成６年頃から平成９年１２月末まで環境プラント営業部チーム主査，その後平成１０年１月から環境第一営業部第一営業室長であり，そのような権限を有していなかった。このような当時の林の権

限に鑑みても，５社の会合で受注予定者が決定されていたことはあり得ない。

(ｷ)　５社の会合への林の欠席

審査官は，平成９年９月１１日に５社の会合が開催され，各社が受注希望表明を行う対象工事を見直して確定したなどと主張する。

しかしながら，林は，当日，東北地方に出張しており，また，林の出張は日帰りではなく東京から盛岡・北上への２泊３日の出張であるから，この最終日に,東京に戻ってから審査官主張のような極めて重要な会議を設定することは,通常考えられないことである。このように，林が平成９年９月１１日に「５社の会合」に出席したとの審査官の主張には「合理的な疑い」以上の疑義があるにもかかわらず，審査官はこれに対する反証を何ら示すことなく一方的な憶測を述べているに過ぎない。そして，同日の「５社の会合」に林が欠席したことを合理的に認定できるのであるから，審査官の「５社の会合」における受注調整に関する一連の主張は,この一点のみをとらえても既に崩れているのである。

(ｸ)　査第３６号証林メモについて

審査官は，林が作成したメモ（査第３６号証）の記載から被審人らが本件合意が存在することを認識していることを立証しようとするようであるが，同査号証は審査官の主張する本件合意あるいは受注調整行為当時に作成されたものではなく，その記載内容は審査官の取調べ状況を中心に一般的な対応方針などを走り書きされたものであり，この記載内容から原田が「真実を言わされた」などの意味を読みとることはできず，このような直接の関連性が薄い書面を持ち出してまで本件合意の存在を立証しようとすること自体，本件合意に関わる直接の事実関係について審査官が立証し得ていないことを端的に示している。

ウ　審査官意見の杜撰さ

本件審判手続における審査官の主張立証は，総じて先入観と偏見に満ちたものであり，証拠のない要証事実を誤った「経験則」や偏った「全証拠を総合検討した結果」と称する曖昧かつ抽象的な概念で安易に認定しており，また，相互に不整合な主張，矛盾点及び趣旨が理解し難い主張となっており，全体として脆弱なものである。

本件違反事実についての立証責任が審査官側にあり，審判手続の当初から，本件違反事実の具体的内容を特定し，かつ，それを裏付ける実質的証拠を示さなければならない義務を負っており，審判手続の途中で主張を変更することは許されないにもかかわらず，本件審判手続においては，「指数論」など審査官主張の骨

子を構成する重要な部分についてさえ，主張を変えており不当である。

また，審査官の立証方針が，具体的な合意の形成・受注者決定経緯の詳細はともかくとして，結果として５社のうちのいずれかが受注に成功した物件は，いくつかの間接事実に照らして受注予定者を受注できるようにした結果にほかならないと推認するものであるとしても，このような立証方法は，前提と結論が相互に依存し合うような堂々めぐりの循環論法である。例えば，審査官は，本件６０物件のうち，前記２０件については「個別証拠」がなく，本件合意の存在に関する間接事実たり得るとは考えていない旨述べているにもかかわらず，これらの２０件についても合意の存在を前提として，本件違反行為を認定しているのである。審査官のこのような循環論法は，実質的な立証とはいえず，審査官の先入観に基づき違反行為の存在を先に決め付けているに等しく不当である。

３　三菱重工業の主張

(1) 被審人各社の担当者が有する権限等について

審査官の主張する受注予定者決定の会合の出席者のうち，三菱重工業の原田は主務ないし課長であり，主務ないし課長といった職位の者が取り扱うことのできる入札金額に照らし，原田が受注予定者の決定を行うことはあり得ない。また，日立造船の平野等についても，同様に営業部長等の立場であり，これらの者が，ごみ焼却炉のような大型案件の受注調整を行うことはあり得ない。

複雑に錯綜する利害を，担当者レベルの者が，アウトサイダーの利害までも考慮に入れてその場で調整し，決定するということはあり得ず，また，仮に，上層部から指示を受けたとしても，部課長級の者が，その場で交渉を充分に行えるはずはない。

審査官は，入札金額の決定に当たって，三菱重工業の原田に一定の裁量権があると主張するが，原田が入札金額の起案をするとしても，権限を有する者は決裁者であり，起案者が権限を有するとの審査官の主張は健全な常識に反する。受注予定者決定という行為を行う権限を課長に与えることはないし，実際にも授権の事実を審査官自身主張・立証すらしていない。

さらに，本件違反対象工事の中には，建設会社とＪＶを組んで入札に参加したものが多数存在するが，審査官は，かかるＪＶの相手方たる建設会社との関係についても，何らの主張・立証を行っていない。すなわち，審査官の主張としては，ＪＶの相手方たる建設会社の了解すらも得ずに受注調整を行っていたこととなるが，不合理極まりない。

(2) 協力要請を受けたアウトサイダーの役員ないし従業員について

本件審判の対象とされる工事の中には，５社以外の企業が入札に参加した工事が存在するが，審査官は，東京都「中央地区清掃工場」工事を除き，実際にアウトサイダーの誰に協力を求めたのか具体的な氏名を明らかにすることができないことを明言しており，審査官自身も，本件審判対象事実の主張・立証に際して本質的な要素が欠如していると自認したことは明白である。具体的な氏名すら特定しないまま,アウトサイダーに対する協力要請の存在を認定することは,あり得ず,刑事裁判・民事裁判と同等の証明を審査官の立証に求めるべきである。

東京都「中央地区清掃工場」工事に関しても，審査官は，電話の相手が「石川島播磨重工業の中藤」であると主張するのみで，具体的に如何なる協力要請が行われたのかすらも明らかにしておらず，その主張は実質的な証拠に何ら基づかないものである。

(3) 本件審判対象事実が存在しない旨の証拠について

ア　本件審判対象事実が存在しない旨の審判廷における証言

５社の会合の出席者とされるタクマの松村，原田の前任者で上司に当たる小倉，林と同僚である日本鋼管の磯部は，いずれも審判廷において本件審判対象事実を正面から否定する証言をしている。

イ　原田の供述調書（査第１７６号証）について

査第１７６号証は，審査官が最後に原田を取り調べた際に審査官が録取した原田の審訊調書であるが，本件審判対象事実たる５社間の談合が存在しないことを明確に供述しており，かかる調書の存在自体が，本件審判対象事実を根底から否定している。

ウ　荏原製作所及びクボタに対する協力要請の不存在

審査官は，荏原製作所及びクボタに関し，協力要請の機会が他のアウトサイダーに比して多いことを主張するなど，荏原製作所及びクボタと他のアウトサイダーとの間で明らかな区別を行っている。

しかしながら，審査官は，荏原製作所及びクボタが５社からごみ焼却炉の受注予定者の受注に関し協力要請を受けたことについて証拠に基づく主張をしていない。しかして，荏原製作所及びクボタは，第一東京弁護士会会長からの照会に対して，協力要請を受けた事実，協力要請に応じた事実及び５社の協力を得て受注に成功した事実を否定する回答をした（審Ｃ第５号証，第６号証）。審査官は，この回答の弾劾をしなかったことからしても，この回答に沿った事

実が認定されるべきである。

(4) ５社の会合と会合における議題について

ア　５社の会合とは，被審人らストーカ炉メーカーの営業担当者が集まっていた種々の会合のうちの一つにすぎず，受注調整を行うために開催されたものではない。ストーカ炉メーカーの営業担当者の間で会議ないし打合せを持つ機会は，審査官が主張する５社の会合に限られず，話し合われる内容は，工業会の運営上の問題，厚生省からの諮問に対する討議等の問題のほか，政治家・右翼・暴力団・えせ同和といった人々に対する対策も含まれていた。

イ　審査官は，「５社の会合」が開催されていることが審査官主張の５社間の受注調整に直ちに結びつく事実と主張していたが，後に，これが直ちに結びつくものでなく，「意見交換をするための会合」が「受注予定者を決定する会合」と両立し得ることを認めた。かかる５社の会合において受注予定者の決定がなされていたと主張するのであれば，審査官は，少なくとも，いつ，どこで会合が開催されたのかを主張すべきであるが，かかる主張責任すら果たしていない。

とりわけ，審査官が５社の会合が開催されたと主張する平成９年９月１１日は日本鋼管の林が東北地方に出張に行っていた日であり，林がいない中で，受注予定者の決定ができるとするのは，自己矛盾も甚だしい。

(5) 本件審判対象事実の目的である「受注機会の均等化」と「指数」について

ア　本件審判対象事実は，５社の「受注機会の均等化」を目的とするものである。そして，審査官は，５社の間で７社指数が共通化していたことをもって「均等化」を立証しようとしたが，結局，５社指数(及び７社指数)が，５社の間で共通となっていたことを立証できないことを自認したのであり，本件審判対象事実は，その目的との関係においても立証されていない。

５社間で「５社指数」が共通なものでないのは，「５社の会合」で「山積み」がなされないことから，当然のことである。

イ　審査官は，査第４６号証から「ごみ処理能力の合計が平等」，査第３５号証から「受注トン数/指名件数」，査第３７号証から「受注機会均等化(山積)」と，３種類の異なる基準を導き出し，究極的に目指すところは，いずれも何ら異ならないと主張するが，その記載内容が異なることは明らかである。

ウ　審査官は，「この数値を勘案して受注予定者を決定することは，ほとんどなく，まさに伝家の宝刀であった」と述べる一方で，「５社は，各社の受注が均等になることを目的として，指数を勘案し，指数が均等になるように受注予定

者を決定していた」と主張し，指数を勘案したと主張するのか否か明らかでない。この点からも，「受注機会の均等化」が図られる余地はない。実際，５社指数は，均等化しておらず，むしろ格差が拡大する傾向にあり，数値間の格差は無視できないほど大きいのである。

エ　審査官は，アウトサイダーが受注した場合の「山積み」の有無及び方法について，主張を回避している。審査官は「アウトサイダーに受注させた工事」については「山積み」されないと主張するが，その根拠は不明である。また，「アウトサイダーの協力を得られなかった場合」については，「山積み」されなければ審査官の主張が一貫しないにもかかわらず，審査官はかかる点について主張しておらず，失当である。

そして，審査官が主張するように，「５社が決定した受注予定者がアウトサイダーである荏原製作所又はクボタに協力を求めて個別に交渉を行う」のであれば，５社が荏原製作所・クボタの２社に協力を求めるに当たり，指数を勘案する必要などはないはずである。また，荏原製作所・クボタ以外の会社について指数が算出されていない理由は明らかでない。さらに，タクマの指数が一貫して最高位にある理由も明らかでない。

オ　審査官は，特命随意契約がなされた大阪舞州工場及び大阪平野工場についても，受注予定者を決定していたと主張する。しかしながら，特命随意契約では入札は行われないのであり，指数をどのように算出するのか審査官の主張は不明である。

カ　審査官が主張する査第１０７号証の７社指数の表には次のようなそごがある。

(ｱ)　審査官は，査第１０７号証の表中のクボタが受注した堺市東工場工事４６０トンについて，「９２」がクボタの分子に加算されたかのような主張を行っているが，かかる「９２」を，既に加算済みの「４６０」に更に加算をする理由が不明である。

(ｲ)　審査官は，査第１０７号証の指数の表中にある「Ａ＝有，Ｂ＝０」及び「Ａ＝０，Ｂ＝０」欄の数値の算出方法については不明であるとしながら，当該欄の数値をもって「５社のうち誰が荏原製作所及びクボタに受注させるかの判断材料としていた」と主張する。しかしながら，数値の算出方法が不明であれば，本件審判対象事実との関連性の有無についても不明であるとするのが論理的帰結である。また，査第１０６号証・２枚目には，そのような欄の記

載がない理由も明らかではない。審査官は，査第１０７号証の表中の「K」から「T」までの欄が５社が入札に「参加する場合」と「参加しない場合」についての数値を算出したものであると主張する。審査官の主張は５社のうちの１社が参加しない場合を想定しているが，５社のうちの複数社が入札に参加しなかった場合が想定されていない。

また，査第１０７号証においては，「E」と「N」の交差する箇所および「Q」と「T」の交差する箇所は空欄となっており，審査官の主張を前提とすれば，荏原製作所と日本鋼管との間及びクボタとタクマとの間には協力関係がないことになり，失当である。

さらに，審査官は，「７社の数値」が均衡しないのは当然であると主張するが，これでは，５社が，荏原製作所及びクボタに対して受注させる物件について，「７社の数値」によりいかなる勘案を行っていたのか全く不明である。

査第１０６号証・２枚目及び第１０７号証に記載されている「①から⑦」までの数値については，そもそも，数値の低い順に５社と荏原製作所及びクボタを区別することなく番号が付されていることからも，これらの数字が「５社」と「荏原製作所及びクボタ」との関係を表すものでないことは明らかである。

キ　審査官は，審判開始決定書に記載の「受注機会の均等化を図る」及び「数値を勘案する」との主張を事実上放棄し，当該事実についての証拠が存在しないことを自認した。すなわち，審査官の現在の主張は，本件審判対象事実の目的が不存在であることを自認するものであって，本件審判対象事実はかかる点のみをもってしても，否定されるべきである。

他方で，「受注価格の低落防止」，「市場価格の維持」こそが本件受注調整の目的であるかのように主張するに至った。かかる主張は審判開始決定書にも正面から反する新主張である上，これまでの審判手続を完全に無視した主張であり，許されない。

(6)　５社の営業活動等とアウトサイダーについて

ア　５社の営業活動の実際について

５社は，ごみ焼却炉の受注を目指し，膨大な労力・多額の費用を投入してきた。受注予定者が決定されていたのであれば，膨大な労力・多額の費用をかけてまで受注に向けた活動を行う必要はなく，指名のみを目指せば足りることとなるが，被審人は，自社が落札できなかった工事についても，費用・時間を投

入してきた。被審人は，入札への参加の機会を増やすことにより落札の機会を増やそうとしていたのであり，また，設計見積図書等の資料の提出が入札のみを目的とするものということはできない。

イ　５社の人脈・営業力について

(ｱ)　審査官は，５社は「指数を勘案する」との主張が破綻したことにより，「人脈・営業力」を勘案して受注予定者を決定していたと主張するに至った。しかし，この主張は，荒唐無稽なものといわざるを得ない。例えば，審査官は，査第１２３号証の記載により「米子市」工事につき，日本鋼管は人脈を有していたと主張するが，査第２９号証によれば，５社のほか荏原製作所，クボタ，ユニチカ及び住友重工業の計９社が入札に参加しており，実際には審査官が主張するような人脈・営業力が存在しなかったことは明らかである。

　このように，審査官の主張するところの「人脈・営業力」とは，その内容が明らかではないばかりか，プラントメーカーの思いどおりに機能するものではないのであり，審査官の主張は事実に反するものである。

(ｲ)　審査官は，「人脈」につき，日本鋼管の査第７１号証を援用するが，同号証によれば，日本鋼管は，「人脈」が「×：なし」の工事について受注希望表明を行ったことになり，また，同号証の作成時期と査第６９号証の作成時期との間隔が３か月間であるとすれば，審査官の主張によれば，「北上」工事について，わずか３か月の間に，人脈が「×：なし」から「営業力が強い」に変更されたことになり，わずか３か月の間に劇的に変化する営業力・人脈とは，具体的に何を意味するのか全く不明である。

ウ　５社における商社・関連会社との協力関係について

(ｱ)　審査官は，川崎重工業から押収された書類における「当社リサーチではなかったもの」との記載をもって，他社から得た情報であるとし，更には，かかる他社から情報を得る機会を５社の会合であると主張する。しかしながら，審査官は，一方で，プラントメーカーのストーカ炉の受注に向けた営業活動について，商社や関連会社による協力があったことを指摘するのであるから，「当社リサーチではなかったもの」の意義について，審査官は，かかる商社・関連会社ではないことを主張・立証する必要がある。

(ｲ)　営業活動を行うにあたっては，協力関係にある商社・関連会社との間でストーカ炉の受注に向けた営業活動に関して「社外の会議」を開いていた。審査官は，手帳の「社外の会議」との記載は「５社の会合の日程」であると主張す

るが，この営業の実態からみると，論理の飛躍がある。

エ　プラントメーカーの一般的な製造能力について

審査官は，「ストーカ炉について，１炉につきトン数が２００ないし３００トンの焼却炉を製造できる者は５社に限られていた。」などと主張するが，審査官自身が，「港地区清掃工場」等の工事には，１炉につきトン数が２００トン以上であるにもかかわらず，５社以外の者が入札に参加していることを認めている。

審査官の上記主張によれば，これらの工事の入札に参加した企業は，当該工事において発注される焼却炉を製造する能力がなかったにもかかわらず入札に参加したとの結論を導かざるを得ず，審査官はプラントメーカーの製造能力といったストーカ炉市場の初歩についてすら事実に反する主張を行っている。

オ　アウトサイダーが受注できない理由について

(ｱ)　審査官は，住友重工業が「排除される立場」にあるとして，いかなる方法により「排除」されるのかといった基本的な点についても何ら主張・立証がない。

仮に，「入札から排除」との主張だとしても，入札に参加するか否かを決めるのは，自治体の権限であり，５社が決定することができるわけではなく，また，指名競争入札では最低価格で入札した者が落札するのであって，５社の意思によって落札者が決定されるわけではない。

したがって，審査官の「排除される立場にある」との主張は何らの根拠に基づかないものであることが自明であり，審査官の主張は失当である。

(ｲ)　いかなる理由から，「５社以外の者が自由に受注できない」ことになるのかも不明である。そもそも，審査官自身，「アウトサイダーには，５社への協力に応じる義務がある」と主張していない上，受注の可否は，入札金額によって決定されるのであり，５社の意思によって決定されるのではない。これらの点からしても，審査官の主張は，ここでも「実質的な証拠」に基づかないものである。

(ｳ)　５社以外の会社が指名競争入札に加わることが確定するのは，通常は入札日のおよそ２週間前である。審査官の主張を前提とすれば，このおよそ２週間の間に，入札への参加が判明したアウトサイダーの排除を行うこととなるが，かかる短期間のうちに排除することは非現実的といわざるを得ない。

また，本件審判の違反対象工事には，一般競争入札も含まれているが，そもそも，誰が一般競争入札に参加してくるのか入札日に至るまで不明であり，どの企業が応札するかは不明である以上，排除することはできない。

審査官は，一般競争入札についても，入札日前に入札参加者が判明するかの

ような主張を行っているが，一般競争入札制度自体に鑑みても，「入札参加業者が判明」と述べる審査官の主張自体が自壊している。

(7) 原田の供述調書（査第２８号証及び第４６号証）について

ア　原田の供述調書（査第２８号証及び第４６号証）の作成経緯及び任意性等について

(ｱ)　審査官は，査第２８号証及び第４６号証の作成に当たり，原田が署名・指印する際に，調書の閲読をさせなかった。審査官は，原田についても，両査号証以外の調書を作成する際には，閲読させている。このように，閲読がなされなかった調書には，供述人の供述内容が正確に記載されているとはいい難く，査第２８号証及び第４６号証にかかる署名・指印は閲読を前提としてなされたものではなく，両査号証には重大な瑕疵がある。

(ｲ)　審査官は，平成１０年９月１７日における原田の取調べの際の審査官の手控えを提出することを拒否したため，当日の取調べ状況は不明確なままとされている。しかして，審査官の原田に対する言動からしても，審査官が違法・不当な取調べを行っており，原田にかかる調書には証拠価値がない。

審査官は，原田に対しても，また，原田の同僚に対しても，行き先すらも述べずに原田を連れ出したことを隠蔽しようとしている。「調書を作成する」ことについて何ら触れていなかったため，原田は，印鑑を持参する機会すら与えられなかった。また，審査官は，原田に対して，「ほんの１０分ほど話が聞きたい」と述べて，原田を連れ出したものであるが，午前中から午後８時ころまで長時間にわたって取り調べており，当日，原田の取調べに当たった審査官は，原田に対して，虚偽の言明を行い，原田を騙して連れ出したことは事実である。

(ｳ)　審査官は，原田に対して傲岸不遜な言動まで行っており，かかる取調べからしても，審査官は，原田の供述を真摯に録取するのではなく，審査官の予断のみに基づいた調書を押し付ける形で作成したのである。また，供述者の供述を正確に録取するのではなく，自らが盲信した筋書きに沿わない供述だとして供述調書を作成しないという審査官の手法は不当である。さらに，審査官は，原田が，不自然，不合理な供述を繰り返したことなどから，同一日に複数の調書が存在すると述べるが，審査官の論理は不当である。

(ｴ)　査第３６号証の「言わされたこと」との記載は，審査官の高圧的な態度，口調による聴取が行われ，そうした状況下で原田が冷静に理解，判断することができなかったことを端的に表しており，査第２８号証及び第４６号証には任意性

はない。

イ　原田の供述調書（査第２８号証及び第４６号証）の信用性等について

(ｱ)　査第２８号証及び第４６号証記載の受注調整は，審査官が主張する本件審判対象事実との間に，その中核となる部分において矛盾を来している。査第４６号証の記載自体，審査官においても多義的に評価されており，査第４６号証を以って本件審判対象事実を基礎付けることはできない。

(ｲ)　査第２８号証には，年１回，整備計画書に基づいて受注調整が行われていたかのような記載が存在する。査第２８号証及び第４６号証が作成された当時，審査官は，５社が，整備計画書において発注予定が明らかになった物件について，年１回，受注調整を行っていたはずだとの予断を持っており，かかる予断により査第２８号証を作成したのである。

(ｳ)　審査官は，査第４６号証に記載されている「ごみ処理能力」の記載が，各証拠と符合すると主張するが，審査官の援用する各証拠には，査第４６号証が含まれており，査第４６号証の信用性を主張するに当って同号証を引用するという循環論法的な立論をしている。審査官は，同号証中の記載が審査官の主張と符合しないことを認めながら，「究極的に目指すところは，いずれも何ら異ならない」などと弁解をし，なぜ，こうした自らの主張を自己否定するような記載が，査第４６号証に記載されるに至ったのか明らかにしていない。

また，査第４６号証には，本件審判対象事実の中核をなすともいえる「指数」にかかる記載が存しない。

(ｴ)　査第４６号証には，受注調整の実行方法についての合意があったとの供述がないにもかかわらず，審査官は，かかる合意の成立が査第４６号証から認定できるかのような議論を展開しており，論理の飛躍がある。

(ｵ)　査第４６号証には，入札金額について，「会の出席者どおしで」連絡を行う旨の記載があるにもかかわらず，審査官は，当該箇所をアウトサイダーを含め入札参加者に入札金額を連絡するとすり替えて引用している。

(ｶ)　審査官は，日立造船の代表取締役副社長である戸田及びタクマの専務取締役である甲斐が，石川島播磨重工業の専務取締役である中藤に対して，東京都「中央地区清掃工場」工事に関する協力要請を行ったかのような主張を行うが，査第４６号証では，審査官が主張するところの会の出席者と同等とはいい難い戸田及び甲斐が，中藤に対して，連絡を行うことは想定されていない。この点からしても，査第４６号証は，本件審判対象事実との間に重大なそごを来しており，

事実認定の基礎とすることは許されない。

(ｷ)　審査官は,地方公共団体が建設を計画している工事について情報交換を行って各社の認識を一致させる旨主張するが，査第２８号証及び第４６号証には，これに沿う記載は存在しない。

ウ　査第３６号証等について

(ｱ)　査第３６号証が平成１０年9月１７日における原田の取調べ状況を記載したものであるとすれば，審査官が，原田に対し，「トン数が平等になるようにやっているんでしょう」と述べ，原田がこれを否定したにもかかわらず，査第４６号証には，これを記載したものと考えざるを得ない。また，査第３６号証の記載を前提に，査第２８号証及び第４６号証を解釈すると，これに記載された受注調整とは，「大手５社により５月から８月に受注予定者が決定される受注調整」が念頭に置かれていたことになり，審査官の主張する本件受注調整とは異なるものである。

(ｲ)　査第３６号証及び第８０号証は,審査官が違法な証拠収集手続によって押収したものであり，両査号証を援用して，違反行為を認定することは適正手続違反であって許されない。査第３６号証及び第８０号証は，審査開始後に被審人日本鋼管が防御のために作成したとも想定される文書であり，これを審査官が違反事実の立証に用いることは，被審人の防御権を侵害するものである。

エ　査第２８号証及び第４６号証が，審査官の主張するような証拠価値の高い調書であれば，本件審判対象事実の立証を行うに際しては，両査号証をもって足りるのであり，審査が大詰めの時期である平成１１年７月に至って，７回もの取調べを行い，また，２１通もの調書を作成する必要性は全く存在しないはずである。審査官は，本件審判対象事実の立証のためには証拠が不足していると強く認識し,原田に審査官の見解を押し付けようとしていたのである。

さらに，審査官は，査第２８号証及び第４６号証中の記載によっては，本件審判対象事実を立証することができないと判断したため，平成１０年１２月１８日に再度立入検査を行ったものであり，その際に収集した証拠に基づいても，立証をすることができないと判断したからこそ，査第３６号証及び第８０号証まで提出するという不公正な態度に出てきているのである。

オ　審査官は，査第２８号証及び第４６号証にいわゆる「秘密の暴露」があったかのような主張を行うが,審査官が摘示している事実は,「秘密の暴露」に該当しない。

(ｱ)　ごみ処理施設の一般的な発注の流れ，各手続が実施される時期，三菱重工業

の指名実績，ストーカ炉メーカーの名称といった事項は，審査官自身，本件審査開始前に公表されている資料から把握することが十分に可能であり，審査官が作文を行うに際して何らの不都合もない。

(ｲ)　審査官の主張する「五十音順の持ち回りで会を開催することになっていた」事実等に関して，これを裏付ける客観的な証拠はおよそ存在せず，審査官の主張は，具体性を有しておらず，失当である。

(ｳ)　審査官は，原田の取調べを始める以前に，５社の会合の出席者の名前及びごみ処理施設の区分について予断を抱いていた。

(ｴ)　川崎重工業の参加者が田中から松江に交代した時期についても，審査官の誤った予断を原田に押し付けたものである。

カ　審査官は，査第１６２号証ないし第１７１号証，第１７４号証ないし第１７６号証，第１７９号証ないし第１８９号証について弾劾証拠であるとするが，これらは，いずれも，不利益供述ではないにもかかわらず，あたかも不利益供述であるかのごとく主張を展開したり，牽強付会な的はずれの主張や，客観的な事実や社会常識を踏まえない主張や，何らの証拠に基づかない予断・憶測を前提とするものであって失当である。

そもそも，弾劾証拠とは，証人の証言に反する証拠で，かつ，自らの主張に沿う証拠を意味するものであり，審査官の主張は自壊している。また，審査官は，これらの審訊調書を，原田の「改心」及び原田に「罪（独占禁止法第９４条の２第２項（同法第４６条第１項第１号））を着せる」目的で作成したと，後に全く異なる主張をした。審査官の職務は，原田を「改心」させることではなく，また，日本ではおとり捜査が原則として認められていないことからも明らかなように，審査官が一般市民に罪を犯させる行為を積極的に行うことは，あってはならないことである。

キ　審査官は，三菱重工業が，その当時，原田の取調べに抗議をしなかったから，原田の取調の適法性が推定されると主張する。しかし，いわゆる責問権の喪失は，捜査段階の手続に関し適用されるわけではなく，抗議を行わなかったことにより瑕疵を争えなくなるわけでもない。そもそも，審査官は，平成１０年９月１７日に作成した原田にかかる調書を，審判開始決定前は開示しなかったのである。

(8)　山田に係る供述調書等（査第３５号証及び第４４号証）について

ア　査第３５号証及び第４４号証に記載された内容は，調書である査第４４号証の記載からも明らかなとおり，審査官が主張する５社の会合の出席者ですらない山

田が聞いた,「飲み屋で一杯やりながら」の与太話を記載したものであった。しかも，かかる与太話をした者は，審査官が主張するところの５社の会合の出席者ですらないのであり，せいぜい，査第３５号証及び第４４号証記載の内容は再伝聞ないし再々伝聞以下の話であり，証拠価値はない。

この点，審査官は，「日本では，重要な話を飲み屋でするという慣習がある」などと独自の所見を披露するが,周囲にどのような者がいるのかわからない飲み屋で極秘の話をするという主張自体，社会常識にも反し，失当である。

イ　審判開始決定書にも記載があるとおり，「均等化」は，本件審判対象事実の目的であり，本件審判対象事実の認定に当たり必要不可欠なものである。

審査官は,日本鋼管の山田が作成した査第３５号証にある「比率は５社イーブン（２０％）」との記載が「非現実的」であると主張する。その上，審査官は，「受注トン数／指名件数」との査第３５号証の記載についても，誤りであると述べる。 すなわち，同査号証と審査官の主張とが合致しないことを自認しているのである。

そもそも，審査官は，「受注工事のトン数を指名工事のトン数で除する」ことによりシェアが算出できるかのような主張をするが，かかる計算により算出されるものは,指名された工事のトン数に占める受注した工事のトン数の割合であって,単にトン数を基準とする受注成績が算出されるにすぎず，審査官の主張はこじつけ以外の何物でもない。更に，審査官が主張するところの「シェア」を算出するのであれば，件数を基準として，「受注件数／指名件数」と解釈することも可能であり，これにより「均等化」を評価することができるにもかかわらず，かかる可能性が否定される理由を審査官は何ら説明していない。審査官の主張は非論理的なものであり，失当である。

ウ　区分に関しても,査第４４号証には,「准連である１００トン未満の小規模物件」との区分の記載があるにもかかわらず，審査官は，意図的にこれを無視して査第４４号証には,この区分がないかのように主張した。この点だけをもってしても，審査官の違反行為に関する主張は「実質的な証拠」に基づかないものである。

エ　山田に係る査号証中の「年１回」との記載と，審査官が自ら主張する張り付け会議の開催頻度との間には根本的な矛盾が存在する。また，原田に係る調書（査第２８号証及び第４６号証）においても,そもそも「張り付け会議」という名称の会議について何ら記載されておらず，かかる査号証間の矛盾も審査官は何ら合理的に説明していない。

オ　審査官は，査第３５号証及び第４４号証を引用し，アウトサイダーとの協力に

ついて,「アウトサイダーが入札参加する場合は，受注予定者は，自社が受注できるようアウトサイダーと話合い，協力を求める」と述べるが，査第３５号証には,「５社以外のメンバが入った時は，タタキ合いとなる」と記載されているのであって,協力を求める旨の合意があったと主張することは,かかる記載にも矛盾する。審査官の主張は，かかる矛盾を意図的に無視するものであって，失当である。

カ　査第４４号証には,「大手５社」,「大手５社に荏原とクボタの２社」,「これらの７社に住友重機とユニチカが加わった９社」の３種類に分けて記載がされており，審査官の主張を前提とすればおよそ説明がつかないが，審査官はその合理的な説明を回避しており，この点からしても，査第４４号証は本件審判対象事実との関係では何らの証拠価値を有しないものといわざるを得ない。

以上の点にかんがみても，査第３５号証及び第４４号証は，本件審判対象事実を裏付けるに足るものではない。

(9)　審査官主張の物件のリストとリストアップについて

ア　プラントメーカーの各担当者は，効率的な営業の実施，予算案の検討あるいは顧客に対するＰＲ等のために，今後重点的に営業活動を展開しなければならない物件を記載したリスト,新たに発注が予想される物件のリスト等を作成しており，審査官主張の各リストはいずれもこれらのリストである。この事実は，参考人小倉，同遠藤，同磯部の各証言等からも明らかである。既に営業重点物件として，優先的な営業活動が実施されている物件は，今後の効率的な営業の実施を検討するためのリストに挙げられる必要もないことなどから，リストの作成直後に受注した物件がリストに記載されていないことを理由として，リストに挙げられた工事が「５社のリストアップの会合による情報交換の結果を元に記載した工事と見るほかない」などとは到底いえない。

イ　審査官は,リストに記載されなくなった物件が「５社が受注予定者を決定した工事」あるいは「各社が受注希望表明を行った工事」であるとの主張を裏付ける供述証拠を一切提出していない。そもそも，各リストの中には，審査官が会合の出席者であると主張するメンバー以外の者が作成者あるいは所持人とされるリストがある。そのようなリストに関して，作成者がどのような経緯をたどって５社の会合におけるリストアップ，受注予定者の決定，受注希望表明の内容を確認し，リストに反映させているのかについての具体的な主張・立証が不可欠であるが，審査官はこの点の主張・立証を何ら行っていない。査第１５３号証及び第１５５号証については作成者が誰であるかも明らかにできない。各リストに関する審査官

の主張は証拠の裏付けのない想像にすぎない。

ウ　各リストの記載自体からも，これらが，審査官が主張するような受注希望表明対象工事のリストアップの結果を反映したものではなく，営業活動の便宜等から作成したリストに過ぎないことが明らかである。例えば，査第６２号証の「＊は既引合」との記載，査第５８号証及び第５９号証の「(注)＊既に引合済」との記載，査第６０号証の「全連(４００Ｔ以上)」の頁の「＊引合いズミ」との記載から，引合いを受ける段階まで営業状況が進展しているか否かにも着目して物件を区別しており，これらのリストは今後重点的に営業活動を展開しなければならない物件を記載したものである。

また，査第５４号証ないし第５６号証はその表題が「環境装置需要一覧表」と記載され，受注予算の管理や営業担当者を効率よく配置する計画をするための資料であることは明らかである。さらに，審査官主張のストーカ炉にかかる受注希望表明対象工事のリストアップであるとすると，これらにストーカ炉とは燃焼方式の異なる流動床炉工事等も挙げられていることが説明できない。

さらに，査第６１号証の「＊６０Ｔ以下」，査第１５５号証の「全連６０Ｔ未満」との記載からは，処理能力トン数が６０トン以下か否かを基準に物件を区分していたことは明らかであり，同様に６０トンで区分を設ける旨の記載のある査第６２号証及び第６３号証も受注希望表明対象工事のリストアップと全く関係がない。

加えて，査第６６号証の「大型確定」のページには，「倉浜　３６０～５１０」との記載があり，「３６０～５１０」を大型に区分している。

また，査第６７号証は「８件は別扱い」と記載されているが，８件を除く全物件の中には，流動床炉の可能性があることが指摘されている「習志野」等４件，ガス化溶融炉の可能性があることが指摘されている「宇部」等３件，ＲＤＦの可能性があることが指摘されている「鈴鹿」等２件が記載されている。また，同査号証につき，審査官は，「２６工事が小型工事として区分された」と主張するが，審査官の主張する「小型工事」とは整合しない工事が記載されている。

また，査第６０号証にも，ストーカ炉ではないＲＤＦ施設をリストに挙げている。さらに，同査第６０号証の同頁の表題部分の「機バ→全連」との記載からは，「機械バッチ式」か否かという基準で物件が分類されている。

加えて，査第１５３号証及び第１５５号証でも，ストーカ炉とは燃焼方式の点で異なる流動床炉を「Ｆ」と略称して対等にリストアップしている上に，査第１５５号証では，「全連６０－２００Ｔ未満」，「全連６０Ｔ未満」，「流動床」，「ＧＡＳ

化溶融」,「直接溶融」,「ＲＤＦ」との記載がなされている。また，査第１５３号証の備考欄に「Ｆ有力」,「Ｆの可能性大」,「Ｆ中心検討」,「ＲＤＦ機種検討中」等の記載があり，地方公共団体がストーカ炉以外の燃焼方式を採用する可能性の大小が付記されている。これらの情報は，ごみ焼却施設の営業活動においてこそ有益な情報であり，受注希望表明対象工事のリストアップの結果を反映した表として見ると全く理解不能の記載となる。さらに，査第１５３号証には，メーカー１０社を指すものと思われる欄を設けられているが，ストーカ炉にかかる受注希望表明対象工事のリストアップの結果を反映した表であるならば，各メーカーの欄を設ける必要がない上，なぜ，「５社」ではなく「１０社」の欄が設けられているのか全く説明がつかない。しかも，神戸製鋼，三井造船等は流動床炉専業のメーカーであった。したがって，査第１５３号証は，流動床炉メーカーも含めたごみ処理施設メーカー１０社の営業状況を把握する等のために設けられたものと解するのが自然である。

また，ストーカ炉にかかる受注希望表明対象工事のリストアップの結果を反映したものであるならば，計画が見直されている物件や規模が定まっていない物件などは，リストに記載されるはずがないが，査第１５３号証の備考欄には，「規模等検討中」,「規模見直し中」等の記載がある。

エ　審査官の主張によれば，各リストの記載は５社に共通しており，受注希望表明対象工事については，一度リストの記載から落ちたら，その後に作成されたリストに記載されることはあり得ないが，各リスト相互間には相互に矛盾する記載がある。その例としては，審査官は査第６７号証及び第７６号証の一致をもって，平成８年１２月ころのリストアップが５社に共通であったと主張するが，両査号証には，「宗像古賀」の「溶」との記載の有無，「甘木朝倉」のごみ処理能力トン数など矛盾した記載があり，情報の不確定性を示す記載もある。さらに，「平成８年１２月ころまでに」査第６６号証が記載されたとする審査官の主張には証拠の裏付けがない。審査官主張のリストに不一致の点があることや５社の共通のものといえないことは既に述べたとおりであるが，さらに，この点については，審査官が，平成１０年９月１４日のリストアップが「５社に共通する」と述べる日本鋼管のリストとされる査第６１号証と日立造船のリストとされる査第５４号証には，工事名については８工事もの不一致があり，トン数が一致しない工事の数は２７件にも達しており，また，審査官が一致すると主張する日本鋼管のリストとされる査第５８号証と日立造船のリストとされる査第５５号証の記載も相互に矛盾してい

る。さらに，審査官は，査第６０号証，第６２号証，第６３号証はリストアップにより確定した工事を記載したものと主張するが，例えば「大館」については，異なるトン数が記載されており，「名寄」等５工事については査第６３号証に年度の記載がなく，「能代」等７工事については年度の変更があるなど証拠の記載相互の不一致がある。

審査官は，査第５６号証の記載に関して平成１０年３月２６日の受注希望表明の結果を書き込んだものと認められると述べるが，査第５６号証には，「岡山　倉敷児島(組)」の欄にも，「M」との記載があるが，審査官は，同工事については平成１０年３月２６日に受注希望表明が行われ，受注予定者が決定されたと主張しない。これは，審査官が査第５６号証に記載された工事が，査第５４号証から抹消されていることを以て，これらの工事について被審人らが受注予定者を決定していたと主張するが，査第５４号証では「岡山　倉敷児島(組)」が抹消されておらず，審査官の主張が破綻していることが明白となっている。審査官は，幾つかの工事が査第５４号証から抹消されたことを根拠に，これらの工事について受注希望表明がなされ，受注予定者が決定された旨主張する一方，査第７７号証を根拠に，三菱重工業は「豊田加茂(組)」工事を受注希望表明したことが認められると主張するが，査第５４号証には同工事が見え消しで削除された上で「T」との記載が付記されており，アルファベットが受注予定者を意味するとの審査官の主張によれば，タクマが受注予定者となったこととなるはずである。審査官は，自らの主張の矛盾について，何らの合理的な説明・立証を行っていない。

オ　審査官の査第１０６号証・１枚目に関する主張は，審査官のリストに関する主張と矛盾する。

審査官の主張を前提とする限り，査第１０６号証・１枚目に記載された「新城広域事務組合」等の５件は，査第８９号証・１枚目に記載されているか，又は審査官がそれ以降に作成されたと主張する各リストに記載されていなければならないが，査第８９号証・１枚目には「米子市」と「賀茂広域行政組合」の２件の工事が記載されておらず，また，それ以降のどのリストにも「賀茂広域行政組合」が記載されていない。

カ　審査官の主張を前提とすれば，一度リストの記載から落ちた物件は，その後に作成されたリストに記載されることはありえないが，再び記載されているものが散見され，また，別団体が発注元の別工事を同一工事とするなど審査官の主張は，根拠のない恣意的なものである。これは，各リストが，各リストの作成者あるい

は作成者が所属する会社毎にそれぞれ別の視点や基準で作成されていることを物語っており，審査官の主張には証拠の裏付けがない。

キ　審査官は，主張にかかるリストの分析において，審査官の主張と整合しない査第５１号証及び第５０号証のリストを，その分析対象から外して意図的に無視している。査第５１号証はタクマにおいて作成されたものとされるが，審査官は，タクマが受注希望表明工事をリストアップしていたとの点については証拠が存在しないと述べており，タクマについて，リストアップの会合への出席の事実も，受注希望表明対象工事の認識の共有の事実も認められない以上，５社でリストアップの会合を行っていた事実も，５社で受注希望表明対象工事の認識を共有していた事実も認められないことは勿論である。

ク　審査官は，査第８９号証・１枚目に記載の物件は平成７年９月２８日までに受注予定者が決定された物件であると主張するが，審査官自身が「フリー物件」であると認める「児玉郡市広域市町村圏組合」工事が記載されていること，審査官が「本件違反行為の対象となっていない」と認める，特命随意契約の方法によって発注された「大阪市(舞州工場)」及び「大阪市(平野工場)」が記載されていることから，かかる主張が根拠のないものであることは明らかである。また，査第８９号証・１枚目にある「犬山」は，査第５０号証から明らかなように，「江南丹羽犬山」の物件を指しているところ，同物件を意味する記載が，その後に作成された査第６５号証等の各リストに存在する。審査官は，意図的に「犬山」と「江南丹羽犬山」とは別物件として主張しており，不当である。

　さらに査第８９号証・１枚目には「年度別受注予想」と記載されているのであるから，審査官主張のように，これをもって「受注予定者の一覧表」と結論付けることはできない。

ケ　審査官の主張によれば，査第５６号証の記載からは，「恵庭市」及び「県央広域(組)」の両工事は「小型工事」として「確定」していたことになるが，査第７７号証の記載からは，日立造船及び三菱重工業が「中型工事」として「恵庭市」及び「県央広域(組)」について受注希望表明を行ったことになり辻褄が合わない。

コ　審査官は，査第６７号証の作成者を三菱重工業の原田とし，査第６７号証の「１順目は自由１２/９　２順目は自由　３順目は２００Ｔ/日未満」との記載を指摘した上で，「順目」との記載から，複数の工事を希望することとなる場合には各社１件ずつ希望し，一巡りしたらまた１件ずつ希望するという形を取っていたとみられると主張するが，査第４６号証には「物件について，各出席者が，それぞれ受

注を希望するか否かを表明（する）」とあり，各社が受注希望する物件名を表示するとする査第６７号証に関する審査官の主張とは明らかに異なる。

サ　審査官は，査第６６号証は４００トン以上の大型工事についてのリストで，査第６７号証は中型工事及び小型工事のリストであると主張するが，「川口」は査第６６号証及び第６７号証の双方に記載されている。審査官は，かかる矛盾について何ら合理的な説明・立証を行っていない。

(10)「張り付け会議」と受注希望の表明について

ア　審査官は，５社は「張り付け会議」で各社順番に１件ずつ受注希望表明すると主張する。しかしながら，審査官は，査第１５５号証について，平成９年９月２９日の「張り付け会議」で，タクマは３回目で希望しなかったなどと述べ，各社１件ずつの受注希望表明とは矛盾する主張をし，かかる矛盾について合理的な主張・立証を何ら行わない。

また，審査官は，査第７７号証を根拠に，平成１０年３月２６日の「張り付け会議」で，小型工事について日本鋼管，日立造船，三菱重工業の３社で異なる数の希望表明が行われたとの主張をし，タクマについては言及せず，更に川崎重工業については具体的な工事名を挙げて主張・立証ができないことを自認し，中型工事についても，日立造船については言及せず，更に川崎重工業については具体的な工事名を挙げて主張・立証できないことを自認している。さらに，審査官は，「平成１０年３月２６日」の張り付け会議について，平成１０年４月に東京本社に着任した立川のメモ帳である査第７７号証及び第７８号証を援用するが不当である。

イ　「張り付け会議」について

審査官は，平成８年１２月，平成９年１０月及び平成１０年１月の受注希望表明の具体的状況について主張・立証を行っていない。「受注希望表明がなされない張り付け会議」という，「張り付け会議」の定義自体に矛盾を生じさせている。また，審査官は，「張り付け会議」の「張り付け」との語句について，川崎重工業及びタクマについては，受注予定者を決定することを表す意味で用いられたとの主張・立証すらできない。

(11)　立川のメモ帳（査第１０６号証）について

ア　審査官は，立川のメモ帳（査第１０６号証）を引用し，メモ帳に記載の数値が受注予定者の決定に関係するかのような主張を行っているが，立川は，５社の会合の出席者ではない。そして，審査官は，立川の供述調書すら提出しておらず，査第１０

６号証の本件との関連性が立証されていない。

また，審査官は，査第１０６号証・１枚目の「日付け」の記載に関して，「入札日」，「数値の加減算が行われた日」あるいは「数値の修正日」とが混在していると主張するが，かかる主張自体失当である。指数に関する審査官の主張によれば，受注予定者の決定において意味を持ち得るのは，数値の加減算が行われた日ではなく，指数それ自体であって，そもそも数値の加減算が行われた日を記載する必要性に乏しい。逆に，「秋田」工事については，査第１０６号証に何らの日付けも記載されておらず，審査官の主張は整合性を欠く。また，審査官の主張によれば，平成１０年３月２６日に受注予定者の決定が行われ，希望が重複したとのことであるから，平成１０年３月２６日時点の指数が重要であるが，平成１０年３月２６日以前に行われた「山積み」の具体的内容が各工事毎に記録される必要性はない。それにもかかわらず，立川のメモである査第１０６号証・１枚目には，「平成９年１２月２４日」，「平成１０年１月２６日」との記載がなされていると審査官は主張している。

立川は平成１０年４月に環境装置一課に異動してきた者であり，審査官の査第１０６号証の記載に関する主張は，立川の異動時期からすれば，到底あり得ない内容である。

イ　審査官は，査第１０６号証・１枚目について，「末尾の『高知』との記載は，次回の数値の加減算を『高知』工事（高知市：高知県）の分から行うこととみられることから，前記『千葉』ほか７工事と同様に，５社のいずれかの者を受注予定者に決定していたと認められる。」などと主張するが，「高知」について受注予定者を決定していたと主張しつつ，なぜ加減算を次回にまわしたのか全く説明がつかない。

他方で，「秋田」については，既に加減算がされているとするが，同工事についての分母及び分子への加算数値を記したとも思われる「４１０／４１０」との記載が査第１０６号証添付の１枚目になされている理由も説明がつかない。いずれにしても，審査官の主張は，証拠を客観的に評価せず，自らに都合の良いように述べているに過ぎない。

更に，審査官の主張のとおりに，「中央」工事について，既に山積みをしていたのであれば，やはり，査第１０６号証・２枚目に同工事についての具体的な数値を記載する理由がない。

(12)　７社指数について

ア　審査官は，７社指数に関する主張を，当初，５社が受注予定者を決定するに当たり勘案していた数値であると主張していたが，この主張を維持できず，後に，

受注予定者と荏原製作所及びクボタとの協力関係を積み上げた数値であるとの主張に変更したが，そもそも審判開始決定書には，５社が受注予定者と荏原製作所及びクボタとの協力関係を７社指数として積み上げていた事実も，アウトサイダーの中で荏原製作所及びクボタが特別な位置付けであった事実も記載されていない。

イ　審査官は，７社指数について，５社が決定した受注予定者と荏原製作所及びクボタとの協力関係を積み上げた数値であると主張するが，審査官はかかる主張を裏付ける供述証拠を一切提出していない。

ウ　審査官主張の別紙２は，７社指数の山積み基準による山積みの結果をまとめたものであるが，これらの査号証には，７社指数が受注予定者と荏原製作所及びクボタとの協力関係を積み上げた数値であることを裏付けるような記載は一切存在しない。むしろ，査第３５号証には，「タタキ合い」，「業界は補てん等一切行わない」等，受注予定者と荏原製作所及びクボタとの間の協力関係を７社指数として積み上げ，長期的な協力関係を確保していたとの審査官の主張からは説明のつかない記載がある。このように別紙２に関する審査官の主張も，証拠の裏付けのない審査官自身の想像にすぎない。

エ　審査官主張の別紙２に示された山積みは，査第１０７号証・１枚目の数値と査第１０６号証の２枚目の数値との辻褄を合わせるために，審査官が，「フリー物件」の基準を恣意的に設定した上で行ったもので不合理である。審査官自身，「落札率」が１００％であった「南宇和衛生事務組合」について，「５社が本件合意に基づいて受注した工事には含めない」と認めながら，「落札価格の予定価格に対する比率が９０％以下の物件」であることを「フリー物件」の基準の一つとする。また，落札率が８９．８６％の「児玉郡市広域市町村圏組合」工事をフリー物件として山積みせず，他方，「宇摩地区広域市町村圏組合」工事（落札率８９．９２％）は山積みをしている。

オ　さらに，審査官は，査第８９号証・１枚目等にかかる主張では，「児玉郡市広域市町村圏組合」工事を５社が受注予定者を決定していた物件としているが，「アウトサイダーの協力を得られずに受注した工事」であるとして本件の対象工事から除外するとして，同工事を７社指数の山積みの対象から外している。このような別紙２に示された山積みが恣意的で不当であることは，明白である。また，「アウトサイダーの協力を得られずに受注した工事」を本件の対象工事から除外するとの審査官の主張は，７社物件の場合，荏原製作所及びクボタの協力が得られた

ことが本件審判対象物件に含まれる条件であることを述べているのであって，もはや，７社物件・７社指数に関する審査官の主張は，本件審判対象事実とは全く別個の，荏原製作所及びクボタを含めた７社による受注調整を念頭においたものである。

また，審査官のこの主張によれば，５社以外のアウトサイダーが入札に参加した場合，５社のいずれかが受注したとしても，当該アウトサイダーの協力が得られたことまで立証できなければ，当該工事は本件違反対象物件に含まれ得ないことになるが，そもそも，審査官は，アウトサイダーに対する協力要請について，主張も立証もできなかったことを自認しており，結局，本件違反対象物件のうち，５社以外の他社が入札に参加した物件については，これを本件違反対象物件に含めることができないことになる。

結局のところ，①荏原製作所及びクボタが５社から協力要請を受けた事実，②荏原製作所及びクボタが５社からの協力要請に応じた事実並びに③５社の協力を得て荏原製作所又はクボタが受注に成功した事実はいずれも存在しないのであり，５社が受注予定者と荏原製作所及びクボタとの協力関係を７社指数として積み上げていたとの審査官の主張は全く根拠のないものにすぎない。

カ　審査官は，査第１０６号証・１枚目に記載の「５社指数」に関して，単に実績等を積算した数値にすぎないことを自認しているとしか考えられない。査第１０６号証・１枚目及び２枚目は同一人が作成した同一の体裁の書類であり，審査官ですら，査第１０６号証・１枚目に記載の「５社指数」と２枚目に記載の「７社指数」の算出方法を一体的に分析していることからすれば，査第１０６号証・２枚目に記載した「７社指数」も，１枚目の「５社指数」と同じく，単に７社の実績等を積算した数値を記載したものにすぎないことは明らかである。

また，審査官は５社が５社指数を勘案して受注予定者を決定していたと主張しているが，これとの一貫性を保つならば，審査官は，７社指数についても，７社が７社指数を勘案して受注予定者を決定していたと主張していることにならざるを得ず，７社指数に関する審査官の主張は７社による受注調整を主張していることになる。したがって，５社の間で受注予定者を決定した工事について，５社以外の指名競争入札参加者に協力を求めることを立証する趣旨で７社指数を持ち出すのであれば，審査官は，少なくとも，具体的に，５社の会合で受注予定者とされた何処の会社が，いかなる物件について，荏原製作所及びクボタから協力を得て受注することができ，その結果がどのように７社指数に積み上げられたのか等

の事情（７社指数が７社の受注調整に関するものでないことを裏付ける特別かつ具体的な事情）を主張・立証しなければならないのであり，これがなされなければ，７社指数と本件審判対象事実との関連性は認められないが，審査官はかかる具体的事実を一つも主張・立証できない。

いずれにしても，審査官は，７社指数の積み上げについて抽象的に主張するものの，７社指数が具体的にどのように利用・使用されたのかという点について一切明らかにできないでいることは，まさに，「７社指数」も「５社指数」と同様に，各社の単なる実績等を積算した数値にすぎないことの証左といえる。

(13) ５社のみ又は５社のいずれかのみが入札に参加した２９工事について

本件審判対象物件６０件のうち５社のみ又は５社のいずれかのみが入札に参加した工事は２９件あるが，これら２９工事に関する審査官の主張・立証は破綻している。

ア　審査官は，７社指数の分析の根拠として，査第２８号証，第３５号証，第３７号証，第４０号証，第４４号証，第４６号証，第９５号証，第１０６号証・２枚目，第１０７号証・１枚目及び２枚目を援用しているが，このことは，これらの査号証が，７社指数が問題となり得ない５社物件についての証拠にはならないことを審査官が裏付けたことになる。したがって，７社指数の山積みに関するこれらの証拠を５社物件の証拠として用いることは不可能であるし，許されない。

イ　審査官は，本件審判対象物件のなかで５社物件の２９工事のうち，２０工事については証拠がないことを自認している。

なお，審査官が主張する残り４０工事の比率が競争を実質的に制限するものであるという点は何らの根拠もない主張にすぎない。

ウ　審査官が主張する間接事実と本件合意との関連性について証拠がないことを審査官は自認しており，残る９工事についての審査官の主張・立証も破綻しているが，工事ごとにみても，審査官の主張・立証は破綻している。

(ｱ)　東京都(墨田清掃工場)及び東京都(新江東清掃工場)

a　審査官は，査第８１号証の記載だけを根拠に，東京都(墨田清掃工場)及び東京都(新江東清掃工場)の受注予定者の決定を主張するが，両工事について，リストアップ，５社の会合での受注希望表明，５社の会合での受注予定者の決定，受注予定者による入札価格の連絡等が一切主張・立証されておらず，自らの主張を裏付ける供述証拠も一切提出されていない。

査第８１号証の「(予)」の記載は「予定」ではなく，「予想」の意味であり，「５社

の受注が二巡」との記載は５社が２件ずつ受注している結果を記載したものにすぎない。特に，審査官が査第８１号証に関する主張で念頭においている談合は，審査官自身が本件で主張している本件合意に基づく受注予定者の決定と一致せず，審査官の主張・立証が不充分であることは明らかである。

また，審査官は，「強引にH」との記載について，日立造船が強引に「墨田工場」工事の受注予定者になったことを記載したと主張するが，本件審判で争われている談合は「強引」な方法で受注予定者が決定されるような内容ではない。

b　審査官は，査第１１１号証の記載をもって，「多摩川工場」の更新工事についてはタクマが受注予定者であり，そのタクマが「多摩川工場」の工事を石川島播磨重工業に譲るバーターとして，石川島播磨重工業は東京都「中央地区清掃工場」のタクマの受注要請に協力するという内容の主張をしているが，審査官が主張するような事実が推認できる記載は一切見当たらない。また，審査官の査第８１号証を根拠とした「多摩川工場」は川崎重工業が受注予定者として決定されていたとの主張とも相容れないものである。

(ｲ)　佐渡広域市町村圏組合

a　審査官は，リストアップ，５社の会合での受注希望表明，５社の会合での受注予定者の決定が主張・立証されておらず，前提が曖昧のまま主張している。

b　審査官は，査第１２５号証の作成経過等についての供述証拠を一切提出していない上，査第１２５号証には，およそ，日本鋼管が，入札前に，三菱重工業等に対して各社の入札価格を「連絡した事実」をうかがわせる記載は存在しないのである。

c　査第１２５号証・４枚目だけが異なる用紙に書かれており，同１枚目の「９５－５－２」の記載をもって，同４枚目の作成が平成７年５月２日ということはできない。同４枚目が，他の入札参加者の入札価格を定めたものであるならば，同４枚目に「①」，「②」，「③」とあるように，３回目の価格まであらかじめ決めておく必要があるのか疑問が残る上に，そもそも，入札前に他社に連絡するために同４枚目が作成された形跡がないことからすれば，同４枚目は，入札後に入札結果が記載され，同１ないし３枚目及び５，６枚目からなっていた書類に挟みこまれたと考えるのが自然である。

d　「会の出席者」ではない渡辺が所持者の査第１２５号証に基づいて「価格を連絡した」とするの審査官の主張は，査第４６号証の記載に関する主張と矛盾する。

(ｳ)　福岡市（臨海工場）及び湖北広域行政事務センター

審査官は，査第８９号証・１枚目を根拠に本件審判対象物件に含めるが，両工事について，リストアップ，５社の会合での受注希望表明，５社の会合での受注予定者の決定，受注予定者による入札価格の連絡等が一切主張・立証されておらず，自らの主張を裏付ける供述証拠も一切提出されていない。

また，査第８９号証・１枚目の記載に関する審査官の主張・立証が不充分であることは，前記（9）クのとおりであり，各リストが，５社が共通認識を有する受注希望表明対象工事のリストアップの結果であるとの審査官の主張は破綻している。

(ｴ)　札幌市（第５清掃工場）

a　審査官は，査第８９号証及び第１３６号証により，同工事について受注予定者の決定を主張するが，リストアップ，５社の会合での受注希望表明，５社の会合での受注予定者の決定，受注予定者による入札価格の連絡等が一切主張・立証されておらず，査第１３６号証に関し，自らの主張を裏付ける供述証拠も一切提出されていない。

b　査第１３６号証の添付書類は日本鋼管の林が所持人とされているが，その林に対して営業関係についての指導，助言する立場にあった日本鋼管の磯部が，同工事は是非受注したいということで営業していた旨供述していることからも明らかなとおり，審査官の主張は全く事実無根である。

(ｵ)　八千代市及び西村山

a　審査官は，川崎重工業が同工事について受注希望表明をしたと査第１５５号証に基づいて主張するが，同工事は，受注希望表明対象工事のリストアップを「確定」した結果が記載されているとする査第６２号証及び第６３号証に記載されていない。審査官は，査第１５５号証において，事前に受注希望表明対象工事の確定を行わずに受注予定者を決定するという本件受注調整とは別の態様の談合を主張している。

b　審査官が査第１５５号証に基づいて日立造船が受注希望を表明したとする「西村山」の工事も，査第６２号証及び第６３号証に記載されていない。さらに，平成９年７月７日に作成されたとする査第５７号証のリストよりも以前に作成されたリストにおいては「西村山」がリストアップされていたところ（査第６５号証及び第１５３号証），査第５７号証ではこれが削除され，その後の平成９年９月１日に作成されたとする査第６０号証でも削除されており，審査官の主張を前提とすれば，「西村山」の工事については，査第５７号

証の作成時期(平成９年７月７日)ころ以前において受注希望表明がなされたことになるはずである。

c　審査官は，「八千代市」工事について，リストアップ，受注予定者による入札価格の連絡の事実を主張・立証していない。また，その根拠とする査第８８号証，第１４７号証及び第１５５号証の記載に関する主張を裏付ける供述証拠を一切提出しておらず，査第１５５号証の所持者は不明であり，査第８８号証及び第１４７号証の手書き部分の記載時期(入札前に記載がなされたとの主張)に関する証拠もない。

(ｶ)　高知市

a　審査官は，同工事について，リストアップ，受注希望表明，受注予定者の決定，受注予定者による入札価格の連絡等を一切主張・立証していない。

b　審査官は，査第８８号証，査第１０６号証・１枚目及び第１４７号証の記載を根拠として，高知市を本件審判対象物件に含めているが，自らの主張を裏付ける供述証拠を一切提出していない。

c　審査官は，査第１０６号証・１枚目に記載のいわゆる「５社指数」は，審査官の主張する受注予定者の決定の際に，勘案，利用されたものなどではないことを自認した。したがって，単に５社の実績等の数値を記している査第１０６号証・１枚目に記載されていることをもって，「高知市」を本件審判対象物件に含めることができないことは明らかである。

(ｷ)　賀茂広域行政組合

a　審査官は，査第８８号証，第１０６号証・１枚目，第１２４号証及び第１４７号証により，同工事について受注予定者の決定を主張するが，リストアップ，５社の会合での受注希望表明，５社の会合での受注予定者の決定，受注予定者による入札価格の連絡等が一切主張・立証されておらず，自らの主張を裏付ける供述証拠も一切提出されていない。

b　査第１０６号証・１枚目に記載されていることをもって，「賀茂広域行政組合」を本件審判対象物件に含めることはできないことは前記(ｶ) c のとおりである。

c　審査官は，日本鋼管の入札価格が査第１２４号証に記載された金額を下回っているのは，不調を回避してより確実に受注するためであると主張するが，受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力するのであれば，日本鋼管が，当

初予定していた価格を下回って入札する必要性はなく，審査官の主張は不自然である。

(14)　アウトサイダーの加わった南河内清掃施設組合(第２清掃工場)及び東京都(中央区清掃工場)について

審査官は，南河内清掃施設組合(第２清掃工場)及び東京都(中央区清掃工場)の２件に限り，７社指数以外を根拠として，受注予定者からアウトサイダーに対する協力要請に関する主張を行っているが，かかる審査官の主張は失当である。

ア　南河内清掃施設組合(第２清掃工場)について

審査官は，自らが主張する間接事実と本件合意との関連性及び各間接事実相互の関連性を裏付ける証拠がないことを自認している。審査官は，同工事について，日立造船からアウトサイダーであるユニチカに対する協力要請の点だけしか主張できず，それ以外のリストアップ，受注希望表明，受注予定者の決定，入札価格の連絡等の間接事実を主張・立証できず，また，査第１０９号証に関する自らの主張を裏付ける供述証拠を一切提出しておらず，主張・立証が不十分である。

また，査第１０９号証の記載からは，日立造船からユニチカに対する協力要請なる事実は認められない。

イ　東京都(中央区清掃工場)について

(ｱ)　審査官は，同工事について，タクマからアウトサイダーである石川島播磨重工業に対する協力要請の点だけしか主張できず，それ以外のリストアップ，受注希望表明，受注予定者の決定，入札価格の連絡等の間接事実を主張・立証できておらず，また，援用された査号証にかかる自らの主張を裏付ける供述証拠を一切提出していないでいるのであり，主張・立証が不十分である。

(ｲ)　審査官が同工事について援用する査第１１１号証，第１１２号証，第１１４号証ないし第１１８号証の記載は，記載された内容は不明確であり，審査官の主張を根拠付けるものではない。

(15)　査第８５号証，第９０号証，第８１号証，第８８号証，第１０６号証・１枚目，第１４７号証について

ア　査第８５号証について

審査官は，査第８５号証を根拠に「津島市ほか十一町村衛生組合」について，５社が三菱重工業を受注予定者に決定していたものと主張するが，同査号証の作成者である日本鋼管の加藤は，その供述調書（査第１４５号証）で，査第８５号証の記載が，審査官が本件審判で主張する受注希望表明対象工事にリストアップさ

れた工事の中から，５社の会合で受注希望表明を行ったことを意味するものであるとの供述は一切行っていない。

イ　査第９０号証について

審査官は，査第９０号証を根拠として，「西村山広域行政事務組合」及び「津島市ほか十一町村衛生組合」を本件審判対象物件の中に含めているが，自らの査第９０号証に関する主張を裏付ける供述証拠を一切提出していない。

また，審査官は，査第９０号証をもって，「豊橋」工事については，ガス化溶融炉として発注されることになれば三井造船が，ストーカ炉として発注されれば三菱重工業が受注することになっていたとして，本件審判対象事実とは別のガス化溶融炉をも含む受注調整の証拠として主張している。そもそも，こうした審査官の主張は，一定の取引分野として，審査官自らが，ストーカ式ごみ焼却炉の市場を特定していることと矛盾する主張であって，そのような，他の燃焼方式とストーカ式の焼却炉とが相互に代替可能なものであるとするのであれば，本件審判の対象範囲は，誤って設定されたことになる。

査第９０号証の所持者とされる日本鋼管の加藤の供述によれば，査第９０号証の記載は，営業面で優勢で，そのため受注が有力視される有力メーカーを記載したものであることは明らかである。

(16)　審査官の主張の変遷について

ア　審査官の主張は，審判で行われた争点整理の後においても本質的に変更されており，審査官が行った主張は，結局のところ，いかようにも評価できる証拠の読み方の一つの可能性にすぎない。

特に，審査官の主張のうち，「指数」にかかる主張については，その変遷が顕著であり，従前の主張を維持することがそれ自体で困難であることを認めたものといわざるを得ない。

従って，かかる審査官の主張に沿った認定を行うことは，実質的な証拠に基づいた事実認定たりえないものであることは明らかである。

イ　主張の大幅な変遷は，被審人らの防御権を大きく制限するものであって，被審人らに不利な審決がなされた場合には，かかる主張の変遷を容認することは，手続的に見ても審決の重大な瑕疵を構成するため，取消事由たり得る。

したがって，手続的正義の観点からも，審査官が最終的に主張した本件審判対象事実を認定することは許されず，審査官の変更後の主張に基づいて本件審判対象事実が認定された場合には，かかる認定のみによっても，審決が裁判所により

取り消されることになる。

(17) 「米子市工事」について

「米子市工事」について，審査官は，遅くとも，平成８年中には受注予定者が日本鋼管に決定されていたと主張する。しかし，三菱重工業は，平成１０年４月１５日付けで「１０年度受注達成予想」と題する文書を作成し，そこに「米子市」工事を記載した（査第１７９号証添付９枚目）が，受注予定者が日本鋼管に決定されていたのであれば，三菱重工業が落札できないことは確実であるから，予想表作成者が，あえて「米子市」工事を「受注予想」物件として挙げる理由は存在しない。審査官の当該主張は誤りである。

(18) 審査官の主張・立証方法に関する基本的な批判について

ア 審査官の主張には，本件審判対象である６０工事のうち２０工事について個別・具体的な証拠がないことを自認したが，違反事実の認定に当たっては，「実質的な証拠」が存在することが必要不可欠であり，審査官の主張は不当である。また，他の工事についても，審査官から提出された証拠は，審査官の予断によってのみ構成されているものといっても過言ではなく，実質的な証拠は不存在である。

イ 審査官は，本件合意の実施につき，受注機会の均等化とは，「工事のトン数の合計が均等になる」ことを意味するとの主張に変更したが，さらに，「これはあくまでも理念に過ぎず，（中略）実現することは考えがたく現実的なものとは言えない」と述べており，いかなる「基準」を以て「均等化」を主張するのか不明なままとなっている。したがって，審査官の主張によれば，「受注機会の均等化」を図るという主張は成り立たず，いわば，「５社は，受注予定者を，アド・ホックに決めていた」ということにすぎない。さらに，審査官は，受注機会の均等化について，「指数の低い順に，各社１件ずつ同じ件数の受注希望表明をする旨の従前の主張は，証拠調べの結果，維持することは困難と考え，撤回した」などと述べ，審判開始決定書に記載の「受注機会（指数）の均等化」を否定した。

ウ 審査官は，「個別工事について，受注予定者を決定する過程をすべて立証することによって，本件合意の存在を立証するものではな[い]」等と述べ，本件合意の間接立証としては，特定の個別工事についてそれぞれの行為を断片的に立証するだけで本件合意を推認しようとする。

(ｱ) しかしながら，特定の行為を断片的に立証するだけでは，間接事実たる「行為」から「本件合意」を立証したことにはならず，その「行為」から「本件合意」が推認される論理道程が明確に立証・説明されなければならないが，審査官は，そ

の主張立証を放棄しており，このことは間接事実たる特定の行為と「本件合意」との関連性についての証拠が存在しないことを自認するものである。また，特定の行為を断片的に立証するだけでは，各行為相互の連続性・関連性を立証したことにもならないが，審査官は，その主張立証を放棄しており，このことは各行為相互の連続性・関連性についての証拠が存在しないことを自認するものである。

(イ)　審査官が受注希望表明対象工事のリストとして主張する各査号証には，６０件の本件審判対象物件が殆ど記載されていない。審査官は，審査官が主張する間接事実と本件合意との関連性及び審査官が主張する間接事実相互の関連性のそれぞれについて証拠が存在しないことを自認しており，本件審判対象物件以外の工事のリストアップをいくら主張したところで，６０件の本件審判対象物件についてのリストアップを主張・立証したことにはならない。

加えて，査第２８号証及び第４６号証の中には，５社による受注希望対象工事のリストアップなる事実についての記載はどこにもなく，審査官が査第２８号証及び第４６号証から直接立証しようとする合意と間接立証しようとする「合意」についての同一性・関連性について審査官は証拠を提出できず，説明もできていない。

エ　審査官は，このように「受注機会(指数)の均等化」を図るシステマティックな受注調整により，受注予定者が一義的に決定されるのではなく，個別の話合いによる受注調整によって受注予定者が決定されると主張するのである。したがって，審査官としては，６０件の違反対象物件ごとに「アド・ホックな受注調整」を実質的な証拠に基づいて主張・立証する必要があるが，審査官の主張・立証は，個別具体的な実質的な証拠に基づいた主張･立証を全く欠くものといわざるを得ない。

オ(ア)　審査官は，「当該取引分野の構造にかんがみれば，当事者を拘束する程度は相当強い」から「合意が，違反行為当事者を拘束する程度が強く，個別工事について実施に移される蓋然性が高い場合には，個別工事が合意の対象に属することの立証をもって，特段の事情がない限り，合意に基づいて，受注予定者の決定が行われたものと推定される」として，「５社が受注した６０件は，特段の事情が認められないことから，合意の拘束を受け，受注予定者の決定が行われたものとして推定が及ぶ。」と述べ，主張・立証責任が転換されるかのような主張を行っているが，そもそも，「当該取引分野の構造」とはいかなる構造なのか全く不明である。

(ｲ)　また，審査官の「ストーカ炉市場の構造」からすると「合意が拘束力を持つ」という主張は，「ストーカ炉市場」であれば受注調整をしているのは当然であるということであり，本件審判事件は，無意味であったというほかない。

カ　審査官は，受注調整が行われたとの推定を証拠に基づかずに恣意的に行っており，更に，落札率の高低により対象物件か否かの結論を導くような主張をするが，そもそも落札率は，地方公共団体の予定金額に左右されるのであり，地方公共団体の予定金額は当該地方公共団体が決定するものである以上，当該主張は非合理であり，受注金額・落札率は受注調整の有無を判断する基準たり得ない。

キ　審査官は，証拠のないことを自認している。

(ｱ)　審査官は，査第４６号証の「チャンピオンを誰にするか決める基本は，各社が平等に受注するということです。（中略）各社が受注するごみ処理施設の処理能力の合計が平等になるようにチャンピオンを決めるという方法で行っております。」との記載及び査第３５号証の「比率は５社イーブン（２０％）」との記載について，「実現することは考えがたく現実的なものとは言えない」と述べ，査第４６号証において「基本」として記載されたルールが，実現不可能であり，非現実的であることを認めており，このことは査第３５号証及び第４６号証全体が，信用のできないものであることを物語っている。

また，審査官は，「受注予定者を決定した工事のトン数を基に各社ごとに算出した数値を勘案して，受注予定者を決定していた」との主張の根拠として，査第３５号証等を援用するが，この点について，「実際に数値を勘案して受注予定者を決定した事例はない」等と述べ，事実上，これらの書類が本件において証拠となり得ないことも自認した。

(ｲ)　本件の対象期間は平成６年４月以降であるが，審査官は，平成６年４月以前については証拠が存在しないことを自認しているにもかかわらず，平成６年４月以前の物件までもが５社指数に積算されているということは，５社指数が，単に，５社の実績等を積算したものにすぎないことを物語るものである。また，審査官は，平成６年以前は，本件違反行為は開始されていない旨を明らかにしているのであるから，それ以前の事実を記載した書類を証拠として用いるのは不当である。

第５　審判官の判断

１　本件合意の存否について関係証拠から認定される事実

(1)　５社がストーカ炉の発注予定物件につき受注予定者を決定する行為をしていた

こと，あるいは受注予定者を決定していたものと認識していたことについて，以下の供述がある。

ア(ア)　三菱重工業の原田一夫は，昭和６１年１０月から三菱重工業本社環境装置一課に所属し，平成８年１０月からは同課課長であった者である（査第２８号証）が，平成１０年９月１７日付け供述調書（査第２８号証及び第４６号証）で，平成６年４月以降，ストーカ炉の大手プラントメーカーである５社の営業責任者クラスの者が集まる会合に出席するようになったこと，この会合は，毎月１回くらい，各社持ち回りで開催しており，その出席者は，原田のほか，日立造船の平野，日本鋼管の林，タクマの松村及び川崎重工業の松江（３年くらい前までは田中）であったこと，会合の出席者は，発注が予定される物件については，大分前から情報をつかんでおり，どのような物件があるかについては出席者全員が共通の認識を持っていること，会合では，ごみ処理施設の発注が予定される物件について，各出席者が，それぞれ受注を希望するか否かを表明し，受注希望者が１社の場合は，当該社が受注予定者つまりチャンピオンとなり，受注希望者が２社の場合は，希望者同士が話し合って受注予定者を決めること，受注予定者を決める基本は各社が平等に受注するということであり，各社が受注するごみ処理施設の処理能力の合計が平等になるように受注予定者を決めていたこと，自分が会合に出席するようになってから，受注希望がかち合っても希望者同士の話合いですべて受注予定者が決まっていたこと，また，ごみ処理施設の受注予定者を決めるに当たっては，ごみ処理施設の処理能力によって１日の処理能力が４００トン以上を「大」，２００トン以上４００トン未満を「中」，２００トン未満を「小」とし，それぞれに分けて受注希望物件を確認し，受注予定者を決めていること，５社以外の者が指名された場合は，受注予定者が相指名業者に対し個別に自社が受注できるように協力を求め，相指名業者に物件を受注させる必要が生じたときには，受注予定者が会合で了承を受けた後，相指名業者に受注させていたこと，受注予定者は，当該物件について積算し，５社及びそれ以外の相指名業者に入札金額を連絡して協力を求め，５社は受注予定者が受注できるように協力していること，自分が会合に出席した以降三菱重工業が受注予定者となった物件のほとんどすべては予定どおり自社が受注したことを供述している。原田の当該各供述（査第２８号証及び第４６号証）については，原田が供述した内容を審査官が録取し，原田に読み聞かせ，同人に対し内容

に誤りがないかどうか問い，同人が誤りのないことを申し述べたので署名指印を求め，同人が署名指印し，供述調書としたものであると認められる。

そして，原田が上記供述を行った平成１０年９月１７日は，公正取引委員会が三菱重工業に立入検査を行った当日であり，原田が，本件につき最も記憶が鮮明な時期であり，その取調方法等の経緯に関する原田の供述内容（査第１６５号証ないし第１７３号証，第１８２号証ないし第１８９号証）に照らしてもその取調べが原田の意思を抑圧するなど不当なものであったことはうかがわれないことからすれば，原田の平成１０年９月１７日の供述は，原田の任意によるものであり，また，その供述内容には，相当程度の信用性があるものと認められる。その供述内容は，原田が，日本鋼管の林が所持していた書類（査第３６号証及び第８０号証。林が所持していた点につき，査第１４０号証）に記載されていた原田と審査官とのやり取りについて記載されたものと推認されるメモの内容とその趣旨においておおむね符合しており，このことからも，各供述調書の記載は，原田の記憶していた事実に基づく供述内容をほぼ正確に記載したものであり，相当程度の信用性があることが裏付けられる。

(ｲ)　これに対し，被審人らは，次のとおり主張する。

ａ　被審人らは，原田の供述調書（査第２８号証及び第４６号証）には，任意性がない旨主張する。

まず，審査官が，原田を取り調べるために，三菱重工業の建物から公正取引委員会に連れて行く際に，原田に行き先も告げず，短時間に終了する旨告げたが，実際には長時間にわたって取り調べたとの点については，証拠（査第１６５号証，第１６６号証，第１８３号証，参考人小倉真）によれば，その旨の事実が認められるが，三菱重工業の建物から公正取引委員会までは徒歩で２５分程度の距離であり，また，取調べの時間も午前中から午後８時ころまででであったこと（査第１６５号証，第１８３号証）からすると，この取調べの経過に関する事実をもってしては，原田の供述が，その任意によるものではなかったということはできない。

次に，審査官が原田の取調べに際して，高圧的に自己の予断を押しつける形で調書を作成したもので，その供述には任意性がないとの点については，原田の各供述を記載した調書の末尾には，いずれも，原田の署名指印があり，この署名指印の後に続けて「上記のとおり録取して読み聞かせた

ところ，供述人は誤りのない旨を申し立てて署名指印した」との審査官による記載があり，原田は，審査官が自分から聞いた内容を書類にし，読み聞かせをされた後に，署名指印したことを認めていること（査第１８２号証，第１８８号証）からすれば，原田が供述した内容を審査官が録取し，原田に読み聞かせ,同人が内容に誤りのないことを申し述べたものと認められるのであり，これらの調書は原田の任意により作成されたものと推認される。そして，審査官が原田に読み聞かせだけで閲読させていないことをもって，直ちに供述内容の任意性等を左右するものということができない。

また，取調方法等の経緯に関する原田の供述内容（査第１６５号証ないし第１７３号証，第１８２号証ないし第１８９号証）によれば，原田としては，取調べに当たった審査官の「証拠はある。全部わかっている」などの言動に強い圧迫感を感じたことがあると述べており(査第１６６号証)，また，審査官からの「年に１回，大型，中型に分けて希望を出し合っているでしょう」との質問に対し，「希望を出し合ったことはありませんと答えました。」（査第１６６号証），「「会合はありません」，また，「談合はしていない」と答えました。」（査第１８３号証）などと，原田の供述調書（査第２８号証及び第４６号証）の記載とは異なった供述をしたとする箇所があるが，上記認定のとおり，審査官の原田の当日の取調方法が供述の任意性を否定するような不当なものであったとは認められないこと，原田はその調書の読み聞かせをされた後に署名指印していることからすれば，原田が，当日，審査官の言動から記憶と異なる事実を述べたとは認められないし，また，同人の供述調書（査第２８号証及び第４６号証）の記載とは異なった供述をしたとする上記各供述部分は信用できず，供述調書の記載と異なった供述をしたものとは認められない。

また，原田は，読み聞かせをされた際，非常に疲れていて注意を集中することができず，全般的に調書の内容を理解することができなかった（査第１８８号証）とか，早く帰りたいと思いよく理解できないまま判を押した（査第１８２号証）などと述べるが，日本鋼管の林が所持していた文書（査第３６号証及び第８０号証）に記載された原田の同日の取調べの状況とみられる質問や回答に関するメモによれば，原田は，５社での受注調整を否定したとするが，「言わされた」こととして，「各社平等になるよう

に決めている（処理トン数）」，「ノミネートは大中小の枠の中で希望を出し合って㋒を決めている」，「ぶつかった場合は話し合で決めている。調整役はいない」，「５社以外が入った場合は５社にことわった上で個別に話し合っている」，「メンバーは松村，平野，松江，林，原田の５人」，「連絡方法はＴＥＬ」と記載されている（査第３６号証）など，ほぼ，原田の供述調書（査第２８号証及び第４６号証）の内容に沿った事実が記載されていることからすると，原田が読み聞かせの際，調書に記載された内容を理解できなかったものとは認められず，むしろ，審査官からの質問に対し原田が答えた内容にほぼ沿ってこれらの調書が作成されたことが認められる。

ところで，査第３６号証に記載された「言わされた」とのメモ書きについて，被審人らは，原田の供述に任意性がないことを裏付けるものであると主張する。確かに，「言わされた」とのメモ書きにある受注希望表明や，チャンピオンの決め方，アウトサイダーに関すること，会合の出席者などの上記の内容を原田が審査官に対し積極的に述べたものとは認め難いが，「言わされた」との記載だけをもって，これらの供述が直ちに原田の意思によるものでないとか，原田の記憶に基づかない事実を述べたものであるということはできない。

さらに，日立造船，タクマ及び川崎重工業（以下「日立造船ほか２名」という。）並びに三菱重工業は，林が所持する文書（査第３６号証及び第８０号証）は違法収集証拠であり，被審人らの防御のために作成されたものであるから，これを証拠とすることは被審人らの防御権を不当に侵害するものである旨主張する。しかしながら，両査号証は，いずれも，平成１０年１２月１８日，審査官が日本鋼管の林から留置し，平成１２年５月１６日の第３回審判期日において採用取調べされたものであるところ，その留置等の手続にその証拠能力を否定すべき違法があると認めるに足りる証拠はない。また，これらが，被審人らの防御のために作成されたものであるとしても，独占禁止法の審判手続において，被審人の防御のために作成された文書等を審査官提出証拠から排除する理由は見当たらず，同被審人らの当該主張は理由がない。

b　被審人らは，原田の供述調書（査第２８号証及び第４６号証）には，信用性がないと主張する。

しかしながら，これまでに認定したとおり，これらの供述調書は，原田

が,立入検査の当日の取調べで,任意に述べた内容を記載したものであり,その供述された内容は，ストーカ炉の受注予定者を５社が決め，これを実施するための仕組みについての基本的な事実関係であり，後記のとおり断片的ながらその供述内容に沿うとみられる各社の営業担当者等の供述や社内資料等の証拠が存在することからすると，原田の前記供述内容には，審査官主張の受注予定者の決定にかかる指数の算定の事実が記載されていないこと,対象物件について個別具体的な事実関係が述べられていないこと,後記の山田昇の作成したメモ（査第３５号証）等の記載内容とは，指数の勘案や受注希望対象物件の選定方法等に関してそごする点があること，さらに，その供述内容に，その当時，審査官が把握していなかったいわゆる秘密の暴露がどの程度あるか判然としないことなどその信用性を減殺し得る事情があることを考え併せても，原田の供述内容は相当程度信用できるものと認められる。もっとも，原田の供述調書には，上記認定のとおり審査官の主張事実や他の証拠等とそごする点があることからすれば，その具体的な供述内容が客観的な事実関係とどの程度整合するかについて慎重な検討を要することは当然のことである。

c　三菱重工業は，原田の調書である査第１７６号証によれば，本件審判対象は存在しない旨主張する。

確かに，平成１１年７月２６日付けの原田の供述調書である査第１７６号証には，審査官の「これまでのあなたの供述からすると，三菱重工業,日立造船，日本鋼管，タクマ，川崎重工業の大手５社の間では，談合を行っていないということに間違いはありませんか」との質問に対し，原田が「はい」と答えたことが記載されており，審査官があえてこのような抽象的な質問を行い，調書に記載した意図は必ずしも明らかでないが，供述調書の抽象的かつ断片的な記載のみで違反行為の有無を直ちに認定できるものではなく，特に，原田の前記供述調書（査第２８号証及び第４６号証）の前記の記載内容と対比すれば，査第１７６号証の供述内容の信用性は低いものであり，三菱重工業の前記主張は採用できない。

なお，原田の平成１１年３月３日以降の供述調書中には，査第２８号証及び第４６号証とその趣旨において矛盾するとみられる内容を含むものがあり（なお，平成１０年９月１２日の取調状況に関する調書（査第１６５号証ないし第１７３号証，第１８２号証ないし第１８９号証）の評価は前

記認定のとおりである。），自己が作成した書類の内容について不自然に供述を回避する（査第１７９号証ないし第１８１号証）など信用性が低いことがうかがえるが，各調書の信用性は，後の具体的な事実認定に必要な限度で判断することとする。

イ(ｱ)　日本鋼管の山田昇は，平成８年７月から同社大阪支社機械プラント部環境プラント営業室長であるところ，平成８年秋か冬ころ，５社のストーカ炉の営業担当者がストーカ炉の受注予定者を決定する方法について，同社の本社環境プラント営業部の植村第二営業部長，横山第一営業室長及び鈴木第一営業室係長から聞き取った内容をメモにした。このメモ（査第３５号証。山田が所持していた点につき査第１４０号証）には，ストーカ炉は，大手５社が中核メンバーで，荏原製作所及びクボタが準メンバーであり，住友重工業，ユニチカ等は話合いの余地はあるとされ，「ストーカー大手５社のルール」として，５社は，対象工事を，１日のごみ処理能力が４００トン以上の「大」，３９９トン以下の「その他全連」，「准連」の３つに分けて，１年に１回，張り付け会議を行う，張り付け会議では，その時点で明確となっている物件をほぼ各社１個ずつ指定し，その後は，その会社が受注する権利を有するとともに５社指名を守る義務があり，その物件の入札が何年後であるかは関係がない，５社のシェアは平等の２０％とし，２０％のシェアを維持する方法は，受注トン数を指名件数で除したもの（受注トン数／指名件数）であり，そのためには指名に数多く入った方がよい，その物件に，５社以外の者が入ったときは，たたき合いとなるが，補填等はされない旨が記載されている。山田は，このメモをごみ処理関係について部下を指導するために作成し，後に，その内容を部下に伝えた。山田昇は，上記のとおり植村第二営業部長らから聞き取った内容による５社の受注調整が行われていると認識している旨供述している。（査第４４号証）

(ｲ)　これに対し，被審人らは，山田昇の供述及び同人作成のメモ（査第３５号証，査第４４号証）には信用性がないと主張する。確かに，山田は植村ら３名と，出張等の機会に飲食店で飲みながら聞いた話をメモ（査第３５号証）に取りまとめた旨供述する（査第４４号証）が，山田は，ストーカ炉の営業担当者であり，入札に関する事実についての関心があったこと及び植村らの話を理解する上での業務上の知識を有していたであろうことからすれば，その聞き取ったとする内容には，相当程度の信用性があるものと認められる。

また，山田が聞き取った内容が「極秘」事項であることからすれば，聞き取ったとする場所や機会が不自然であるとの点についても，その聞き取ったとする内容の正確性に検討を要するものの，メモの作成経過や記載内容自体がおよそ不自然で信用できないものであるとまでは認められない。また，山田への事情聴取は長時間にわたるなどした点については，日本鋼管の平成１０年９月２２日付け「公取のヒアリングについて」と題する書面（査第１５４号証）によれば，山田の供述調書（査第４４号証）にかかる平成１０年９月１８日の事情聴取は，午前９時３０分から午後１０時ころまでの長時間にわたるものであったことが認められるが，その調書の作成経過にかかる記載をみても，長時間にわたった以外に山田の供述の信用性にかかわるような事情は見当たらない上，その供述内容に関する記載をみても，その当時の山田の記憶に基づいて供述された内容が供述調書に取りまとめられたものと認められる。したがって，被審人らの主張は採用できない。

(ｳ) 被審人らは，審査官が基本合意の重要な証拠とする原田供述（査第２８号証及び第４６号証）と山田供述及びメモ（査第３５号証及び第４４号証）には信用性がないだけでなく，原田供述と山田供述及びメモとの間には，基本合意の重要な部分について食い違いがあり，また，審査官は，これらの供述等の重要な部分について「非現実的である」などとして，これと異なった主張をしており，審査官の主張は破綻している旨主張する。

確かに，原田供述と山田供述及びメモとを対比すると，前記ア(ｱ)及びイ(ｱ)のとおり，受注予定者を決める基本について，原田は，各社が受注するごみ処理施設の処理能力の合計が平等になるようにしていたと述べるが，山田の供述及びメモによれば，５社のシェアは平等の２０％とし，これを維持する方法は，受注トン数を指名件数で除したものであるとする。また，受注対象物件の区分についても，原田供述では，ごみ処理施設の１日の処理能力が，４００トン以上を「大」，２００トン以上を「中」，２００トン未満を「小」とするが，山田供述及びメモでは，１日の処理能力が４００トン以上を「大」，３９９トン以下を「その他全連」，「准連」とし，その供述にかかる区分は異なっている。さらに，原田供述では，５社以外の者が指名された場合にも，受注予定者が５社以外の者に協力を求めるなどして協力を得ていたとするが，山田供述及びメモでは，５社以外の者が入ったときはたたき合いになるとして，アウトサイダーとの関係に関する供述等も異なっている。

このように，両者の供述等の間には，受注予定者を決める基本，受注対象物件の区分，アウトサイダーとの関係についてなどの相違がみられるが，これは，原田が５社の会合の出席者として自ら体験した事実に基づいて供述しているのに対し，山田供述及びメモは山田自身が体験した受注調整にかかる事実を供述等したものではなく，植村等からの再伝聞であり，これを話したとされる植村等もまた５社の会合の出席者ではないことからすれば，その正確性には自ずから限界があるのであって，両者の供述等が整合しないことをもって異とするに足りない。いずれにせよ，両者とも，５社間でストーカ炉について，会合等で，５社が平等になるように受注予定者を決定していたとの事実について供述等しているところ，そのような供述等の信用性は，これを裏付けるに足りる各社の社内資料の証拠の有無等を検討してされるのであり（なお，これらの供述等と整合しない事実を示す社内資料等の証拠が存在すれば供述に沿う事実が認定されないのは当然のことである。），この両者間に上記のような相違があるとしても，そのこと自体でおよそこれらの供述等が信用性がないとか，証拠価値がないということはできない。また，審査官の主張する事実関係で，これらの供述等と整合しないものがある（例えば，受注予定者を決める基本など）が，これをもって，審査官がこれらの供述等の証拠価値を否定したものと評価することもできない。

ウ(ｱ)　三菱重工業の大森光生は，平成８年３月，同社中国支社機械一課に配属となり，同年４月から同課課長となり，官公庁向けのゴミ焼却施設等の営業を担当しているが，平成８年３月，前任者の中原孝道から，同社中国支社機械一課の業務内容の引継ぎを受けた際，聞き取った内容をメモにした。このメモ（査第４０号証）によれば，官庁業務のうちごみ処理については，５社が，全連及び准連のストーカ炉について受注機会均等を図るために仲良く話合いをするというものであった。そして，大森は，５社は，受注機会均等を図るために受注予定者を決めて，受注予定者が受注できるようにしており，実際の入札での受注予定者を決める話合いは各社の本社レベルで行われていると認識している旨供述している。（査第４２号証，第４３号証，第４９号証，第１０２号証）

(ｲ)　これに対し，日立造船ほか２名は，大森の供述は伝聞による推測にすぎず，信用できない旨主張するが，大森が前任者の中原から聞き取り，メモを作成したという事実自体を否定することはできず，また，受注予定者を

決める話合いが各社の本社レベルで行われているとの大森の認識の根拠は明らかではないものの，大森が官公庁向けのゴミ焼却施設等の営業担当者であることからすれば，単なる事実の裏付けのない推測を述べたものとまではいうことができない。

エ　三菱重工の光永一成は，平成元年４月，同社中国支社化学環境装置課（後に，機械一課と名称が変更された。）に配属となり，官公庁向けのゴミ焼却施設等の営業を担当しているが，同課に配属となった際，前任者の宮本から，「業界（機種別）の概況について」という文書（査第３７号証）を引き継いだ。当該文書には，ごみ焼却炉について，全連のストーカ炉の５社には受注調整のための協定があり，それにより，受注機会を均等化（山積み）しており，極力５社のメンバーセットが必要である（他社介入のときは条件交渉を伴う）旨が記載されていた。光永は，自分が，営業担当になってからも，本社レベルで受注調整行為が行われていると認識している旨供述している。（査第４７号証，第１０８号証）

オ　タクマの小林利三郎は，平成１０年６月から，環境プラント本部本部長を務め，ごみ焼却炉の営業の責任者であるが，同社環境プラント本部営業部長から，自社の営業方針は，１番目にコストであり，２番目に当社の焼却炉の技術が発注者に認められる，３番目に発注者に認められたことをメーカー各社に認知されれば協力を得られるチャンスがあると聞いており，３番目の営業方針は，自社が他社との間で話合いを行い，他社の協力を得て受注するということであり，一方，他社が発注者から認められているような物件でどうしても受注したい物件については自社が協力することになる旨供述している。（査第４５号証）

(2)　５社が，会合等で，地方公共団体が建設を計画しているストーカ炉の建設工事の情報を交換し，ストーカ炉の建設工事の情報を共通化しようとしていたことを，各社の社内資料等から認めることができる。

ア　平成９年９月１１日ころの大型工事，中型工事及び小型工事の確定

日本鋼管の環境第二営業部のスタッフである丹野が所持していた平成９年９月１日付けのストーカ炉の手書きのリスト（査第６０号証。丹野が所持していた点につき，査第１４０号証）の上部に「９／１１　大・中・小　対象物件確定，全連小型（２００Ｔ未満）９／２９　２～３件，大型１０／１６　１件，中型１０／２９　２件？」との日程のメモと見られる記載があり，丹野が

所持していた同月１日付けのリストと同様の形式による平成９年９月１１日付けのストーカ炉の手書きのリスト（査第６２号証，第６３号証。査第６２号証を丹野が所持していた点及び査第６３号証を日本鋼管の営業担当者が所持していた点につき，査第１４０号証）の各表紙に「全連２００Ｔ未満３件９／２９（月），〃２００Ｔ以上～４００Ｔ未満２件１０／２９（水），〃４００Ｔ以上１件１０／１６（木）」との記載があること，日本鋼管の上記査第６２号証及び第６３号証の各リストに記載されたストーカ炉の工事と，後記(3) イ(ｱ)のとおり川崎重工業の平成９年９月ころのリスト（査第１５５号証）に記載されたストーカ炉の工事とを対比すると，査第６２号証及び第６３号証では中型工事として記載された「豊田加茂」工事が「大型か？」と付記され，改めて大型工事として「（追加）」して記載されるなどして，各リストの大型工事として記載された２２工事がすべて一致していること，中型工事については査第１５５号証に記載された「東京東村山」工事が査第６２号証には記載されていないが，査第６２号証では「（追加）」と付記されて「天理」工事及び「城南（組）」工事が記載されるなどして，その余の２９工事は一致していること，小型工事については，双方のリストの作成方法が異なっており，査第１５５号証では，「全連６０－２００Ｔ未満」及び「全連６０Ｔ未満」の２つに分けてリストが作成されており，一方，査第６２号証及び第６３号証では「全連２００Ｔ未満」の１つのリストが作成された上で，「６０Ｔ以下の物件は超小型の為，別枠とする。別枠物件が空家の場合，広域化で吸収合併される場合はタダどりできる。６０Ｔ以下を仮付しても可。６０Ｔ以下２２件　従って２００Ｔ未満～６０Ｔ超〈７５件〉」と付記され，処理トン数が６０トン以下の工事については，括弧が付記されて区別されている。そこで，この６０トンを超え２００トン未満の工事７５件についてみると，査第６２号証には，「（追加）」と付記された「（静岡）修善寺」工事，「（京都）京田辺」工事及び「（和歌山）海南海草」工事を含む７５件がすべて査第１５５号証には記載されているが，査第１５５号証には査第６２号証及び第６３号証には記載されていない「千葉八千代市」工事及び「山形西村山」工事が記載されていること，６０トン以下の２２工事については，査第６２号証及び第６３号証にある「和・打田粉河」工事が査第１５５号証には記載されておらず，査第１５５号証に記載された「和歌・那珂郡広域」工事が査第６２号証に記載されていないという違いがあるが，その余の２１

工事は一致していることからすると，５社は，平成９年９月１１日ころ，会合を開いて，大型工事，中型工事及び小型工事（２００トン未満で６０トンを超える工事及び６０トン以下の工事）についてリストアップを行い，各工事の情報を交換した上で，受注希望表明の対象となる工事を確定したものと推認することができる。

これに対し，日本鋼管は，平成９年９月１１日，５社の会合の出席者とされる日本鋼管の林が東北地方に出張しており，５社の会合が開かれたはずがない旨主張する。確かに，証拠（審Ｂ第１号証）によれば，日本鋼管の林は，平成９年９月９日から同月１１日までの間，東北地方に出張していたことが認められる。このことからすれば，林が出張していた間に，５社の会合が行われたとは認められないが，このことは，５社が，平成９年９月１１日ころ，会合を開いたとの上記認定事実とは，必ずしも抵触するものではなく，このことをもって，上記認定事実を左右するに足りない。

イ　平成１０年１月２０日ころの中型工事のリストアップ

日本鋼管の環境第一営業部のスタッフである広沢が所持していた平成９年１２月１７日付けのストーカ炉のリスト（査第５８号証）のうち「全連２００Ｔ以上４００Ｔ未満」の欄に「１／２０対象物件見直し４００Ｔ以下，＋α１件残，１／３０張付け」と「〈社内〉１／２６（火）１４：００～，１／１６（金）１４：００～」と記載されていることからすると，「１／２０対象物件見直し４００Ｔ以下」の記載は，社内の予定とは別の予定を記載したものと推認できるところ，日本鋼管の当該リスト（査第５８号証）及び日本鋼管の同日付けのリスト（査第５９号証）と日立造船の環境事業本部の平成１０年１月２７日にファクシミリ送信されたストーカ炉のリスト（査第５５号証）に記載された工事のうち４００トン未満の工事物件は，物件名及び処理トン数がほぼ一致することなど（査第５５号証の「中型」欄に記載された４００トン未満２００トン以上の工事３４件のうち，これに記載された「宗像古賀（組）」工事が査第５９号証に記載されておらず，査第５９号証に記載された「川口」工事が査第５５号証では抹消されているが，この４件を除き，その余の工事は一致する。査第５５号証と査第５８号証との対比では，上記２件に加え，査第５５号証に記載された「小田原」工事が査第５８号証には記載されておらず，査第５８号証に記載された「金沢市」工事が査第５５号証では抹消されているという４件を除き一致する。また，査第５５号証に記載さ

れた工事名は，印刷文字による工事名のうち７工事を手書きで抹消し，４工事を手書きで記入して修正したものであるところ，この修正により，査第５５号証と査第５８号証及び査第５９号証との間のそごが少なくなっている。また，「与野市」工事，「流山市」工事は，査第５５号証及び査第５８号証のいずれも記載された工事名が抹消されている。なお，査第５５号証の「中型」工事の表に記載された工事のうち「沼津」工事及び「愛知豊田加茂（組）」工事については，査第５８号証及び第５９号証では「全連４００トン以上」の表中に中型の可能性がある旨を付記して記載されている。）からすると，５社は，平成１０年１月２０日ころ，会合を開いて，発注が見込まれるストーカ炉工事のうち４００トン未満の物件についての情報の交換（リストアップ）をし，ストーカ炉の建設工事の情報を共通化しようとしていたものと推認することができる。

ちなみに，査第５５号証の「大型」工事の表に記載された工事と査第５８号証及び第５９号証の「全連４００トン以上」に記載された工事とを対比すると，査第５８号証では「四日市」工事が削除されており，前記のとおり査第５８号証及び第５９号証では「沼津」工事及び「豊田加茂」工事が「全連４００トン以上」の表中に中型の可能性がある旨を付記して記載されている点を除いては，ほぼ一致する。

ウ　平成１０年９月１４日のリストアップ等

(ｱ)　平成１０年９月１４日の午後１時３０分ころから２，３時間程度の間で，三菱重工業の会議室において，５社の会合が開かれ，三菱重工業の原田，日本鋼管の林，タクマの松村，日立造船の平野，日本鋼管の林及び川崎重工業の松江が出席した（査第３３号証，第１０４号証，第１３９号証，第１４３号証）。その会合の内容については，日立造船の環境事業本部大阪営業部長の所持する平成１０年手帳（査第１５０号証）の９月１４日欄に「（東）リストアップ」とあり，また，三菱重工業の環境装置第一課の立川道彦の所持していたノート（査第６８号証）には「９㊍リストアップ　$\boxed{９／１４}$　~~A~~ ~~M~~　１３：３０～，㊅調査　$\boxed{９／３０}$　１５：００～，１０㊍対象案件確定，張付け数　何件？　㊅　㊌」（なお，「１５：００」の下段には「１４：００」の文字が横線で抹消されている。）とあることからすると，５社の地方公共団体が建設を計画しているストーカ炉の情報を共有するためのいわゆるリストアップのためのものであったものと推認することができる。

(ｲ)　三菱重工業の環境装置第一課の立川の所持していたノート(査第６８号証) には上記(ｱ)の記載があることに加え，日本鋼管の環境エンジニアリング本部環境第二部長植村高志の所持する平成１０年９月１６日付け「物件調査および希望物件のリストアップ」と題する社内資料（査第６１号証。植村が所持していた点につき査第１４０号証）には，「検討スケジュール」として「①　９／２８（月）対象物件調査,希望物件リストアップ→（９／３０（水））,②　１０／１２（月）同上（２回目）→（１０／１４（水）で対象物件確定,③　１１／９(月)希望物件最終案→(１１／１１(水))」と記載されており,さらに,日立造船の環境事業本部大阪営業部長の所持する平成１０年手帳（査第１５１号証）の平成１０年９月３０日（水曜日）の欄には「東←Ⓜ　大中小」とあることに加え,上記(ｱ)の事実を総合すれば,５社は,平成１０年９月３０日ころに,会合を開いて,リストアップする工事の見直しをすることを,同年１０月１４日ころに，会合を開いて，２回目のリストアップする工事の見直しをした上で，ストーカ炉の建設工事について受注希望表明をする対象となる工事を確定することをそれぞれ予定していたものと推認することができる。

エ　このほか，審査官は，次のとおり，５社がリストアップ等を行ったと主張する。

(ｱ)　平成８年７月ころのリストアップの有無

審査官は，５社は，平成８年７月ころに，各社が受注希望表明を行う対象工事のリストアップを行ったと主張する。

ａ　川崎重工業の機械・環境・エネルギー事業本部環境装置営業本部西部営業部参事溝口行雄が所持していた社内資料（査第６５号証。溝口が所持していた点につき査第１４０号証)は,地方公共団体が平成９年度以降に建設を計画するとみられるストーカ炉を「大型」（４００トン以上全連），「中型」（４００トン未満全連)及び「准連」に区分して,その「客先」,「規模」,「年度」などを表に取りまとめたものであり,平成８年ころ作成したとみられ,その注釈として,「ＮＯ欄で○印は当社リサーチではなかったもの」と記載され,表の番号欄（「ＮＯ」欄）に,相当数の工事について丸印が付され,規模が修正等されているものもある。このことからすれば，川崎重工業は，ストーカ炉の同業他社等から地方公共団体が建設を予定するストーカ炉についての情報を得たものと推認できる。

b　ところで，審査官がこのリストアップの証拠として援用する査第６５号証からは上記ａの事実が推認されるが，「当社リサーチではなかったもの」との記載からは，川崎重工業以外の同業他社等から情報を得たことが推認されるにとどまり，直ちにこれが５社の共通のリストアップの結果であるとまでは認めるに足りない。また，その作成時期についても，その書面自体には作成時期を特定するに足りる記載は見当たらないところ，査第６５号証に記載された工事のうち大型工事２０工事について，審査官が査第６５号証と近接して作成されたとする三菱重工業の査第６６号証のリストと比較すると，「名古屋市（大江）」工事，「吹田市」工事，「枚方市」工事，「高知市」工事，「那覇市」工事，「柏市」工事及び「西宮市（東）」工事が査第６６号証には記載されておらず，一方，三菱重工業のリストである査第６６号証に「大型確定」として掲げられた大型工事２３工事のうち「札幌新厚別」工事，「町田」工事，「厚木」工事，「京都北」工事，「岸和田貝塚」工事，「泉佐野田尻」工事，「宝塚」工事，「鹿児島北」工事，「北九州新門司」工事及び「東京都多摩川」工事が査第６５号証には掲げられていないなど，各リストに掲げられた工事には，無視できないほど多くの違いがあり，査第６５号証が平成８年７月ころに作成されたとか，これがリストアップによる５社の共通の認識を示すものであるとは認められない。したがって，審査官の同主張は，前記ａの認定と抵触する限度で採用できない。

なお，審査官は査第６５号証が５社の共通の認識であったことは査第６５号証のリストの記載と日本鋼管のリストである査第５７号証の記載から認められるとも主張するが，査第５７号証に記載された作成日付は平成９年７月７日であり，また，各リストに掲げられた工事名やこれに付加された記載を検討しても，上記認定を左右するに足りない。

(ｲ)　平成８年１２月ころの，中型工事，小型工事の確定の有無

審査官は，５社は，平成８年１２月ころに中型工事及び小型工事につき，リストアップを行い，各社が受注希望表明を行う対象工事を確定したと主張する。

審査官がこのリストアップの証拠として援用する三菱重工業の原田の所持していた日付記載のないリスト（査第６７号証）は，ストーカ炉の中型炉（４００トン未満２００トン以上）と小型炉（２００トン未満）をリス

トにしたものであり，これは平成８年１２月ころに作成されたものと推認される（後記（3）ア(ｱ)）が，その書面自体に，同業他社との間で工事物件に関する情報を交換したことをうかがわせる記載はなく，また，同号証のリストの記載とほぼ同一の工事を記載したと見られる他社のリストも証拠上見当たらないことからすれば，そのころ，５社の間あるいは三菱重工業とその余の４社のいずれとの間で，物件のリストアップを行ったとは認めるに足りない。したがって，審査官の上記主張は採用できない。

(ｳ) 平成８年１２月ころまでの大型工事の確定の有無

審査官は，５社は，平成８年１２月ころまでに大型工事につき，リストアップを行い,各社が受注希望表明を行う対象工事を確定したと主張する。

三菱重工業の原田の所持していた日付記載のないリスト(査第６６号証)は，ストーカ炉の大型炉（４００トン以上）をリストにし，「大型確定」と記載されたものであり，これは平成８年８月から同年１２月までのいずれかの時期に作成されたものと推認される（後記（3）ア(ｱ)及び査第１７９号証）ところ，前記ウのとおり，「確定」という言葉を，５社が，会合を開いて，リストアップをしてストーカ炉の建設工事の情報を共通化した上で，受注希望を表明する工事を確定するという意味で使用したものと推認される用語の使用例があり，査第６６号証にリストとともに「大型確定」と記載されていることからすれば，「確定」するための前提として，平成８年８月から同年１２月までのいずれかの時期に５社で大型工事をリストアップしたことがあるものと推認することができる（査第６６号証の作成者である原田は，「大型確定」のメモの意味について不自然に供述を回避しており（査第１７９号証，第１８０号証），原田の供述は，上記推認を妨げるものではない。）。

しかしながら，このリストで「確定」された大型工事が，５社の共通の認識であったか否かについては，三菱重工業のリスト（査第６６号証）とこの時期の直前かあるいは同一の時期に作成されたと審査官が主張する川崎重工業のリスト（査第６５号証）に記載された大型工事のリストとは無視できないほどの違いがあることは前記(ｱ) b のとおりである。また，三菱重工業のリスト（査第６６号証）と日本鋼管の平成９年９月１１日付のリスト（査第６２号証）の大型工事（全連４００トン以上）のリストとを対比すると，査第６６号証のリストに記載された「川口」工事（査第６

２号証では「中型」に分類されている。），「富山」工事，「堺市」工事，「広島中」工事及び「東京都多摩川」工事が記載されておらず，一方，査第６２号証の大型工事のリストにある「千葉（新谷津）」工事，「古賀」工事，「尼崎」工事及び「豊田加茂」工事が査第６６号証の大型工事のリストには記載されていない。また，査第６６号証のリストを川崎重工業の平成９年６月ころ作成されたと推認されるリスト（査第１５３号証）の大型工事（全連４００トン以上）のリストと対比すると，査第６６号証のリストに記載された「川口」工事（査第１５３号証では「中型」に分類されている。），「町田」工事，「厚木」工事，「富山」工事，「四日市」工事，「広島中」工事及び「東京都多摩川」工事が記載されていない。このように，三菱重工業のリスト（査第６６号証）に「大型確定」として記載された工事と一致ないしほぼ一致しているとみられる他社のリストは証拠上見当たらず，むしろ，前記のとおり日本鋼管のリスト（査第６２号証）及び川崎重工業のリスト（査第６５号証及び第１５３号証）における各大型工事のリストとも一致しておらず，特に三菱重工業で大型工事として「確定」されたにもかかわらず，その後の比較的近い時期に作成された他社のリストに記載されない工事及び中型工事としてリストに記載された工事がある。このことからすると，三菱重工業のリスト（査第６６号証）は，そのリストに記載された工事自体が５社の共通の認識になっていたとまでは認められないが，平成８年８月から同年１２月までのいずれかの時期に，５社での大型工事のリストアップの作業に際して作成されたものであると推認することができる。したがって，審査官の同主張は，上記認定の限度で認められる。

(ｴ)　平成１０年３月ころの中型工事，小型工事の確定の有無

審査官は，５社は，平成１０年３月１６日ころ以前に，中型工事及び小型工事についてリストアップを行い，各社が受注希望表明を行う対象工事を確定したと主張する。

この点についての判断は，後記（3）ア(ｴ) b 及び c のとおりである。

(3)　５社は，地方公共団体の発注に係るストーカ炉の受注予定者を決めるための会合を開催し，各社ごとに受注希望表明を行っていたことを，各社の社内資料等から認めることができる。

ア　５社は，受注予定者について話し合うため，以下のとおり，会合を開催するこ

ととしていた。

(ｱ) 平成８年１２月９日の会合

三菱重工業の原田が所持していた手帳（査第６７号証）には，４００トン未満のごみ処理施設を列挙したとみられるリストのわきに，「１順目は自由，２順目は自由，３順目は２００Ｔ／日未満，１２／９」，「バッティングしたら１２／１８までに結着」と記載されているところ，その手帳の「１２／９」は，手帳の前からの記載によれば平成８年１２月９日を指すものとみられること（査第１７９号証），日本鋼管の環境第二営業部の丹野が所持していた平成８年の手帳（査第７６号証）には，４００トン未満のごみ処理施設を列挙したと見られるリストの下に，「①２００Ｔ／日以上，②２００Ｔ／日未満，１２／９，２件①，②双方から，さらに１件②から合計３件」と記載されていることを総合すると，５社は，平成８年１２月９日に，中型工事（４００トン未満２００トン以上）と小型工事（２００トン未満）について，各社が中型工事及び小型工事から２件ずつ，さらに小型工事から１件の合計３件の受注を希望するという方法で受注予定者について話し合うため，会合を開催することとしていたと推認される（査第６７号証のメモの作成者である原田は，同メモの記載内容について不自然に供述を回避しており（査第１７９号証，第１８０号証），原田の供述は，上記推認を左右するものではない。）。（査第４６号証，第６７号証，第７６号証）

(ｲ) 平成９年９月２９日及び同年１０月１６日の会合

日本鋼管の平成９年９月１日付けのリスト（査第６０号証）の上部に「９／１１　大・中・小　対象物件確定，全連小型（２００Ｔ未満）９／２９　２～３件，大型１０／１６　１件，中型１０／２９　２件？」との記載が，同月１１日付けのリスト（査第６２号証，第６３号証）の各表紙に「全連２００Ｔ未満３件９／２９（月），〃２００Ｔ以上～４００Ｔ未満２件１０／２９（水），〃４００Ｔ以上１件１０／１６（木）」との記載がそれぞれあり，このことなどから，５社は，平成９年９月１１日ころ，会合を開いて，大型工事，中型工事及び小型工事についてリストアップを行い，各工事の情報を交換した上で，受注希望表明の対象となる工事を確定したものと推認することができることは前記(2)アのとおりであるところ，各リストに記載されたこれらの日程のメモによれば，さらに，５社は，平成９年９月２９日に小型工事について，同年１０月１６日に大型工事について，同月２９日に中型工事に

ついて，それぞれ受注予定者について話し合うため，会合を開催することとしていたものと推認することができる。（査第４６号証，第６０号証，第６２号証，第６３号証）

(ｳ) 平成１０年１月３０日の会合

日本鋼管環境第一営業部のスタッフである広沢が所持していた平成９年１２月１７日付けごみ処理施設のリスト（査第５８号証）のうち「全連２００Ｔ以上４００Ｔ未満」のリストの欄には「１／３０張付け」と記載されていること，日立造船環境事業本部東京営業部が大阪営業部に平成１０年１月２７日にファクシミリ送信したごみ処理施設のリストの送信文（査第５５号証）には「中型の対象物件送付します。１／３０ハリツケする予定です」と記載されていること，前記(2) イのとおり，５社は，平成１０年１月２０日ころ，会合を開いて，発注が見込まれるストーカ炉の建設工事のうち４００トン未満の物件についての情報の交換をしたものと推認することができることを総合すると，日本鋼管及び日立造船を含むストーカ炉のプラントメーカー数社は，平成１０年１月３０日に，中型工事について，受注予定者について話し合うため，会合を開催することとしていたものと推認される。（査第４６号証，第５５号証，第５８号証，第５９号証）

(ｴ) 平成１０年３月２６日の会合

a　日本鋼管環境第一営業部長加藤幸男が所持する平成１０年版の手帳（査第７３号証）の３月２６日欄に「㊐＜中小型物件はりつけ＞」との記載がされていること，三菱重工業中国支社機械一課長の大森が，平成１０年３月２６日にされた原田からの連絡内容を記載したメモ（査第９６号証）に，「原田Ｋ：３／２６日㊙会合で中国５県の話は出なかった」と記載されていること，大森は，このメモにある「㊙会合」とは，東京での業界の受注調整のための会合であると認識していた旨供述しているところ（査第１０２号証），大森は，前記（1）ウ(ｱ)のとおり，５社は受注予定者を決めて受注予定者が受注できるようにしている旨供述していることを総合すると，５社は，平成１０年３月２６日に，中型工事と小型工事について，受注予定者について話し合うため，会合を開催することとしていたものと推認される。（査第４６号証，第７３号証，第９６号証，第１０２号証，第１０３号証，第１４５号証）

b　この会合に向けて，日立造船では，平成１０年３月１６日に中型・小型物

件についての社内打合せ,同月２３日に同物件についての最終打合せが行われ,これにより,同月２４日付けでごみ処理施設のリスト(査第５６号証)が作成されたものと推認される。(査第５６号証,第７３号証)

c　ところで,審査官は,平成１０年3月２６日の５社の会合に先立って,同月１６日ころ以前に,５社は,中型工事及び小型工事についてリストアップを行ったと主張する。しかしながら,日立造船の同月２４日付けリスト(査第５６号証)は,印刷文字に手書きで修正された同年1月２０日付けリスト(査第５５号証)を,印刷文字で改めて作成し直したものであり,査第５５号証は,平成１０年1月２０日ころに行われた４００トン未満の物件についての５社の情報交換の結果を踏まえて作成されたものであると推認されるが(前記(2)イ),それ以降,同年3月２６日までの間に日立造船が他のプラントメーカーとの間で改めて情報交換をしたことを日立造船の同年3月２４日付けリスト(査第５６号証)からうかがうことはできない。また,証拠上,同年3月ころのリストアップにより作成されたことをうかがわせる他社のリストも見当たらない。さらに,審査官が援用する日本鋼管環境第一営業部長加藤の手帳(査第７３号証)を見ても,3月１６日の欄には「〈中小社内打合わせ〉」と記載されており,前記bのとおり日立造船における平成１０年3月１６日の中型・小型物件についての社内打合せの予定が認定できるにとどまり,この記載をもって,他社との打合せを示すものであるということはできない。したがって,審査官の上記主張は前記認定の社内打合せの限度で認められるにとどまる。

(オ)　上記(ア)の平成８年１２月９日,上記(イ)の平成９年9月２９日及び同年１０月１６日,上記(ウ)の平成１０年1月３０日,上記(エ)aの同年3月２６日の５社が開催を予定していたものと推認される各会合について,これらが実際に開催されたか否か検討するに,このうち,上記(イ)の平成９年9月２９日及び同年１０月１６日に開催が予定された会合については,これに先立って,５社でリストアップが行われ(前記(2)ア),平成９年9月２９日ころ受注希望表明がされたことが推認されること(後記イ(ア)),また,上記(ウ)の平成１０年1月３０日に開催が予定された会合については,これに先立って,５社でリストアップが行われていると推認されること(前記(2)イ),さらに,上記(エ)aの同年3月２６日に開催が予定された会合については,そのころ受注希望表明がされたことが推認されること(後記イ

(ｲ)）を総合すると，上記平成８年１２月９日，平成９年９月２９日，同年１０月１６日，平成１０年１月３０日，同年３月２６日に５社が開催を予定していたものと推認される各会合は，いずれもそのころ実際に開催されたものと推認することができる。

(ｶ) 平成１０年１１月ころの会合の開催予定

日本鋼管環境第二営業部長植村が所持し，平成１０年９月１６日付けの「物件調査および希望物件のリストアップ」と題し，大型，中型及び小型に分けてごみ処理施設のリストを記載した社内資料（査第６１号証。植村が所持していた点につき，査第１４０号証）の表紙に手書きで「検討スケジュール」として「①９／２８（月）対象物件調査希望物件リストアップ→（９／３０（水）），②１０／１２（月）同上（２回目）→１０／１４（水）で対象物件確定，③１１／９（月）希望物件最終案→１１／１１（水）」と記載されていることから，日本鋼管として，平成１１年１１月ころ，受注希望物件を確定するための会議への準備作業を行うこととしていたものと推認され，また，前記（2）ウ(ｲ)のとおり，５社は，平成１０年９月３０日に，リストアップする工事の見直しをすることを，同年１０月１４日に再度のリストアップする工事の見直しをすることを予定していたものと推認されることを総合すれば，５社は，平成１０年１１月ころに，受注予定者について話し合うため，会合を開催する予定があったものと推認することができる。（査第４６号証，第６１号証，第７４号証，第１４０号証）

イ　５社は，発注が予定されている工事について，以下のとおり，各社ごとに受注希望表明を行っていた。

(ｱ) 平成９年９月２９日ころの受注希望表明

前記ア(ｲ)の事実に加え，川崎重工業の社内資料である平成９年９月ころのごみ処理施設の計画を大型物件，中型物件及び小型物件に分けて記載したとみられるリスト（査第１５５号証）のうちの小型物件リストの右端欄に手書きで，「江南丹羽」工事につき「Ｍ１」，「横手平鹿」工事につき「Ｍ２」，「江別市」工事につき「Ｍ３」，「高萩市」工事につき「Ｎ１」，「北上地区」工事につき「Ｎ２」，「坂町熊野町」工事につき「Ｎ３」，「福島市」工事につき「Ｋ１」，「八千代市」工事につき「Ｋ１」，「久喜宮代」工事につき「Ｋ３」，「西村山」工事につき「Ｈ１」，「上牧河合」工事につき「Ｈ２」，「国立」工事につき「Ｈ３」，「常陸太田」工事につき「Ｔ１」，「松阪市」工事

につき「Ｔ２」とそれぞれ記載されているところ,「M」は三菱重工業を,「N」は日本鋼管を,「K」は川崎重工業を,「H」は日立造船を,「T」はタクマを表すとみられること, 当該リスト（査第１５５号証）に記載されたごみ処理施設は, 前記（2）アのとおり日本鋼管の平成９年９月１１日付けのリスト（査第６２号証）に記載された工事とほぼ同様のものである（なお, 査第６２号証のリストと査第６３号証のリストとは同一である。）ところ, 日本鋼管の平成９年１２月１７日付けのリスト（査第５８号証）及び日立造船の平成１０年１月２７日付けのリスト（査第５５号証）には, いずれも上記の１４工事の記載がない（あるいは工事名が抹消されている）ことを総合すると, ５社は, 平成９年９月２９日ころ, 小型工事について, 三菱重工業は「江南丹羽」工事,「横手平鹿」工事及び「江別市」工事, 日本鋼管は「高萩市」工事,「北上地区」工事及び「坂町熊野町」工事, 川崎重工業は「福島市」工事,「八千代市」工事及び「久喜宮代」工事, 日立造船は「西村山」工事,「上牧河合」工事及び「国立」工事, タクマは「常陸太田」工事及び「松阪市」工事につき, それぞれ受注希望表明を行い, 受注予定者に決定されたものと推認される（ところで, 川崎重工業の平成９年９月ころのリスト（査第１５５号証）に記載され, 日本鋼管の平成９年１２月１２月１７日付けのリスト（査第５８号証）及び日立造船の平成１０年１月２７日付けのリスト（査第５５号証）に記載されていない（あるいは削除されている）工事は上記にとどまらず,「札幌（新厚別）」工事,「与野市」工事,「流山市」工事,「東村山市」工事,「富士市」工事,「岸和田市貝」工事,「泉佐野市田」工事及び「泉北環境整」工事があり, 査第５５号証のみ削除あるいは記載がないものは「川口市」工事,「金沢市」工事及び「那賀郡広域」工事があり, 査第５８号証のみ削除あるいは記載がないものには「飯能市」工事,「逗子市」工事,「小田原市」工事,「四日市市」工事及び「岩出町」工事がある。この点についての判断は, 後記(5)ア(ｷ) j のとおりである。）。（査第２９号証, 第１５５号証）

これに対し, 日立造船ほか２名及び三菱重工業は,「西村山」工事及び「八千代」工事は, 審査官がこの各工事を受注希望表明の対象として「確定」した結果が記載されていると主張する日本鋼管の平成９年９月１１日付けリスト（査第６２号証, 第６３号証）には記載されていないことなどからすると, 事前にリストアップされず確定もされていなかった「西村山」工事及

び「八千代」工事が，日立造船と川崎重工業から受注希望の場で突然希望表明されたことになり，審査官のリストアップに関する主張事実と矛盾すると主張する。

確かに，５社が，平成９年９月１１日ころ，ストーカ炉の建設工事のリストアップを行い，受注希望表明の対象となる工事を確定したことを推認させる日本鋼管の平成９年９月１１日付けリスト（査第６２号証，第６３号証）と川崎重工業の平成９年９月ころのリスト（査第１５５号証）を対比すると，日本鋼管の平成９年９月１１日付けリスト（査第６２号証，第６３号証）には「千葉八千代市」工事及び「山形西村山」工事が記載されていないという違いがあることは前記（2）アのとおりであり，また，川崎重工業の平成９年９月ころのリスト（査第１５５号証）でも，前記２工事は，印刷文字で記載されたリストに手書きで書き加えられている。しかしながら，５社は，会合を開いて，リストアップを行い，ストーカ炉の建設工事の情報を交換して，ストーカ炉の建設工事の情報を共通化しようとし，その上で，受注希望表明の対象となる工事を確定したことは前記(2)アのとおりである。日本鋼管の平成９年９月１１日付けリスト（査第６２号証，第６３号証）に「千葉八千代市」工事及び「山形西村山」工事が記載されていない経緯は必ずしも明らかではないが，そもそも「確定」とは，５社において，ストーカ炉の建設工事の情報を共通化するためのリストアップの結果に基づいて，受注希望表明の対象工事を共通の認識とするためのものではあるが，５社において，あらかじめリストアップされ，「確定」された工事についてのみ受注希望表明ができるというような拘束力を有するものとまで認識されていたのか否か明らかではない。また，査１５５号証では，上記２工事が手書きで記載されている点についても，印刷文字でリストが作成された後に書き加えられたことは推認されるものの，これが，受注希望表明の場で工事名が記載されたものか否かも明らかではない。

したがって，上記各リストに，受注希望表明の対象とされた工事の一部が記載されていないことをもって，５社が，平成９年９月２９日ころに「江南丹羽」工事ほか１３工事について受注予定者を決定したとの上記認定を左右するに足りず，同被審人らの同主張は採用できない。

(ｲ) 平成１０年３月２６日ころの受注希望表明

前記ア(ｴ)の事実に加え，三菱重工業環境装置第一課の立川道彦が所持して

いたメモ帳（査第７７号証, 第７８号証）に５社の略称と工事名が,「N」として「西海岸」工事及び「磐南（組）」工事,「H」として「西海岸」工事及び「恵庭」工事,「T」として「沼津」工事,「M」として「県央」工事及び「豊田加茂」工事と記載されていること, 日立造船の社内で作成された平成１０年３月２４日付けのリスト（査第５６号証）には, 工事名に手書きで, それぞれ,「北海道恵庭市」に「ＨＺ」,「静岡盤南（組）」に「N」,「愛知沼津市」に「T」,「岡山倉敷児島（組）」に「M」,「長崎県央広域」に「M」と５社の略称が記載されており, これらの記載内容は, 上記メモ帳の記載内容とほぼ一致すること，その後に作成されたと推認される日立造船の平成１０年９月１４日付けのリスト（査第５４号証）及び日本鋼管の同月１６日付けのリスト（査第６１号証）には，三菱重工業の立川のメモ帳（査第７７号証, 第７８号証）又は日立造船の同年３月２４日付けのリスト（査第５６号証）に５社の略称が記載された「北海道恵庭市」工事,「青森西海岸」工事,「愛知沼津市」工事,「静岡盤南（組）」工事,「愛知豊田加茂（組）」工事及び「長崎県央広域」工事が記載されていない（あるいは削除されている）が,「岡山倉敷児島（組）」工事は記載されていること（ところで，日立造船の平成１０年３月２４日付けのリスト（査第５６号証）に記載され，日立造船の平成１０年９月１４日付けのリスト（査第５４号証）及び日本鋼管の同月１６日付けのリスト（査第６１号証）に記載されていない（あるいは削除されている）工事は，上記の工事にとどまらず,「岩手滝沢」工事,「宮城富谷町」工事及び「宮城石巻市」工事（両工事は査第５４号証からのみ削除されている。）,「秋田大曲市」工事,「茨城鹿島市」工事,「都下小平・村山（組）」工事,「長野南佐久」工事,「三重津市」工事,「新潟巻町」工事（同工事は査第５４号証からのみ削除されている。）,「新潟五泉」工事,「兵庫尼崎市」工事並びに「福岡古賀町外」工事（同工事は査第５４号証からのみ削除されている。）がある。なお，日立造船の平成１０年９月１４日付けのリスト（査第５４号証）と日本鋼管の同月１６日付けのリスト（査第６１号証）との間には，上記の違いのほか，査第５４号証にのみ「和歌山中部広域」工事,「高知西」工事が，査第６１号証にのみ「知多市」工事,「那賀郡（組）」工事,「中城・北中城」工事がそれぞれ記載されているという違いがあるが，その余の工事は一致している。各リストに記載された工事の証拠評価については後記（5）ア(ｶ)のとおりであり，また，後のリストにお

いて５社の略称が付された工事以外の工事で削除されたものがある点についての判断は，後記(5)ア(ｷ) ｊのとおりである。）を総合すると，平成１０年３月２６日ころに開催した会合において，小型工事及び中型工事について，日本鋼管は「西海岸」工事及び「磐南」工事，日立造船は「西海岸」工事及び「恵庭」工事，タクマは「沼津」工事，三菱重工業は「県央」工事及び「豊田加茂」工事について，それぞれ受注希望表明を行い，受注予定者に決定されたものと推認される（「西海岸」工事については，日立造船が受注予定者に決定されたものと推認される（後記（6）ア(ｳ)）。）。（査第４６号証，第５４号証，第５６号証，第７３号証，第７７号証，第７８号証）

これに対し，三菱重工業は，立川は，平成１０年４月に環境装置一課に異動してきた者であるから，同人のメモ（査第７７号証，第７８号証）で，同年３月２６日の事実を立証することはできない旨主張する。確かに，立川は，受注希望表明がされた平成１０年３月２６日の会合の出席者でないことからすれば，同人のメモが，同人が直接体験した事実に基づいて記載されたものか否かは不明であり，出席者（三菱重工業の原田）からの報告内容等を取りまとめたものと推測される。そうすると，立川は，同年４月ころ，これらのメモを伝聞等により記載したものと推測されるのであり，このメモの記載が上記会合の結果とは関係のないものであるということはできない。

また，三菱重工業は，「恵庭」工事及び「県央」工事は，査第５６号証では，「小型」工事として確定していたことになるが，査第７７号証では「中型」工事として受注希望表明が行われたことになり，つじつまが合わない旨主張する。しかしながら，「恵庭」工事及び「県央」工事は，査第５６号証では，リストの印刷文字で「小型」工事とされているものの，査第７７号証の記載は，手書きのメモであり，これらの工事が「中型」工事とされたのか「小型」工事とされたのか明らかではなく，同被審人の主張は理由がない。

ウ　５社の会合の出席者は，三菱重工業の原田，日立造船の平野，日本鋼管の林，タクマの松村，川崎重工業の松江（平成８年４月までは田中）であった。（査第３３号証，第４６号証，第１０４号証，第１３９号証）

これに対し，被審人らは，これらの５社の会合の出席者は，受注すべき物件の選定や入札価格の決定権限などは与えられておらず，これらの者が受注予定者を決定することはあり得ない旨主張する。

証拠（査第１６号証，第２０号証，第２３号証，第２８号証，第３３号証，

第１０５号証，審Ａ第８号証，参考人小倉真，参考人磯部映美，参考人松村史郎，参考人遠藤昭生）によれば，三菱重工業の原田は，平成６年４月，三菱重工業本社環境装置一課主務（課長待遇）に，平成８年４月，同課課長に就任した者であるところ，三菱重工業では，ごみ焼却炉工事の入札については，各支社が担当する案件については当該支社の担当課長と見積金額の算定を担当する横浜製作所の環境装置営業一課長等ですり合わせをした後，本社環境装置一課長名で起案をし，１億円未満で黒字の案件は課長が，１億円以上３０億円未満の案件は環境装置部長が，３０億円以上の案件は事業本部長がそれぞれ決裁権限を有していたこと，日本鋼管の林は，平成６年ころ，日本鋼管環境プラント営業部チーム主査に，平成１０年１月，環境第一営業部第一営業室長に就任した者であるところ，日本鋼管では，技術部で製造原価を算定し，営業部で営業経費等を加算して見積書を作成し，入札金額２０億円未満がライン部長，２０億円以上１００億円未満が本部長，１００億円以上が事業部長がそれぞれ決裁権限を有していたこと，タクマの松村は，平成６年３月，営業統轄本部東日本環境本部環境プラント第一部第二課専門課長に，平成７年８月，同部第二課長に，平成１０年５月，環境プラント統轄本部東京環境プラント第一部第二課長にそれぞれ就任した者であるところ，タクマでは，課長が入札金額の決裁をできるのは３０００万円までの案件であり，それ以上のものは本部長の決裁が必要であったこと，日立造船の平野は平成２年６月，環境事業本部営業本部東京営業部に配属され，平成１０年４月，同営業部長に就任した者であるところ，日立造船では，社内の見積部門が見積額を算定し，社内規定に基づいて入札価格の決裁が行われるが，営業管掌役員が最終的な権限を有すること，川崎重工業の松江は，平成８年４月，東京本社機械・エネルギープラント事業本部環境装置営業統括部環境装置第一営業部主査（課長待遇）に，平成９年６月，機械・環境・エネルギー事業本部環境装置営業本部環境装置第一営業部長に，平成１０年１月，同営業本部営業開発第二部長にそれぞれ就任した者であり，平成８年４月当時の上司が田中であったことが認められる。この認定事実によれば，５社の会合の出席者は，いずれも本社の環境装置の営業を担当する部門の課長ないし部長待遇の者であり，ストーカ炉の建設工事の入札にかかる物件や入札金額の決裁権限を有していたとは認められないが，同建設工事の選定の過程や入札価格の決定の過程に関与し得る立場にあり，このような立場において，受注予定者を決めるための会合において，各社の受注希望を表明し，受注希望が重

複した場合には話し合うことができたものと推認することができる。したがって，被審人らの主張は採用できない。

また，被審人らは，５社の会合は，受注調整を行うために開催されていたのではなく，環境問題等様々な問題について話し合っていたのであり，受注調整や個別の物件について話し合ったことはない旨主張する。確かに，参考人小倉真，参考人松村史郎，参考人磯部映美の供述によれば，ごみ焼却炉の業界では，業界団体の会合や，懇談会等があり，業界団体での議題等のほか，ダイオキシン等の環境問題，広告の問題，新型炉についての情報交換等を行っていたもので，５社の会合でも，このようなことが話し合われたことが認められる。しかしながら，このことは，５社の会合において，個別の物件についての情報交換が行われ（査第７４号証），受注希望の表明等をするという前記(2)及び(3)ア，イの事実と相容れないものではない。そこで，同参考人らの供述中，受注調整や個別の物件について話し合ったことはないとの部分は採用できない。したがって，被審人らの主張は採用できない。

(4)　５社のストーカ炉の営業担当者に，５社あるいは７社のストーカ炉の受注に関して工事のトン数を加算した数値を算出していた者があった。

ア　三菱重工業のストーカ炉の営業担当者は，５社のストーカ炉の受注に関して工事のトン数を加算した数値を算出していた。

三菱重工業の環境装置一課主務である立川道彦が所持していたノートに記載された手書きのメモ（査第１０６号証）の１枚目には，その中央に，表が記載されており，表の左端に，５社の略称を記載したとみられる「K」（川崎重工業），「T」（タクマ），「N」（日本鋼管），「H」（日立造船），「M」（三菱重工業）と，それぞれの会社に対応した分数値（例えばKについては，１３０９９／６８３２２）が記載され，次の行には，「分母」として，各社の分母に，一律に「２２８７」を加算するとの記載がされ，次の行の「分子」の欄は空欄であるが，その次の行に記載された各社の分数値には，分母に「２２８７」が一律加算されており，分子には，それぞれ別の数が加算されて記載されている（例えばKについては，１３３８２／７０６０９）。そして，その列の左に各社の分数値が小数値に改められて示されており，その小数値の少ないものから順番に①から⑤の数値が付されている（例えば，Kの「０．１８９５２」に「①」が，Tの「０．２０７１４」に「⑤」が付されている。なお，５社の小数値を合計すると，０．９８７１２となり，ほぼ１に近似する。）。また，同表の上下

には，日付と地方公共団体による発注物件名とみられる記載（「１２／２４新城」「１／２６中央」「５／１千葉」「５／１１富山」「５／２４賀茂」「６／２米子」「６／５春日井」「７／２名古屋」「高知」）と数値が記載されており（なお,「高知」には日付けと数値の記載はされていない。），その数値は，一部の物件については，基本となる数値に０．７が乗じられ，また，減算値だけが記載されたものもあるが，冒頭の「１２／２４」の「新城」から最後の「７／２」の「名古屋」までの数値を合計すると２２８７となり，表中の加算すべき分母の数値と一致し，また，各社の分子の増加数値を合計したものと一致する（なお,「新城」の前に「秋」として「４１０」の数値が記載されているが，これには日付の記載がなく，また，その後に記載された「新城」との間は縦線で区切られていることからすると，加算前のものを記載したものとみられる。ちなみに，「秋」工事（４１０トン）とは，平成１０年度に新日本製鐵が受注した「秋田市ごみ焼却施設・更新」工事（処理能力４００トン）を意味するものと推認される（審Ａ第５号証）。）。そして，この物件名等を，平成６年度から平成１０年度までの全連及び准連ストーカ炉の実際の発注状況（査第２９号証）と対比すると,「新城」に対応する「新城広域事務組合」工事は平成９年１２月２４日に入札が行われ，三菱重工業が落札し，「中央」に対応する「東京都（中央地区清掃工場）」工事は平成１０年１月２６日に入札が行われ，日立造船が落札し,「賀茂」に対応する「賀茂広域行政組合」工事は平成１０年８月３１日に入札が行われ，日本鋼管が落札し，「米子」に対応する「米子市」工事は平成１０年６月２日に入札が行われ，日本鋼管が落札し，「名古屋」に対応する「名古屋市（五条川工場）」工事は平成１０年７月３０日に入札が行われ，三菱重工業が落札し，「高知」に対応する「高知市」工事は平成１０年８月１７日に入札が行われ，三菱重工業が落札しているが，「千葉」（「千葉市（新港工場）」工事），「富山」及び「春日井」の各工事は平成１１年度に入札が行われている（審Ａ第４号証，第５号証）。そうすると，同メモに記載された「新城」，「中央」，「米子」の各工事については,同メモに記載された日付が入札日と同一であるが,その他の「千葉」，「富山」，「賀茂」，「春日井」，「名古屋」及び「高知」の各工事について,同メモに記載された日付けは入札日よりも前の日付が記載されていることになる。 また，同メモの各工事名に記載された数値は,マイナスを付された「新城」及び「米子」を除き実際の工事の発注トン数と一致すること（査第２９号証，審Ａ第５号証。「中央」,「千

葉」及び「名古屋」は，０．７を乗ずる前の基本数値である，それぞれ６００トン，４０５トン，５６０トン）からすると，同メモは，平成１０年６月２日以降，公正取引委員会に留置された同年９月１７日以前に作成されたものであり，その作成時期において，平成９年１２月２４日に発注されていた「新城広域事務組合」工事以降，既に発注されていた工事及び発注が予定されていた工事について，５社の数値の分母にその工事の合計トン数を加算し，５社の数値の分子に各工事のトン数をあらかじめ加算したものであり（同メモにある各社の分子に加算されたトン数は，川崎重工業が「千葉」の２８３トン，タクマが「富山」の８１０トン，日立造船が「中央」の４２０トンにそれぞれ対応し，日本鋼管が「賀茂」の１５０トンと「春日井」の２８０トンの合計の４３０トンから「米子」の３０トンを減算した４００トン，三菱重工業が「名古屋」の３９２トンから「新城」の１８トンを減算した３７４トンと対応するものと推認される。），また，その数値を小数値で示して，小数値の少ないものから順に番号を付していることからすれば，その当時における各社の受注及び受注予定の全体的な状況を把握するために作成されたものと推認することができる。

また，立川道彦が所持していたノートの別の頁に記載された手書きのメモ（査第９５号証）には，「土建分離，ＪＶ，０．７」，「①　＜２００，②２００＜　＜４００，③４００＜　」と記載され，略称による５社の数値として，上記メモ（査第１０６号証の１枚目）の左端の各社の数値と同一の分数値（ただし，タクマの分子は，査第１０６号証・１枚目には「１４２６２」とあるが，査第９５号証には「１４２５２」とある。）が記載され，この分数値を小数値に改めて記載した上で，その小数値の少ないものから順番に番号を付してあることからすると，立川は，このような各社の受注及び受注予定の全体的な状況の把握をある程度継続的に行っていたことが推認でき，査第９５号証に記載された「土建分離，ＪＶ，０．７」とは，査第１０６号証・１枚目で受注基本トン数に０．７が乗じられた「中央」，「千葉」及び「名古屋」のうち，「中央」（「東京都（中央地区清掃工場）」工事）はＪＶ工事で発注され（査第２９号証），「名古屋」（「名古屋五条川工場」工事）は土建分離工事（焼却炉の製造及び据付工事部分と土木建築部分とが分離して発注される工事）で発注された（査第５３号証）ことからすると，土建分離工事及びＪＶ工事には基本トン数に０．７を乗じるという算定方法を示したものとみることができる。また，このような算定がある程度継続的にされていたことからすると，査第１０６号証・１枚

目にある工事のうち「新城」と「米子」については入札日に減算されていたことについても，これは入札日以前に既にいったん加算された数値を入札結果により修正したものであり，「新城」と「米子」の各工事は，入札日前に既に加算の対象とされていたものと推認することができる。もっとも，５社の指数は，証拠上，立川の当該ノートの記載以外には見当たらず，これをもって，５社の各社の営業担当者が同様に数値を算定していたものか否かは明らかではない。また，この指数は，各工事について，どのような時点で加算等がされることになっていたのかが明らかではなく，具体的な受注希望表明に際して，どのような方法でどの程度考慮されていたのかも明らかではない（立川の算定した５社の数値（５社の指数）では，平成９年１２月２４日に入札が行われた「新城広域事務組合」工事以降の数値が加算等されており，平成１０年６月２日以降同年９月１７日以前に作成されたものと推認され，その作成時点での各社の指数の少ないものから順番に番号が付されているが，この算定期間には，例えば，平成１０年３月２６日に受注希望表明がされ，しかも「西海岸」工事について，日本鋼管と日立造船との希望が重なったのであるが，この５社の指数の算定方法では，平成１０年３月２６日の受注希望表明の際には，各社の指数がどのような数値であり，受注希望表明にどのように反映されたのか否かをうかがうことはできない。）。

これに対し，日立造船ほか２名は，査第１０６号証・１枚目では，「新城」工事の入札から平成１０年９月１７日までの期間に入札の行われた工事のうち「八千代」工事及び「西村山」工事が記載されておらず，査第１０６号証・１枚目の記載をもって，受注予定者の決定の根拠とすることはできないと主張する。確かに，「新城」工事は平成９年１２月２４日に入札されているところ，その後，平成１０年５月２５日に，「八千代」及び「西村山」の工事が入札されている。しかしながら，もともと査第１０６号証・１枚目の工事に係る指数はどのような時点で加算等されたのか明らかではないから，加算等の前提とされている「秋」工事よりも前にこれら２工事を加算等していた可能性もないわけでもなく，また，査第１０６号証・１枚目の作成者である立川が５社が受注した物件の全てを算定対象としたのか否か自体明らかではないのであるから，いずれにせよ査第１０６号証・１枚目に「八千代」工事及び「西村山」工事が記載されていないことをもって，上記認定を左右するものではない。

また，三菱重工業は，立川は，平成１０年４月に環境装置一課に異動してき

た者であるから，それ以前の工事の指数の加算等をしたとの審査官の主張はあり得ない旨を主張する。しかしながら，上記に認定したとおり，同メモは，平成１０年６月２日以降同年９月１７日以前に作成されたものと推認できるのであり，その記載時点で，何らかの資料等により，立川が，平成１０年３月以前の状況をも把握してまとめて記載したとしても不自然であるとまでは認められない。したがって，同被審人の主張は採用できない。

イ　三菱重工業及び川崎重工業のストーカ炉の営業担当者において，７社のストーカ炉の受注に関して工事のトン数を加算した数値を算出していたものがあった。

(ｱ)　三菱重工業の環境装置一課主務である立川道彦が所持していたノートに

記載された手書きのメモ（査第１０６号証）の２枚目には，表が記載されており，表の左端に，５社の略称を記載したとみられる「K」（川崎重工業），「T」（タクマ），「N」（日本鋼管），「H」（日立造船），「M」（三菱重工業）に加え，「E」及び「Q」の記号（後記のとおり「E」は荏原製作所，「Q」はクボタの略称と推認されるので，以下，その前提で記載する。）が記載されており，７社の記号の右にそれぞれ分数値が記載されている（例えば，「K」については，１８８４／１２６１１など，査第１０６号証・１枚目に記載された分数値とはいずれも異なっている。）。さらにその右側には，それぞれ分数値が記載されており，これは上記分数値の分母にいずれも７００が加算されており，分子には，「N」に２７０，「H」に１００，「M」に３３０（合計７００）がそれぞれ加算されて記載されている。そして，その列の左に各社の分数値を小数値に改めて示しており，その小数値の少ないものから順番に①から⑦の数値が付されている（例えば，Nの「０．１２７５１」に「①」が，Tの「０．１９２１２」に「⑦」が付されている。なお，７社の小数値を合計すると，１．１１５０３となる。）。また，同表の上部には，地方公共団体による発注物件名とみられる「西村山」，「米子」及び「津島」の記載と日付及び数値が記載されているところ（５／２５「西村山」１００，６／２「米子」２７０，「津島」２７０），この物件名等を，平成６年度から平成１０年度までの全連及び准連ストーカ炉の実際の発注状況（査第２９号証）と対比すると，「西村山」は，平成１０年５月２５日に入札された西村山広域行政事務組合工場で，処理能力は１００トンで，日立造船が落札したこと，「米子」は，

同年６月２日に入札された米子市工場で，処理能力は２７０トンで，日本鋼管が落札したこと，「津島」は，同年６月１０日に入札された津島市ほか十一町村衛生組合工場で，処理能力３３０トンで，三菱重工業が落札したこと，これら３工事は，いずれも７社が指名されたこと（米子市工場は，７社に加え，ユニチカ及び住友重工業の合計９社）が認められるので，上記査第１０６号証・２枚目のメモは，立川が，これらの工事について，７社が指名された工事につき，その処理能力トン数を分母に加え，落札者の分子にのみ処理能力トン数を加算することにより，７社の入札の状況を数値化して把握していたものと推認することができる。

(ｲ)　川崎重工業の機械・環境エネルギー事業本部環境装置営業本部西部営業部参事溝口行雄の所持していた２枚の書類（査第１０７号証。溝口が所持していた点につき査第１４０号証）には，それぞれ表が記載されており，表の上部には，「Ｈ０７．１１．３０現在（Ｈ８／２調整済）」と記載され，表は，「Ｋ」（川崎重工業），「Ｍ」（三菱重工業），「Ｈ」（日立造船），「Ｎ」（日本鋼管），「Ｔ」（タクマ），「Ｅ」（荏原製作所），「Ｑ」（クボタ）の７社について，「前回Ｈ０７．０８．２７」及び「現状Ｈ０７．１１．３０」として，それぞれ「Ａ」，「Ｂ」及び「Ｂ」を「Ａ」で除して得たとみられる小数値「Ｑ」が記載されており，同表の下段の記載と併せてみると，「前回」と「現状」との間に，「１１．３０，東金，２１０，５Ｅ」という物件名等の記載があり，これは，平成７年１１月３０日入札の「東金市外三町清掃組合」工事で処理能力２１０トンのものであり，５社及び荏原製作所が指名を受けタクマが落札した同工事（査第２９号証）を指すものと推認される。そして，「前回」と「現状」の欄に記載された各社の数値をみると，１枚目と２枚目とでは，異なっているが，２枚目で手書きで記載された修正等の結果が，１枚目では，印刷文字により記載されていることから，１枚目が修正結果を踏まえた数値が記載されているものとみられるが，これによると，前回と現状との数値の変更内容は，「東金」工事の入札に参加した会社の「Ａ」欄に，「東金」工事の処理能力トン数に他の物件による修正等をした数値を加算するなどし，「Ｂ」欄には，これを落札したタクマにつき，受注した処理能力トン数である２１０を加算するなどしたものであると推認され，その結果，算出された平成７年１１月３０日時点の各社の「Ｑ」の数値の少ないものから順番に「①」から「⑦」の番号を付して比較したものと推認される（例えば，「Ｎ」の「Ｑ」の数値は「０．１

１６３０」であり，「①」の番号が，「T」の「Q」の数値は「０．２１５３７」であり，「⑦」の番号が付されている。）。そして，同表には，このほか１９件の工事名が記載され，加算等がされているが，これら１９件の工事は，いずれも５社のうちのいずれかの者並びに荏原製作所及びクボタの双方又はいずれかの者が指名され，受注した物件である（査第２９号証，審A第５号証）ところ，「東金」工事と同様に，入札参加者の「A」欄の数値に各工事の処理能力トン数を基にした数値を加え，落札者の「B」欄の数値に当該工事の処理能力トン数を基にした数値を加えて，７社の受注状況を把握しようとしたものであると推認することができる。ただし，この各社の「Q」の数値の具体的な算出方法及び算定対象工事の選別方法は，同表の記載自体からは明らかでない。特に，各会社名を記載した縦欄（７社の略称が記載されている。）と横欄（５社の略称が記載されている。）の各社の交差する欄のうち，「E」（荏原製作所）欄と「N」（日本鋼管）欄との交差する欄及び「Q」（クボタ）欄と「T」（タクマ）欄との交差する欄がそれぞれ空欄とされている（すなわち，加算等の数値の算定対象とされていない）が，その理由は不明である。

(ｳ) 査第１０７号証・１枚目の平成７年１１月３０日時点の７社の「A」欄の数値及び「B」欄の数値と，査第１０６号証・２枚目の平成１０年６月１０日に入札された「津島市ほか十一町村衛生組合」工事の落札結果による７社の分数値とを比べると，その間に行われた５社のうちのいずれかの者並びに荏原製作所及びクボタの双方又はいずれかの者が指名された物件で，かつ，７社のいずれかの者が受注した物件（査第２９号証）の入札参加者の「A」欄の数値に各工事の処理能力トン数を基にした数値を加え，落札者の「B」欄の数値に当該工事の処理能力トン数を基にした数値を加えて得られる数値（査第１０６号証・２枚目の分数値の「A」欄の数値が分母に，「B」欄の数値が分子に対応する。）との間で，審査官主張の別紙２のとおり，ある程度の連続性が認められる。ただし，同表では，平成９年６月１６日に日立造船が落札した「有明広域行政事務組合」工事及び同年１０月１３日に川崎重工業が落札した「児玉郡市広域市町村圏組合」工事が算定の対象とされていないが，その理由は，（加算等の数値の算定対象工事をどのように選別したのか不明であって（上記(ｲ)））明らかではない。また，査第１０７号証・１枚目の表で７社の数値の算定対象とされている「堺」工事は，堺市の当該工事の支出予算額２７２億３０００万円で，５社及びクボタが指名競争入札に参加し，タ

クマ，日本鋼管，川崎重工業及び三菱重工業がいずれも２５０億円台ないし２６０億円台で入札したが，日立造船が２１９億８０００万円，クボタが１８３億８０００万円で入札し，クボタが落札したものであり，５社の協力の下にクボタが落札した物件としては入札価格に不自然な点があり（審Ａ第１２号証），同様に同号証・１枚目の表で７社の数値の算定対象とされている「亀岡」工事は，５社，クボタ及びユニチカが指名されたが，入札に先立ってくじ引きにより入札参加者が日立造船，川崎重工業，日本鋼管，タクマ及びクボタの５社に決定され，この入札参加者により入札を行って日立造船が落札したものであり（審Ａ第１３号証），審査官が主張するように入札の相当以前に５社間であらかじめ受注予定者が決定されたものか否か明らかでない（なお，ほかに，「亀岡」工事につき，受注予定者が決定されていたことをうかがわせる証拠はない。）。これらのことからすると，これらの７社の数値は，７社が入札に指名されるなどして加わった工事について，７社全体の落札の状況を数値化して把握しようとしたものであることは認められるが，審査官が主張するように，この数値の算定の対象とされた工事が５社が決定した受注予定者が荏原製作所及びクボタに協力要請を行い，その結果，両社の協力を得て受注した工事は受注予定者である５社それぞれの者に，両社から協力を得る代償として両社に受注させた工事は受注させた両社のいずれかの者に数値を加算したものであるとまでは認めるに足りない。

ところで，三菱重工業は，審査官は，従前，落札率９０％をもって違反行為の対象物件とフリー物件とを区別し，７社指数の算定対象の基準としていたが不当である旨を主張する（審Ｃ第１０号証）。審査官は，最終的には，この主張を維持しておらず，いずれにせよ，７社の数値の対象物件の選別が不明であるとの前記認定判断を左右するものではない。

(5)　５社の各社に，未発注のストーカ炉を取りまとめ，これに受注予定者を記載したとみられるリストあるいはそれ以外のものでこれに受注予定者を記載したとみられるリストがある。

ア　５社の各社に，未発注のストーカ炉を取りまとめ，これに受注予定者を記載したとみられるリストがある。

(ｱ)　川崎重工業の機械・環境・エネルギー事業本部環境装置営業本部の溝口が所持していた「年度別受注予想　Ｈ０７．０９．２８」と題する印刷文字で記載された表とこれを作成するための原稿とみられる手書きの表等からなる

書面（査第８９号証。溝口が所持していた点につき査第１４０号証）は，その記載内容からみると，平成７年９月２８日ころの時点で，平成８年度から平成１１年度までの各年度及び平成１２年度以降にストーカ炉の建設工事として発注が見込まれる工事（同表の各「S」欄）を記載したものと推認できる。そして，同表上，これらの工事は各年度ごとに５社に割り振られて記載されている（「K」欄，「M」欄，「H」欄，「N」欄及び「T」欄）が，平成８年度から平成１０年度までのストーカ炉の発注状況（査第２９号証）と対比すると，平成８年度に発注された工事全１５件のうち，同表には１２件が記載されており（同表中の発注予想年度は平成８年度，平成１０年度及び平成１１年度に分布する。），このうちクボタが落札した２件（「日南地区衛生センター管理組合」工事及び「久居地区広域衛生施設組合」工事である。同表では，「日南市」が「N」，「久居」が「M」とされている。）を除く１０件について同表に記載された５社の該当者がそれぞれ落札した（同表「K」欄にある「宇城七」（「宇城八か町村清掃施設組合」工事）及び「京都市ー北」（「京都市（東北部清掃工場）」工事）を川崎重工業が，「M」欄にある「三原市」（「三原市」工事）及び「湖北広域」（「湖北広域行政事務センター」工事）を三菱重工業が，「H」欄にある「尼崎市」（「尼崎市」工事）及び「福岡市」（「福岡市（臨海工場）」工事）を日立造船が，「N」欄にある「苫小牧市」（「苫小牧市」工場），「熱海市」（「熱海市」工場）及び「竜ヶ崎」（「竜ヶ崎地方塵埃処理組合」工事）を日本鋼管が，「T」欄にある「置賜市」（「置賜広域行政事務組合」工事）をタクマが落札した。）。平成９年度に発注された工事全２１件のうち，同表には９件が記載されており（同表中の発注予想年度は平成８年度ないし平成１１年度に分布する。），このうちクボタが落札した１件（「函南町」工事であり，同表では「N」とされている。）及び日立造船が落札した１件（「東京都（中央地区清掃工場）」工事であり，同表では「T」とされている。）の２件を除く７件について同表に記載された５社の該当者がそれぞれ落札した（同表「K」欄にある「佐世保市」（「佐世保市（新東部クリーンセンター）」工事）及び「児玉郡」（「児玉郡市広域市町村圏組合」工事）を川崎重工業が，同表「M」欄にある「福知山市」（「福知山市」工場），「いわき市」（「いわき市（南部清掃センター）」工場）及び「新庄市」（「新庄広域事務組合」工事）を三菱重工業が，「T」欄にある「札幌市」（「札幌市（第５清掃工場）」工事）及び「名古屋猪子」（「名古屋市（猪

子石工場）」工事）をタクマが落札した。）。また，平成１０年度に発注された工事全７件のうち同表には１件が記載されており，この１件について同表に記載された該当者が落札した（同表「M」欄にある「名古屋市五条」（「名古屋市（五条川工場）」工事）を三菱重工業が落札した。）。

なお，同表に記載されたその余の工事名の工事については，平成１０年度までには発注されていない。

(ｲ) 川崎重工業の平成９年９月ころの大型物件，中型物件及び小型物件のリスト（査第１５５号証）には，このうち小型物件リストの左端欄に手書きで，１４工事について５社の略称が記載されているところ，当該リスト（査第１５５号証）に記載されたごみ処理施設は，日本鋼管の平成９年９月１１日付けのリスト（査第６２号証，第６３号証）との間で，「千葉八千代市」工事ほか４工事を除きほぼ一致することは前記（2）アのとおりである。

(ｳ) 日本鋼管の環境第一部のスタッフが所持していた平成９年１２月１７日付けのストーカ炉のリスト（査第５８号証）及び同日付けのリスト（査第５９号証）に記載された物件と日立造船の環境事業本部の平成１０年１月２７日にファクシミリ送信されたストーカ炉のリスト（査第５５号証）に記載された物件のうち，中型物件については，「川口」工事等数件を除きほぼ一致していることは前記（2）イのとおりである。

(ｴ) 日立造船の平成１０年３月２４日付けストーカ炉のリスト（査第５６号証）のうち，５工事について５社の略称が付されていることは前記（3）イ(ｲ)のとおりである。

(ｵ) 日本鋼管の平成１０年９月１６日付けリスト（査第６１号証）に記載された大型，中型及び小型工事は，日立造船の同月１４日付けリスト（査第５４号証）との間に，「宮城富谷町」工事ほか８工事を除きほぼ一致していることは前記（3）イ(ｲ)のとおりである。

(ｶ) 上記(ｱ)ないし(ｵ)の事実についての総括

上記(ｱ)ないし(ｵ)の事実によれば，各社のリストの間には，作成時期をほぼ同じくするリストでも，記載された工事名が全く一致するものは見当たらないが，数工事を除き，多くの工事が一致するリストが存在する（前記(ｲ)の平成９年９月ころの川崎重工業のリスト（査第１５５号証）と日本鋼管の同月１１日付けのリスト（査第６２号証，第６３号証），前記(ｳ)の日本鋼管の平成９年１２月１７日付けのリスト（査第５８号証，第５９号証）と日立造船

の平成１０年１月２７日付けのリスト（査第５５号証），前記(ｵ)の日本鋼管の平成１０年９月１６日付けのリスト（査第６１号証）と日立造船の同月１４日付けのリスト（査第５４号証）が，これに該当する。）。そして，前記(ｱ)の川崎重工業が，平成７年９月２８日ころ，平成８年度以降ストーカ炉の建設工事として発注が見込まれる工事として，各工事を５社に振り分けて記載したリスト（査第８９号証）に記載された工事は，その後の各社のリスト（日立造船のリストである査第５４号証ないし第５６号証，日本鋼管のリストである査第５８号証，第５９号証，第６１号証ないし第６３号証，川崎重工業のリストである査第６５号証，第１５３号証及び第１５５号証，三菱重工業のリストである査第６６号証及び第６７号証）には記載されていない。また，前記(ｴ)の川崎重工業が，平成９年９月当時のごみ処理施設の計画を大型物件，中型物件及び小型物件に分け，このうちの小型物件リストの右端欄に手書きで，１４工事名について５社の略称を記載したリスト（査第１５５号証）に記載された１４工事は，その後の各社のリスト（日本鋼管リストである査第５８号証，第５９号証及び第６１号証，日立造船のリストである査第５４号証ないし第５６号証）には記載されていない。さらに，前記(ｴ)の日立造船の平成１０年３月２４日付のリスト（査第５６号証）で５社の略称が付記された５工事（前記（3）イ(ｲ)）のうち「岡山倉敷児島（組）」を除く４工事，すなわち「北海道恵庭市」，「静岡盤南（組）」，「愛知沼津市」，「長崎県央広域」の４工事は，その後の各社のリスト（日立造船の査第５４号証，日本鋼管の査第６１号証）には記載されていない（なお，三菱重工業の立川のメモ帳（査第７７号証，第７８号証）にある「西海岸」工事及び「豊田賀茂」工事も同様にその後のリストには記載されていない。）。

これらの各リストの記載内容によれば，５社は，未発注のストーカ炉について情報交換（リストアップ）を行っていること（前記（2））が裏付けられる。また，５社が平成９年９月２９日ころ及び平成１０年３月２６日ころに受注希望表明を行ったものと推認される工事の内容（前記（3）イ）及び各リストで５社の略称が付された工事のうちのほとんどが，その後のリストには記載されていないことからすると，これらのリストは，未発注のストーカ炉工事で，かつ，５社で受注希望表明された工事は除かれているものと推認でき，これらのことからすると，川崎重工業の平成７年９月２８日付けリスト（査第８９号証）川崎重工業の平成９年９月ころのリスト（査第１５５号証）

日立造船の平成１０年３月２４日付けのリスト（査第５６号証）で５社の略称が付されたストーカ炉の工事は５社が受注予定者を決定したものであることが推認される(ただし,査第８９号証のリストで５社に振り分けられたストーカ炉の工事のうち,大阪市の３件の工事を除く（後記(ｷ)e）。また,査第５６号証のリストで５社の略称が付された工事のうち,「岡山倉敷児島（組）」を除く４工事につき受注予定者が決定されたと推認されることは前記のとおりである。なお，平成１０年３月２６日に受注予定者が決定されたと推認される工事は当該４工事，「西海岸」工事及び「豊田加茂」工事であることは前記(3)イ(ｲ)のとおりである。）。

(ｷ)　上記認定に関する被審人等の主張に対する判断

a　これに対し，日本鋼管は，プラントメーカーは各社で情報を収集しており，その情報源は限られるのであるから，各社の物件リストに一致した部分を含むのは当然のことであり，これをもって，５社が対象物件を共通化していたということはできない旨主張する。

確かに証拠（査第２４号証，第５０号証ないし第５３号証，審Ａ第４号証ないし第７号証，審Ｂ第１４号証，第１５号証，第１６号証の１，２，第１７号証，第２０号証，参考人近藤昭生，参考人磯部映美）によれば，ごみ焼却炉のプラントメーカーは，営業担当者が，地方公共団体の環境担当部局に対し，自社技術の説明等を行いながら，建設計画の情報を入手しており,本社担当部門が支社,支店等に計画予想物件調査を行うなどして,地方公共団体の施設計画を表に取りまとめるなどして全体像を把握するようにしていたこと，この情報入手は関連会社や依頼したコンサルタント会社を通じて行われることもあり，また，営業担当者らが個別に行う情報入手の活動では情報に限りがあることから，ごみ処理施設の運転開始日，処理方式，規模や，ごみ処理施設の新築・増設・改築計画等が取りまとめて掲載されている「廃棄物年鑑」「環境設備計画レポート」等の各種刊行物,各地方公共団体や業界の最新の動向を伝える「環境設備情報」「環境新聞」等の業界紙等から正確な情報を得るようにしていたことが認められる。そうすると，このようにしてプラントメーカー各社が把握する地方公共団体の施設の建築計画の情報は類似したものとなることは推認される。

しかしながら，前記(ｶ)で認定したとおり，これらのリストは，単に各社が同時期に作成したリストに掲載された工事が類似するにとどまらず，未

発注の工事でありながら，各リストに５社の略称が付された一定の工事については，その後のリストには掲載されないという特異な掲載方法が採られているのであり，このことからすれば，５社は，各社独自の情報収集に加え，５社の会合等で地方公共団体の未発注のストーカ炉の建設工事についての情報を交換し，ストーカ炉の建設工事についての情報を共通化して，受注希望表明の対象となる工事を確定するためのリストアップを行っていたものと推認されるのである。そうすると，各社の情報収集の結果，各社が把握する地方公共団体の施設の建築計画の情報は類似したものとなることがあるとしても，前記(ｶ)の認定判断を左右するに足りないものというべきである。

したがって，同被審人の主張は採用できない。

b　三菱重工業は，ごみ焼却炉メーカーの各担当者は，重点的に営業活動を展開しなければならない物件を記載したリスト等を作成しており，審査官主張の各リストはいずれもこれらのリストである旨主張する。

しかしながら，前記(ｶ)によれば，川崎重工業の平成７年９月２８日付けリスト（査第８９号証）川崎重工業の平成９年９月ころのリスト（査第１５５号証）日立造船の平成１０年３月２４日付けのリスト（査第５６号証）で５社の略称が付された工事は，そのほとんどがその後のリストからは削除され，記載されていないところ，これらの工事のうちにはリストに５社の略称を付して記載された後３年を経過しても発注されないものもあること（前記(ｱ)），また，営業重点物件として優先的な営業活動が実施されている物件を未発注の段階で記載から削除するのは不自然であることから，被審人の主張は採用できない。

また，各リストのうちには，「引き合い済み」など営業の進展状況の記載があるもの（査第５８号証ないし第６０号証，第６２号証）や，ストーカ炉とは燃焼方式の異なる流動床炉，ガス化溶融炉等の工事が一体として記載され，これにプラントメーカーの略称等が付されたもの（査第８９号証，第１５３号証，第１５５号証）があり，各リストには，各社の受注予想等の営業情報が合わせて記載されたものがあるものと推認される。しかしながら，これらの事実をもってしては，上記の各リスト（査第８９号証，査第１５５号証，査第５６号証）で，５社の略称が付されたストーカ炉の工事は，そのほとんどがその後のリストからは削除され，記載されていな

いことから，これらは受注予定者を決定したものとみられるとの前記判断を左右するに足りない。

したがって，同被審人の主張は採用できない。

c　日立造船ほか２名は，川崎重工業作成の査第８９号証に記載された工事のうち，「札幌市」工事ほか５工事は，審査官が主張する工事とは別の工事であり，後のリストに記載されている旨主張する。

まず，「札幌市」工事（査第８９号証では，処理能力９００トンとされ，「T」（タクマ），受注予想年度平成９年度の欄に記載されている。）は，平成９年４月２２日に入札が行われ，タクマが受注した「札幌市（第５清掃工場）」工事（処理能力９００トン）を意味するものと推認される（査第２９号証）。同被審人らは，査第８９号証の「札幌市」工事は，その後のリストに記載されている「札幌（新厚別）」工事を意味すると主張するが，同工事は，平成１０年９月１７日までに未発注の処理能力５００トンが見込まれる工事（処理能力は，川崎重工業のリストである査第１５５号証による。）であり，査第８９号証の「札幌市」工事とは別の工事であるというべきである。

次に，「千葉市」工事（査第８９号証では，処理能力５００トンとされ，「K」（川崎重工業），受注予想年度平成１０年度の欄に記載されている。）については，千葉市内には，新港清掃工場（４５０トン全連），北谷津清掃工場（４５０トン）及び北清掃工場（５７０トン）があり，川崎重工業が，平成１１年度に，新港清掃工場の更新工事（４０５トン）を受注した（審A第５号証）ことからすると，査第８９号証の「千葉市」工事は，新港清掃工場の更新工事を意味するものと推認される。このことは，査第１０６号証・１枚目の「千葉」（４０５トン）の記載とも整合する（前記(4)ア）。同被審人らは，査第８９号証の「千葉市」工事は，その後のリストに記載されている「千葉（新北谷津）」工事を意味すると主張するが理由がない。

次に，「京都市北」工事（査第８９号証では，処理能力７００トンとされ，「K」（川崎重工業），受注予想年度平成８年度の欄に記載されている。）については，京都市には，ごみ処理施設の整備計画として，「京都市東北部清掃工場・新設」工事と「京都市北部クリーンセンター・改築」工事とがあり，「京都市東北部清掃工場・新設」工事（処理能力７００ト

ン）は，川崎重工業が，平成８年１１月１８日，これを受注した（査第２９号証）。そうすると，査第８９号証の「京都市北」工事は，「京都市東北部清掃工場・新設」工事を意味するものと推認される。同被審人らは，「京都市北」工事は，査第８９号証以降に作成されたとされる各社のリストに記載されている旨主張する。確かに，「京都市北」工事は，その後に作成されたとみられる各社のリストに，処理能力４５０トンないし６００トン程度の工事として記載されているが，例えば，川崎重工業の平成９年６月ころ作成されたと推認されるリスト（査第１５３号証）では，備考欄に「検討開始Ｈ１４」と記載されているように，その後のリストにある「京都市北」工事は，「京都市北部クリーンセンター・改築」工事（平成１２年度以降に改築される予定であり，処理能力は４００トン程度が見込まれている（審Ａ第５号証）。）を意味するものと推認でき，同被審人らの主張は理由がない。

次に，「尼崎市」工事（査第８９号証では，処理能力１５０トンとされ，「Ｈ」（日立造船），受注予想年度平成８年度の欄に記載されている。）は，日立造船（ＪＶ）が，平成８年８月１９日に受注した「尼崎市」工事（１５０トン）を意味するものと推認される（査第２９号証）。同被審人らは，「尼崎市」工事は，査第８９号証以降に作成されたとされる各社のリストに記載されている旨主張する。確かに，「尼崎市」工事は，日本鋼管の平成９年９月１日付けリスト（査第６０号証）以降の各社のリストに，処理能力６００トン程度の工事として記載されているところ，尼崎市では，平成１２年度に着工の予定で「尼崎市クリーンセンター第２工場（仮称）・新設」工事（全連ストーカ炉・処理能力４８０トン）の整備計画があることからすると（審Ａ第５号証），その後のリストにある「尼崎市」工事とは，この工事を意味するものと推認される。したがって，同被審人らの主張は理由がない。

次に，「福岡市」工事（査第８９号証では，処理能力９００トンとされ，「Ｈ」（日立造船），受注予想年度平成８年度の欄に記載されている。）は，日立造船が，平成８年８月２１日に受注した「福岡市（臨海工場）」工事（９００トン）を意味するものと推認される（査第２９号証）。同被審人らは，「福岡市」工事に相当する「福岡（第５）」工事及び「福岡（アイランド）」工事が査第８９号証以降に作成されたとされる各社のリスト

に記載されている旨主張する。確かに，その後の各社のリストに「福岡（第５）」工事（９００トンないし６００トン程度）及び「福岡（アイランド）」工事（３００トンないし２００トン程度）が記載されているが，例えば，川崎重工業の平成９年６月ころ作成されたと推認されるリスト（査第１５３号証）では，「福岡（第５）」工事の備考欄に「Ｈ１２以降？」と，「福岡（アイランド）」工事の備考欄に「埋立完成Ｈ１５，完成後の計画案件」と記載されているように，日立造船が受注した「福岡市（臨海工場）」工事とは別の工事であると推認される。したがって，同被審人らの主張は採用できない。

さらに，「大阪－平野」工事（査第８９号証では，処理能力９００トンとされ，「M」（三菱重工業），受注予想年度平成９年度とされている。）は，平成１０年９月１７日時点で未発注の「大阪市・平野工場建て替え」工事であると推認されるところ，同被審人らが主張するように日本鋼管の平成９年９月１日付けリスト（査第６０号証）に「平の」として記載されていることが認められる。しかしながら，同リストは，同月に行われる５社のリストアップに向けた日本鋼管の作業中のリストであり，日本鋼管が同月に行われたリストアップに基づいて作成したと推認される同月１１日付けのリスト（査第６２号証）には「大阪－平野」工事に相当する工事は記載されておらず，査第８９号証以降に作成された各社の他のリストにも記載されていないことからすると，査第６０号証に「平の」工事が記載されたことをもって，上記認定判断を左右するに足りない。したがって，同被審人らの主張は採用できない。

d　三菱重工業は，査第８９号証に記載された工事のうち，「犬山市」工事は，審査官が主張する工事とは別の工事であり，後のリストに記載されていると主張する。

そこで検討するに，「犬山市」工事（査第８９号証では，「M」（三菱重工業），受注予想年度平成１２年度以降とされている。）については，その後の各社のリストに「江南丹波組合」又は「江南」などと記載され，川崎重工業が平成９年９月に作成したリスト（査第１５５号証）において「江南丹波環」と記載され「Ｍ１」（三菱重工業）と付記された工事がある。三菱重工業は，「犬山市」工事と「江南丹波環」工事とは同一の工事であると主張するものであるが，犬山市を事業主体とする工事には，三菱

重工業が，平成１１年度に受注した「犬山市都市美化センター・改造」工事があり（犬山市を事業主体とするごみ処理施設は当該施設のみである。），一方，江南丹波環境管理組合を事業主体とするごみ処理施設には「江南丹波環境美化センター」があり，改造，更新等の工事が検討され，犬山市との広域化も浮上するなどした経緯がある（審Ａ第５号証）。そうすると，査第８９号証に記載された「犬山市」工事とは，犬山市を事業主体とする「犬山市都市美化センター・改造」工事であり，その後のリストに記載された「江南丹波環」工事とは江南丹波環境管理組合を事業主体とするごみ処理施設にかかる工事を意味するものと推認される。したがって，同被審人の主張は採用できない。

ｅ　日立造船ほか２名及び三菱重工業は，査第８９号証等のリストに記載された工事について，さらに，査第２４号証添付資料，第５０号証，第５１号証，第１２３号証及び第１７９号証添付資料中に記載がある旨主張する。まず，川崎重工業の平成１０年８月３１日付け「全国規模別主要案件表」（査第２４号証添付資料５，６枚目）は，同社開発営業二部の同日付け「案件調査依頼について」と題する文書の一部であり，開発営業二部が同社のごみ処理施設の各営業担当部長等にあてて，全国の主要なごみ処理施設の建築工事予定物件について，機種，規模，着工年度等に変更や誤り等がないかの調査を依頼したものである（査第２４号証）。また，日本鋼管の平成１０年５月８日付けの「年度別物件一覧表」と題する書面（査第５０号証）は，日本鋼管の本社支社支店の管轄区域別に地方公共団体の年度別の工事の発注予想を取りまとめたものである。また，同様に，タクマの平成１０年８月３１日付けの「平成１１年度以降計画予想物件調査依頼の件」と題する書面（査第５１号証）は，タクマの環境プラント部本部が各支店長等にあて，「市場調査のため，平成１１年度以降計画予想物件の見直し，リストアップをお願いします。前回調査分を添付しますので，下記事項に変更のある場合，朱書訂正及び加筆の上，本紙を返送願います。」として，その時点で，把握されている工事を規模別・発注予想年度別に取りまとめたリストを添付したものである。これらのリストは，各社の本社が営業活動のために地方公共団体の発注予定の物件を支店等からの情報を取りまとめたものである（査第５３号証）。さらに，三菱重工業の「受注計画工事調査表（秘）」（査第１７９号証添付資料）は，三菱重工業が受注を見込

まれるごみ処理施設の建設計画について，関係する各課で物件の拾い出しを行って集計し，その後，各部単位，事業本部単位で集約した後，最終的には会社全体で，経営指標である受注金額，対応利益額等を集約し，配布されている資料である（査第１７９号証）。そうすると，査第２４号証添付資料，第５０号証及び第５１号証の各リストは，それぞれ全社的にごみ処理施設の建設計画等を取りまとめた資料であり，これらのリストにおいて，査第８９号証，第１５５号証及び第５６号証で５社の略称の付された工事と同一の工事が記載されていることをもって，前記(ｶ)の認定判断を左右するものではない。

次に，日本鋼管の「Ｈ１０・１１年度　重点及び準重点物件について」と題する文書（査第１２３号証）については，日本鋼管では，地方公共団体から発注が見込まれるごみ処理施設の建築計画のうち，同社として受注が見込まれ営業活動を重点的に行う物件に序列を付け，最も序列の高いものを「重点物件」，これに準ずるものを「準重点物件」として営業活動を行っており，当該文書も，この営業活動のためのリストであることが認められる（査第１２３号証，参考人磯部映美）。そうすると，同文書には，平成１０年度及び同１１年度において日本鋼管として現に営業活動を活発に行っている物件が記載されているのであり，この文書に，査第８９号証，第１５５号証及び第５６号証で５社の略称の付された工事と同一の工事が記載されていることをもって，前記(ｶ)の認定判断を左右するものではない。したがって，同被審人らの主張は採用できない。

f　日立造船ほか２名は，審査官が主張するように査第８９号証が５社で決定された受注予定者のリストであるとすると，まず，査第８９号証のリストには，将来にわたって受注調整が不可能な純粋な技術提案審査方式による発注が見込まれていた大阪市の工事が３件（「大阪－舞洲」「大阪－平野」「大阪－東淀」）も記載されており不自然であると主張する。

そこで検討するに，証拠（査第１４１号証，審Ａ第１４号証の１ないし７，第１５号証の１ないし５）によれば，大阪市では，平成７年当時から，ごみ焼却炉の発注につき技術提案審査方式が採られており，「大阪舞洲工場」工事については，日立造船は，平成６年１２月，大阪市から，見積書の提出依頼を受け，その後数回にわたり，見積書を提出するなどし，平成７年８月３１日付けで，大阪市環境事業局長から，日立造船の実施設計に基づ

いて進める旨の内定通知を受け，平成９年３月２８日，特命随意契約により，「大阪舞洲工場」工事の請負契約を締結したこと，「大阪平野工場」工事については，平成７年１２月，大阪市から，同工事の公募があり，日立造船ほか数社がこれに参加し，日立造船も見積書を提出するなどしたが，平成８年１０月２４日，大阪市環境事業局長から，日立造船の見積仕様書を採用できない旨の通知を受け，結局，日本鋼管が，平成１１年２月８日，特命随意契約により，同工事を受注したことが認められる。「大阪－東淀」工事については，平成１０年９月１７日時点で建築計画が進んでおらず，どのような発注方式が採られることになるのかは証拠上明らかでない。

以上の事実によれば，査第８９号証が作成された平成７年９月２８日時点においては，５社において，大阪市を事業主体とする「大阪舞洲工場」工事及び「大阪平野工場」工事については，技術提案審査方式が採られ，選定されたいずれかのプラントメーカーとの間の特命随意契約により発注されることになることが見込まれており（この点は，「大阪－東淀」工事についても同様の予想がされていたものと推認される。），特に「大阪舞洲工場」工事については，その時点で，既に日立造船が大阪市から内定通知を受けており（他に同工事について見積書を提出していたプラントメーカーがあったとすれば，不採用の通知を受けていたものと推認される。），大阪市が日立造船に発注する意向であることが判明していたことからすれば，査第８９号証の作成時点で，大阪市の意向を離れてこれらの３工事について５社が受注予定者を決定していたものとは認め難い（もっとも，査第８９号証のリストの作成経緯は不明であり，平成７年９月２８日に，同リストに記載された工事について５社への割り振りがされたのか，それ以前に割り振られていたものをまとめて一覧表に作成したのか明らかではなく，仮に後者であるとすれば，これら３工事は，大阪市が技術提案審査方式を採ることが判明する相当以前に，既に割り振られていた可能性も全くないわけではない。）。以上のとおり，これら３工事については，仮に受注予定者を決定したとしても，その実効性があったものとは認め難いが，このことをもって，同表中の他のストーカ炉についての５社への割り振りの記載が実効性のないものであったとか，川崎重工業の単なる社内の予想を取りまとめたものであるということができない。

したがって，同被審人の主張は採用できない。

g　日立造船ほか２名は，査第８９号証には，実際には平成９年にストーカ炉で発注された「玉名」（有明広域行政事務組合）が流動床炉で「H」（日立造船）とされているなど５社で受注予定者を決定したのであれば，あり得ない誤りがあると主張する。

確かに，査第８９号証には，「Ｈ－Ｆ」（日立造船の流動床炉）の受注予想年度平成９年度欄に「玉名」（７０トン）とあり，玉名市周辺（玉名郡を含む。）に所在するごみ焼却炉は，有明広域行政事務組合を事業主体とする３施設のみであり，査第８９号証の「玉名」は，このうち，平成９年６月１６日に日立造船が受注した「有明広域行政事務組合（東部環境センター）」工事（ストーカ炉准連７０トン）であると推認される（査第２９号証，審Ａ第５号証）。そして，査第８９号証の上で「玉名」が流動床炉とされた理由は明らかでなく，当初，流動床炉が見込まれたが後にストーカ炉に変更になった可能性もないわけではなく，いずれにせよこの「Ｆ」（流動床炉）欄に記載された工事については，「玉名」工事を含め，受注予定者を記載したものか否かは明らかではないのであるから，流動床炉欄に「玉名」が記載されていることをもって，「Ｓ」（ストーカ炉）欄の記載の意味内容が直ちに左右されるものでもない。

また，流動床炉欄には，川崎重工業を含め５社それぞれの欄に工事名が記載されているところ，日立造船ほか２名は，査第８９号証が作成された当時，流動床炉市場には参入しておらず，これと一体として作成されたストーカ炉欄の工事について受注予定者を決定したとするのは誤りであると主張する。しかしながら，流動床炉欄に記載された工事について受注予定者を決定したものか否か明らかでないことは前記のとおりであり，仮に，流動床炉欄の記載が川崎重工業の社内の受注予想を記載したものにすぎないとしても，ストーカ炉欄の記載の趣旨が直ちに左右されるものでもない。したがって，同被審人らの主張はいずれも採用できない。

h　日立造船ほか２名は，査第８９号証に審査官が違反行為であると主張する平成８年度に入札の行われた「小野市・社町・東条町」，「印西地区」及び「高梁広域」工事が記載されておらず，また，同表に記載された「日南市」及び「久居」工事については同表に記載された者と実際の落札者との関係からみると審査官の査第１０７号証・１枚目の数値に関する主張と整合しないと主張する。

しかしながら，査第８９号証のストーカ炉欄の表において，５社に振り分けられた工事について，５社の間で受注予定者が決定されたと推認されることは前記(ｸ)のとおりであり，同表に記載されていない工事については，査第８９号証の作成当時においては５社の間で受注予定者の決定がされていなかったことが推認されるのである（なお，このことは，その後，当該工事の入札時までに，受注予定者が決定される可能性を排除するものではない。）。したがって，平成８年度に入札が行われた一部の工事が査第８９号証に記載されていないことは，前記(ｸ)の認定判断を左右するに足りない。また，査第１０７号証・１枚目の数値に関する判断は前記（4）イ(ｲ)のとおりである。

したがって，同被審人らの主張は理由がない。

ｉ　日立造船ほか２名及び日本鋼管は，査第８９号証の記載と実際の発注状況（査第２９号証）とを比べると多くの相違があり受注予定者が決定されているとすれば不自然であると主張する。

確かに，査第８９号証のストーカ炉の欄に記載された工事のうち「日南市」工事，「久居」工事，「函南」工事及び「東京－中央」工事は，同表に記載された者と査第２９号証による実際の落札者とが異なる。しかしながら，「三原市」工事ほか１７工事は，査第８９号証で割り振られた者と査第２９号証による実際の受注者が一致していること，また，一致しない上記４工事のうち「日南市」，「久居」及び「函南」工事は，５社以外のクボタが受注したものであることからすれば，５社についてみれば，ほぼ査第８９号証で割り振られた者が実際に工事を受注しているということができる。

また，同被審人らは，査第８９号証に記載された工事の処理トン数や予想された受注年度に違いがあるとも主張するが，発注者がごみ処理施設整備計画において施設の規模や実施時期，更に計画そのものの続行について随時見直しを行っていること（審Ａ第５号証）からすれば，工事の処理トン数や予想された受注年度が実際の工事と一致しないことあるいは後に計画の見直しがされることをもって異とするに足りない。そうすると，査第８９号証で割り振られた者と実際の受注者とが一致しない物件があることなどをもって，査第８９号証が単なる川崎重工業の社内の予想を記載したものであるということはできない。

さらに，日本鋼管は，査第８９号証の流動床炉欄に記載された工事の実際の受注状況との不一致をも主張するが，流動床炉欄に記載された工事について受注予定者を決定したものか否か明らかでなく，流動床炉欄の記載が川崎重工業の社内の受注予想を記載したものにすぎないとしても，ストーカ炉欄の記載の趣旨を直ちに左右するものでないことは前記のとおりである。

したがって，同被審人らの主張は採用できない。

ｊ　被審人らは，審査官は，平成９年９月及び平成１０年３月に受注希望工事の表明がされた工事は，その後のリストから抹消されていると主張するが，その後のリストから抹消されている工事は，５社の略称が付された工事に限られないのであり，不自然であると主張する。

確かに，平成９年９月２９日ころの受注希望表明及び平成１０年３月２６日ころの受注希望表明が推認される工事以外の工事についても，その後のリストから抹消された工事があることは，前記(3)イ(ｱ)及び(ｲ)のとおりである。しかしながら，ストーカ炉の工事につき受注希望表明がされたと推認されるのは，単に，その後のリストで抹消されるなどして記載されていないことのみを根拠とするものではなく，リスト等で５社の略称が付された工事で，かつ，その後のリストに記載されていない工事については，受注希望表明がされたものと推認するものであることは前記(ｶ)のとおりである。したがって，被審人らの同主張は採用できない。

(ｸ)　ところで，各リストにおける工事の区分は，以下のとおりである。

川崎重工業の平成７年９月２８日付けのリスト（査第８９号証）では，ストーカ炉の工事は規模別に作成されていない。

川崎重工業が平成８年ころに作成されたと推認されるリスト（査第６５号証）ではストーカ炉を「大型」（４００トン以上全連），「中型」（４００トン未満全連)及び「准連」に区分されている（前記（2）エ(ｱ)）。

三菱重工業の原田が所持していた平成８年８月から１２月までの間に作成されたものと推認されるリスト（査第６６号証）は，「大型」工事（４００トン以上）を取りまとめたものであり（前記（2）エ(ｳ)），また，原田の同年１２月ころの別のリスト（査第６７号証）は，４００トン未満の工事を取りまとめたものであるが，これに付記されたメモによると，４００トン未満２００トン以上の工事と２００トン未満の工事を区別して扱うこととされて

いた（前記（2）エ(ｲ)）。

日本鋼管の平成９年７月７日付けのストーカ炉のリスト（査第５７号証）及び同年９月１日付のリスト（査第６０号証）は，いずれも「全連（４００トン以上）」，「全連（２００トン以上）」，「全連（２００トン未満）」に区分して表が作成されている。なお，「全連（２００トン未満）」の表は２つあり，その一つには「（准連・機バ→全連へ）」と付記されているが，その趣旨は必ずしも明らかではない。また，日本鋼管の同月１１日付けのリスト（査第６２号証及び第６３号証）は，「全連（４００トン以上）」，「全連（２００トン以上）」，「全連（２００トン未満）」に区分して表が作成された上で，「全連（２００トン未満）」について，「６０Ｔ以下の物件は超小型の為，別枠とする。」と記載され，リストの処理トン数が６０トン以下の工事については，括弧が付記されて区別されている（前記（2）ア）。

川崎重工業の平成９年９月ころのリスト（査第１５５号証）は，「全連４００Ｔ以上」，「全連２００－４００Ｔ未満」，「全連６０－２００Ｔ未満」，「全連６０Ｔ未満」（ただし，当該表中には６０トン以下の工事が掲げられている。）に区分して表が作成されている（前記（2）ア）。

日本鋼管の平成９年１２月１７日付けのリスト（査第５８号証，第５９号証）では，「全連（４００トン以上）」，「全連（２００トン以上）」，「全連（２００トン未満）」に区分して表が作成された上で，「全連（２００トン未満）」の表中の工事のうち，６０トン以下の工事については，括弧が付記されて区別されている。

日立造船の平成１０年３月２４日付けのリスト（査第５６号証）では，「大型」，「中型」，「小型」に区分され，それぞれ，４００トン以上，４００トン未満２００トン以上，２００トン未満の工事を区分して表に記載したものと認められる。

日立造船の平成１０年９月１４日付けのリスト（査第５４号証）でも，「大型」，「中型」，「小型」に区分され，それぞれ，４００トン以上，４００トン未満２００トン以上，２００トン未満の工事を区分して表に記載したものと認められる。

日本鋼管の平成１０年９月１６日付けのリスト（査第６１号証）では，「４００Ｔ以上（大型）」，「２００Ｔ以上４００Ｔ未満（中型）」，「２００Ｔ未満（小型）／＊６０Ｔ以下」と区分して表が作成され，「２００Ｔ未満

（小型）／＊６０Ｔ以下」の表中で，６０トン以下の工事には，「＊」が付記されて区別されている。

イ　上記アのような未発注のストーカ炉を取りまとめたとみられるリストではないが，各社の社内資料中に，未発注のストーカ炉について受注予定者を決めていたことを推認させるリストがある。

(ｱ)　川崎重工業の機械・環境・エネルギー事業本部環境装置営業本部営業開発第二部長松江俊二が所持していた社内資料（査第８１号証。松江が所持していた点につき査第１４０号証）には，東京都発注に係るストーカ炉の発注状況を取りまとめた表が記載されている。同表には，「引合年度」，「工事名」，「施設内容」，「当社」及び「業界」の各欄が設けられており，このうち「引合年度」欄には，昭和６０年度から平成９年度及びそれ以降の工事が年度順に記載されている。そして，同表の最初にある「引合年度」昭和６０年の「大田（一）」から，「引合年度」平成９年の「多摩川」までは，各工事の「業界」欄に５社の略称が記載されており，このうち「引合年度」平成９年の「中央」には「Ｔ（予）」と，その下段の「多摩川」には「Ｋ（予）」と，「（予）」の文字が５社の略称に付されている。同表の作成時期は書面上明らかではないが，同表の「当社」欄には，「引合年度」昭和６０年の「大田（一）」から平成９年度の「中央」までに「参加」と記載され，「引合年度」が空欄の「台船」に「Ｈ９．中止を含めて計画見直し中」と記載されていることからすると，平成９年ころ作成されたものと推認される。

そうすると，同表に５社の略称が記載された工事のうち，同表が作成された時点で既に入札の行われていた工事については，例えば，引合年度平成５年度欄の「墨田」には「強引にＨ　その際，次の計画案件の中央６００Ｔを見落とす」といった受注に至る経緯についての記載があるが，業界欄にある５社の略称が，受注予定者を記載したものか受注結果とその経緯を記載したものか明らかではない。しかしながら，同表記載時点で未発注の工事である「台船」（「Ｈ」と記載されている。），「中央」及び「多摩川」（査第２９号証）については，業界欄に記載された５社の略称は，受注予定者ないし受注予測を記載したものと推認され，これが確定的に記載された「台船」工事については，「Ｈ」（日立造船）が受注予定者に決定されていたことをうかがわせる。これに対し，「中央」及び「多摩川」には，前記のとおり５社の略称に「（予）」の文字が付されており，これが受注予定者を記載したものか受注

予測を記載したものか明らかではない。ところで，審査官は，この「（予）」の文字は，「受注予定者」を意味すると主張するが，そうすると，未発注の「台船」工事について，「H」が確定的に記載された趣旨は不明であり，また，同表では，「（予）」の文字は，例えば，「中央」の「施設内容」欄に「６００（予）」（なお，「多摩川」の同欄には「３００＋溶融炉」とされ，「（予）」の文字は付されていない。）とか，「多摩川」の業界欄に「新設並の補助事業（予）」と記載され，これらの「（予）」は，その記載内容からみると「予想」（見込み）を示すものであると解されるところ，「業界」欄の５社の略称に付された「（予）」のみを，５社で決めた「受注予定者」を意味するものと解するのは困難である。

なお，平成９年以降に作成したものとみられるリストには，「台船」工事は記載されていない。

(ｲ) 日本鋼管の環境第一営業部長加藤幸男が所持していた平成１０年版手帳のうち「H１０年度案件」との表題の付された物件リストのメモ（査第９０号証）には，平成１０年度の発注に係るストーカ炉等の焼却炉，リサイクル施設等のリストが記載されており，同リスト上，ストーカ炉については，「秋田市（秋田）」に「T」（ただし，ストーカ炉，流動焼炉，ガス化溶融炉が併記されている。），「西村山（山形）」に「H」，「中央（東京）」に「㊈H」，「津島（愛知）」に「M」という各社の略称にそれぞれ丸印を付して記載され，「三宅村（東京）」，「黒石（青森）」（丸印を付さない「NK」の記載がある。）及び「西海岸（青森）」には，丸印を付した５社の略称は記載されていない。このように，平成１０年１月２６日に入札がされた「中央（東京）」（東京都「中央清掃工場」工事（査第２９号証））にのみ「㊈」が付されており，平成１０年３月２６日ころに開催された５社の会合で受注希望表明がされた「西海岸（青森）」（前記(3)イ(ｲ)）には５社の略称が記載されていないことからすれば，このリストは，平成１０年１月２６日から同年３月２６日までの間に作成されたものであって，「西村山（山形）」及び「津島（愛知）」に記載された丸印を付した５社の略称は各工事の受注予定者を示すものであると推認することができる（「秋田市（秋田）」工事については，ストーカ炉，流動焼炉，ガス化溶融炉が併記されており，どのような工事を前提として「T」が記載されたのか，この書面上からは明らかでないこと，また，その後に作成されたと推認される日立造船の文書（査第１４７号証）では，同工

事につき「T，M」と不確定的に記載されており，受注予定者を記載したものとはみられないこと(後記(ｳ))からすれば,査第９０号証に記載された「T」をもって，受注予定者を記載したものとみることはできない。）。また，平成１０年３月２６日以降に作成されたとみられるリスト（日立造船の平成１０年９月１４日付けリスト（査第５４号証）及び日本鋼管の同月１６日付けリスト（査第６１号証））には，「西村山（山形）」及び「津島（愛知）」は記載されていない。

これに対し，三菱重工業は，査第９０号証のメモは，営業面で優勢な者などの情報を記載したものである旨主張する。確かに，査第９０号証のメモを作成した加藤は，日本鋼管のごみ焼却炉工事の中長期計画を立てるに当たって，営業担当者から説明を受け，受注できる確度の高い物件を選定する作業を行う旨供述する（査第１４５号証）が，査第９０号証が，そのような中長期計画を立てるに当たって作成されたメモでないことは，上記認定の記載自体から明らかであり，同被審人の主張は採用できない。

(ｳ) 日立造船の環境事業本部小坂営業部長の提出に係る「平成１０年度厚生省補助内示物件一覧（新規のみ）」と題する文書（査第１４７号証）には,平成１０年度のごみ処理施設の新規整備事業に係る補助金の交付を地方公共団体に内示した工事の一覧表が記載されているところ,平成１０年４月１３日の印が押されていることからすると,同文書は,そのころ作成されたものと推認される。同文書に記載された都道府県市町村組合名で特定された焼却炉工事のリストの一部に,手書きで５社の略称が記載されたものがあり,このうち,このリストが作成された時点で既に発注されていたと推認される工事である「東京都中央区」（「H」と記載されている。東京都「中央清掃工場」工事は平成１０年１月２６日入札された。（査第２９号証））を除く,「秋田県秋田市」（「T，M」と記載されている。），「山形県西村山（組）」（「H」と記載されている。），「千葉県八千代市」（「K」と記載されている。），「愛知県名古屋市」（「M」と記載されている。これは「名古屋市（五条川）」工事に当たる。），「愛知県豊橋市」（「M？」と記載されている。），「愛知県津島市ほか（組）」（「M？E？」と記載されている。），「大阪府大阪市（平野）」（「N」と記載されている。），「鳥取県米子市」（「N」と記載されている。），「広島県賀茂（組）」（「N」と記載されている。）及び「高知県高知市」（「M」と記載されている。）の各工事は平成１０年４月

１３日までに発注されておらず（査第２９号証），同表欄外に手書きで記載された「Ｍ１４９０～１８９０，Ｎ１３２０，Ｔ４００？，Ｈ７００，Ｋ１００」の記載は，５社の略称が記載された工事の処理トン数を積算したものであると推認される。このことからすると，これらの未発注の工事のうち，１社が確定的に記載された「山形県西村山（組）」の「Ｈ」，「千葉県八千代市」の「Ｋ」，「愛知県名古屋市」（「名古屋市（五条川）」工事）の「Ｍ」，「鳥取県米子市」の「Ｎ」，「広島県賀茂（組）」の「Ｎ」及び「高知県高知市」の「Ｍ」は，この当時，日立造船が把握していた各工事の受注予定者を記載したものと推認することができる。また，「山形県西村山（組）」ほか５工事は，平成１０年４月１３日以降に作成されたとみられるリスト（日立造船の平成１０年９月１４日付けリスト（査第５４号証）及び日本鋼管の同月１６日付けリスト（査第６１号証））には記載されていない。

なお，前記川崎重工業の平成７年９月２８日付けリスト（査第８９号証）では，「大阪－平野」工事は「Ｍ」とされていたが，これが，本書面（査第１４７号証）では「Ｎ」と記載されている理由は明らかではない（「大阪－平野」工事は，特命随意契約により発注されることが見込まれ，大阪市の意向を離れて５社が受注予定者を決定していたものとは認められないことは，前記ア(ｷ)ｆのとおりである。）。

ところで，日本鋼管及び三菱重工業は，査第１４７号証の手書きの書き込みは，いつ記載されたのか不明であり，情報が確定的なものであるということはできないと主張する。確かに，同号証は，もともと印刷文字で作成された一覧表であり，同書面上，これへの手書きの書き込みが，同号証に押印された平成１０年４月１３日当日であるのか，それ以降であるのかを判別する手がかりはないが，上記認定のとおり，それ以降のリストに記載された工事名との対比によれば，同日からほど遠くない日に書き込まれたもので，その時点においては確定していた情報を記載したものと推認することができる。したがって，同被審人らの主張は採用できない。

また，三菱重工業は，「鳥取県米子市」工事については，三菱重工業の「秘１０年度受注達成予想」に記載されており，このことからも，同工事につき日本鋼管が受注予定者として決定されたことはあり得ないと主張する。確かに，三菱重工業の「秘１０年度受注達成予想」と題する表（査第１７９号証添付９枚目）には，環境装置一課主要折り込み案件として「米子市／ごみ焼

却炉」が記載されている。しかしながら，同表には，三菱重工業が平成１０年度に受注した「津島市ほか十一町村衛生組合」工事が記載されておらず，同表のこの点の不整合については，原田も説明ができていない（査第１７９号証）ことからすれば，同表に「米子市」工事が記載されていることをもって，上記認定判断を直ちに左右するものではないというべきである。したがって，同被審人の主張は採用できない。

(ｴ)　前記(ｱ)の「台船」の「H」（日立造船），同(ｲ)の「西村山（山形）」の「H」（日立造船）及び「津島（愛知）」の「M」（三菱重工業），同(ｳ)の「山形県西村山（組）」の「H」（日立造船），「千葉県八千代市」の「K」（川崎重工業），「愛知県名古屋市」の「M」（三菱重工業），「鳥取県米子市」の「N」（日本鋼管），「広島県賀茂（組）」の「N」（日本鋼管）及び「高知県高知市」の「M」（三菱重工業）は各工事の受注予定者を記載したものと推認される。

(ｵ)　ところで，日立造船の代表取締役副社長戸田亥三男が所持していた「平成１０年度厚生省新規内示物件」と題する書面（査第８８号証）には，平成１０年度に厚生省が新規に内示をしたストーカ炉の発注物件のリスト（一部平成９年度発注物件を含む。）が印刷文字で記載され，その備考欄に手書きで，５社の略称と当該工事に関する情報がメモされているが，同書面は，平成１０年９月１７日に留置されたことからすると，それ以前に作成されたことは明らかであるが，その作成時期を特定するに足りる証拠はない。そして，平成１０年９月１７日時点で入札されていない工事は「秋田市」工事及び「豊橋市」工事であるところ，「秋田市」工事については「ガス化？T」と，「豊橋市」工事には「？M」とそれぞれクエスチョンマークが付されており，確定的な情報を記載したものか否かが明らかではない。その余の工事については，これに付記された５社の略称が受注結果を記載したものか受注予定者を記載したものか判別できないことからすると，同書面をもって，受注予定者を記載したものとは認めるに足りない。

なお，審査官は，本書面の備考欄は，平成１０年５月２５日よりも前に記入されたものであると主張する。しかしながら，その根拠とされる「山形西村山広域行政事務組合」の備考欄にのみ「５／２５入札」との日付が記載されていることから直ちに，５月２５日よりも前の記載であるとは認め難く，むしろ，同工事の備考欄には５社の略称が記載されておらず（審査官の主張

事実からすれば「ＨＺ」と記載されているはずである。），また，同日に入札された「千葉八千代市」には備考欄に「K」と記載されているが，日付の記載がないなど，日付等が何らかの統一的な基準をもって記載されたものか否か判別できない。したがって，審査官の同主張は採用できない。

(6)　５社の社内資料等により,５社が受注予定者が受注できるようにするための行 為をしたものと認められる。

ア　５社の間で，ストーカ炉の入札実施前に入札価格等の連絡が行われたものがある。

(ｱ)　日本鋼管の環境エンジニアリング本部環境第二営業部長植村高志の所持する「物件調査および希望物件のリストアップ」と題する文書等在中の袋内にあるメモ（査第１２４号証。植村が所持していた点につき査第１４０号証）には,

「

	①	②	③	④
	６２．５億	（６１億）	（６０億）	
Ｍ	６５	最低より７０００万円引き	同左	辞退
Ｋ	６７	〃	４０００万円引き	〃	辞
Ｈ	６９	〃	３０００万円引き	〃	辞
Ｔ	~~７２~~	〃	５０００万円引き	〃	辞
	６９．５				

」

との記載があるところ,平成６年度から平成１０年度までの全連及び准連ストーカ炉の受注状況に照らすと,「①」に記載された数字は，平成１０年８月３１日に指名競争入札が行われた「賀茂広域行政組合」工事の入札参加者である５社の第１回目の入札金額とほぼ一致し,第１回目の入札で日本鋼管が６２億円で落札している（査第２９号証）。このことからすれば,「賀茂広域行政組合」工事の入札に際して，受注予定者である日本鋼管が，あらかじめ４回目までの入札における入札価格や入札への行動方針を決めて相指名業者である他の４社に連絡し，他の４社は，あらかじめ連絡された価格で入札をしたものと推認することができる。

これに対し，日本鋼管及び三菱重工業は，査第１２４号証は賀茂の物件に関するものか否か明らかでなく，他社が日本鋼管から入札価格について連絡

を受けた事実を示す証拠もなく，さらに同号証に記載された数字自体，後で訂正した跡があり，日本鋼管の賀茂の物件に関する入札金額とも一致しないなどと主張する。確かに，査第１２４号証は，上記の記載のみがされたメモであり，作成者や作成日付，何について作成されたものかなどをその書面自体で特定することはできない。しかしながら，「賀茂広域行政組合」工事の入札参加者である５社の第１回目の入札金額とほぼ一致し，かつ，同物件は第１回の入札で落札されたことからすれば，これが，同物件の入札結果を記載したものではなく，入札前に入札すべき価格を記載したものであり，かつ，これが他の４社に連絡されたものであると推認されるのである。日本鋼管が，この書面に記載された額よりも５０００万円低い額で入札したこと，「Ｔ」（タクマ）の入札金額が，７２億円から実際の入札金額である６９億５０００万円に訂正された経過は不明であるが，この経過が不明であることを考慮しても，上記認定を左右するものではない。

したがって，同被審人らの主張は採用できない。

(ｲ) 川崎重工業の機械・環境・エネルギー事業本部環境装置営業本部東部営業部参事渡辺武司が所持する「９５－５－２」（平成７年５月２日）の日付けのあるメモ（査第１２５号証。渡辺が所持していた点につき査第１４０号証）には，焼却炉工事の見積原価額が積算過程とともに示されており，「出し値」として，第１回目から第３回目までの入札価格が記載され，この中で「不調の場合の予定価格と最低入札額の想定」がされ，「入札結果に至る過程」として２つの案が検討された上で最終案が示されており，この最終案に沿った金額が，「Ｋ」（川崎重工業）の第１回目から第３回目までの入札金額として記載されており，また，他の４社（「Ｈ」「Ｔ」「Ｍ」「Ｎ」）についても同様に３回目まで入札金額が記載されている。これを，平成６年度から平成１０年度までの全連及び准連ストーカ炉の受注状況に照らすと，この５社の第１回目から第３回目までの入札金額として記載された数字は，平成７年５月９日に指名競争入札が行われた「佐渡広域市町村圏組合」工事の入札参加者である５社の第１回目から第３回目までの入札金額と一致し，第３回目の入札で川崎重工業が６０億５０００万円で落札している（査第２９号証）。このことからすれば，「佐渡広域市町村圏組合」工事の入札に際して，受注予定者である川崎重工業において，あらかじめ入札参加者である５社の第３回目までの入札価格を決めて，これを他社に連絡するなどしており，５社は，これに従

って入札をしたものと推認することができる。

これに対し，被審人らは，この３回までの入札金額が記載された用紙（４枚目）は，他の用紙とは異なったものであり，他の用紙とは一体となったものではなく，同一の機会に作成されたか否かも不明であるなどと主張する。確かに，入札金額の検討内容を記載したとみられる１ないし３枚目，５枚目及び６枚目は，川崎重工業の社名の入った横線の用紙であり，５社の入札価格が記載されたとみられる４枚目の用紙は白地の紙であり，その用紙は異なっており，かつ，これらの６枚の用紙は綴じられていないことからすると，その用紙の形態自体からはこれらが一体のものか否かは明らかではない。しかしながら，入札金額の検討内容を記載したとみられる社名入りの用紙（３枚目）に記載された入札価格の検討結果とみられる「最終６，１３３，０００千円」の下段に続けて記載された「６，２２０」「６，１５０」「６，０５０」の３つの金額が，白地の用紙（４枚目）の「K」欄の「①６，２２０，０００，０００」「②６，１５０，０００，０００」「③６，０５０，０００，０００」の各金額の記載と対応していること，また，社名入りの用紙（６枚目）には５社の参考見積価格が記載されていることからすれば，４枚目の５社の入札価格の記載は，他の用紙に記載された入札金額の検討結果を取りまとめて，一覧表に記載したものと推認できるので，入札金額が記載された用紙が他の用紙と異なっていることなどをもって，上記推認を妨げるものではない。また，入札結果に至る過程で２つの案が検討されるなどしていることは，入札価格について，発注者との関係においても，また，他の入札参加者（本物件では，５社のみが入札参加者である。）との関係においても，不自然でないようなシミュレーションを検討したものであると推認できるのであり，このように検討されたことをもって，５社間では受注予定者が決まっていなかったことを示す事実であるとまではいうことがきできない。したがって，被審人らの主張は採用できない。

(ｳ)　日立造船の環境事業本部東京営業部の平野は，平成１０年９月１６日，川崎重工業の環境装置営業開発第二部松江部長にあてて，「西海岸の件」と題する送信票とともに，サンプルとして自社の見積金額をファクシミリ送信した（査第１２９号証）。これを，前記（3）イ(ｲ)の平成１０年３月２６日に日本鋼管及び日立造船の２社が「西海岸」工事について受注希望を表明したことと併せて考えると，「西海岸」工事については，日立造船が受注予定者となり，川崎

重工業に対し，入札価格の算定の基礎となる見積金額を連絡したものと推認することができる。

イ　５社以外のアウトサイダーが指名されたとき，自社が受注できるようアウトサイダーに協力を依頼した物件がある。

(ｱ)　ユニチカのエンジニアリング事業本部の上村介二が所持していた平成９年７月１日付けの社内検討メモ（査第１０９号証。上村が所持していた点につき査第１４０号証）には，「河内長野の件」の検討内容が記載されているが，この工事名とそこに記載された会社名とを併せると，この工事は，平成９年８月８日入札の「南河内清掃施設組合（第２清掃工場）」工事で，日立造船が指名競争入札から随意契約に変更された上で受注したものである（査第２９号証）と推認されるが，同メモの記載内容によれば，この工事について，ユニチカが，平成９年７月７日の発注者への見積書の提出に関して他社と協調するかフリーで入札するかを検討し，最終的に他社の意向に従ったとしても，次回は，日立造船に対して他物件の要請をしやすくなるとの検討がされたことが推認される。このことからすれば，ユニチカは，「南河内清掃施設組合（第２清掃工場）」工事について，受注予定者である日立造船から受注の協力要請を受けていたものと推認することができる。

(ｲ)　平成１０年１月２６日入札の「東京都（中央地区清掃工場）」工事は，７社，住友重工業及び石川島播磨重工業が指名競争入札に参加し，日立造船が落札したものである（査第２９号証）が，同工事については，前記(5)ア(ｱ)のとおり，平成７年９月２８日以前においてタクマが受注予定者とされていたものと推認されるところ，平成１０年１月中旬の時期においても，石川島播磨重工業が，豊洲が同社発祥の地であることなどを理由に受注を希望しており，タクマと石川島播磨重工業の双方の営業担当部長の間で，電話による話合いなどが行われたが，話合いがつかないことから，日立造船と石川島播磨重工業の上層部の者との間で話合いが行われ，同月２１日に石川島播磨重工業，三菱重工業，川崎重工業，タクマ，荏原製作所，クボタ及び住友重工業の間で，同月２３日午前に，石川島播磨重工業，日本鋼管，日立造船及びタクマとの間でそれぞれ話合いが行われ，その結果，石川島播磨重工業が，「東京都（中央地区清掃工場）」工事について日立造船が受注予定者とされていた「東京都（足立工場）」工事とのバーターに乗ることで「東京都（中央地区清掃工場）」工事についての受注の希望を取り下げることとし，同日午後に行われた上記９社

の会議で,石川島播磨重工業が「東京都（足立工場）」工事の受注予定者となることで,「東京都（中央地区清掃工場）」工事について日立造船が受注予定者として,他社はこれに協力することが確認されたものと認められる。（査第２９号証,第１１１号証，第１１２号証，第１１４号証ないし第１１８号証）

これに対し，日立造船ほか２名は，石川島播磨重工業の佐野は，「東京都（中央地区清掃工場）」工事には関与しておらず，佐野の手帳等の証拠は佐野の空想等を記載したもので証拠価値がない旨主張し，その旨の大河内久の陳述書（審Ａ第１１号証）を援用する。佐野の作成に係るものは，上記に記載した証拠のうち，査第１１５号証ないし第１１７号証（平成１０年のダイアリー）であるが，佐野は，当該ダイアリーを，社内の会議内容や他社との打合せ内容をメモするときに使用しており，当該書証の該当箇所も，このようなメモとして自ら記載したものであること及び当該工事に関して供述していること（査第１１８号証），佐野は，上記認定事実の時期を含む平成８年７月１日から平成１０年１月末日まで石川島播磨重工業環境プラント事業本部環境営業部統括部長の職にあったこと（査第１１８号証）からすれば，佐野が当該工事について知しつしており，その当時，自己のダイアリーに当該工事に関して生じた事実をメモしていたものと認めることができる。しかも，上記認定事実は，佐野に係る証拠だけではなく，他社の証拠（査第１１１号証，第１１２号証，第１１４号証）をも総合して認定されたものである。したがって，大河内久の陳述書（審Ａ第１１号証）のこれに反する部分は採用できず，同被審人らの主張は理由がない。

(7) 個別の工事について,５社の間で受注予定者を決めるなどしていたことをうかがわせる事情が記載された書面等がある。

審査官は,査第８５号証により「津島市ほか十一町村衛生組合」工事につき,査第１３６号証により「札幌市（第５清掃工場）」工事につき,査第８４号証等により「国分地区衛生管理組合」工事につき,査第１３７号証等により「弘前地区環境整備事務組合」工事につき,５社がそれぞれ受注予定者を決定していた事実が認定できると主張（前記第３の２（3）イ(ｵ) ｄないしｈ）するので,以下判断する。

ア　日本鋼管の環境第一営業部長加藤幸男が平成１０年１月に前任の松本からの引継内容を記載したノート（査第８５号証）には,「津島」（「津島市ほか十一町村衛生組合」工事）について「元々Ｍのはりつけ物件」と記載されている（査第１４５号証）。なお,加藤は,平成１０年版手帳の平成１０年３月２６日欄（査

第７３号証）に「㊎＜中小型物件はりつけ＞」と記載しており，加藤は，「はりつけ」の意味は分からない旨供述する（査第１４５号証）が，ほかに日立造船が作成したものに「ハリツケする予定です」（査第５５号証），日本鋼管が作成したものに「張付け」（査第５８号証），三菱重工業が作成したものに「張付け数」（査第６８号証）との記載があることからすれば，「はりつけ」とは，受注予定者を決定することを意味するものと解せられる。そうすると，加藤のノート（査第８５号証）の当該記載によれば，日本鋼管の加藤の前任者である松本は，「津島市ほか十一町村衛生組合」工事について，もともとは三菱重工業が受注予定者であったと認識し，これを加藤に伝えたものと推認することができる。

ところで，三菱重工業は，査第８５号証の当該メモは，もともと三菱重工業が既設炉のメーカーであることから営業面で三菱重工業が強いという松本の発言内容を加藤がメモしたものである旨主張する。確かに，加藤は「津島市関係の発注物件については，松本から引継ぎを受けた際には，三菱重工業が既設炉メーカーでもあり，発注自治体に食い込んでおり強いという説明を受けております。」とも供述しており（査第１４５号証），津島市ほか十一町村衛生組合の既設工場は，三菱重工業が建設したものであること（審Ａ第５号証）からみても，その供述部分には，それ自体として不自然な点はないが，同人の供述中には，自己の記載したメモでありながら，「元々Ｍのはりつけ物件」の意味は不明であると不自然な供述部分もみられることからすると，営業面で三菱重工業が強いとしても，上記認定を左右するに足りないというべきである。

イ(ｱ)　日本鋼管の環境第一営業部第一営業室長林有三が所持していた「札幌市ごみ焼却炉の件」と題する平成９年１２月２２日付けの書面（査第１３６号証）は，日本鋼管の担当者が，日本鋼管の協力会社の担当者から，その当時，札幌市が建設を計画していた新工場の受注に関し，札幌市の市議に協力依頼をした経過についてヒアリングした内容をメモしたものとみられるが，これによれば，同市議から，「第５清掃工場の時に，（中略）いつの間にか（メーカー通しの話しで）タクマに決まっていた。今回途中で降りることはないネ」との発言があった旨記載されている。また，林が所持していた同じファイルに在中する平成９年１２月付けのメモ（査第１３５号証）にも，同市議への依頼の際に「（第５のとき）（中略）「ＮＫ頑張れと言っていたのにもかかわらず，メーカーどうしの話しでＴに決まった」」との記載がある。これらの書面の

記載によれば,同市議は,「札幌市（第５清掃工場）」工事について，タクマが受注予定者に決められていたものとの認識を有していたものと推認される。

(ｲ)　これに対し，日本鋼管は，日本鋼管が札幌市の物件の受注に向けて積極的な営業活動を展開していたことは客観的事実であり，審査官の査第１３６号証に関する証拠評価は，客観的な事実に反していると主張する。確かに，証拠（査第２９号証，審Ｂ第３号証ないし第６号証，第７号証の１，２，第８号証の１，２，第９号証ないし第１３号証，第１８号証，第２０号証，審Ｃ第７号証，参考人磯部映美，同土井亨）によれば，「札幌市（第５清掃工場）」工事について，日本鋼管は，平成６年１２月時点で，参考資料を札幌市に提出するなどして営業活動を行ってきていたところ,札幌市は,平成７年６月，プラントメーカーの公募を行い，同年７月，日本鋼管は，同工事の入札参加対象者と認定され，平成８年２月，他の入札参加対象者であるタクマ，日立造船，三菱重工業とともに，札幌市と計画設計図書の仕様統一などの協議を行うなどし，また，大部な資料等を作成して提出するなどして，札幌市との間で技術的な内容等について協議を重ね，平成９年４月１１日，他の３社とともに正式の指名通知を受け，同月２２日，入札に参加し，タクマが受注したこと，一般的に地方公共団体への営業活動や資料の作成には，多額の費用と労力を要するものであり，日本鋼管が，同工事の受注活動にかけた費用は１億円強であったこと，一方，三菱重工業も，同工事への引き合い・設計作業に要した費用は約６５００万円で，８０００時間近くを要したことが認められる。

これによれば，各プラントメーカーは，工事の受注に向けて，多大の費用と時間をかけて発注元の地方公共団体への営業活動を行っており，これにより,各工事の入札参加資格を得て入札に参加するものと認めることができる。しかしながら，地方公共団体の入札参加実績を得ること自体が，その後の受注活動に有利に働き，また，これがプラントメーカーの間の受注調整にも反映される可能性があることからすれば,上記認定事実は,各プラントメーカーの間で各工事について受注予定者を決定するなどの受注調整行為が行われ得るという事実とは直接抵触するものではない。したがって，「札幌市（第５清掃工場）」工事について，日本鋼管等のプラントメーカーが，工事の受注に向けて，多大の費用と時間をかけて札幌市への営業活動を行っていたということをもって，当該工事について受注調整を行っていなかったと直ちに推

認することはできず，同被審人の主張は採用できない（もっとも，上記(ｱ)は，「札幌市（第５清掃工場）」工事について，そこに記載された証拠から直ちに同工事について５社間で受注調整が行われたという客観的な事実を推認するものではない。）。

ウ　川崎重工業の機械・環境・エネルギー事業本部環境装置営業本部九州環境営業本部参与横田裕臣が所持していた「国分, 鳥栖, 天草」とのファイルに在中していたメモ類（査第８２号証ないし第８４号証。横田が所持していた点につき査第１４０号証）には,「国分地区衛生管理組合」工事について川崎重工業が受注予定者とされていたことをうかがわせる記載がある。

このうち, 平成９年８月７日付け国分地区衛生管理組合からの「国分地区衛生管理組合ごみ処理施設更新に係るメーカーの機種指定の一部変更について」と題する, メーカーの機種指定をストーカ炉について川崎重工業を含む５社, クボタ及び住友重工業の７社に変更する旨の通知文（なお, 従前, 川崎重工業は，流動床炉に指定され，ストーカ炉には指定されていなかった。）に添付された手書きのメモには,「国分については，過去数年前から，業界で，当社がチャンピンということであった。」「 更にストーカになっても，クボタ，住重の７社が参考メーカーであり, 当社がチャンピオンで受注するためには, 競合２社への当社のインパクトが必要であり」と記載されている（このことについて，川崎重工業の横田は，「チャンピオン」とは，現時点では，常識的に考えて，建設業者の談合によって決められる受注予定者のことであると理解している旨供述する（査第８７号証）。）。

また，平成９年１０月２７日付けの「国分地区衛生管理組合」と題する川崎重工業の社内資料（査第８２号証）には，「１１／６　営業会議」と手書きにより記載され，「しかし当社大手５社では認知物件であり，ＫＧのルートとは別の裏形ルートで営業展開」と記載されている（このことについて，川崎重工業の横田は，国分組合の発注予定物件はストーカ式ごみ焼却施設の大手５社では当社が認知されている物件であることが書かれているが, 当社がチャンピオンとして認知されているかどうかは覚えていない旨供述する(査第８７号証)。)。さらに,「①説明終了」との書き出しのメモ（査第８３号証）にも，「㋹ではチャンであり」と記載されている。

これらのメモ類（査第８２号証ないし第８４号証）の記載によれば,「国分地区衛生管理組合」工事について川崎重工業が受注予定者とされていたことがう

かがわれる。

エ　日本鋼管の環境第一営業部第一営業室長林有三が所持していた「弘前市の件」と題する平成９年７月１日付けの書面（査第１３７号証）及び同年９月１９日付けの書面（査第１３８号証）は，上記イの書面（査第１３５号証，第１３６号証）と同一のファイル内のものであり（査第１３５号証，第１３７号証及び第１３８号証を林が所持していたことにつき査第１４０号証），「弘前の件」とは「弘前地区環境整備事務組合」工事を指すものと推認される（査第１２０号証）。そして，当該両書面（査第１３７号証，第１３８号証）の記載によれば，青森県の関係者が，同工事を日本鋼管に受注させることに積極的であり，日本鋼管への支援を申し出たのに対し，日本鋼管の担当者は，「しばらく状況を見ることとしたい。営業活動は続けて行って欲しい。ほどほどに。」といった対応をとることとし（査第１３７号証），「当方より業界事情もあり，どう攻めるか，Ａ（仮名）と相談したい」，「業界事情等も話した上でお願いしてもらいたい」といった対応を採ることとしたこと（査第１３８号証）が記載されている。

これらの記載によれば，「弘前地区環境整備事務組合」工事について，日本鋼管は「業界事情」があるために，青森県の関係者からの支援の申出を受け入れない対応を採ることとしたことが推認されるのであり，この「業界事情」は，具体的には明らかではないが，当該工事について，日本鋼管以外の者が，その受注予定者に決まっていたためである可能性もないわけではない。

オ　日本鋼管の環境エンジニアリング本部環境第二営業部の沢田修が所持していた「千葉県下の計画物件について」と題する書面（査第１３４号証。沢田が所持していた点につき査第１４０号証）には，平成１０年５月１５日付けの押印がされており，流山市，柏市，習志野市の３工事（ただし，その当時，ストーカ炉として建設が計画されていたか否かは不明である。）について，日本鋼管が営業活動を行っていた状況が記載されているものとみられるが，このうち，「流山市」工事については，「ストーカ炉になった場合，ＮＫＫとして頑張ることが難しいということを話すか？どうか。」，「本件，ＮＫＫは行けないということをどのタイミングで伝えるのか？」と記載されている。これは，「流山市」工事について，日本鋼管には，その当時，受注に向けて積極的な営業活動を行えない事情があったことが推測され，その理由としては，「流山市」工事が，日本鋼管以外の者が，受注予定者に決まっていたためである可能性もないわけではない。

(8)　平成６年４月１日から同１０年９月１７日までの間に，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事は８７件（５社のいずれかが落札した工事が６６件，５社以外の者が落札した工事は２１件である。）のうち予定価格が判明している８４件（５社のいずれかが落札した工事のうち３件については，予定価格が不明である。）について落札率（予定価格に対する落札価格の比率）をみると，５社以外の者が受注した工事の平均落札率は８９．８％であるのに対し，５社のうちのいずれかが受注した物件（予定価格が不明なものを除く。）の平均落札率（予定価格に対する落札価格の比率）は，９６．６％であった。もっとも，平均落札率が最も高いのはクボタであり，９８．６％であった。（査第２９号証，第１４６号証）

２　上記１の認定事実に基づく本件合意の存否についての判断

(1)　上記１で認定した証拠により認められる事実を総合すれば，以下の事実関係が認められる。

まず，三菱重工業の原田は，平成６年４月以降，５社の営業責任者クラスの者が集まる会合で，発注予定物件につき，これを処理能力の規模で分けて，それぞれ受注希望を表明し，受注希望者が１社の場合は，当該社が受注予定者となり，受注希望者が２社の場合は，受注希望者間の話合いで受注予定者を決めていたこと，受注予定者を決める基本は各社が受注するごみ処理施設の処理能力の点で平等になるようにすることにあったこと，５社以外の者が指名された場合は，受注予定者が５社以外の相指名業者に対し個別に自社が受注できるように協力を求め，相指名業者に受注させることもあったこと，受注予定者は，相指名業者に入札金額を連絡して協力を求め，５社は受注予定者が受注できるように協力していること，三菱重工業が受注予定者となった物件のほとんどすべては予定どおり自社が受注したことを供述している（前記１（1）ア）ところ，この会合の出席者ではないが，５社のストーカ炉の営業担当者のうちに本社レベルでストーカ炉について，５社間あるいはプラントメーカー各社の間で受注予定者を決めるなどの受注調整行為が行われていると認識している旨を供述する者がある（日本鋼管の山田，三菱重工業の大森，同光永，タクマの小林。前記１（1）イないしオ）。

そして，地方公共団体発注のストーカ炉について，５社の間で上記の原田の供述等に沿うような内容の受注調整行為が行われていたことを裏付ける具体的な事実が認められる。すなわち，５社は，随時，会合等で，地方公共団体が建設を計画しているストーカ炉工事について，その１日当たりの処理能力の規模等別に区

分してリストを作成し，その情報を交換する（リストアップする）などして，ストーカ炉工事の情報を共通化しようとし（前記１（2）），これにより，５社は，受注希望表明の対象となる工事を「確定」し，ストーカ炉の受注予定者を決めるための会合を複数回開催して，発注予定のストーカ炉工事を上記のリストアップの際の処理能力の規模等別に受注希望表明を行っていた（なお，処理能力の規模等の区分は，平成８年ころは，「大型」（全連４００トン以上），「中型」（全連４００トン未満）及び「准連」に区分され，平成９年ころからは，「大型」（全連４００トン以上），「中型」（全連４００トン未満２００トン以上）及び「小型」（全連２００トン未満）に区分され，このうち「小型」については，さらに「全連２００トン未満６０トン超」と「６０トン以下」に小分類されていた（前記１（1）ア(ｱ)，同（1）イ(ｱ)，同（5）ア(ｸ)）。）。このうち，平成９年９月２９日ころの会合及び平成１０年３月２６日ころの会合において５社が受注希望を表明し，受注予定者に決定された具体的な工事名が特定される（前記１(3)イ）。また，５社の営業担当者のうちには，５社あるいは７社の地方公共団体発注のストーカ炉工事の受注に関して，当該ストーカ炉の処理能力を基にした数値を加算するなどして継続的に５社あるいは７社の受注状況を指数化して把握していた者があり，特に，５社の指数（査第１０６号証・１枚目）については，その算定に当たり，地方公共団体が未発注の工事について，５社のうち特定の者に加算等がされていることから，５社の受注の結果を数値化したものではなく，５社の受注予定の状況を数値化して把握していたことが推認される（前記１（4））。５社の各社に，未発注で，かつ，受注希望表明を踏まえて取りまとめたとみられるストーカ炉工事のリストがあり，このうち，川崎重工業の平成７年９月２８日付けのリスト（査第８９号証），川崎重工業の平成９年９月ころのリスト（査第１５５号証）及び日立造船の平成１０年３月２４日付けのリストに５社の略称が付された工事でその後の各社のリストに記載されない工事のうちには５社間の受注予定者を記載したものと推認される工事がある（前記１（5）ア(ｶ)）。また，未発注のストーカ炉工事を取りまとめたとみられるリストではないが，各社の社内資料中に，未発注のストーカ炉工事について受注予定者を決めていたことを推認させるリスト（査第８１号証，第９０号証及び第１４７号証）がある（前記１(5)イ）。さらに，５社による受注予定者の決定を実施するために，５社間で，ストーカ炉の入札実施前に入札価格等の連絡が行われた工事があり（前記１(6)ア），また，５社以外のアウトサイダーが指名されたときに自社が受注できるようにアウトサ

イダーに協力を依頼した工事がある（前記１（6）イ）。さらに，個別の工事について，５社の間で受注予定者を決めるなどしていたのではないかということをうかがわせる事情が記載された５社の社内資料が複数存在する（前記１（7））のである。

これに加え，平成６年４月１日から平成１０年９月１７日までの間に，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事のうち，５社のうちのいずれかが受注したものであって，予定価格が判明している物件の平均落札率をみると，９６．６％と高いものとなっている（前記１（8））。

なお，クボタが落札した工事の落札率は，９８．６％と高いものとなっているが，５社のうちいずれかが落札した工事の落札率は，それ自体としても相当に高いものである。

(2) 以上の事実を総合的に判断すれば，５社は，遅くとも平成６年４月以降，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事について，受注機会の均等化を図るため

① 地方公共団体が建設を計画していることが判明した工事について，各社が受注希望の表明を行い

a 受注希望者が１名の工事については，その者を当該工事の受注予定者とする

b 受注希望者が複数の工事については，受注希望者間で話し合い，受注予定者を決定する

② ５社の間で受注予定者を決定した工事について，５社以外の者が指名競争入札等に参加する場合には，受注予定者は自社が受注できるように５社以外の者に協力を求める

③ 受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意の下に，次の方法で受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていたものと認められる。

① ５社は，平成６年４月以降，随時，５社の営業責任者クラスの者が集まる会合で，地方公共団体が建設を計画しているストーカ炉の建設工事について各社が把握している情報を，その１日当たりの処理能力の規模別等に区分してリストを作成した上で，その情報を交換し，その情報を共通化するようにする（リストアップする。）。５社は，この情報交換により得られた情報を基に，受注

希望表明の対象となる工事を「確定」する。

② この情報交換の際の工事の処理能力の規模別等区分は，平成８年ころは，「大型」（全連４００トン以上），「中型」（全連４００トン未満）及び「准連」に区分され，平成９年ころからは，「大型」（全連４００トン以上），「中型」（全連４００トン未満２００トン以上）及び「小型」（全連２００トン未満）の３つに区分され，このうち「小型」については，さらに「全連２００トン未満６０トン超」と「６０トン以下」に小分類されていた。

③ ５社は，随時，５社の営業責任者の会合で，上記②の処理能力の規模別等により３つに区分された工事ごとに，各社が受注を希望する工事を表明する。各社が受注希望を表明した工事について，希望者が重複しなかった工事はその希望者を受注予定者とし，希望者が重複した工事は希望者間で話し合い，受注予定者を決定する。

④ 受注予定者は各社の受注の均等を念頭において決定する。この受注の均衡は，各社が受注する工事のトン数を目安とする。三菱重工業の営業担当者（会合の出席者ではない。）は，５社の各社の受注実績等を指数化して把握していた。

⑤ ５社以外のプラントメーカーが入札に参加した場合，受注予定者等は，自社が受注できるよう協力を求め，その協力を得るようにする。

⑥ 受注予定者は，自社の受注価格を定め，他社が入札する価格をも定めて各社に連絡する。受注予定者以外の者は，受注予定者から連絡を受けた価格で入札し，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する。

(3) 平成６年４月から平成１０年９月１７日までの間に指名競争入札等の方法により入札が行われたストーカ炉の建設工事のうち，具体的な証拠から，５社が受注予定者を決定したと推認される工事としては，「日南地区衛生センター管理組合」工事，「久居地区広域衛生施設組合」工事，「宇城八か町村清掃施設組合」工事，「京都市（東北部清掃工場）」工事，「三原市」工事，「湖北広域行政事務センター」工事，「尼崎市」工事，「福岡市（臨海工場）」工事，「苫小牧市」工事，「熱海市」工場，「竜ヶ崎地方塵埃処理組合」工事，「置賜広域行政事務組合」工事，「函南町」工事，「東京都（中央地区清掃工場）」工事，「佐世保市（新東部クリーンセンター）」工事，「児玉郡市広域市町村圏組合」工事，「福知山市」工場，「いわき市（南部清掃センター）」工場，「新城広域事務組合」工事，「札幌市（第５清掃工場）」工事，「名古屋市（猪子石工場）」工事，「名古屋市（五条川工場）」工事（以上２２工事は前記１ (5) ア(ｱ)及び(ｶ)による。なお，「名古屋市（五条川工場）」工事は前記１ (5) イ(ｳ)にもよる。また，「東京

都（中央地区清掃工場）」工事は前記１（6）イ(ｲ)にもよる。），「西村山広域行政事務組合」工事（前記１（3）イ(ｱ)，同（5）イ(ｲ)及び(ｳ)による。）「八千代市」工事（前記１（3）イ(ｱ)，同（5）ア(ｶ)及び同（5）イ(ｳ)による。），「津島市ほか十一町村衛生組合」工事（前記１（5）イ(ｲ)による。），「米子市」工事，「賀茂広域行政組合」工事，「高知市」工事（以上３工事は，前記１（5）イ(ｳ)による。「賀茂広域行政組合」工事は前記１（6）ア(ｱ)にもよる。），「佐渡広域市町村圏組合」工事（前記１（6）ア(ｲ)による。）及び「南河内清掃施設組合（第２清掃工場）」工事（前記１（6）イ(ｱ)による。）の３０工事がある（なお，クボタが落札した「日南地区衛生センター管理組合」工事，「久居地区広域衛生施設組合」工事及び「函南町」工事の３工事を除く２７工事は，受注予定者とされたと推認される者が落札した。）。そして，５社の営業担当者のうちに５社やクボタ及び荏原製作所を含む７社の受注状況を指数化して把握していた者があったこと（前記１（4）），個別の工事について５社間で受注予定者が決められていたことをうかがわせる事情があること（前記１（7））に加え，違反行為期間内の工事の落札率をみても，５社のうちのいずれかが落札した工事の平均落札率が高いこと（前記１（8））をも考え併せれば，５社は，違反行為期間において，前記（2）より，５社が受注予定者を決定したと具体的に推認される工事を含め地方公共団体の発注するストーカ炉の建設工事の過半について，受注予定者を決定し，これを受注することにより，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものと認めることができる。

(4) 被審人らの主張について

ア　日立造船ほか２名及び三菱重工業は，審査官が最終意見で「受注機会の均等化」及び「指数の均等化」について従前の主張を変更したことをもって，被審人らの防禦権を侵害するものであり，法の適正手続に反するなどと主張する。

そこで検討するに，審判開始決定では，「５社は，遅くとも平成６年４月以降，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事（中略）について，受注機会の均等化を図るため」地方公共団体が建設を計画していることが判明した工事について，各社が受注希望の表明を行うなどの旨の合意の下に，各社の会議室で，各社の部長級又は課長級の者による会合を開催し，「各社の受注実績等を基にあらかじめ定めた一定の方式により算出した数値を勘案して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにして

いた。」とされている。審査官は，本審判において，平成１２年５月１６日の第３回審判期日で陳述された同年３月３日付け釈明書で，「「受注機会の均等化」とは，受注件数，受注数量（トン数）又は受注金額を均一にしようとするような外形的な受注数量や受注金額の均等化を主張するものではなく，一定の方式によって５社それぞれについて算出した数値（指数）が同じになるようにして均衡がとれるようにするという趣旨である。」「「勘案して」というのは上記により算出した数値（指数）が５社ともに０．２になるようにすることを念頭において受注予定者の決定を行うという趣旨であ（る。）」「「均等化」は，いわゆる基本合意の目的であり，「一定の方式により算出した数値」を勘案して受注予定者を決定しているという趣旨である。」と主張し，また，同審判期日で陳述された同年３月２８日付け釈明書（2）で，「５社は，５社の会合において，受注予定者決定の対象とする工事を確定し，その工事の中から自社が受注を希望する工事について，（工事の）区分ごとに，指数の低い者から順番に，一定数すなわち各社１件ずつ同じ件数の受注希望を表明する。」「さらに，受注希望が重複した場合には，当事者間の話合いで決めることになるが，決められない場合には，最終的にはどちらが多く受注しているかで判断する，すなわち指数の低い者を受注予定者とする。」と主張し，平成１４年７月２６日の第１３回審判期日における準備手続の結果陳述としてされた「争点整理」でも同様の主張をしていたところ，平成１５年６月１１日の第１９回審判期日で陳述された「審査官意見」では，「指数を勘案して」の趣旨について第３の２（5）イのとおり主張した。この「審査官意見」での主張は，「指数を勘案して受注予定者を決定する」とは各社の指数が均等になるようにすることを念頭に受注予定者を決定するが，この数値を勘案して受注予定者を決定することはほとんどないとするものであり，指数による受注希望の表明の順序や受注予定者の決定に指数の低いものを優先する旨の主張は撤回されている。

しかしながら，審査官のこの最終的な主張は，審判開始決定における「受注機会の均等化を図る」という基本合意の目的は，指数が同じになるように均衡化を図るという趣旨であり，「一定の方式により算出した数値を勘案して」が各社の指数が均等になるようにすることを念頭におくことであるとする従前の基本的な主張を変更するものではない。審査官の主張が撤回変更されたのは，主に基本合意の具体的な実施方法に関する主張部分であり，これをもって審判開始決定の記載とそごする主張であるということはできない。

また，審査官がこのように最終的に主張を変更した理由は，立証が困難であると判断したことによるものであることからすれば，この主張変更が，被審人らの防御権を直ちに侵害するものとも認め難い。さらに，同被審人らは，審判官の判断手法についても主張するが，公正取引委員会の審判においては，民事裁判と異なり，厳密な意味における弁論主義は妥当しておらず，審判開始決定の事実の同一性の枠内において審理判断する限り，審査官の主張に拘束されるものではないから，同被審人らの当該主張は失当である。

イ　日立造船外２名は，本件違反行為における「一定の取引分野」及び「競争の実質的制限」が成立しない旨主張する。

一定の取引分野とは，競争の行われる場を意味し，一定の供給者群と需要者群とから構成され，その範囲は，取引の対象・地域・態様等に応じて，違反行為者が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討し，その競争が実質的に制限される範囲をもって画定される（東京高等裁判所平成５年１２月１４日判決・高刑集４６巻３号３２２頁（社会保険庁シール談合刑事事件判決））。本件における「一定の取引分野」は，「地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事」であり，本件違反行為の対象期間である平成６年４月から平成１０年９月１７日までの間において，ストーカ炉のプラントメーカーは５社にとどまらず，荏原製作所ほか１４社等が存在していたが，５社は，ストーカ炉の建設工事の施工実績が多く，施工経歴が長く，施工技術が高いことから「大手５社」と称され，５社以外のプラントメーカーと比べて優位にあったことは前記第１の１(4)のとおりであるところ，その平成６年度から平成１０年度までの受注実績をみても，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事の契約件数８７件のうち５社が受注した件数は６６件であり，その割合は受注トン数で約８７．３％，受注金額で約８７．０％であることは前記第１の１（3）ウのとおりである。そこで，アウトサイダーが存在するとしても，５社の本件合意に基づいて入札の受注予定者を決定することにより，上記の「一定の取引分野」の市場における入札の受注者を左右することによって，これを支配することができる状態をもたらしたものと認められるのである。５社がアウトサイダーに対し，各入札においてどのような方法により，どの程度コントロールしていたのか明らかではないが，上記の受注実績等からみれば，相当程度コントロールできていたものと推認できるので，各入札におけるコントロールの方法等が明らかで

ないことをもって，上記認定判断を左右するに足りない。

ウ　日本鋼管は，本件違反行為は，５社による入札談合を対象とするものであるから，入札に５社以外の同業他社が加わっていた物件については，本件違反行為の対象とはなり得ず，同業他社の協力をいうのであれば，それは同業他社を参加者とした受注予定者の決定行為であると主張する。

しかしながら，上記認定どおり，本件合意においては，５社以外の者が指名された場合は受注予定者はその者に協力を求めることとしており，５社以外の者が入札に加わっている物件も対象とすることは明らかである。また，本件違反行為は，一定の合意の下に，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていたものであり，個々の受注調整行為ではない。個々の入札において，入札に参加した５社以外の者が，前記合意に基づく５社の間の受注調整行為に協力していたとしても，そのことから，直ちにこれらの者が前記合意の下に本件違反行為にに参加していたといえるものではない。

エ　被審人らは，アウトサイダーとの関係は，特に荏原製作所及びクボタに対して協力要請があったなどの事実が全く立証されておらず，アウトサイダーが入札に加わった工事については，違反行為の対象とはなり得ない旨主張する。

確かに，５社以外のアウトサイダーが入札に加わった工事は，本件違反行為期間に指名競争入札等の方法により入札された８７件のうち５７件ある。このうち，荏原製作所及びクボタが加わった工事が多いが，荏原製作所及びクボタは，第一東京弁護士会会長に対する弁護士法第２３条の２に基づく照会回答（荏原製作所は平成１４年１１月２２日付け，クボタは同年９月２日付け）で，５社から，平成６年４月以降，ごみ焼却炉建設工事について協力要請を受けた事実，協力要請に応じた事実及び５社の協力を得て受注に成功した事実はいずれもない旨回答している（審Ｃ第５号証の１，２，第６号証の１，２）。また，５社が荏原及びクボタに受注への協力を依頼するなどした具体的な事実関係は明らかでない。

しかしながら，アウトサイダーであるユニチカ及び石川島播磨重工業に対して５社の者が受注への協力を依頼した事実が認められることは前記１（6）イのとおりであり，また，三菱重工業及び川崎重工業の営業担当者において荏原製作所及びクボタを含む７社の受注状況を指数化して把握しようとしたことは前記１（4）イのとおりである。さらに，違反行為期間内に発注された工事のうち６６件を５社のいずれかの者が受注しており，その落札率をみても，５

社以外の者が落札した工事の平均落札率に比べ，５社のうちのいずれかが落札した工事の平均落札率の方が高い（前記１（8））。これらのことからすれば，５社は，５社以外のプラントメーカーが入札に参加した場合，受注予定者等は，自社が受注できるよう協力を求め，その協力を得るようにしていたものと推認することができる。上記弁護士照会に対する回答の内容及び荏原製作所及びクボタに対し，具体的にどの物件についてどのような方法で受注の協力を求めていたか明らかではないことをもって，上記認定判断を左右するものではない。したがって，被審人らの主張は採用できない。

オ　日本鋼管は，ごみ焼却炉工事及びその営業の特殊性からすると，不確定要素が大きいことなどから，予め受注予定者を決定してこの者が受注するということはあり得ない旨主張する。

ごみ焼却炉の営業については，その情報収集活動及び「札幌市（第５清掃工場）」工事の営業実態は前記１（7）ウ(ｲ)認定のとおりであり，証拠（前記１（7）ウ(ｲ)認定にかかる証拠に加え，査第１２号証ないし第２２号証，審Ａ第９号証，第１０号証の１ないし１０，審Ｂ第１９号証，審Ｃ第８号証，第９号証，参考人金成益義）によれば，各プラントメーカーは，工事の受注に向けて，営業担当者等により様々な情報収集活動を行い，多大の費用と時間をかけて発注元の地方公共団体への営業活動を行っており，これにより，各工事の入札参加資格を得て入札に参加していること，地方公共団体のごみ処理設備の整備計画は，発注の数年前から判明することもあるが，用地の確保，環境影響評価等様々な要因で基本計画の見直し等が行われることも少なくないこと，また，整備計画に基づく機種の選定は，通常の公共工事における施工契約とは異なり，性能発注（設計・施工付契約）によることも多く，地方公共団体において，あらかじめ見積設計図書による技術審査を行い，これに合格した者につき，当該工事への入札参加資格を与え，この者の間で指名競争入札等の入札手続が行われることになること，プラントメーカーでは，営業計画を立てて営業活動に臨み，例えば，川崎重工業では，翌年度及び翌々年度の短期営業計画，向こう５年間の中期営業計画を立てて営業に臨むが，計画どおりに受注することは困難であることが認められる。

この認定事実によれば，地方公共団体の発注にかかるごみ焼却炉工事には，地方公共団体の計画の見直し等による不確定要素も多く，最終的に入札参加資格を得られるか否かについても，プラントメーカーの技術力や当該自治体への

営業活動に左右されるものといえる。しかしながら，５社は，地方公共団体発注にかかるストーカ炉の建設工事について，同工事にかかる製造能力，指名実績等において５社以外のプラントメーカーに比べて優位にあったことは前記第１の１（4）イのとおりであり，５社は，地方公共団体発注にかかるストーカ炉の工事計画に不確定要素が大きいにしても，そのような事情を踏まえてあらかじめ受注予定者を決めることはできたものというべきである。もっとも，このような事情の下では，受注予定者の決定の対象とされた工事の計画が見直しになったり，地方公共団体が採用するごみ焼却炉の燃焼方式が見込みと異なるなどの場合もあろうが，受注予定者とされた者が受注した事例が多いという実態に照らしても，この受注予定者を決定することが市場の実態に合わないとか，受注予定者の決定におよそ実効性がないとまでは認めるに足りない。したがって，同被審人の主張は採用できない。

また，三菱重工業は，ごみ焼却炉の受注には膨大な労力と多額の費用を要するのであり，受注予定者が決められていたことはない旨主張する。確かに，各プラントメーカーは，工事の受注に向けて，営業担当者等により様々な情報収集活動を行い，多大の費用と時間をかけて発注元の地方公共団体への営業活動を行っており，これにより，各工事の入札参加資格を得て入札に参加していることは上記認定のとおりである。しかしながら，このことは，各プラントメーカーの間で各工事について受注予定者を決定するなどの受注調整行為が行われ得るという事実とは直接抵触するものではないことは，前記１（7）ウ(ｲ)のとおりであり，同被審人の主張は採用できない。

カ　日本鋼管は，随意契約については，それが入札不調によるものであっても，契約としては当該地方公共団体が相手方及び契約条件を任意で決することができるのであるから，これを違反対象物件として区分することは失当であると主張する。確かに，入札不調による随意契約についても，地方公共団体が相手方及び契約条件について決することはできるが，このことは，入札が不調になったことの結果によるものにすぎず，当該入札に当たって５社間で受注予定者を決定していたとの認定判断を左右するものではない。したがって，同被審人の主張は採用できない。

キ　三菱重工業は，本件違反対象工事には，建設会社とのＪＶ工事があるが，建設会社との関係が何ら主張立証されていないと主張する。確かに，違反対象工事には，５社のうちの１名と建設会社とのジョイントベンチャーにより受注し

た工事があり（別紙３），５社とジョイントベンチャーの相手方となる建設会社との関係は不明であるが，これらの工事を含め５社間で受注予定者を決定していたことは前記認定のとおりであり，ジョイントベンチャーの相手方となる建設会社との関係が不明であることをもって，前記認定判断を左右するものではない。

３　５社の受注状況等

前記１及び２認定の事実によれば，５社が，本件違反行為期間中に，前記２（2）により，過半の工事を受注し，地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注する全連及び准連ストーカ炉の建設工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものと認めることができる。

第６　法令の適用

以上によれば，５社は，共同して，地方公共団体発注の全連及び准連ストーカ炉の建設工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，地方公共団体発注の全連及び准連ストーカ炉の建設工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって，これは，独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し，独占禁止法第３条の規定に違反するものである。

よって，５社に対し，本件違反行為が長期間にわたること，自ら競争を回復するための措置を講じていないことなどの事情を勘案し，独占禁止法第５４条第２項の規定により，主文のとおり審決することが相当であると判断する。

平成１６年３月２９日

公正取引委員会事務総局

審判長審判官　梶　山　省　照

審判官　金　子　順　一

審判官　相　関　　透

審査官の主張に係る５社が受注予定者を決定した工事一覧

別紙1

No	都道府県名	地方公共団体名（施設名）	受注予定者	証拠（査号証）
1	北海道	江別市	三菱重工業	155
2	北海道	恵庭市	日立造船	77，78
3	北海道	苫小牧市	日本鋼管	89，106②，107①
4	北海道	札幌市（第５清掃工場）	タクマ	89，136
5	青森	西海岸衛生処理組合	日立造船	77，78，129
6	青森	むつ市	川崎重工業	89
7	青森	弘前地区環境整備事務組合	５社	137，138
8	岩手	北上市	日本鋼管	155
9	岩手	大船渡地区環境衛生組合	日本鋼管	89
10	宮城	仙台市	三菱重工業	89
11	宮城	塩釜市	三菱重工業	89
12	秋田	横手平鹿広域市町村圏組合	三菱重工業	155
13	秋田	秋田市	タクマ	88，90，106①，147
14	山形	西村山広域行政事務組合	日立造船	88，90，106②，147，155
15	山形	酒田地区クリーン組合	川崎重工業	89
16	山形	山形市	三菱重工業	89
17	山形	置賜広域行政事務組合	タクマ	89，106②，107①
18	福島	福島市	川崎重工業	155
19	福島	いわき市（南部清掃センター）	三菱重工業	89，106②，107①
20	茨城	高萩市・十王町事務組合	日本鋼管	155
21	茨城	常陸太田地方広域事務組合	タクマ	155
22	茨城	阿見町	川崎重工業	107①
23	茨城	結城郡衛生組合［現在：下妻地方広域事務組合］	日立造船	107①
24	茨城	笠間市	日立造船	89
25	茨城	ひたちなか市（勝田清掃センター）	日立造船	89
26	茨城	水戸市	日立造船	89
27	茨城	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	日本鋼管	89，106②，107①
28	茨城	筑西広域市町村圏事務組合	タクマ	89
29	栃木	藤原町	川崎重工業	89
30	栃木	宇都宮市	５社	106②，107①
31	群馬	安中松井田衛生施設組合	タクマ	107①
32	群馬	太田市	５社	107①
33	群馬	沼田市外３カ村清掃施設組合	日立造船	89
34	埼玉	久喜宮代衛生組合	川崎重工業	155
35	埼玉	児玉郡市広域市町村圏組合	川崎重工業	89
36	埼玉	小川地区衛生組合	川崎重工業	89
37	埼玉	所沢市	川崎重工業	89
38	埼玉	川越市	日立造船	89
39	千葉	八千代市	川崎重工業	88，147，155
40	千葉	千葉市（新港工場）	川崎重工業	89，106①
41	千葉	東金市外三町清掃組合	タクマ	107①
42	千葉	成田市	三菱重工業	89
43	千葉	小見川町外二ケ町清掃組合	日立造船	89
44	千葉	富津市	日本鋼管	89
45	千葉	船橋市	日本鋼管	89
46	千葉	八街市	タクマ	89
47	千葉	流山市	５社	134
48	東京	国立市	日立造船	155
49	東京	東京都（中央地区清掃工場）	タクマ ↓ 日立造船	81，89，106①，106②，107①，111，112，114，115，116，117，118
50	東京	東京都（港地区清掃工場）	三菱重工業	81，107①
51	東京	東京都（台船式清掃工場）	日立造船	81，89
52	東京	東京都（有明清掃工場）	三菱重工業	81
53	東京	東京都（千歳清掃工場）	川崎重工業	81
54	東京	東京都（江戸川清掃工場）	日本鋼管	81

No	都道府県名	地方公共団体名（施設名）	受注予定者	証拠（査号証）
55	東京	東京都（新江東清掃工場）	タクマ	81
56	東京	東京都（墨田清掃工場）	日立造船	81
57	東京	東京都（多摩川清掃工場）	川崎重工業	81
58	神奈川	湯河原町真鶴町衛生組合	川崎重工業	107①
59	神奈川	秦野市伊勢原市環境衛生組合	三菱重工業	89
60	神奈川	川崎市	日本鋼管	89
61	神奈川	藤沢市	タクマ	89
62	神奈川	横須賀市	タクマ	89
63	神奈川	津久井郡広域行政組合	タクマ	89
64	新潟	長岡地区衛生処理組合	日立造船	107①
65	新潟	佐渡広域市町圏組合	川崎重工業	125
66	富山	富山市	タクマ	106①
67	富山	射水地区広域圏事務組合	タクマ	89
68	石川	松任石川広域事務組合	タクマ	107①
69	山梨	狭北広域行政事務組合	三菱重工業	89
70	長野	長野市	日本鋼管	89
71	岐阜	各務原市	川崎重工業	89
72	静岡	磐南厚生施設組合	日本鋼管	77，78
73	静岡	沼津市	タクマ	77，78
74	静岡	島田市北榛原地区衛生消防組合	三菱重工業	89
75	静岡	熱海市	日本鋼管	89，106②，107①
76	静岡	函南町	日本鋼管	89，106②，107①
77	静岡	清水市	日本鋼管	89
78	愛知	江南丹羽環境事務組合	三菱重工業	155
79	愛知	豊田加茂広域市町村圏事務処理組合	三菱重工業	77，78
80	愛知	春日井市	日本鋼管	106①
81	愛知	名古屋市（五条川工場）	三菱重工業	88，89，106①，147
82	愛知	新城広域事務組合	三菱重工業	89，106①，106②，107①
83	愛知	尾三衛生組合	三菱重工業	107①
84	愛知	安城市	５社	107①
85	愛知	犬山市	三菱重工業	89
86	愛知	名古屋市（猪子石工場）	タクマ	89，106②，107①
87	愛知	稲沢市外二町衛生組合	５社	106②，107①
88	愛知	豊橋市	三菱重工業	88，90，147
89	愛知	津島市ほか十一町村衛生組合	三菱重工業	85，88，90，106②，147
90	三重	松阪市	タクマ	155
91	三重	久居地区広域衛生施設組合	三菱重工業	89，106②，107①
92	滋賀	草津市	川崎重工業	107①
93	滋賀	湖北広域行政事務センター	三菱重工業	89
94	滋賀	栗東町	三菱重工業	89
95	京都	亀岡市	日立造船	107①
96	京都	京都市（東北部清掃工場）	川崎重工業	89，106②，107①
97	京都	福知山市	三菱重工業	89，106②，107①
98	京都	木津町	日本鋼管	89
99	大阪	南河内清掃施設組合（第２清掃工場）	日立造船	109，106②，107①
100	大阪	堺市	５社	107①
101	大阪	大阪市（平野工場）	三菱重工業	89
102	大阪	大阪市（舞洲工場）	日立造船	89
103	大阪	大阪市（東淀工場）	日本鋼管	89
104	大阪	松原市	タクマ	89
105	大阪	大阪市（森之宮工場）	タクマ	89
106	大阪	寝屋川市	５社	67
107	兵庫	尼崎市	日立造船	89，106②，107①
108	兵庫	加古川市	日立造船	89
109	兵庫	津名郡広域事務組合	日本鋼管	89
110	兵庫	小野市・社町・東条町環境施設事務組合	タクマ	106②，107①
111	奈良	上牧町・河合町	日立造船	155
112	和歌山	田辺市	日立造船	107①
113	和歌山	新宮市	日本鋼管	89

No	都道府県名	地方公共団体名（施設名）	受注予定者	証拠（査号証）
114	和歌山	有田周辺広域圏事務組合	５社	106②，107①
115	鳥取	米子市	日本鋼管	88，106①，106②，147
116	鳥取	鳥取中部ふるさと広域連合	日本鋼管	107①
117	岡山	津山市	タクマ	89
118	岡山	高梁広域事務組合	５社	106②，107①
119	広島	安芸地区衛生施設管理組合	日本鋼管	155
120	広島	賀茂広域行政組合	日本鋼管	88，106①，124，147
121	広島	芸北広域環境施設組合	タクマ	107①
122	広島	三原市	三菱重工業	89，106②，107①
123	山口	山口県中部環境施設組合	タクマ	107①
124	徳島	鳴門市	川崎重工業	89
125	徳島	三好郡行政組合	日立造船	89
126	愛媛	伊予地区ごみ処理既設組合	川崎重工業	89
127	愛媛	内山衛生事務組合	５社	106②，107①
128	愛媛	宇摩地区広域市町村圏組合	５社	106②，107①
129	高知	高知市	三菱重工業	88，106①，147
130	福岡	八女西部広域事務組合	三菱重工業	89
131	福岡	久留米市	三菱重工業	89
132	福岡	福岡市（臨海工場）	日立造船	89
133	佐賀	佐賀市	日本鋼管	89
134	長崎	県央広域圏西部地区塵芥処理一部事務組合	三菱重工業	77，78
135	長崎	佐世保市（新東部クリーンセンター）	川崎重工業	89，106②，107①
136	熊本	宇城八か町村清掃施設組合	川崎重工業	89，106②，107①
137	宮崎	小林市	日立造船	89
138	宮崎	宮崎市	日立造船	89
139	宮崎	日南地区衛生センター管理組合	日本鋼管	89，106②，107①
140	鹿児島	国分地区衛生管理組合	川崎重工業	82，83，84，87，89
141	沖縄	比謝川行政事務組合	５社	107①
142		「宮里」	日立造船	89
143		「油崎」	川崎重工業	89

（注）１　網掛けは平成６年4月１日から平成10年9月17日までに発注されたストーカ炉の建設工事である。
　　２　「受注予定者」欄の「５社」とは５社のいずれかの者が受注予定者であることを表す。

別紙 2

審査官の主張に係る査第107号証・1枚目の後に発注された工事の積み上げ状況
（査第106号証・2枚目における数値算出時点まで）

※ 黄色部分＝各社が受注した工事の加算箇所

					川崎重工業		三菱重工業		タクマ		日立造船		日本鋼管		荏原製作所		クボタ		
	査第107号証・1枚目の数値（H7.11.30時点：「東金」まで）				1099	8754	1545	8830	1791	8316	1227	8969	924	7945	1401	8119	1276	6731	
	「Q」の数値（B／A）【%】				12.55%		17.50%		21.54%		13.68%		11.63%		17.26%		18.96%		備　考
1	H8.6.3	三原市	准連	120 t	1099	8874	1665	8950			1227	9089	924	8065	1401	8239			
2	H8.6.13	日南地区衛生	准連	80 t	1099	8954	1665	9030	1791	8396	1227	9169	924	8145	1401	8319	1356	6811	※日南地区衛生：三菱重工業は入札に遅刻欠席しているが，指名はされていることから同社にも積み上げた。
3	H8.6.14	小野市社町組合	准連	50 t	1099	9004	1665	9080	1841	8446	1227	9219	924	8195			1356	6861	
4	H8.6.19	高梁広域	准連	56 t	1099	9060			1841	8502			924	8251	1457	8375	1356	6917	
5	H8.6.24	苫小牧市	全連	210 t	1099	9207	1665	9227	1841	8649	1227	9366	1071	8398	1457	8522	1356	7064	※苫小牧市：JV工事のため210トンに0．7掛けして147トンを積み上げた。
6	H8.6.24	宇城8か町村	准連	95 t	1194	9302	1665	9322	1841	8744	1227	9461	1071	8493	1457	8617	1356	7159	
7	H8.7.1	置賜広域	全連	255 t	1194	9557	1665	9577	2096	8999	1227	9716	1071	8748	1457	8872			
8	H8.7.3	久居地区広域	准連	130 t	1194	9687	1665	9707	2096	9129	1227	9846	1071	8878	1457	9002	1486	7289	
9	H8.8.19	尼崎市	全連	150 t	1194	9792	1665	9812	2096	9234	1332	9951	1071	8983			1486	7394	※尼崎市：JV工事のため150トンに0．7掛けして105トンを積み上げた。
10	H8.8.23	熱海市	准連	136 t	1194	9928	1665	9948	2096	9370	1332	10087	1207	9119			1486	7530	
11	H8.11.18	京都市東北	全連	700 t	1684	10418	1665	10438	2096	9860	1332	10577	1207	9609	1457	9492	1486	8020	※京都市東北：土建分離のため700トンに0．7掛けして490トンを積み上げた。
12	H9.2.23	龍ヶ崎塵芥	全連	180 t	1684	10598	1665	10618	2096	10040	1332	10757	1387	9789	1457	9672	1486	8200	
13	H9.5.20	名古屋市猪子石	全連	600 t	1684	11018	1665	11038	2516	10460	1332	11177	1387	10209			1486	8620	※名古屋市猪子石：土建分離のため600トンに0．7掛けして420トンを積み上げた。
14	H9.5.20	福知山市	准連	100 t			1765	11138	2516	10560	1332	11277	1387	10309			1486	8720	
15	H9.5.23	稲沢市他2町	全連	180 t	1684	11198	1765	11318	2516	10740	1332	11457	1387	10489	1637	9852			
16	H9.5.26	内山衛生事務	准連	21 t	1684	11219	1765	11339	2516	10761			1387	10510	1658	9873	1486	8741	
	H9.6.16	有明広域	准連	70 t															※有明広域：積み上げ対象工事から除外
17	H9.7.11	宇都宮市	全連	390 t					2516	11034			1387	10783	1658	10146	1759	9014	※宇都宮市：JV工事のため390トンに0．7掛けして273トンを積み上げた。
18	H9.7.16	函南町	准連	70 t			1765	11409	2516	11104			1387	10853	1658	10216	1829	9084	
19	H9.7.18	有田周辺広域	全連	100 t			1765	11459	2516	11154	1332	11507	1387	10903	1658	10266	1879	9134	※有田周辺広域：入替工事のため100トンに0．5掛けして50トンを積み上げた。
20	H9.7.29	佐世保市	全連	200 t	1884	11419	1765	11659	2516	11354	1332	11707	1387	11103	1658	10466			
21	H9.8.8	南河内清掃	全連	190 t	1884	11609	1765	11849	2516	11544	1522	11897	1387	11293	1658	10656	1879	9324	
22	H9.8.19	いわき市	全連	390 t	1884	11999	2155	12239	2516	11934	1522	12287	1387	11683	1658	11046	1879	9714	
	H9.10.13	児玉郡市広域	全連	228 t															※児玉郡市広域：積み上げ対象工事から除外
23	H9.10.20	宇摩地区広域	全連	150 t	1884	12149	2155	12389			1522	12437	1387	11833	1808	11196	1879	9864	
24	H9.12.24	新城広域	全連	60 t	1884	12191	2197	12431	2516	11976	1522	12479	1387	11875			1879	9906	※新城広域：JV工事のため60トンに0．7掛けして42トンを積み上げた。
25	H10.1.26	東京都中央	全連	600 t	1884	12611	2197	12851	2516	12396	1942	12899	1387	12295	1808	11616	1879	10326	※東京都中央：JV工事のため600トンに0．7掛けして420トンを積み上げた。
26	H10.5.25	西村山広域	全連	100 t	1884	12711	2197	12951	2516	12496	2042	12999	1387	12395	1808	11716	1879	10426	
27	H10.6.2	米子市	全連	270 t	1884	12981	2197	13221	2516	12766	2042	13269	1657	12665	1808	11986	1879	10696	
28	H10.6.10	津島市他組合	全連	330 t	1884	13311	2527	13551	2516	13096	2042	13599	1657	12995	1808	12316	1879	11026	
	H10.6.10時点の積み上げ結果				1884	13311	2527	13551	2516	13096	2042	13599	1657	12995	1808	12316	1879	11026	
	各社の受注／入札参加【%】				14.15%		18.65%		19.21%		15.02%		12.75%		14.68%		17.04%		

	査第106号証・2枚目の数値（H10.6.10時点：「津島」まで）				1884	13311	2527	13551	2516	13096	2042	13599	1657	12995	1808	12316	1879	11026	
	各社の分子／分母【%】				14.15%		18.65%		19.21%		15.02%		12.75%		14.68%		17.04%		

ストーカ炉の建設工事一覧（平成6年度から平成10年度）

番号	年度	地方公共団体名（施設名）	運転時間	工事内容	処理能力(トン)	入札日	契約方法	落札業者	落札価格/予定価格	入札参加業者
1	6	東京都（墨田清掃工場）	全連	新設	600	H6.5.27	見積合	日立造船(JV)	98.07%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
2	6	東京都(新江東清掃工場)	全連	更新	1800	H6.5.27	見積合	タクマ(JV)	98.03%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
3	6	多摩ニュータウン環境組合	全連	更新	400	H6.6.9	指名	日立造船	99.00%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
4	6	多摩川衛生組合	全連	更新	450	H6.6.11	指名	川崎重工業	98.31%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
5	6	八王子市(戸吹清掃工場)	全連	更新	300	H6.7.5	指名	日本鋼管	99.64%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
6	6	阿見町	准連	更新	84	H6.7.18	指名	川崎重工業	97.97%	川崎重工業，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原インフィルコ
7	6	太田市	全連	更新	150	H6.7.20	指名	クボタ	99.70%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原インフィルコ，クボタ
8	6	安城市	全連	更新	240	H6.7.20	指名	荏原インフィルコ	86.41%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原インフィルコ，クボタ
9	6	尾三衛生組合	全連	更新	200	H6.7.21	指名	三菱重工業	99.45%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原インフィルコ，クボタ
10	6	一宮市	全連	更新	450	H6.7.22	指名	日本鋼管	96.55%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
11	6	盛岡市	全連	新設	405	H6.7.26	指名	日本鋼管	98.93%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
12	6	大村市	准連	更新	111	H6.7.26	指名	三機工業	52.32%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，クボタ，ユニチカ，川崎技研，三機工業
13	6	秩父広域市町村圏組合	全連	更新	150	H6.7.27	指名	日立造船	99.83%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
14	6	下妻地方広域事務組合	全連	新設	200	H6.7.29	指名	日立造船	99.81%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原インフィルコ，クボタ，ユニチカ
15	6	八幡浜市	准連	更新	56	H6.8.5	指名	タクマ	97.50%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
16	6	背振共同塵芥処理組合	准連	新設	74	H6.8.8	指名	川崎技研	93.39%	川崎重工業，タクマ，三菱重工業，川崎技研
17	6	上尾市	全連	更新	300	H6.8.11	指名	日本鋼管	100.00%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
18	6	横浜市（旭工場）	全連	更新	540	H6.8.19	指名↓随契	三菱重工業	99.12%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
19	6	中巨摩地区広域事務組合	准連	更新	180	H6.11.14	指名	日本鋼管	99.14%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業

別紙3

ストーカ炉の建設工事一覧（平成6年度から平成10年度）

番号	年度	地方公共団体名（施設名）	運転時間	工事内容	処理能力(トン)	入札日	契約方法	落札業者	落札価格/予定価格	入札参加業者
20	6	双三清掃施設組合	准連	新設	60	H6.11.24	指名	川崎重工業		川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
21	6	東京都（港地区清掃工場）	全連	新設	900	H7.1.9	見積合	三菱重工業(JV)	99.18%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ
22	6	豊栄郷清掃施設処理組合	准連	増設	50	H7.1.31	指名↓随契	日立造船	99.60%	タクマ，日立造船，三菱重工業
23	6	比謝川行政事務組合	准連	新設	70	H7.2.10	指名↓随契	クボタ(JV)	100.00%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，クボタ
24	6	亀岡市	准連	更新	120	H7.3.1	指名	日立造船	98.00%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，クボタ
25	7	愛別町外３町塵芥処理組合	准連	新設	50	H7.4.28	指名	荏原製作所	95.65%	荏原製作所，クボタ，ユニチカ
26	7	佐渡広域市町村圏組合	准連	更新	80	H7.5.9	指名	川崎重工業	98.71%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
27	7	加須市，騎西町衛生施設組合	准連	更新	144	H7.5.11	指名	タクマ	96.42%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
28	7	北信保健衛生施設組合	全連	更新	130	H7.5.19	指名	タクマ(JV)	75.97%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ，石川島播磨重工業
29	7	山口県中部環境施設組合	全連	更新	220	H7.5.23	指名	タクマ	97.22%	川崎重工業，タクマ，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ
30	7	新発田地域広域事務組合	准連	更新	127	H7.5.29	指名	三機工業	92.11%	川崎重工業，タクマ，三機工業
31	7	長岡地区衛生処理組合	全連	更新	160	H7.6.9	指名	日立造船(JV)	99.58%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ
32	7	茅野市	准連	更新	100	H7.6.12	指名↓随契	三菱重工業	98.82%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
33	7	湯河原町真鶴町衛生組合	准連	更新	70	H7.6.15	指名	川崎重工業	97.96%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所
34	7	安中・松井田衛生施設組合	准連	更新	90	H7.6.22	指名	タクマ		川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ，ユニチカ，三機工業
35	7	松本市	全連	更新	450	H7.6.27	指名	日立造船	96.85%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
36	7	松任石川広域事務組合	全連	更新	240	H7.6.30	指名	タクマ	99.93%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ
37	7	仲多度環境保全組合	准連	更新	60	H7.7.14	指名	川崎技研	84.15%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ，ユニチカ，川崎技研，住友重工業
38	7	糸満市・豊見城村清掃施設組合	全連	新設	200	H7.7.31	指名	三菱重工業	96.79%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業

ストーカ炉の建設工事一覧（平成6年度から平成10年度）

番号	年度	地方公共団体名（施設名）	運転時間	工事内容	処理能力(トン)	入札日	契約方法	落札業者	落札価格/予定価格	入札参加業者
39	7	横浜市（金沢工場）	全連	新設	1200	H7.8.18	指名	日本鋼管	99.66%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
40	7	知多南部衛生組合	准連	更新	75	H7.8.18	指名	川崎重工業	73.69%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ，ユニチカ，川崎技研，三機工業，日本車輌製造，東レエンジニアリング，三井金属
41	7	可茂衛生施設利用組合	全連	更新	240	H7.9.26	指名	日立造船	48.78%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ，石川島播磨重工業
42	7	明石市（新大久保清掃工場）	全連	更新	480	H7.11.17	指名	住友重工業	76.51%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ，ユニチカ，バブコック日立，三井造船，神戸製鋼所，石川島播磨重工業，住友重工業
43	7	神戸市（第１０次クリーンセンター）	全連	更新	900	H7.11.21	指名	川崎重工業	98.59%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
44	7	東金市外三町清掃組合	全連	更新	210	H7.11.30	指名↓随契	タクマ	99.97%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所
45	8	三原市	准連	更新	120	H8.6.3	指名	三菱重工業	99.33%	川崎重工業，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所
46	8	日南地区衛生センター管理組合	准連	新設	80	H8.6.13	指名	クボタ	95.03%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，（三菱重工業），荏原製作所，クボタ，ユニチカ，川崎技研，住友重工業，三機工業
47	8	小野市・社町・東条町環境施設事務組合	准連	増設	50	H8.6.14	指名	タクマ	94.68%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，クボタ
48	8	高梁広域事務組合	准連	更新	56	H8.6.19	指名	荏原製作所	96.83%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，荏原製作所，クボタ，住友重工業，内海プラント
49	8	苫小牧市	全連	更新	210	H8.6.24	指名	日本鋼管(JV)	99.75%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ
50	8	宇城八か町村清掃施設組合	准連	新設	95	H8.6.24	指名	川崎重工業	99.89%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ
51	8	置賜広域行政事務組合	全連	新設	255	H8.7.1	指名	タクマ	99.23%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所
52	8	久居地区広域衛生施設組合	准連	更新	130	H8.7.3	指名	クボタ	96.36%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ，住友重工業
53	8	尼崎市	全連	増設	150	H8.8.19	指名	日立造船(JV)	96.28%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，クボタ
54	8	福岡市（臨海工場）	全連	新設	900	H8.8.21	指名	日立造船	99.97%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業

ストーカ炉の建設工事一覧（平成6年度から平成10年度）

番号	年度	地方公共団体名（施設名）	運転時間	工事内容	処理能力(トン)	入札日	契約方法	落札業者	落札価格/予定価格	入札参加業者
55	8	熱海市	准連	更新	136	H8.8.23	指名	日本鋼管	94.26%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，クボタ，住友重工業
56	8	湖北広域行政事務センター	准連	更新	98	H8.8.26	指名	三菱重工業	99.40%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
57	8	印西地区環境整備事業組合	全連	増設	100	H8.9.19	指名	日本鋼管	99.60%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
58	8	京都市（東北部清掃工場）	全連	更新	700	H8.11.18	一般	川崎重工業	97.82%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ
59	8	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	全連	更新	180	H9.1.23	指名	日本鋼管	98.98%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ
60	9	札幌市（第５清掃工場）	全連	新設	900	H9.4.22	指名	タクマ	99.62%	タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
61	9	名古屋市（猪子石工場）	全連	更新	600	H9.5.20	一般↓随契	タクマ	100.00%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，クボタ
62	9	福知山市	准連	更新	100	H9.5.20	指名	三菱重工業	95.90%	タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，クボタ，ユニチカ，川崎技研
63	9	稲沢市外二町衛生組合	全連	更新	180	H9.5.23	指名	荏原製作所	93.85%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所
64	9	内山衛生事務組合	准連	更新	21	H9.5.26	指名	荏原製作所	91.58%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，三菱重工業，荏原製作所，クボタ，川崎技研
65	9	南高南部衛生福祉組合	准連	新設	60	H9.5.28	指名	ユニチカ	95.60%	タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，ユニチカ，三機工業
66	9	南宇和衛生事務組合	准連	更新	38	H9.6.5	指名	タクマ	100.00%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，三機工業，住友重工業
67	9	有明広域行政事務組合	准連	新設	70	H9.6.16	指名	日立造船	80.17%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，クボタ，川崎技研，三機工業，川崎製鉄，住友重工業
68	9	日置地区塵芥処理組合	准連	更新	81	H9.7.3	指名	三機工業	72.40%	タクマ，荏原製作所，クボタ，川崎技研，三和動熱工業，住友重工業，三機工業
69	9	宇都宮市	全連	更新	390	H9.7.11	指名	クボタ(JV)	99.80%	タクマ，日本鋼管，荏原製作所，クボタ
70	9	柳泉園組合	全連	更新	315	H9.7.16	指名	住友重工業	74.27%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ，住友重工業，石川島播磨重工業
71	9	函南町	准連	更新	70	H9.7.16	指名	クボタ	99.52%	タクマ，日本鋼管，三菱重工業，荏原製作所，クボタ，ユニチカ
72	9	有田周辺広域圏事務組合	全連	更新	100	H9.7.18	指名↓随契	クボタ	99.60%	タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ
73	9	日立市	全連	更新	300	H9.7.24	一般	日立造船（JV）	99.97%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業

ストーカ炉の建設工事一覧（平成6年度から平成10年度）

番号	年度	地方公共団体名（施設名）	運転時間	工事内容	処理能力(トン)	入札日	契約方法	落札業者	落札価格/予定価格	入札参加業者
74	9	佐世保市（新東部クリーンセンター）	全連	更新	200	H9.7.29	指名	川崎重工業	94.56%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所
75	9	南河内清掃施設組合（第２清掃工場）	全連	新設	190	H9.8.8	指名↓随契	日立造船	99.18%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ，ユニチカ，住友重工業
76	9	いわき市（南部清掃センター）	全連	更新	390	H9.8.19	指名	三菱重工業	99.86%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ
77	9	児玉郡市広域市町村圏組合	全連	更新	228	H9.10.13	一般	川崎重工業	89.86%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，三菱重工業，荏原製作所，クボタ，住友重工業，石川島播磨重工業
78	9	宇摩地区広域市町村圏組合	全連	更新	150	H9.10.20	一般	荏原製作所	89.92%	川崎重工業，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ
79	9	新城広域事務組合	全連	更新	60	H9.12.24	指名	三菱重工業(JV)	99.49%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，クボタ，ユニチカ，住友重工業
80	9	東京都（中央地区清掃工場）	全連	新設	600	H10.1.26	一般	日立造船(JV)	94.68%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ，住友重工業，石川島播磨重工業
81	10	西村山広域行政事務組合	全連	更新	100	H10.5.25	指名	日立造船	98.88%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ
82	10	八千代市	全連	更新	100	H10.5.25	指名	川崎重工業	99.51%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
83	10	米子市	全連	更新	270	H10.6.2	指名	日本鋼管	99.84%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ，ユニチカ，住友重工業
84	10	津島市ほか十一町村衛生組合	全連	更新	330	H10.6.10	指名	三菱重工業	99.56%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，荏原製作所，クボタ
85	10	名古屋市（五条川工場）	全連	新設	560	H10.7.30	一般	三菱重工業	100.00%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業，クボタ
86	10	高知市	全連	更新	600	H10.8.17	指名	三菱重工業(JV)	－	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業
87	10	賀茂広域行政組合	全連	増設	150	H10.8.31	指名	日本鋼管	97.53%	川崎重工業，タクマ，日本鋼管，日立造船，三菱重工業

注１　平成６年４月１日から平成１０年９月１７日までの間に指名競争入札，一般競争入札及び指名見積り合わせの方法により発注された工事である。
注２　「運転時間」欄の「全連」とは２４時間稼動する全連続燃焼式を，「准連」とは１６時間稼動する准連続燃焼式であることを表している。
注３　「工事内容」欄の「新設」とは新設工事を，「更新」とは更新工事を，「増設」とは増設工事をそれぞれ表している。
注４　「処理能力」とは，１日当たりのごみ処理能力トン数を表したものである。
注５　「契約方法」欄の「指名」とは指名競争入札，「一般」とは一般競争入札，「見積合」とは指名見積り合わせの方法により発注されたことを表している。
　　「指名↓隋契」又は「一般↓隋契」とは指名競争入札又は一般競争入札が不調のため随意契約に移行したことを表している。
注６　「落札業者」欄の「(JV)」とはプラントメーカーと土木建築業者の「共同企業体」によって受注されたことを表している。
注７　「落札価格／予定価格」欄は予定価格に対する落札価格の割合である。
注８　網掛けした６０工事は審査官が違反対象であると主張する工事である。

別紙２

平成１１年（判）第４号

審　　決　　案

大阪市住之江区南港北一丁目７番８９号
被審人　日立造船株式会社
同代表者　代表取締役　古　川　　実
同代理人　弁　護　士　寺　上　泰　照
同　　岩　下　圭　一
同　　楠　森　啓　太
同　　佐　藤　水　暁

東京都千代田区丸の内一丁目１番２号
被審人　ＪＦＥエンジニアリング株式会社
（旧商号　日本鋼管株式会社）
同代表者　代表取締役　小　菅　茂　義
同代理人　弁　護　士　伊集院　　功
同　　内　藤　　潤
同　　浅　野　左也香
同復代理人　弁　護　士　墳　崎　隆　之

大阪市北区堂島浜一丁目３番２３号
被審人　株式会社タクマ
同代表者　代表取締役　手　島　　肇
同代理人　弁　護　士　寺　上　泰　照
同　　岩　下　圭　一
同　　楠　森　啓　太
同　　佐　藤　水　暁

東京都港区港南二丁目１６番５号
被審人　三菱重工業株式会社
同代表者　代表取締役　西　岡　　喬

同代理人　弁　護　士　大　岸　　聡
同　　川　合　弘　造
同　　紺　野　博　靖
同復代理人　弁　護　士　弘　中　聡　浩
同　　一　場　和　之
同　　宇　野　伸太郎

神戸市中央区東川崎町三丁目１番１号
被審人　川崎重工業株式会社
同代表者　代表取締役　田　﨑　雅　元
同代理人　弁　護　士　寺　上　泰　照
同　　岩　下　圭　一
同　　楠　森　啓　太
同　　佐　藤　水　暁

上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第３５号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく平成１１年（判）第４号独占禁止法違反審判事件について，公正取引委員会から独占禁止法第５１条の２及び公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第３１条第１項の規定により担当審判官に指定され，独占禁止法第５４条第２項に規定する「特に必要があると認めるとき」の要件の存否について審理を委任された本職らは，審判の結果，次のとおり審決することが適当であると考え，規則第８２条及び第８３条の規定に基づいて本審決案を作成する。

主　　文

１　被審人日立造船株式会社，同ＪＦＥエンジニアリング株式会社，同株式会社タクマ，同三菱重工業株式会社及び同川崎重工業株式会社の５社は，遅くとも平成６年４月以降行っていた，地方公共団体が指名競争入札，一般競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注する全連続燃焼式及び准連続

燃焼式ストーカ炉の新設，更新及び増設工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた行為を，平成１０年９月１７日以降行っていないことを確認しなければならない。

２　前記５社は，次の事項を地方公共団体に通知し，自社の従業員に周知徹底させなければならない。この通知及び周知徹底の方法については，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。

⑴　前項に基づいて採った措置

⑵　今後，共同して，地方公共団体が指名競争入札，一般競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の新設，更新及び増設工事について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

３　前記５社は，今後，それぞれ，相互に又は他の事業者と共同して，地方公共団体が競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の新設，更新及び増設工事について，受注予定者を決定してはならない。

４　前記５社は，前３項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理　　由

第１　本審決案作成の経緯

１　本件については，平成１５年１１月１０日の第２０回審判期日において，一度，審判手続が終結され，平成１６年３月２９日付けで，被審人日立造船株式会社（以下「被審人日立造船」という。），同ＪＦＥエンジニアリング株式会社（以下「被審人ＪＦＥエンジニアリング」という。），同株式会社タクマ（以下「被審人タクマ」という。），同三菱重工業株式会社（以下「被審人三菱重工業」という。）及び同川崎重工業株式会社（以下「被審人川崎重工業」という。）の５社（以下「被審人５社」という。）による独占禁止法第３条に違反する不当な取引制限行為の存在を認定し，同法第５４条第２項により同法第７条第２項に規定する措置を命じる審決を行うことを相当とする内容の審決案（以下「第１次審決案」という。）が作成され，公正取引委員会に提出されている。

２　その後，公正取引委員会は，本件について，審判官に対し，独占禁止法第

５４条第２項に規定する「特に必要があると認めるとき」の要件への該当性の存否について更に審理を行わせるため審判手続の再開を命じた。よって，本職らは，再開後の審判における審理の対象を措置の必要性の存否に限定して，審判手続を行った。

３　再開された審判手続における審理の結果，後記第３のとおり，本件について，上記「特に必要があると認めるとき」の要件への該当性を認めることができる。

第２　争点並びに審査官及び被審人５社の主張

１　争点

被審人５社による第１次審決案認定の独占禁止法第３条の規定に違反する不当な取引制限行為（以下「本件違反行為」という。）が存在したことを前提として，本件違反行為についての独占禁止法第５４条第２項に規定する「特に必要があると認めるとき」の要件への該当性（以下「措置の必要性」という。）の存否が，本審決案の判断の対象となる争点である。

２　審査官の主張

⑴　独占禁止法第３条，第６条，第８条第１項又は第１９条の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）が既になくなっているが，それが必ずしも確実であるといい得ない場合，違反行為が再び行われるおそれがある場合及び違反行為の結果が残存していて競争秩序の回復が不十分である場合等には，なお違反行為が排除されたことを確保する措置を講じることが必要であるから，このような場合は，措置の必要性があると解すべきである。

本件のようないわゆる入札談合は，多数の発注物件について，特定の業界における複数の事業者が他の事業者と共同して，受注予定者を決定し，受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力する行為（以下「受注調整行為」という。）を長期間にわたり，継続的・恒常的に行うという性質を持つものであり，自由な価格競争を否定し公共入札制度が図ろうとする競争に直接的かつ甚大な損害を与える最も悪質な行為類型と評価されており，社会的損害が大きいことから，その抑止が強く求められている。

受注調整行為は，上記のような性質を持ち，受注価格の低落防止という事業者の利にかなうものであることから，違反行為参加者間において，容

易に強固な協調的関係が形成される。そして，これが取りやめられた場合にあっても，その基礎となった違反行為参加者間の協調的関係が十分に解消されず，競争秩序の回復の障害となるとともに，違反行為が再び行われる可能性が高いといえる。このようなことからすると，受注調整行為については，一般的にみて，措置の必要性があるというべきである。

そして，本件においては，以下に述べるような本件の具体的事情からみても，本件違反行為と同様の行為が再び行われるおそれがあると認められ，また，違反行為の結果が残存していて競争秩序の回復が不十分であると認められる。したがって，本件においては，措置の必要性がある。

⑵　違反行為終了後の市場の状況

本件違反行為の対象となった地方公共団体が指名競争入札等の方法によって発注する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカ炉の新設，更新及び増設工事（以下「本件ストーカ炉工事」といい，同工事に係る市場を「ストーカ炉市場」という。）について，本件違反行為終了後の平成１０年９月１７日から平成１６年７月３１日までの間（以下「本件対象期間後の期間」という。）における発注状況は，以下のとおりである。

ア　発注者

地方公共団体のほかに第三セクター，環境大臣の指定を受けて一般廃棄物の処理等を行う廃棄物処理センター，地方公共団体から廃棄物処理事業等を受託したＰＦＩ事業者もストーカ炉の建設工事を発注している。これらの事業者は地方公共団体に準じる者であり，発注者についてみるべき変化は認められない。

イ　発注件数，金額等

本件対象期間後の期間におけるストーカ炉の建設工事（あらかじめ機種をストーカ炉と選定した上で入札が実施されたもの）の発注件数は５４件であり，地方公共団体が発注したものが５１件（発注トン数１４，３６１トン，発注金額６３６０億円），前記第三セクター等が発注したものが３件（発注トン数１，５６９トン，発注金額５０３億円）であった。発注件数の推移は平成１３年度以降減少しているように見受けられるが，これは，ダイオキシン類の排出濃度の基準値が規制強化されたことから，当該排出濃度の基準値に適合したごみ処理ができるように平成１２年度までにごみ焼却施設の更新工事，新設工事等を前倒しする発注

者が多かったためとみられる。

上記５４件を規模別にみると，１日当たりの処理能力が４００トン以上の大型工事が１７件，２００トン以上４００トン未満の中型工事が１４件，２００トン未満の小型工事が２３件となっている。

ウ　発注方法

本件対象期間後の期間に発注されたストーカ炉の建設工事５４件の発注方法は，一般競争入札１７件，指名競争入札３３件，その他４件（特命随意契約２件，総合評価型指名競争入札及び公募型プロポーザル方式各１件）となっており，一般競争入札の割合が増加し，価格以外に技術面の要素も評価基準に含める新たな選定方法の導入がみられるものの，いまだに発注方法に顕著な変化は認められない。

エ　入札参加者，入札参加実績等

プラントメーカーの入札参加者は，本件違反行為が継続していた平成６年４月から平成１０年９月１６日までの期間（以下「本件対象期間」という。）においては，被審人５社のほかに１６社あったが，本件対象期間後においては，１６社のうち１０社が引き続き参加し，新たに入札に参加したのは実質的に１社である。よって，入札参加者にさしたる変化はない。

入札参加実績は，前記５４件中，指名競争入札等により発注された５０件（うち２件は地方公共団体に準ずる者による。）のうち，被審人５社は，件数，処理能力トン数のいずれでみても，依然として７０パーセント台ないし８０パーセント台の高い入札参加率を維持している。

なお，株式会社荏原製作所（以下「荏原製作所」という。）及び住友重機械工業株式会社（以下「住友重工業」という。）も約７０パーセントの入札参加率となっているが，受注実績は少ない状況にある。

オ　受注実績

被審人５社は，中型及び大型のストーカ炉の建設工事について受注している比率が高く，件数，処理能力トン数，金額のいずれでみても約７０パーセントを受注している状況にあり，大規模な工事を中心に依然として高い受注実績を有している。

カ　参考見積りの提出実績

被審人５社は，発注者からの参考見積り提出依頼について，件数，処

理能力トン数いずれでみても，８０パーセントを超える工事について依頼を受けている。また，大型の工事について，すべての発注者から見積り依頼を受けたのは被審人５社のみである。

⑶　違反行為が再び行われるおそれがあることについて

ア　協調的関係の確立，維持

被審人５社は，本件合意の下，遅くとも平成６年４月以降平成１０年９月１７日までの４年５か月余の長期にわたり，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていたのであり，それ以前の平成元年ころから同様の行為を行っていたことがうかがわれることから，被審人５社の間には強固な協調的関係が確立していたものと推定される。

イ　違反行為の終了の契機

被審人５社が本件違反行為を取りやめたのは，公正取引委員会が立入検査を実施して審査を開始したからであり，自発的意思に基づいてやめたものではなく，調査を受けなければ，被審人５社が違反行為を継続していたことは明白である。

また，被審人５社に本件違反行為を改める対応がみられないことから，被審人５社の受注調整行為への意欲が消滅しているとは認められない。

ウ　被審人５社の有力性

前記⑵のとおり，本件違反行為終了後のストーカ炉市場においても，ストーカ炉の発注方法に顕著な変化はなく，また，被審人５社の入札参加実績，受注実績等は高い状況が維持されており，被審人５社とその余の者との格差は縮まっておらず，被審人５社は依然としてストーカ炉市場において有力な地位にある。

エ　ストーカ炉の建設工事の特性

ストーカ炉の建設工事は，１件当たりの受注金額が大きい反面，その営業活動に多額の費用と労力を要する特性があり，受注予定者を決定しておけば，入札での競争を回避して大きな利益が得られるだけでなく，投入した費用の回収が確実になされることとなる。

このような事情は，ストーカ炉の建設工事の受注を目指す被審人５社にとって，受注調整行為の誘因となる。

オ　被審人５社が受けた独占禁止法違反に係る措置

被審人５社は，昭和５４年１２月１３日，他のプラントメーカー２社

とともに，全連続燃焼式ごみ焼却施設について，受注予定者を決定するためのルールの内容を検討していた事実について，公正取引委員会から警告を受けている。

被審人５社は，この警告に基づき，今後，ごみ焼却施設の引合いに際して共同して受注予定者を決定する行為を行わないことの確認書を公正取引委員会に提出した。被審人５社は，それにもかかわらず，本件違反行為に及んだものである。

また，被審人５社は，その他にも，別紙１（公正取引委員会の５社に対する過去の措置一覧）記載のとおり，公正取引委員会から勧告及び課徴金納付命令の法的措置並びに警告措置を受けている。

カ　談合情報

平成１２年１２月８日に一般競争入札が行われた仙台市（松森工場）の工事，同月２２日に一般競争入札が行われた橿原市の工事及び平成１３年１月２５日に指名競争入札が行われた大月都留広域事務組合の工事は，いずれも被審人５社が入札に参加し，被審人の１社又は被審人の１社が参加した共同企業体が落札しているが，入札実施前に，落札者に係る情報が寄せられており，事前情報どおりの落札者が落札した。

キ　以上の諸事情からすれば，被審人５社が本件違反行為と同様の行為を行うおそれがあると認められる。

(4)　競争秩序の回復が不十分であることについて

ア　アウトサイダーの参入状況等

前記(2)エのとおり，本件対象期間後のストーカ炉市場においては，被審人５社以外の入札参加業者数が減少し，新規参加業者がわずか１社という状況の下，被審人５社の入札参加実績，受注実績は依然として高い状況にあり，被審人５社の優位性は揺るがない状況にある。

イ　入札結果の状況

本件対象期間後の期間に被審人５社が受注したストーカ炉の建設工事は３３件あるところ，落札率が９５パーセント以上のものが１６件と約半数を占め，うち１０件が９８パーセント以上となっている。また，３３件中１回目の入札で落札されなかった７件については，いずれも落札した者が，１回目，２回目の各入札ともに最低価格で応札している。

なお，被審人５社が平成１５年度以降に落札した４件の落札率が５９

パーセントないし７０パーセントと低いものとなっているが，このような落札率は本件対象期間においても散見されており，このような落札率による落札事例が存在することをもって競争秩序が回復されているとみることはできない。

ウ　被審人５社が受注予定者を決定していた工事の本件対象期間後における発注状況

被審人５社が本件対象期間内に被審人５社のうち１社を受注予定者として決定し，同期間内に発注に至っていなかった工事のうち，別紙２（受注予定者決定済み工事）記載の１８件については，本件対象期間後の期間に発注され，そのうち８件を受注予定者とされた被審人が落札している。

また，同様に受注予定者を決定していた工事で，本件対象期間後の期間に発注され，被審人５社以外の者が受注した工事が３件あるが，その落札率はいずれも９５パーセントを上回っており，被審人５社の中では，受注予定者となっていた被審人が最低の価格で応札している。

エ　被審人５社は，本件合意の下，遅くとも平成６年４月以降平成１０年９月１７日までの４年５か月余の長期にわたり，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていたのであり，それ以前の平成元年ころから同様の行為を行っていたことがうかがわれることから，被審人５社の間には強固な協調的関係が確立していたものと推定される。そして，本件対象期間後の前記アないしウの状況は，長期間行われていた違反行為により確立した被審人５社の協調的関係が維持されており，競争秩序が十分に回復していないことを示すものと認められる。

３　被審人５社の主張

⑴　被審人日立造船，被審人タクマ及び被審人川崎重工業（以下「被審人日立造船ほか２社」という。）の主張

ア　排除措置において防止の対象となる違反行為の同一性について

違反行為がなくなっている場合において措置を命ずることができるのは，当該違反行為と同一ないし社会通念上同一性があると考え得る違反行為が行われるおそれがある場合に限定されると解すべきである。しかるに，本件における受注調整行為は，単なる受注価格の低落を防止する目的とする受注調整行為と異なり，受注機会の均等化を目的としてお

り，当事者間の均等化の維持という内在的制約が存するため，その相互拘束性においても，共同遂行性においても，当事会社以外の競争事業者の状況や市況の変動等において多くの制約を受けるものである。よって，本件違反行為は，単に受注価格の低落防止を目的とする受注調整行為に係る違反行為とは同一性を欠くものである。

イ　本件対象期間後のストーカ炉市場の状況について

ストーカ炉市場の状況に大きな変化はないとする審査官の主張は誤っている。

本件違反行為の終了後約７年間が経過する間にごみ焼却炉市場が大幅に縮小し，とりわけストーカ炉市場は急激に縮小している。平成１６年度においては，指名競争入札等の方法により発注された１４件のうち，ストーカ炉は３件であり，残り１１件はガス化溶融炉等である。平成１２年度以降ガス化溶融炉が台頭しストーカ炉に替わって市場の中心となっている。

また，ほとんどの工事の入札に被審人５社以外のアウトサイダーが参加するようになっている。そして，このような状況下で，生き残りをかけた熾烈な競争が行われている状況にある。

ウ　被審人５社の優位性について

本件対象期間後は，ストーカ炉の入札参加実績において荏原製作所や住友重工業も被審人５社に匹敵する実績を有し，参考見積りの提出実績においても株式会社クボタ（以下「クボタ」という。）等が被審人５社に匹敵する実績を有するまでに台頭してきている。市場参入時期，実績，技術力等によって被審人５社が他の事業者に対して相対的に優位性を持っていたのは過去の事実であり，そのような優位性は既に消滅している。

エ　違反行為が再び行われるおそれについて

(ｱ)　第１次審決案は，被審人５社が本件基本合意を被審人５社による会合において実行していたと認定し，また，被審人５社による会合が本件に対する公正取引委員会の審査の開始以降開催されていないことを本件違反行為の終了の認定の根拠としている。しかるに，審査官は，このように本件違反行為の実効性を担保する重要な手段と認定されている被審人５社の会合が平成１０年９月１７日以降開催されてい

ないことについて，被審人５社の会合の開催の復活の可能性の存否等，同開催との関係で違反行為が再び行われるおそれがあることを明らかにしていない。

(ｲ) 数少ない物件をめぐり熾烈な競争が繰り広げられているストーカ炉市場においては，競争事業者であるアウトサイダーの協力等は想定できず，実現性はない。違反行為が再び行われるおそれがあると認めるには，発注工事数が激減している状況の下でもアウトサイダーを含めて協調的関係が形成されやすい特別な事情が存在するか，ストーカ炉市場が以前のような発注状況に回復することが期待できなければならない。しかし，そのような事情の存在について立証はなされていない。

(ｳ) 現在のストーカ炉市場は，発注件数の減少により，仮に受注調整を試みたとしても各年度に被審人５社間にも工事が行き渡らないような状況である。複数年にわたる待機期間を想定することなど営利企業の各年度の予算制度上からもあり得ず，非現実的であるから，受注機会の均等化目的の受注調整行為は実際のストーカ炉市場においては到底不可能である。

オ　競争秩序の回復について

(ｱ) 前記のとおりストーカ炉市場においては，アウトサイダーも参加した熾烈な競争が存在し，被審人５社の優位性など微塵もない状況にあることを考慮すれば，競争を回避し合っていることを推認できるというためには，少なくとも，「受注予定者とされていた者」等のアウトサイダーに対する何らかの働きかけに係る具体的事実の存在が必要である。

(ｲ) 審査官は，落札率の状況を競争秩序が回復されていないことの根拠として主張するが，ストーカ炉の予定価格や落札価格は大幅な下落傾向にあり，このような傾向自体が活発な競争の存在を推認させており，落札率をことさらに取り出して根拠とすることは無意味である。

　のみならず，被審人５社に荏原製作所，クボタを加えた７社の落札率を比較すると，本件対象期間後の期間においてもっとも落札率が高いのは荏原製作所であり，クボタと被審人ＪＦＥエンジニアリングが続いた状態にある。特に，荏原製作所とクボタは９０パーセントを下

回った工事がない。この２社を除くアウトサイダーの平均落札率も９４パーセントに上る。また，本件対象期間後の期間において，落札率が９０パーセントを下回る物件は１９．３パーセントであり，決して無視できる数値ではない。このような落札率の状況は，競争秩序が回復されていないとする審査官の主張に反するものといえる。

㈣　審査官は，本件対象期間後の期間に発注された工事８件について，本件違反行為終了前に受注予定者とされていた者が工事を受注していると主張するが，８件のうち１件は本件違反行為の対象外の公募型プロポーザル方式によるものであり，残りの７件のうち６件については５社以外のアウトサイダーも入札に参加しており，そこには５社の協調的関係など認められない。

⑵　被審人ＪＦＥエンジニアリングの主張

ア　審査官の主張は，単なる憶測や抽象論，一般論の域を出ないものであって，「特に必要があると認めるとき」に該当するかどうかを認定する根拠となる法的に意味のある具体的な事実は主張・立証されていない。受注調整行為については一般的に排除措置を命じる必要があるといった曖昧で抽象的な根拠で排除措置を行うことは，独占禁止法が認めた範囲を逸脱して被審人らに不当に厳しい制裁を加えるものであり容認できない。

イ　さらに，本件対象期間後のストーカ炉建設工事に関しては，以下に述べるような状況がみられるのであり，これを合わせ考えれば，ストーカ炉市場における競争秩序は十分に維持されており，また，違反行為が再び行われるおそれも皆無である。よって，本件において措置の必要性が認められないことが明らかである。

㈠　ストーカ炉市場における競争の激化

ストーカ炉市場は，本件対象期間以降大きな変化を見せており，以前に増してメーカー間の競争が激しくなっている。すなわち，ダイオキシンの規制強化対策やガス化溶融炉の増加等によってストーカ炉の発注件数自体が減少の一途をたどり，かつ，アウトサイダーがほぼすべての工事に参加する状態となっていること等を背景にして，ストーカ炉市場における競争はますます激化している。アウトサイダーの参加により，仮に被審人５社において受注予定者を決定したとして

も全く実効性のない状況に変化しているのである。このような市場の状況からすれば，競争は適正に確保されており，違反行為が再び行われるおそれなどないことが明らかである。

(ｲ) ストーカ炉を取り巻く外部的状況の変化

本件対象期間以降，入札の適正化に向けた法整備や，違反行為に対する法規制の強化などが次々と行われ，例えば，独占禁止法の改正により，法人への刑事罰の上限が１億円から５億円に引き上げられ，さらに，課徴金の算定率の引き上げが行われる等，独占禁止法を犯すことは各メーカーにとって企業の存続すら左右しかねない重大なリスクを背負うことにつながることとなった。このような極めて重大なリスクを負ってまで，発注件数が減少の一途をたどっていて今後の発展が期待できないストーカ炉建設工事に関して被審人らがあえて違反行為に及ぶ動機もメリットも全く認められない。

また，本件対象期間後，一般的に入札談合を行いにくい入札制度とされる一般競争入札制度や価格面以外も考慮する公募型プロポーザル方式などの新たな発注方式に移行している。

このようなストーカ炉を取り巻く外部的状況の変化からすれば，本件対象期間後においては，特に排除措置が必要と認められる状況は存在していない。

(ｳ) 法令遵守体制の強化

被審人ＪＦＥエンジニアリングにおいては，法令遵守を企業としての行動指針の一つに掲げているのをはじめとして，社長や全取締役，執行役員，監査役等をメンバーとする法令遵守体制の核となるコンプライアンス委員会の定期的な開催から従業員に対する法令遵守についての大規模な集合研修の実施や建設業法コンプライアンス手帳の配布まで様々な方策を採用し，同被審人における最重要課題の一つとしてこれを社内において徹底させる努力を行っている。

したがって，違反行為を防止する体制が徹底されているので，違反行為が再び行われるおそれはない。

ウ 審査官の主張について

(ｱ) 被審人５社の入札参加率や受注実績の高さ等について

被審人５社の入札参加率の高さや被審人５社に対する参考見積り

の依頼の多さは，被審人ら５社が発注者側からの高い要求水準を満たすに足りる高度の技術力や実績を有すること，また，これが発注者から評価されたこと等の結果にほかならない。そして，さらに，受注に向けた企業努力を惜しまなかったからこそ，結果的に高い受注実績を得ることができたのである。このような観点を一切無視して受注実績等からストーカ炉市場の競争秩序が阻害されているとか，違反行為が再び行われるおそれがあるなどと主張するのは，同市場の実態を無視するものである。

⑷　本件対象期間に受注予定者が決定された物件の発注状況について

審査官の主張を前提としても，被審人５社が受注予定者を決定した工事のうち本件対象期間後の期間に発注された工事１８件のうち，受注予定者とされた者が受注したのは５割未満の８件にすぎない。この程度の確率をもって，被審人らが競争を回避し合っていたと結論づけることはできない。受注予定者が被審人５社中で最低価格で入札したとする事実についても，このような事実から競争秩序が未回復であると結論づけるには論理の飛躍がある。

⑺　落札率について

落札率は競争秩序とは全く関連性がなく，落札率の状況から，協調的関係を維持していると結論づけることはできない。落札率が高いことは競争が活発でないことを意味するという審査官の主張の前提は，根本的に誤りである。

⑻　被審人ら５社が過去に受けた独占禁止法に係る措置について

被審人らが過去に独占禁止法に係る措置を受けているとの点についても，本件違反行為とは法律上のみならず事実関係においてもまったく別個の行為に対する措置であり，被審人５社が違反行為を繰り返すおそれがあると認める根拠とはならない。

また，最近の談合情報についても，当該情報どおりの事実関係がなかったことが客観的に明らかになっている。

⑶　被審人三菱重工業の主張

ア　独占禁止法第５４条第２項の条文上，「特に必要があると認めるとき」と規定する以上，審査官の主張するように受注調整行為について一般的に措置の必要性があると解することはできず，措置の必要性を認め

るためには，特段な事情が存在することが必要である。審査官の主張は，受注調整行為の存在を認定しながら排除措置命令を取り消した東京高裁判決（平成１６年４月２３日）にも反する。

イ　ストーカ炉市場の状況について

平成６年から平成１５年までの発注件数とストーカ炉の処理能力１トン当たりの単価の関係をみると，需要の増減によって価格が決定するという市場原理を忠実に反映しており，ストーカ炉をめぐる市場では，競争原理が十分に働いてきたのであり，需要と供給の関係によって正当な価格が決定されていたことが明らかである。また，新規参入者及び市場から撤退した事業者が存在していることからすれば，ストーカ炉においては，競争秩序が正常に機能しているということができる。

そして，ストーカ炉の総発注件数の推移をみると，ダイオキシン規制による特需があった平成１２年は例外として，ガス化溶融炉の台頭等により，年々減少しており，とりわけ平成１３年以降は著しく減少し，毎年５件程度しかない。さらに，発注方法も変化し，全入札物件に占める一般競争入札物件の割合が年々上昇し，また，指名競争入札においても，被審人５社以外の事業者の中にも指名率を急激に伸ばしている者が存在するなど，被審人５社以外の事業者の入札への参加が容易になり，参加実績も増加している。その結果，被審人５社を含めて１６社もの事業者が，わずかな数のストーカ炉の受注をめぐって熾烈な競争を繰り広げている状況にある。会社自体の業績悪化に影響を及ぼしたり，焼却炉事業から撤退しなければならないという事態に陥るほど赤字覚悟の厳しい価格競争が行われている。

さらに，近年は，ゴミ焼却炉メーカーは，施設の運営受託などのソフト面に力を入れて他社との差別化を図るというビジネスモデルへ転換を図る傾向にある。このようなソフト面のサービスは多種多様な工夫が可能であるから，質の争いが重視されるものとなっている。

ウ　被審人５社間の「協調的関係」について

審査官の主張する「協調的関係」の内容は不明確である上，その存在を認めるに足りる証拠はない。

平成１０年９月の立入検査以来，既に６年半以上が経過しているのであり，また，需要の減少等により近年の競争は著しく激化し，市場環境

が大幅に変化している以上，違反行為の存続期間が長期間に及ぶことは，「協調的関係」が存在することの根拠とはならない。

審査官は，本件対象期間後の期間における落札率が高いことを根拠とするが，実際には，落札率が低い工事の割合は増加していることや，競争の結果，予定価格が下がっていることを無視した議論である。また，落札率は，事業者が入札価格を抑えて落札価格が低くなったとしても，予定価格が低くなれば落札率は高くなる関係にあるなど，自治体の財政等によっても左右されるのであり，単に落札率が高いことを以て「協調的関係」が存在し，競争が回避されているとの結論を導くことはできない。

審査官は，本件対象期間中に受注予定者が決定されていた１８件の工事中８件について受注予定者となっていた者が受注したと主張するが，審査官は受注予定者が決定されていたとするすべての工事についての発注状況を明らかにしておらず，不十分な検討から導かれた恣意的な数値にすぎないから，「協調的関係」の存在を認定する根拠とはならない。そもそもストーカ炉はオーダーメイドであり，営業活動の成果によって，焼却炉の仕様を自社の仕様に近づけることに成功したメーカーが受注に当たって有利となることは当然のことである。有力メーカーが受注調整なしで高い確率で受注に至ることも当然である。有力視されていたメーカーが１０件において落札できなかった事実こそ重視すべきである。

エ　違反行為が再び行われるおそれについて

前記イのとおり被審人５社以外に１０社以上の事業者が入札に参加して激しい競争が行われている本件対象期間後のストーカ炉市場の状況からすれば，仮に被審人５社の優位性が揺るぎ得ない状況にあるとしても，また，被審人５社間に何らかの協調的な関係が認められたとしても，同市場における競争が制限されることはあり得ない。

また，ソフト面のサービスが重要となっていく今後のごみ焼却市場においては，審査官の主張するような受注調整行為はメーカーにとって全く無意味である。

審査官主張の談合情報については，単なる噂や憶測に過ぎない。

よって，本件違反行為と同様の行為が再びくり返されるおそれはない。

オ　競争秩序の回復について

前記ウのとおり，被審人５社間に協調的関係の存在は認められず，また，被審人５社以外に１０社以上の事業者が入札に参加している以上，仮に，被審人５社間に何らかの協調的な関係が認められたとしても，競争が制限されることはなく，競争秩序の回復に影響を及ぼすことはない。

第３　審判官の判断

１　事実及び証拠

本件争点の判断の前提となる事実として，以下の事実を認定することができる。

⑴　本件違反行為の態様等

本件違反行為の態様は，指名競争入札，一般競争入札又は指名見積り合わせ（以下「指名競争入札等」という。）の方法により発注される物件について，事前に受注予定者を決定し，受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力する旨の基本合意に基づき，遅くとも平成６年４月以降平成１０年９月１７日まで，４年５か月余の期間にわたり継続して，多数の物件について受注調整行為を行ったというものである。また，本件違反行為の終了の契機は，公正取引委員会の審査開始を契機とするものであって，被審人５社が自発的に終了させたものではない（第１次審決案認定のとおり。）。

本件違反行為の対象となった本件ストーカ炉工事は，１件当たりの発注金額が大きく（後記⑵ア），また，営業活動や資料の作成に多額の費用と労力を要するという特性がある（第１次審決案の第５の１(7)イ(ｲ)）。

⑵　本件違反行為がなくなった後のストーカ炉市場の状況

ア　発注件数，金額等

本件違反行為の終了した日以降の本件対象期間後の期間に，市町村，一部事務組合及び広域連合（以下「地方公共団体」という。）が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事は４８件である。

発注金額(落札金額による。以下同じ。)は，合計５９７４億円であり，１件当たりの発注金額は，プラントメーカーが単独で受注する案件において，最低１８億７８００万円，最高４２０億円，平均約１０３億９０００万円，プラントメーカーと土木建築業者による共同企業体（以下「ＪＶ」という。）が受注する案件において，最低５１億８０００万円，最

高２８２億円，平均１８６億１５００万円と高額である。

発注時期別では，平成１１年度までが１４件（発注金額２３１０億円），平成１２年度が２１件（発注金額２１２５億円），平成１３年度が５件（発注金額３７５億円），平成１４年度が４件（発注金額８３２億円），平成１５年度が３件（発注金額２６６億円），平成１６年度（ただし同年７月２８日まで）が１件（発注金額６６億円）であり，発注件数は平成１３年度以降減少している。規模別にみると，１日当たりの処理能力が４００トン以上の大型が１４件（２９．２パーセント），２００トン以上４００トン未満の中型が１３件（２７．１パーセント），２００トン未満の小型が２１件（４３．８パーセント）となっている。（査第１９４号証）

なお，上記期間に発注された上記各工事に準ずる工事として，地方公共団体が指名競争入札等以外の方法により発注した工事３件，第三セクター，通常の一般廃棄物の処理及び処理施設の建設等を業務とする廃棄物処理センター並びに地方公共団体から廃棄物処理事業等を受託したＰＦＩ事業者が発注した工事各１件の合計６件（発注金額合計８８９億円）がある（これらを以下「市場外工事６件」という。）（査第１９４号証）。

ストーカ炉の発注件数は，上記のとおり平成１３年度以降減少している。また，ごみ焼却施設全体でみると，焼却炉の方式として，ダイオキシン対策や焼却灰の処理等において有利なガス化溶融炉の割合が増加し，ストーカ炉の発注の割合は減少傾向にあり，平成１２年度以降は，ガス化溶融炉の発注件数がストーカ炉の発注件数を上回っている（審Ｃ第１５号証，審Ｃ第１６号証）。しかし，発注件数の減少については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正により平成１４年１２月からダイオキシン類の排出濃度に対する規制が強化されたことから（査第１７号証，査第１９５号証），これに適合した処理ができるよう平成１２年度までにごみ焼却施設の更新，新設を前倒しする発注者が多かったためとみられること，ガス化溶融炉との競合については，ストーカ炉についても，既設炉を高温燃焼できるよう改良することによりダイオキシン類の排出濃度の減少，無害化処理，エネルギー回収効率の向上を図る次世代型の開発が進められていること（査第１９５号証）等

を考慮すると，発注件数の減少から直ちにストーカ炉市場が消滅しつつあるとまでは認められない。

イ　発注方法

本件対象期間後の期間に地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事４８件の発注方法は，一般競争入札が１７件（３５．４パーセント），指名競争入札が３１件（６４．６パーセント）である。地方公共団体によるストーカ炉の発注において，一般競争入札の方法による発注は，平成７年度まではみられなかったが，平成８年度から平成１０年度においては，発注件数４４件中７件，平成１１年度から平成１３年度においては発注件数３９件中１２件，平成１４年度から平成１６年度（ただし同年７月２８日まで）においては発注件数８件中５件（平成１５年度においては３件中３件）が一般競争入札による発注であり，一般競争入札による発注の割合が増加してきている。

なお，市場外工事６件の発注方法は，特命随意契約（平成１０年度），ＰＦＩ方式（平成１５年度），総合評価指名方式（平成１６年度）及び公募型プロポーザル方式（平成１６年度）が各１件，指名競争入札が２件（平成１２年度及び平成１４年度）である。（査第２９号証，査第１９４号証）

ウ　入札参加者及び参加実績

本件対象期間に，本件ストーカ炉工事の入札に参加していたプラントメーカーは，被審人５社及び荏原製作所，クボタ，住友重工業，石川島播磨重工業株式会社（以下「石川島播磨重工業」という。），ユニチカ株式会社（以下「ユニチカ」という。），株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」という。）等の１６社の合計２１社であった。（査第２９号証）

本件対象期間後においては，プラントメーカーとして，被審人５社のほかに，荏原製作所，クボタ，住友重工業，石川島播磨重工業，ユニチカ，神戸製鋼所（ただし，平成１５年１０月１日に神戸製鋼所の環境事業を株式会社神鋼環境ソリューションが承継し（査第１９６号証），その後は同社が入札参加者となった。）等の１０社が引き続き参加し，その余の６社は参加していない。一方，日立金属株式会社（以下「日立金属」という。）が新たに入札に参加するようになった。（査第１９４号証）

本件対象期間後の期間に発注された本件ストーカ炉工事４８件に対

して，被審人５社は，本件違反行為について公正取引委員会の勧告を受けたこと等による指名停止措置等により入札への参加を認められなかった工事が８件ないし１１件あったものの，それ以外の工事については，各社とも９０パーセント以上の工事の入札に参加している。また，平成１３年度以降に発注された工事についてみると，被審人タクマが１件で指名を受けなかった以外は，入札の参加を認められていない工事を除き，すべての工事の入札に参加している。（査第１９４号証）

本件ストーカ炉工事の入札に対する被審人５社以外のプラントメーカーの参加状況は，平成６年度においては２４件中半数以下の１０件において延べ１９社が参加していたにとどまっていたが，平成７年度以降参加の対象となる工事数及び参加する事業者数が増加し，平成７年度から平成１０年度までに発注された工事６４件の入札に延べ１３５社が参加し，特に平成９年度には，２１件の工事の入札に延べ５５社（１工事当たり２．６社）が参加していた。本件対象期間後の期間に発注された４８件については，４４件の工事の入札に延べ１３８社（被審人５社全社が指名停止措置等により入札への参加を認められなかった工事８件を除く４０件についてみると１工事当たり２．２社）が参加している。平成１３年度以降に発注された１３件についてみると，すべての工事の入札に１社から５社，平均３．４社が参加しており，被審人５社以外のプラントメーカーの入札への参加実績が増大している。（査第２９号証，査第１９４号証）

被審人５社以外のプラントメーカーの中で参加率が高いのは，荏原製作所，クボタ，住友重工業及び石川島播磨重工業であり，各社とも平成６年度又は平成７年度から入札に参加し，平成９年度に発注のあった２１件中，荏原製作所は１４件（６６．７パーセント），クボタは１５件（７１．４パーセント），住友重工業は３件（１４．３パーセント），石川島播磨重工業は８件（３８．１パーセント）の入札に参加し，平成１３年度以降に発注された１３件中，荏原製作所は１０件（指名停止措置により参加できなかった１件を除く１２件中８３．７パーセント），クボタは８件（６１．５パーセント），住友重工業は１０件（７６．９パーセント），石川島播磨重工業は７件（５３．８パーセント）の入札に参加している。一方，本件対象期間後に新たに参入した日立金属は，平成１２年度と平

成１３年度に各１件の入札に参加したにとどまっている。（査第１９４号証）

エ　受注実績

被審人５社は，本件対象期間に地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事８７件中６６件（７５．９パーセント）を受注（土木建築業者とのＪＶによる受注を含む。以下同じ。）していた。そして，本件対象期間後の期間に発注された４８件中３１件（被審人５社のすべてが指名停止措置等により入札への参加を認められなかった工事８件を除く４０件の７７．５パーセント），平成１３年度以降に発注された１３件中１１件（８４．６パーセント）を受注している。（査第２９号証，査第１９４号証）

被審人５社以外のプラントメーカーは，本件対象期間後の期間に発注された工事のうち１４件を受注し，荏原製作所が３件，クボタが４件，住友重工業が３件，また，石川島播磨重工業，ユニチカ，神戸製鋼所及び日立金属が各１件を受注している。（査第１９４号証）

被審人５社は，１日当たりの処理能力が２００トン以上４００トン未満の中型工事及び４００トン以上の大型工事について受注している比率が高く，本件対象期間後の期間に発注されたこれらの工事（被審人５社のすべてが指名停止措置等により入札への参加を認められなかった工事を除く。）２２件中１９件（８６．４パーセント），平成１３年度以降に発注された工事についてみると９件中８件（８８．９パーセント）を受注している状況にあった。（査第１９４号証）

オ　参考見積りの提出実績

本件対象期間後の期間に地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事４８件のうち，入札に先立って発注者が参考見積りを徴取した工事は４１件あり，そのうち見積り依頼先が明らかなものは３７件である。被審人５社は，そのうち，指名停止，指名回避及び見積り依頼回避等により見積り依頼を受けることが許されなかった工事以外の工事について，被審人日立造船及び被審人川崎重工業は全件（３１件中３１件）で，被審人ＪＦＥエンジニアリング（３０件中２７件），被審人タクマ（２８件中２６件）及び被審人三菱重工業（３１件中２９件）も件数において９０パーセント以上の工事で見積りを依

頼されていた。また，参考見積り徴取があった大型工事について，すべての発注者から見積り依頼を受けたのは被審人５社のみであった。（査第１９４号証）

カ　落札率の状況

本件対象期間後の期間に地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事４８件の落札率（落札価格の予定価格に対する割合）の平均は９１．９パーセント，そのうち被審人５社が受注した工事３１件の落札率の平均は９０．１パーセント，被審人５社以外のプラントメーカーが受注した１７件の落札率の平均は９５．２パーセントで後者が上回っている。上記４８件の工事のうち，平成１３年度までに発注された４０件の落札率の平均は９５．４パーセント，平成１４年度以降に発注された８件（すべて被審人５社が受注）の落札率の平均は７４．４パーセント，そのうち平成１５年度以降に発注された４件の落札率の平均は６３．９パーセントである。（査第１９４号証）

⑶　被審人５社間で受注予定者を決定していた工事の受注の状況

被審人５社が本件違反行為に基づき被審人５社のうち１社を受注予定者とすることを決定していながら，本件対象期間内には発注されていなかったストーカ炉建設工事（発注者が地方公共団体のもの及び発注方法が指名競争入札等の方法以外の方法によるものを含む。）が，本件違反行為の終了後に別紙２（受注予定者決定済み工事）記載のとおり１８件発注されている（査第１９４号証。これらの工事について被審人５社が受注予定者を決定していた事実は，第１次審決案において認定済みの本件違反行為の存在を前提として，同別紙の証拠欄記載の証拠により認定することができる。）。

上記１８件の工事中被審人５社が入札に参加しなかった工事並びに特命随意契約及び公募型プロポーザル方式によった工事を除く１３件の工事についてみると，被審人５社が受注した１０件のうち８件で本件違反行為に基づき受注予定者として決定されていた被審人が受注しており，被審人５社が受注できなかった３件についても，被審人５社の中では受注予定者として決定されていた被審人が最も低い価格で入札している。なお，上記８件の落札率は，特に低い１件（６１．５パーセント）を除く７件で平均９６．６パーセントと高いものになっている。

⑷　被審人５社が受けた過去の措置

被審人５社は，昭和５３年１月２７日から同年１２月１１日の間，他の２社とともに，地方公共団体の発注する全連続式ごみ焼却施設の建設工事の受注に関し，各社の担当者の間で受注予定者を決定するためのルールの作成及び受注物件の配分比率を検討していたことについて，昭和５４年１２月１３日に公正取引委員会から共同して受注予定者を決定する行為は独占禁止法第３条に違反する行為であるとして警告の措置を受けた。被審人５社は，これに応じて，今後更に上記検討作業を行わず，また，ごみ焼却施設の引合いに際して共同して受注予定者を決定する行為を行わないことを他の２社と共に確認する文書を昭和５４年１２月２６日付けで作成し，また，自社のごみ焼却施設を担当する部門に対して，社長等から，上記警告を受けたことを通知するとともに共同して受注予定者を決定する行為を厳に慎むよう指示を行い，以上の措置を採ったことを公正取引委員会に報告していた。（査第１９８号証，査第１９９号証の１ないし査第１９９号証の５）

その他，被審人日立造船は，別紙１（公正取引委員会の５社に対する過去の措置一覧）記載の番号２及び４の内容欄に記載された違反行為を，被審人ＪＦＥエンジニアリング及び被審人三菱重工業は同別紙記載の番号２の内容欄に記載された違反行為を，被審人川崎重工業は同別紙記載の番号１及び２の内容欄に記載された違反行為を行ったことにより，該当する措置区分欄記載の措置を受けている。

なお，同別紙記載の番号３及び５ないし８の措置については，違反行為を行った事実自体が疑いにとどまっている上に，措置の具体的な経過についても明らかではなく，また，同別紙記載の番号９の措置については，勧告の対象となった違反行為の存否自体が争われて係争中であるから，いずれも措置の必要性の認定の根拠とするには足りない。

２　措置の必要性について

⑴　措置の必要性の認定方法

ア　独占禁止法第５４条第２項は，公正取引委員会は，審判手続を経た後，違反行為が既になくなっていると認める場合において，特に必要があると認めるときは，審決をもって，被審人に対し，同法第７条第２項に規定する措置を命じなければならないと規定している。この規定は，既に

違反行為がなくなっていても，当該違反行為に係る市場におけるあるべき競争秩序の回復・維持を図るため，違反行為が排除されたことを確実にする措置を講じる必要があるときには，公正取引委員会において排除措置を命じることにより競争秩序の回復・維持に万全を期そうとしたものである。したがって，既に違反行為がなくなっていても，違反行為が再び行われるおそれがある場合や，当該違反行為の結果が残存していて競争秩序の回復が不十分である場合等は，当該違反行為に係る市場における競争秩序の回復・維持を図るため，排除措置を命じる必要があるから，措置の必要性があるものと解すべきである。

そして，再び行われるおそれがある違反行為を防止する目的の排除措置を命じる場合において防止の対象となる違反行為としては，これを既に行われた違反行為と全く同一の違反行為に限定すると解する場合には，違反行為の性格によっては，既に行われた違反行為により制限された市場の競争秩序の回復・維持という目的を達成することができないから，既に行われた違反行為と措置の必要性の観点から同一性のある違反行為についても，これを防止の対象として措置の必要性を認定することができると解すべきである。

イ　本件違反行為は，受注機会の均等化を目的とする受注調整に係る違反行為ではあるが，措置の必要性に関しては，単に受注価格の低落防止を目的とする受注調整に係る違反行為についても，本件違反行為と同一性のある違反行為として措置の必要性を判断し，これを防止の対象とする措置を命じることができると解することが相当である。

この点について，被審人日立造船ほか２社は，本件違反行為は，受注機会の均等化を目的としているので，単に受注価格の低落防止を目的とする受注調整に係る違反行為とは措置の必要性の観点から同一性を欠くと主張する。

しかし，本件のような受注調整において受注機会の均等化を図ることは，受注調整参加者間における受注物件の配分の一態様であり，本件違反行為はこれを基本合意中に組み込んだものといえる。そして，受注調整における受注物件の配分基準は，これを受注調整参加者間で取り決める際に基礎となる市場の状況，各事業者の事業能力，受注意欲などの諸般の事情が随時変化し得るものである上に，受注調整参加者間の合意さ

え成立すれば，これらの変化に対応して当該基準を変更して受注調整を継続したり，再開することは容易である。したがって，受注調整に係る違反行為における措置の必要性の判断においては，既に行われた違反行為により制限された市場の競争秩序の回復・維持という目的を達成する観点から，既に行われた違反行為と同一の市場を対象とし，違反行為の主要な参加者を共通にする不当な取引制限行為については，明確な受注物件の配分基準の存否やこれを基本合意に組み込んでいるかどうかにかかわらず，防止の対象とする必要がある。よって，受注機会の均等化を目的とする受注調整に係る違反行為と，単に受注価格の低落防止を目的とする受注調整に係る違反行為は，措置の必要性の観点から同一性があると解することが相当であり，被審人日立造船ほか２社の上記主張は理由がない。

⑵　違反行為が再び行われるおそれの存否について

ア　いわゆる入札談合行為は，特定の業界における複数の事業者間で，長期間にわたり，継続的・恒常的に実行されるという性格の行為であることから，その過程で，競争を回避することによって利益を得ることを志向する個々の事業者の意識と，これを共同して行うことを容易にする事業者間の協調的な関係が強固に形成される。そのため，一般的に，違反行為がいったん終了しても，このような意識や協調的関係が直ちには解消されず，違反行為の実行を困難とする市場の状況の出現や違反行為に対する確実な防止策の実施等の違反行為の実行を確実に抑止するに足りる事情が存在しない限り，違反行為が再び行われるおそれがあるといえる。

イ　本件違反行為は，いわゆる入札談合であり，遅くとも平成６年４月以降平成１０年９月１７日まで４年５か月余の期間にわたり継続され，その終了の契機は，公正取引委員会の審査開始を契機とするものであって，被審人５社が自発的に終了させたものではない。また，被審人５社は，前記１(4)のとおり，過去に本件違反行為の対象となったストーカ炉市場と関連性のある全連続式ごみ焼却施設の建設工事の市場における受注調整に関し，公正取引委員会から警告の措置を受けたことがありながら，同様の本件違反行為を行うに及んでいること等からして，被審人５社において，独占禁止法に違反する行為を防止するための体制に不備が

あったことが明らかである。そして，本件違反行為の対象となったストーカ炉の建設工事は，一件当たりの発注価格が最低でも１８億円を超えるという高額であって，かつ，営業活動や資料の作成に多額の費用と労力を要するため，早期に受注予定物件を決定することにより，営業における費用と労力を大きく節減できることから，違反行為の実行によって得られる利益が大きいという受注調整行為の誘因となる特性がある。

これらの諸事情を考慮すれば，将来同様の違反行為が再び行われるおそれがあると認めることができる。

ウ　被審人５社の主張について

(ｱ) ストーカ炉市場における発注件数の減少，他のメーカーの参加実績の増大及び競争状態について

被審人５社は，ストーカ炉市場の状況が発注件数の減少と他のメーカーの参加実績の増大によって大きく変化したので，違反行為の実行は困難となったと主張する。そして，被審人５社の指摘するように，ストーカ炉市場においては，本件対象期間後，一般競争入札の割合が増大して被審人５社以外のプラントメーカーの入札への参加実績が増大しつつあること，平成１３年以降，発注件数が減少した状態が継続しているなどの状況の変化が生じていることを認めることができる（前記１(2)アないしウ）。

しかし，発注件数の減少については，一方では競争を激化させる要因であるが，他方で，入札参加者において，競争の激化による受注機会の不確実化と受注価格の低落を回避するために受注調整を行う動機ともなり得るのであるから，これによって当然に違反行為の実行が困難となることにはならない。

また，発注件数の減少下で被審人５社以外のプラントメーカーの参加実績が増大していることについても，被審人５社以外のプラントメーカーの新規参入の状況や受注実績の状況等から被審人５社がなお優位な地位を維持していると認められることに照らせば，これによって，ストーカ炉市場に違反行為の実行を困難とするような状況の変化が生じたと認めるには足りない。すなわち，本件対象期間後に入札に参加している被審人５社以外のプラントメーカーは，日立金属を除き，本件対象期間中から本件ストーカ炉工事の入札に参加している

事業者であり，本件対象期間中の平成９年度頃には既に相当数の入札に参加していたが，その参加にかかわらず，被審人５社による違反行為が継続されていた経緯があり，また，これらのプラントメーカーの中には，個別の工事の入札においては，被審人５社による受注調整への協力要請を受け，これに応じていた者も存在する（第１次審決案第５の１(6)イ）。そして，本件対象期間後に新たに参入した日立金属は，その参加実績及び受注実績（前記１(2)ウ，エ）からみて，ストーカ炉市場における競争関係に大きな影響を及ぼし得る地位にはないと認めることができる。一方，被審人５社は，その参加実績，受注実績及び参考見積りの提出実績（前記１(2)ウないしオ）からすれば，「大手５社」と称され，他のプラントメーカーと比べて優位にあった本件対象期間中と同様に，本件対象期間後においても，ストーカ炉市場において中規模以上の工事を中心として高い受注実績を残すなど，他のプラントメーカーと比べてなお優位な地位にあり，発注者からも高い要求水準を満たすに足りる高度の技術力や実績を有する事業者として評価されていることを認めることができるのであり，被審人５社の優位性は失われたとする被審人５社の主張は採用できない。このように，従前から被審人５社以外のプラントメーカーが入札に参加していながら本件違反行為が維持されてきた経過，本件対象期間後において，有力なプラントメーカーが新規に参入しておらず，ストーカ炉市場への参加者に大きな変化がないこと，そして，被審人５社がストーカ炉市場においてなお優位な地位にあることからすれば，発注件数が減少し，かつ，被審人５社以外のプラントメーカーの入札参加実績が増大している現状においても，被審人５社の受注調整によって，ストーカ炉市場の相当の割合の工事を受注していくことが可能な状態にあると認めることができるのであり，ストーカ炉市場における違反行為の実行が困難となっているとは認められない。

さらに，被審人５社は，本件対象期間後のストーカ炉市場において激しい競争が行われているので違反行為の実行が困難となっていると主張するところ，平成１５年度以降に発注された４件の本件ストーカ炉工事（被審人日立造船が３件，被審人タクマが１件を落札している。）の落札率は平均６３．９パーセントと相当に低く，受注に際して

活発な競争が行われたことをうかがわせるものであり（前記１(2)カ），被審人５社の主張に沿うものとなっている。しかし，ストーカ炉市場において現時点で競争状態が存在していても，当該事実自体から直ちに同市場において違反行為を行うことが困難な事情が存在していると認めることはできない。

よって，被審人５社の上記各主張は採用できない。

(ｲ) 被審人５社の会合の不開催について

被審人日立造船ほか２名は，本件違反行為の実効性を担保する重要な手段と認定されている被審人５社の会合が平成１０年９月１７日以降開催されていないのであるから，違反行為が再び行われるおそれはないと主張する。

しかし，被審人５社の会合が，平成１０年９月１７日以降も開催されていないとしても，会合を再開すること自体は何ら困難なことではないから，現時点で被審人５社の会合が開催されていない事実は違反行為が再び行われるおそれがないことの根拠とはなり得ない。

よって，上記被審人らの主張は採用できない。

(ｳ) ストーカ炉市場における発注件数の減少と受注機会の均等化目的による受注調整の可否について

被審人日立造船ほか２名は，本件ストーカ炉工事が，発注件数の減少により，仮に受注調整を試みたとしても各年度に被審人５社間にも工事が行き渡らない状況となっているので，企業の各年度の予算制度上，複数年にわたって受注を待機することがあり得ないため，受注機会の均等化目的の受注調整行為が行われることはないと主張する。

しかし，複数年にわたり受注がないまま入札への参加を継続しているプラントメーカーが現に多数存在している事実自体から，各プラントメーカーにおいて予算制度上，複数年にわたって受注を待機することがあり得ないとする被審人の主張に理由がないことが明らかであり，被審人日立造船ほか２名の上記主張は採用できない。

(ｴ) ストーカ炉を取り巻く外部的状況の変化について

被審人ＪＦＥエンジニアリングは，違反行為に対する法規制の強化等によって独占禁止法を犯すことが各メーカーにとって重大なリスクとなっていること，本件対象期間後，地方自治体によるストーカ炉

の発注方式が，一般競争入札制度や価格面以外も考慮する公募型プロポーザル方式などの新たな発注方式に移行していること等のストーカ炉を取り巻く外部的状況の変化からすれば，本件対象期間後においては，特に排除措置が必要と認められる状況は存在していないと主張する。

しかし，法規制の強化等による違反行為の発生を抑止する効果は一般的なものであるから，当該効果によって個別の事案における違反行為の繰り返しのおそれを否定するには足りない。また，価格以外の要素も考慮する発注方式の増加についても，そのために本件ストーカ炉市場が消滅しつつあるとまでは認められないから，同市場における発注件数の減少の問題（前記(ｱ)）として考慮すれば足りる。そして，一般競争入札の割合の増大は，被審人５社以外のプラントメーカーの入札への参加を容易にすることによって違反行為の発生を抑止する効果を一般的に有するものといえるが，被審人５社以外のプラントメーカーの参加実績を考慮しても本件において違反行為の実行が困難になっているとは認められないことは，前記(ｱ)のとおりである。

よって，被審人ＪＦＥエンジニアリングの上記主張は採用できない。

(ｵ) 法令遵守体制の強化について

被審人ＪＦＥエンジニアリングは，同被審人においては，法令遵守体制の強化により，違反行為が再び行われるおそれはないと主張する。

しかし，整備された法令遵守体制が有効に機能するかどうかは，その運用次第であり，当該制度が適切に運用されていることについては，今後違反行為の発生を防止する実績をあげることによって初めて証明し得るのであるから，現時点においてその有効性を確定することはできない。

よって，同被審人における法令遵守体制の強化の事実をもって，違反行為が再び行われるおそれがないと認めることはできず，同被審人の上記主張は採用できない。

(ｶ) ストーカ炉の単価の低下について

被審人三菱重工業は，平成６年以来，ストーカ炉の発注件数とストーカ炉の処理能力１トン当たりの単価の関係が，需要の増減によって価格が決定するという市場原理を忠実に反映している状態にある

こと，及び，新規参入者及び市場から撤退した事業者の存在からすれば，ストーカ炉市場においては，競争秩序が正常に機能しているということができると主張する。

しかし，確かに発注されたストーカ炉のごみ処理能力当たりの単価（予定価格の単価）の平均値を年度ごとに比較すると，平成１１年度５１００万円，平成１２年度５６００万円，平成１３年度４５００万円，平成１４年度４５００万円，平成１５年度３６００万円となっていて，平成１２年度に一度上昇した後に低落傾向にあり，被審人三菱重工業の主張に沿う状況となっているが，同単価は，工事の内容において土木工事を含むものと含まないものが峻別されずに算定されていること，単価の額が同一年度における同程度の規模の工事間においても大きく相違しており（例えば，４００トン以上の工事についてみると，平成１１年度で３９２０万円から５３３万円，平成１３年度で３７６０万円から５４３０万円，平成１４年度で２３３０万円から４２９０万円となっており，個別の工事ごとに変化が大きい。），個々の工事ごとに個性のあるものと考えられるので，本件における程度の少数の発注件数の下では同単価の各年度ごとの平均値を単純に比較しても一定の結論を導き出すことはできないというべきである。

また，新規参入者及び市場から撤退する事業者は，受注調整が行われ競争が実質的に制限されている市場においても存在し得るから，ストーカ炉市場において，これらが存在している事実によっては，違反行為が再び行われるおそれがあることを否定できるほどに競争が活発であることを認定する根拠としては不十分である。

よって，被審人三菱重工業の上記主張は採用できない。

エ　なお，審査官主張の前記第２の２(3)カの事実は，新聞で当該報道があった事実からのみでは，入札実施前に，落札者に係る情報が寄せられていた事実や談合が現実に行われた事実を認めるには足りない。

よって，これを違反行為が再び行われるおそれがあるかどうかの判断の根拠とするには足りない。

(3)　競争秩序の回復について

ア　前記１(3)の事実によれば，本件対象期間後に発注された本件ストーカ炉工事の入札において，被審人５社は，本件対象期間中に被審人５社

間で受注予定者を決定していた工事については，その多くで，受注予定者に決定されていた被審人が受注することを妨げないように，低価格による入札をあえて行わないという入札行動を取っていたものと推認することができる。

このような競争を回避する行動は，長期間行われていた被審人５社の違反行為の結果が残存していて競争秩序が十分に回復していないことを示すものといえる。

イ　この点について，被審人日立造船ほか２社は，被審人５社が競争を回避し合っていることを推認できるというためには，少なくとも，「受注予定者とされていた者」等のアウトサイダーに対する何らかの働きかけに係る具体的事実の存在が必要であると主張する。

しかし，前記競争回避行為は，あくまで被審人５社の個々の行為態様であり，競争の制限を目的とする共同行為ではないので，アウトサイダーの行為態様とは無関係である。

よって，上記被審人の主張は採用できない。

ウ　なお，審査官は，本件対象期間後の期間に被審人５社が受注したストーカ炉の建設工事の落札率が９５パーセント以上のものが約半数を占める高い率を示していること等の入札状況から，長期間行われていた被審人５社の違反行為により確立した被審人５社の協調的関係が維持されており，競争秩序が十分に回復していないことを示すものと主張している。しかし，同時期の被審人５社以外が受注したストーカ炉１７件の落札率をみると，９５パーセント以上のものが１２件と約７割を占め，そのうち８件が９８パーセント以上となっており，被審人５社の受注物件以上の高いものとなっており，このような状況を考慮すると，落札率等を根拠として本件対象期間後のストーカ炉建設工事の受注に係る競争が活発でないと評価できるとしても，これが本件違反行為の影響の残存によるものかどうかは明らかとはいえない。

第４　法令の適用

以上によれば，第１次審決案により本件違反行為の存在が認定されており，かつ，本件においては，違反行為が再び行われるおそれがあり，また，違反行為の結果が残存していて競争秩序の回復が不十分であって，措置の必要性が存在すると認められるので，独占禁止法第５４条第２項の規定により，主

文のとおり審決することが相当であると判断する。

平成１８年３月２８日

公正取引委員会事務総局

審判長審判官　　中　山　顕　裕

審判官　　相　関　　透

審判官　　高　橋　省　三

別紙１

公正取引委員会の５社に対する過去の措置一覧

番号	件名	措置区分	内容（関係法条）	措置年月日	被審人
1	川崎重工業㈱ほか５名	勧告 （勧告審決）	空調用大型吸収式冷凍機の販売価格引上げを決定していた。 （３条後段）	S49.6.26 (S49.7.19)	川崎重工業
2	石川島播磨重工業㈱ほか３６名	勧告 （勧告審決）	官公庁の発注する水門等の工事について，受注予定者を決定していた。 （３条後段）	S54.10.30 (S54.12.4)	日立造船 JFEエンジニアリング 三菱重工業 川崎重工業
3	㈱小松製作所ほか６名	警告	共同して，油圧式ショベルの需要者渡しの目標最低販売価格を決定していた疑い。 （３条後段）	S61.11.26	三菱重工業
4	米軍工事安全技術研究会の会員６９名及び鹿島建設㈱	課徴金納付命令 警告	在日米国海軍が発注する建設工事について，受注予定者を決定していた。 （３条後段，８条１項１号）	S63.12.8	日立造船
5	㈱環境管理センターほか１６名	警告	埼玉県，千葉県，東京都又は神奈川県の区域に所在する市町村等が指名競争入札の方法により発注するごみ処理施設に係るダイオキシン類測定分析業務について，受注予定者を決定していた疑い。 （３条後段）	H11.4.28	タクマ
6	㈱荏原製作所ほか４名	警告	市町村等の地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注する１日当たりのごみ処理能力が１５０トン以下の流動床式燃焼装置を採用するごみ焼却施設の建設工事について，平成７年３月ころ以降，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。 しかし，平成８年度以降，指名競争入札等に５社以外の者が多数参加するようになったため，受注予定者の決定に至らない場合が著しく増加した。 （３条後段）	H11.8.13	川崎重工業
7	浅野工事㈱ほか２０名	警告	九州地区の市町村等の地方公共団体が指名競争入札の方法により発注する農業集落排水事業に係る汚水処理施設の機械・電気設備設置工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにするための方策等を協議し，検討していた疑い。 （３条後段）	H11.10.5	タクマ 三菱重工業
8	三菱重工業㈱ほか７名	警告	海上自衛隊が発注する護衛艦等の定期検査及び年次検査の入札において，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた疑い。 （３条後段）	H13.4.9	日立造船 JFEエンジニアリング 三菱重工業
9	㈱荏原製作所ほか１３名	勧告 （審判開始決定）	東京都が一般競争入札等の方法により下水道局において発注する下水道ポンプ設備工事について，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。 （３条後段）	H16.3.30 (H16.5.12)	三菱重工業

受注予定者決定済み工事　　別紙２

査第194号証別紙2における番号	地方公共団体名(施設名)	入札日	落札業者	受注予定者	備　考	証　拠(査号証)
1	西海岸衛生処理組合	平成10年12月28日	日立造船	日立造船		77, 78 129
2	大阪市(平野工場)	平成11年02月08日	JFEエンジニアリング	三菱重工業	特命随意契約	89
3	春日井市	平成11年05月25日	JFEエンジニアリング	JFEエンジニアリング		106①
4	常陸太田地方広域事務所	平成11年05月28日	タクマ	タクマ		155
6	千葉市(新港工場)	平成11年05月31日	川崎重工業	川崎重工業		89, 106①
8	富山地区広域圏事務組合	平成11年06月18日	タクマ	タクマ		89
12	筑西広域市町村圏事務組合	平成11年07月19日	クボタ	タクマ	5社の中ではタクマが最低価格で入札	89
15	東京都(多摩川清掃工場)	平成12年01月24日	石川島播磨重工業	川崎重工業	5社入札不参加	81
17	八街市	平成12年05月19日	ユニチカ	タクマ	5社の中ではタクマが最低価格で入札	89
18	所沢市	平成12年05月25日	JFEエンジニアリング	川崎重工業		89
20	佐賀市	平成12年05月29日	荏原製作所	JFEエンジニアリング	5社入札不参加	89
25	弘前地区環境整備事務組合	平成12年08月31日	清水JV	5社	5社入札不参加	137,138
29	仙台市(松森工場)	平成12年12月08日	三菱重工業	三菱重工業		89
36	栗東町	平成13年01月17日	クボタ	三菱重工業	5社の中では三菱重工業が最低価格で入札	89
40	新宮市	平成13年06月06日	JFEエンジニアリング	JFEエンジニアリング		89
44	(財)宮崎県環境整備公社	平成14年07月30日	三菱重工業	日立造船	市場外工事6件のうち1件	89, 106② 107①
51	大阪市(東淀工場)	平成16年02月06日	日立造船	日立造船		89
54	藤沢市	平成16年07月28日	タクマ	タクマ	公募型ﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙ方式による発注	89